履修の手引

２０２１（令和３年度）

愛知教育大学

■　教育学部（学校教員養成課程，教育支援専門職養成課程）

入学者の受入れに関する方針【アドミッション・ポリシー】

愛知教育大学は，広域の拠点的役割をはたす教育大学として，人間理解と真理探究に努め，教育が直面する現代的課題への対応力を有し，子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています。学校教員養成課程では，幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教員として活躍できる専門的な知識・技能を有し，教育諸課題に適切に対応できる教員の養成を目的としています。 そこで，次のような人を求めています。

◎　子どもの成長に関わることに喜びを感じ，将来，教員や専門職として学校教育に携わる強い意欲を持つ人

◎　確かな基礎学力を有し，関連する幅広い分野の学びに関心を持つ人

◎　創造力や探究心を持つ人

◎　多様な考えや価値観を持つ人を認め，自らの考えを表現しながら協働できる人

◎　学校と地域社会との関わりに関心があり，地域の活動に参加することができる人

教育課程の編成及び実施に関する方針【カリキュラム・ポリシー】

愛知教育大学は，広域の拠点的役割をはたす教育大学として，人間理解と真理探究に努め，教育が直面する現代的課題への対応力を有し，子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています。

この使命を達成し，ディプロマ・ポリシーに基づいた学生を育成するために，以下の科目等で教育課程を編成・実施し，授業目標への到達度で成績評価を行うとともに，セメスター毎の評価を学修ポートフォリオに蓄積することにより，学生が学びの履歴を確認できる機会を提供します。

◎　大学での学びの入り口として，深い教養を身に付ける必要感や目指す職業人の魅力や 社会的意義を認識し，主体的な問題発見及び問題解決能力を育成するための基礎教養科目

・　多様な学修歴を有する入学者に対応できるように，大学生活や社会に出る準備段階としての学修意欲を高め，学習規律を身に付ける【初年次演習】や【キャリアデザイン科目】を設定します。

・　学校現場で求められている「課題を発見する力」「情報を読み取る力」「複眼的に物事をとらえる力」「他者と協働する力」「解決に導く力」等の主体的な問題発見及び問題解決能力や能動的な学修活動能力を育成する【課題探究科目】を設定します。

◎　教職及び教育を支える専門職に必要な資質・能力の基礎を育成するための教育実践教養科目 ・教育実践を支える職業人の役割について考えるとともに，新しい持続可能な社会に向けた， ユニバーサルデザインの学校教育の基盤について，多面的に捉えて理解する【教職教養科目】を設定します。

・　学校現場で対応の要望が高まる外国人児童生徒支援教育，学校安全等を題材に， 新しい教育の機会均等やマネジメントの在り方について探る【現代的教育課題対応科目】 を設定します。

・　子どもの生活実態を知り，子どもとのコミュニケーション能力を養い，感性を磨くなど，教育実践を支えるための実践力を高めることを目的に，附属学校や国内外の連携協力校，地域社会等の協力を得て実施する【実践力育成科目】を設定します。

◎　各課程において教職又は教育支援専門職としてのキャリアの形成及びその専門性を高めるための専修科目 ・学校教員養成課程では，教職の基礎となる理論や指導実践に関わる知識と経験を修得する教職課程対応科目群からなる【専攻基礎科目】と専門領域の精深な知識を修得して教職に求められる学識と能力を培う【専攻科目】を設定します。

・　教育支援専門職養成課程では，学校教育とそれを支える分野の基礎的な理論と実践に関わる 知識と経験を修得する【教育学基礎科目】【教育支援科目】と，専門領域の精深な知識を 修得して各

専門職に求められる学識と能力を培う【専攻科目】を設定します。

◎　大学での学びと実践を結び付ける，往還的学修のための実習科目

・　学校教員養成課程では，3 年次以降に実践的な模擬指導演習や学校現場での教育実習で，身に付けた専門性を試行して学修の到達を振り返る場として【教育実践開発科目】を設定します。

・　教育支援専門職養成課程では，支援の実際を学び，知識と技術を統合する場として【心理臨床・実践領域科目】【社会福祉実習】【学校・自治体インターンシップ】等を設定します。

◎　大学での学びの集大成としての卒業研究　・専門分野に関わり，自ら研究テーマを設定し，文献調査，実地調査，質問紙調査，実験，制作 などを通して学術的に探究し，まとめ，発表する【卒業研究】を設定します。

卒業の認定に関する方針【ディプロマ・ポリシー】

愛知教育大学は，広域の拠点的役割をはたす教育大学として，人間理解と真理探究に努め，教育が直面する現代的課題への対応力を有し，子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています。 そこで，規定の年限在学し，以下のような資質・能力を身に付けるとともに，所定の単位を取得した人に学士（教育学）の学位を授与します。

◆　学校教員養成課程

◎　学校教員として求められる基本的な資質・能力と実践的指導力　・子どもの個性を尊重し，一人一人に寄り添い学びを支援する力　・学校教育の意義や今日的な課題を理解し，先端技術を効果的に活用しながら，　子どもの豊かな学びの実現に向けて実践する力　・学校安全と多様な子どもに対応できる基礎的な知識を身に付け，適切に学級経営を行う力

◎　同僚，保護者や地域社会等と連携し協働する態度

◎　自己を振り返り，絶えず向上心をもって学び続ける姿勢

□　幼児教育専攻では，子どもの発達過程を理解し，一人一人に応じた教育・保育を適切に行う力

□　義務教育専攻では，子ども理解に基づく生活指導や生徒指導，学級経営と，綿密な教材研究に基づく的確な学習指導を適切に行う力

□　高等学校教育専攻では，専門的な資質・能力を身に付け，教科の指導や学習方法の開発を行う力

□　特別支援教育専攻では，多様な障がいのある子どもの状態と教育的ニーズを把握し，生活指導や学習指導，自立活動等の指導及び支援を適切に行う力

□　養護教育専攻では，学校におけるすべての教育活動を通して，健康教育と健康管理を適切に行い，　子どもの発育・発達の支援に向けてコーディネートする力

◆　教育支援専門職養成課程

◎　教育を支える専門職として求められる基本的な資質・能力と実践力　・子ども，保護者及び教員が抱える問題に，幅広い教養と市民感覚に基づいて柔軟に対応する力　・専門職としての基本的な知識・技能を身に付け，多職種と連携・協働して，諸課題に取り組む力

◎　同僚，保護者や地域社会等と連携し協働する態度◎自己を振り返り，絶えず向上心を持って学び続ける姿勢

□　心理コースでは，心理の基礎から応用までを学び，心理支援において課題を解決する力

□　福祉コースでは，人と環境に焦点をあて，子どもや家庭・地域の課題を理解し，社会資源を活用しながら当事者と共に課題を解決する力

□　教育ガバナンスコースでは，学校事務等の公益的な教育や行政のさまざまな調整や戦略的企画の立案・推進等を通して，学校・地域等の課題を解決する力

目　　次

『履修の手引』について …… 1
教務企画課業務案内 …… 1
第一共通棟１階学生サポートセンターの案内 …… 1
掲示について …… 1

教育課程と履修方法

Ⅰ　教育課程 …… 3
1　教育課程 …… 3
2　科目区分の構成 …… 3
3　単位 …… 4
4　授業 …… 5
5　履修登録 …… 6
6　試験 …… 7
7　不正行為 …… 8
8　成績 …… 9
9　卒業研究 …… 10
10　学位の授与 …… 11
11　休講 …… 11
12　自由科目 …… 12
13　大学以外の教育施設等における学修の単位認定 …… 12
14　既修得単位の取扱い …… 13
15　転課程・転専攻（コース）等 …… 14
16　休・復・退学 …… 15

Ⅱ　履修基準 …… 16
1　卒業要件（最低修得単位数） …… 16
2　学年別履修基準
(1) 学校教員養成課程 …… 18
(2) 教育支援専門職養成課程 …… 20

Ⅲ　授業科目の内容及び履修要領 …… 23
1　共通教育科目 …… 23
(1) 教養科目 …… 23
(2) 日本国憲法 …… 26
(3) 情報教育入門 …… 26

(4) 外 国 語 科 目 …… ２７
(5) ス ポ ー ツ 科 目 …… ２７
２ 自 由 科 目 …… ２７
３ 科目区分の特例 …… ２８
共通教育科目等履修課程表 …… ２９
４ 学校教員養成課程の専門教育科目 …… ３３
(1) 幼児教育専攻の履修要領 …… ３５
(2) 義務教育専攻の履修要領 …… ３９
(3) 高等学校教育専攻の履修要領 …… ６５
(4) 特別支援教育専攻の履修要領 …… ７７
(5) 養護教育専攻の履修要項 …… ８５
５ 「実践的な指導力の育成」を目指す教育実習について …… ８９
(1) 教育実習 …… ８９
(2) 用語の定義 …… ８９
(3) 実践的指導力の育成を目指す教育実習等の概要 …… ９０
(4) 教育実習の時期及び参加対象学生並びに実習校 …… ９２
(5) 参加資格 …… ９２
(6) 教育実習の特例措置 …… ９２
(7) 介護等体験について …… ９３
６ 「現代的教育課題に対応できる教員」の養成 …… ９５
副免許状の取得 …… ９５
７ 教育支援専門職養成課程 …… １０５
(1) 教育支援専門職養成課程の教育課程編成の特色 …… １０５
(2) 教育支援専門職養成課程の専門教育科目 …… １０５
(3) 教育支援専門職養成課程の履修要領 …… １０６
(4) 教育支援専門職養成課程の科目編成と履修要領 …… １０７
教育支援専門職養成課程履修課程表 …… １０８
８ 教育に関連した資格の取得 …… １１５
① 学校図書館司書教諭（学校教員養成課程） …… １１５
② 保育士（幼児教育専攻） …… １１５
③ 社会教育主事（社会教育士） …… １１８
④ 社会福祉主事 …… １１９
⑤ 社会福祉士受験資格（福祉コース） …… １２０
⑥ ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｸ教育課程修了資格（福祉コース） …… １２２
⑦ 公認心理師受験資格（心理コース） …… １２２
⑧ 教育メディエーター資格（教育ガバナンスコース） …… １２４

学 内 諸 規 則

・ **学 内 諸 規 則**

愛知教育大学学則 …… １２５

愛知教育大学学位規程 …… １４５

愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程 …… １４８

愛知教育大学教育学部教育課程規則 …… １５８

特別な事由による欠席に関する取扱要項 …… １７０

付　　録

・ **教育関係諸法規**

教 育 基 本 法 …… １７３

学 校 教 育 法（抄） …… １７５

大 学 設 置 基 準（抄） …… １７９

大学設置基準第29条第１項の規定により，大学が単位を与えることのできる学修を定める件（抄） …… １８２

学 校 図 書 館 法（抄） …… １８２

学校図書館司書教諭講習規程（抄） …… １８３

社 会 教 育 法（抄） …… １８３

社会教育主事講習等規程（抄） …… １８４

社会福祉法（抄） …… １８５

社会福祉主事の資格に関する科目指定 …… １８６

児童福祉法（抄） …… １８６

児童福祉法施行令（抄） …… １８７

児童福祉法施行規則（抄） …… １８７

児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法 …… １８８

社会福祉士及び介護福祉士法（抄） …… １８９

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（抄） …… １９０

社会福祉に関する科目を定める省令 …… １９１

公認心理師法（抄） …… １９４

公認心理師法施行規則（抄） …… １９５

・ 教育職員免許法（抄） …… １９９

・ 教育職員免許法施行規則（抄） …… ２０６

・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 …… ２２１

・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（抄） …… ２２２

○　**『履修の手引』について**

この冊子には，本学で開設されている授業科目や卒業に必要な単位数，教員免許状や各種資格取得に必要な科目や単位数の他に，授業を履修する際に必要な手続きや学内諸規則などが記載されています。必ずこの冊子をよく読み，履修する授業を決定し，授業に臨んでください。

○　**教務企画課業務案内**

教務企画課では，教育課程の編成に関すること／授業に関すること／試験や成績に関すること／教員免許状や各種資格取得に関すること／成績証明書等に関すること／教育実習に関すること／介護等体験に関すること／学籍に関することなどについて取り扱っています。

○　**第一共通棟１階学生サポートセンターの案内**

第一共通棟１階北側に学生サポートセンター（愛称：アイリス スクエア）があります。
そこに，教務企画課及び学生支援課があります。
事務室の窓口対応時間は，月曜日から金曜日　８：３０～１７：００　となっています。

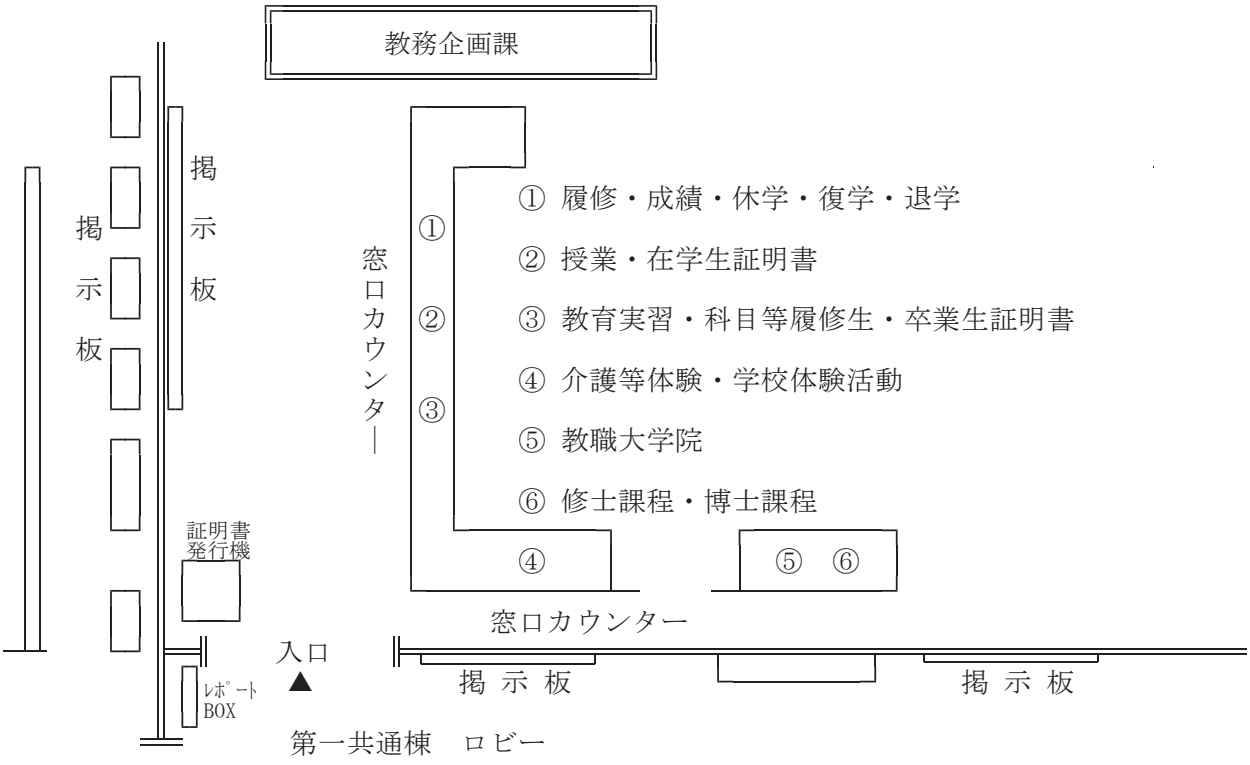

○　**掲示について**

大学から学生の皆さんへの連絡等については，原則としてインターネットを使用するシステムである学務ネットによって行います。この学務ネットはICT教育基盤センター利用申請により交付されたＩＤとパスワードで閲覧ができます。学生の皆さんは必ず学務ネットで情報を取得する習慣をつけてください。

また，学務ネットに公開した内容については，公開日から皆さんが内容を承知したこととして取り扱いますのでご承知ください。学務ネットを見なかったことにより不都合や不利益を招くようなことがあっても，それを理由に異議を申し立てることはできません。

なお，学務ネットを閲覧できる環境または手段がない場合は，学生サポートセンターにネットワ

ークに接続したパソコンが常設してありますので利用してください。

「履修の手引」の見方

◎　この「履修の手引」において，課程，専攻，コース等をまとめて表現する場合は，「課程・専攻（コース）等」と表記しています。

◎　履修課程表の見方

履修課程表は，縦二重線から左欄に大学の開設授業科目及び履修方法（卒業要件）を，右欄に免許法上の科目区分及び取扱方法を示します。

義務教育専攻　履修課程表

E　教育科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目	発達と学習の心理学	講義	a2								必修		教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	●	●	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	●	●	
			教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	×	●	●	●	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					必修		生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び道徳の理論及び指導法	×	●	●	×	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				必修			総合的な学習の時間の指導法	×	●	●	●	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			必修			特別活動の指導法	×	●	●	●	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	●	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			必修			生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。）	×	●	●	●	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	●	●	

免許法上の取扱いは次のとおりであり，履修課程上の必修・選択を示すものではありません。詳しくは教務ガイダンス及び修学支援係で指導を受けてください。

●印は，免許状取得のための必修科目を示します。
○印は，免許状取得のための選択科目を示します。
×印は，免許状取得対象外の科目を示します。
□印は，教育実習の隣接校種関係を示します。（●で実習を行うと□の免許状申請にも使用可能。）
△印は，免許法上「大学が独自に設定する科目」の単位として扱われることを示します。

※いずれも科目の優劣を決めるものではありません。専攻等ガイダンスで指導を受けてください。

教育課程と履修方法

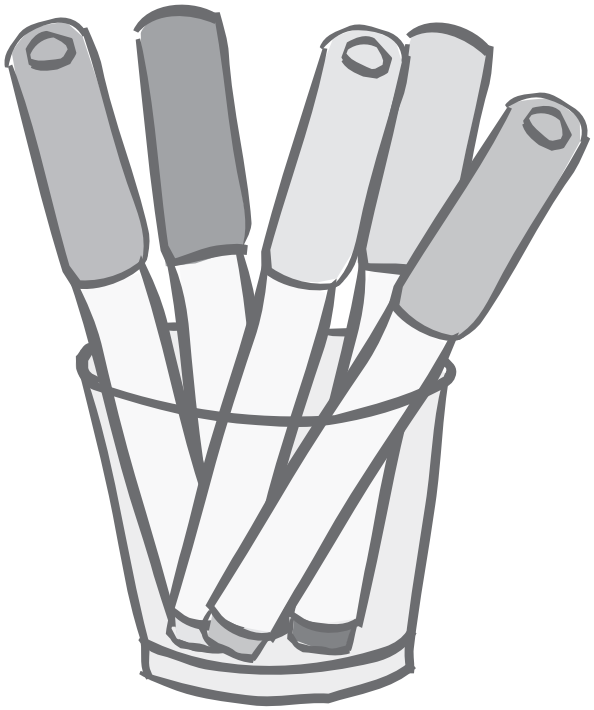

教育課程と履修方法

Ⅰ　教　育　課　程

1　教育課程

愛知教育大学は、広域の拠点的役割をはたす教育大学として，人間理解と真理探究に努め、教育が直面する現代的課題への対応力を有し，子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています

2　科目区分の構成

教育課程は，次の科目区分によって構成し略号を用いています。

○　教　養　科　目	Liberal Arts	L
○　日本国憲法	Constitution of Japan	CJ
○　情報教育入門	Computer Literacy	C
○　外国語科目	Foreign Languages	F
○　スポーツ科目	Sports	Sp
○　専門教育科目		
（学校教員養成課程）		
初等教科内容科目	Subject Studies	S2
中等教科内容科目	School Subjects	S
保育内容科目・幼児教育専攻科目	Early Childhood Education	Sc
学校教育科学専修科目	Advanced Studies for Educational Sciences	Se
生活・総合専修科目	Advanced Studies for Living Environment Studies	Sl
日本語支援専修科目	Teaching Japanese as a Foreign Language	Sj
ICT活用支援専修科目	Studies for Informatics	Si
特別支援教育専攻科目	Special Needs Education	Ss
養護に関する科目・養護教育専攻科目	School Health Education	Sh
初等教科教育法科目（小学校の教科教育法科目）	Teaching Methodology	M1
中等教科教育法科目（中学校及び高等学校の教科教育法科目）	Curriculum and Teaching Methodology	M2
保育内容指導法科目	Teaching Methodology of Early Childhood Education	Mc
教　育　科　目	Studies for Educational Sciences	E
（教育支援専門職養成課程）		
課程内共通科目	Basic Studies	BS
専　攻　科　目	Major Studies	MS

３　単　　位

大学の教育課程の履修は単位組織（Credit system）に構成され，どのようにして単位を修得させるかについて立案されています。さて，単位とは一般にunitの語を用いる人もありますが，ユニットは単に数量的な意味だとすれば適当な語ではありません。

単位は，ある課程や授業を修了した後に与えられる「資格」あるいは「信用」であると解すれば，むしろクレジット（Credit）の語が適切です。このクレジットすなわち一つの授業科目（講義，実験，実習又は演習など）の単位を修得して大学を卒業するための資格が公認されるためには，その科目又は課程内容の価値評価が最も大切なものとなります。

したがって，単位制度は大学における教育の骨格に血と肉を加えて生命を与える重要な役割をなすものであり，単位の授与は一つの授業科目を履修した者に対し，試験の上授与されるものです。

授業方法と単位との関係は，大学設置基準に基づき各大学でその授業科目の内容等を勘案して定めています。本学の各授業科目の単位数は，教室内及び教室外を合わせて，４５時間の履修時間をもって１単位と計算することと定め，１時限は２時間（９０分），１学期（半年）の授業回数を１５回として，次のように学習時間及び単位数を設定しています。

○　講義は１時限の教室内の授業に対して，２時限分の教室外での事前学習及び事後学習（以下「自習学習」という。）を行って２単位

○　演習Ａは，１時限の教室内の演習授業に対して，0.5 時限分の自習学習を行って１単位

○　演習Ｂは，１時限の教室内の演習授業に対して，２時限分の自習学習を行って２単位

○　実験・実習又は実技Ａは，1.5 時限の教室内の実験・実習又は実技を行って１単位

○　実験・実習又は実技Ｂは，１時限の教室内の実験・実習又は実技及び教室外の実験・実習又は実技の結果のまとめや自主練習等の学習を行って１単位となります。

以上により，各授業科目の単位数と教室内の履修時間は次のように定めています。

科目区分・時間	単位		学期完了の単位数
教養科目	a講義	45 90 分	1 2 単位
	b演習Ａ	90	1
	c実習Ｂ	90	1
日本国憲法	a講義	90	2
情報教育入門	b演習Ｂ	90	2
外国語科目	b演習Ａ	90	1
スポーツ科目	b演習Ａ	90	1
初等教科内容科目	b演習Ａ	90	1
中等教科内容科目 保育内容科目 幼児教育専攻科目 学校教育科学専修科目 生活・総合専修科目 日本語支援専修科目 ICT活用支援専修科目 特別支援教育専攻科目 養護教育専攻科目 義務教育専攻科目 高等学校教育専攻科目	a講義	45 90	1 2
	b演習Ａ	90	1
	b演習Ｂ	90	2
	実験Ａ c実習Ａ 実技Ａ	135	1
	実験Ｂ c実習Ｂ 実技Ｂ	90	1

科目区分・時間	単位		学期完了の単位数
初等教科教育法科目 中等教科教育法科目	a講義	90 分	２単位
保育内容指導法科目	b演習Ｂ	90	2
教育科目 教育実践開発科目	a講義	90	2
	b演習Ｂ	90	2
	b演習Ｃ	45	1
	c実習Ｂ	90	1
課程内共通科目	a講義	90	2
(教育支援専門職養成課程) 専攻科目	a講義	90	2
	b演習Ａ	90	1
	b演習Ｂ	90	2
	c実験Ａ 実習Ａ	135	1
	c実験Ｂ 実習Ｂ	90	1

(注)　表中，ａ，ｂ，ｃは授業方法の略号で，ａ＝講義，ｂ，ｂ＝演習，ｃ，ｃ＝実験，実習又は実技を表し，単位と合わせて例えば講義１単位をａ１のように示す。

４　授　　業

(1)　１年間の授業期間

本学では，１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，３５週にわたることを定めています。そして，学期を前期（４月１日～９月３０日），後期（１０月１日～翌年３月３１日）の２学期に区分（セメスター制）し，各授業科目の授業は原則として１５週にわたる期間を単位として行います。また，短期に集中して開講する集中講義を行うこともあります。

各学期の授業期間は概ね次のとおりです。

前　期　　４月第２週 ～ ８月第１週

後　期　１０月第３週 ～ ３月第１週

(2) 授業方法

授業の方法は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれを併用して行います。

(3) 授業時間

本学における授業の方法は，原則として月曜日から金曜日まで各５時限（水曜日は２時限）で実施します。

ただし，実験，実習又は実技の場合には時間を延長して行うことがあります。

各時限ごとの授業開始時刻及び終了時刻は，次のとおりです。

授　業　時　間

時　　限	授業開始　・　終了時刻
第 1 時限	９：１０　～　１０：４０
第 2 時限	１０：５０　～　１２：２０
第 3 時限	１３：２０　～　１４：５０
第 4 時限	１５：００　～　１６：３０
第 5 時限	１６：４０　～　１８：１０

(4)　「授業計画（シラバス）」

「授業計画（シラバス）」には，授業の目標や内容，使用する教科書や参考書，評価の基準や方法などが記載されています。シラバスをよく読み，授業選択の参考として，また自習学習のために活用してください。シラバスは，本学ホームページ（https://www.aichi-edu.ac.jp/）から閲覧することができます。

(5)　「履修方法」（授業時間割表）

新学期当初に学務ネットで公開される「履修方法」には，受講クラスの組分け表や，年間の授業時間割表が掲載されています。シラバスと共に自分が受講したい授業を選択するために活用してください。

(6) 時間割変更・教室変更

授業が開始されると，時間割が変更になったり，教室が変更される場合が多くあります。その都度学務ネット若しくは教務企画課の掲示板に掲示されますので常に確認するようにしてください。

(7) 授業欠席について

授業を欠席するときは事前若しくは後日，授業担当教員へ直接欠席の報告をして指示を受けてください。ただし，以下の事由により授業(実習及び集中講義を除く)を欠席する場合は，欠席した事由を証明するものを持参の上，教務企画課まで申し出てください。

① 感染症に罹患したことにより，出席停止の措置を受けた場合
② 親族が死亡した場合
③ 災害等により罹災した場合
④ 大学が指定する災害等ボランティア活動に参加した場合
⑤ 診断書又は健康支援センターの意見等により，学長が必要と認めた場合

※詳細は１７０頁・「特別な事由による欠席に関する取扱要項」を確認してください。

5 履 修 登 録

(1) 履修登録手続

各学期の授業を受ける際に必要な手続きとして，履修登録があります。履修登録をするためには「学務ネット」にて受講科目の履修登録をすることが必要です。履修登録されていない授業科目は履修することができず，たとえその授業科目の定期試験等を受験したとしても単位は与えられません。

履修登録手続きについての取り扱いは次のとおりです。

履修登録の方法と期日

① 履修登録は，授業開始前までに学務ネットにより登録することとします。
② 履修登録の変更は，原則として授業開始後２週間とし，学務ネットでの変更とします。
③ 学務ネットによる履修登録ができない科目があった場合は，授業開始２週間以内に教務企画課窓口への申し出をしてください。

なお，履修登録の変更は授業開始後２週間以内とし，その後の変更は認められません。

(2) 履修登録単位数の制限（キャップ制）

本学では，学生の主体的な学習を促し，充実した授業展開（教室における授業だけでなく教室外学習も必要）を実現するために，履修登録単位数の制限（キャップ制）が導入されています。各学期の履修登録単位数は，各学期２４単位を上限とします。

ただし，卒業研究を履修する学年においてはその学習時間を確保するために，学校教員養成課程では各学期１７単位，教育支援専門職養成課程は各学期１５単位とします。なお，卒業研究の単位はキャップ制の単位には含みません。

また，以下の科目については履修登録単位数の制限外（キャップ外）となります。

① 教育実習及びこれに準ずる実習の授業科目
② 教育実践教養科目で開設する実践力育成科目
③ HATO 四大学（北海道教育大学（H)，愛知教育大学（A)，東京学芸大学（T)，大阪教育大学（O)）単位互換協定により行う授業科目
④ 学校図書館司書教諭の資格取得のための授業科目
⑤ 社会教育主事の資格取得のための授業科目(自由科目に限る)

ただし，④～⑤の自由科目として開設する資格取得に関する科目については，資格取得に必要な科目の単位修得を完結する意思を持つ者に限ります。

(3) 履修登録上の注意

次の場合は履修登録できません。

① 履修登録単位数の制限を超える授業科目

② 上級学年で開講される授業科目

③ すでに合格した授業科目

④ 同一の授業科目の，同一学期内での二重登録

(4) 再履修する場合及び他学年・他専攻（コース）等で開設される科目の履修

再履修などで下級学年の授業を受ける場合で再履修者用に開設された授業がある場合は，その授業を受講してください。また，他学年・他専攻（コース）等で開設される科目の授業を受ける場合は，その授業教室の規模・設備等により，その受講を制限されることがあります。

(5) 学務ネットの利用

本学では，学生個人の履修登録状況や大学からのお知らせなどについてインターネット上で閲覧ができるシステムを採用しています。本学ホームページ（https://www.aichi-edu.ac.jp/）からアクセスできます（ただし，ICT教育基盤センターが発行するＩＤとパスワードが必要です。）。

６ 試　　験

(1) 定期試験

定期試験は，各学期末に，筆記等による試験，口述試験又はレポート，作品若しくは実技の審査等によって行います。

(2) 受験資格

定期試験の受験資格は，原則としてその授業回数の１０回以上の出席を必要とします。

（ただし，集中講義など期間を集中して行う場合は，設定時間の２／３以上の出席が必要です。）

(3) 定期試験の受験方法

受験中は，身分証明書（学生証）を机の上に提示してください。

なお，受験当日に身分証明書を忘れた者は，教務企画課で「学生証明書」の交付を受け，机の上に提示してください。着席場所は，授業担当教員が特に指示した場合は，それに従ってください。上記の他，受験中は授業担当教員の指示に従ってください。

(4) 追試験・臨時試験・再試験

追試験は，病気・災害・忌引等の特別の事情がある場合，診断書等を添付し追試験許可願を教務企画課に提出することによって許可されることがあります。手続きについては，教務企画課窓口で受け付けます。

臨時試験は，その授業の担当教員が必要と認めたとき定期試験前に適宜行います。臨時試験の受験資格は，特に定めません。

なお，再試験は行いません。

(5) 単位の授与

当該授業の試験に合格した者に対し，所定の単位を授与します。

7　不　正　行　為

通常授業及び定期試験(追試験・臨時試験含む)(以下，定期試験等)における不正行為は，当該科目が不合格となるだけでなく，内容によっては当該学期に修得した全ての単位が取り消され，懲戒処分の対象となります。不正行為に該当する事項は以下のとおりです。

(1) 通常授業における主な不正行為

① 剽窃行為

ア　他人の論文，出版物，ウェブサイト，作品等からの不適切な引用

イ　他人が作成した論文等を，あたかも自らが作成したかのように見せかける行為

ウ　課題等を他人と示し合わせ，ほぼ同一の内容で提出する行為

エ　その他，剽窃行為に該当すると見なされる行為

② 代返行為・出席の虚偽報告

ア　形式を問わず，自己の出席報告を他人に行わせたり，他人に代わって出席報告を行う行為

イ　特別欠席届，長期欠席届等の欠席に関する証明書類を偽造したり，虚偽の内容を記入して提出する行為

ウ　介護等体験，学校体験活動等の課外実習において，実習への参加を証明する書類を偽造・改ざんする行為

エ　その他，代返行為・出席の虚偽報告に該当すると見なされる行為

(2) 定期試験等における主な不正行為

① カンニング行為

ア　他人の解答を見て答案を作成したり，他人に答案を見せる行為

イ　持込不可の試験における教科書やノート等の持込及び使用

ウ　他人と答案に関わる情報や物のやりとりをする行為

エ　持込不可の試験における机上への書き込み及びカンニングペーパーの使用

オ　使用が認められていない通信機器の持込及び使用

カ　組織的なカンニング行為

キ　その他，カンニング行為に該当すると見なされる行為

② 替え玉受験

ア　本人になりすませたり，他人からの依頼を受け，本人になりすまして定期試験等を受験する行為

イ　その他，替え玉受験に該当すると見なされる行為

③ 試験実施を妨げる行為

ア　試験監督者の指示，注意に従わず，試験の公平性を損なう恐れのある行為の継続

イ　答案用紙を提出せずに試験室外に持ち出す行為

ウ　試験終了後も筆記用具を持っていたり，解答を続ける行為

エ　他の学生の迷惑となる行為

オ　その他，試験実施を妨げると見なされる行為

※上記のことを依頼するだけでなく，依頼を引き受ける行為も不正行為となります。

８　成　　績

(1) 成績評価

成績評価は，授業担当教員が定期試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

評価の基準は，次のとおりです。ただし，一部の授業科目では合格を「可」，不合格を「否」として評価をします。なお，一度合格した単位は取り消すことができません。

成　績　評　価　の　基　準

判　定	評　　価	評価基準（100 点満点の場合）	
合　格	Ｓ	９０点以上	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている
	Ａ	８０点以上９０点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている
	Ｂ	７０点以上８０点未満	到達目標を達成し、良好な成績を修めている
	Ｃ	６０点以上７０点未満	到達目標を最低限達成している
不合格	Ｄ	６０点未満	到達目標に達していない

※定期試験の受験資格を失ったものについては，棄権したと見なし「棄」と評価されます。

下記の場合は単位を認定しません。

① 履修登録単位数の制限を超えて修得した単位

② 上級学年で開講された授業科目を受講して修得した単位

③ 合格した授業科目を再度受講して修得した単位

④ 同一の授業科目を並行受講して修得した単位のいずれか一方の単位

⑤ その他，定められた履修方法以外の方法により修得した単位

また，学則第７０条（入学前の既修得単位等の認定）及び第７１条（大学以外の教育施設等における学修の単位認定）に基づき認定した単位の成績評価は，「認」の評語とします。

(2) 海外留学生の成績評価の特例

学則第４９条により許可された学生が，海外に留学する当該学期に受講した授業（授業科目）の成績評価は，各授業（授業科目）の出席日数が３分の２以上ある場合，本人の願い出により，授業担当教員が別途考慮して定期試験を実施し，成績評価することがあります。

(3) 成績通知

前期成績通知は後期開始前の９月下旬頃に，後期成績通知は３月下旬頃に学務ネットにより公開します。詳細な公開日については，掲示でお知らせします。

(4) ＧＰＡ（Grade Point Average）制度

本学は，教育改善・学びの支援システムの充実の一環として，学生の履修した授業の成績評点の平均値をデータ化して，学生の履修・学習・進路等の指導・支援活動に活用するGPA（Grade Point Average）制度を導入しています。本学のGPA値は，以下の計算によって求められた数値です。

$$\text{GPA値} = \frac{\text{成績に応じた指標値（S=4，A=3，B=2，C=1，D=0）} \times \text{その科目の単位数　の合計}}{\text{指定した期間に履修した単位数の合計}}$$

（注）GPA算出の際は，「可」及び「認」について指標値2で算出します。

９　卒　業　研　究

(1) 履修資格

卒業研究を履修できる者は，本学に３年以上在学し，その履修年度において愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程第２７条又は第２８条に定める卒業要件を満たし得る見込みの者と定められています。

(2) 履修登録

卒業研究の履修学生は，当該課程又は専攻（コース）等代表から，卒業研究を履修する者を，その履修年度の４月３０日までに「卒業研究履修報告書」により，教務企画課へ提出されます。

なお，本学に３年以上在学した者で，翌年３月の卒業は無理であるが，翌年度の９月末日までには卒業要件を満たし得る見込みがあると指導教員及び教育研究責任講座が判断した場合は，９月３０日までに「卒業研究履修報告書」を教務企画課に提出することにより，後期からの履修を認めることができると卒業研究に関する取扱要領に定められています。

(3) 研究分野

卒業研究の研究分野は，学生の所属する課程又は専攻（コース）等の専門の分野から選定するものとします。

(4) 指導教員

卒業研究の指導教員は，学生の所属する課程又は専攻（コース）等の教育研究責任講座の教員とします。

(5) 論文及び作品の形式

①　論文は，学生の所属する課程又は専攻（コース）等の指定する用紙を使用するものとし，当分の間保存できる程度に製本したものとします。

②　作品は，学生の所属する課程又は専攻（コース）等の指定する規格内で作成し，あわせて，制作報告書を所定の様式により作成するものとします。

(6) 提出期間及び提出場所

①　研究業績（論文又は作品）は，次の各号に定める期間内に「卒業研究審査申請書」を添えて教務企画課へ提出するものとし，提出期間内の受付時間は，受付最終日を除き午前９時から午後５時までとします。ただし，休日は受付をしません。

ア　**12月10日から1月10日正午までに提出する課程又は専攻（コース）等**

【学校教員養成課程】

幼児教育専攻，義務教育専攻（国語専修，社会専修，日本語支援専修，英語専修）

高等学校教育専攻（国語・書道専修，地歴・公民専修，英語専修）】

【教育支援専門職養成課程】教育ガバナンスコース

イ　**1月5日から1月31日正午までに提出する課程又は専攻（コース）等**

【学校教員養成課程】

義務教育専攻（学校教育科学専修，生活・総合専修，ICT活用支援専修，算数・数学専修，理科専修，音楽専修，図画工作・美術専修，保健体育専修，ものづくり・技術専修，家庭専修）

高等学校教育専攻（数学専修，理科専修,）特別支援教育専攻，養護教育専攻
【教育支援専門職養成課程】福祉コース，心理コース

② ①にかかわらず，実技については，受付最終日の翌日から２月１５日までの間の，当該課程又は専攻（コース）等の定める日時及び場所で発表することをもって提出に代えます。

(7) 評価及び単位

卒業研究の評価は，総合評価とし，学校教員養成課程は６単位，教育支援専門職養成課程は１０単位とします。評価の区分は，愛知教育大学教育学部教育課程規則第１１条の第４項に定めるところによります。

(8) 提出日の変更

(2)及び(6)に定める指定日が休日の場合は，その翌日とします。

10 学位の授与

本学の教育課程を履修し，所定の課程を修め卒業した者には，学士の学位を授与します。
学位に関する事項は，「愛知教育大学学位規程」(P. 145) を参照してください。

１１ 休　講

休講の連絡は，学務ネットや学生サポートセンター（アイリススクエア）前に設置されている掲示板を通じてお知らせします。なお，授業開始後３０分を経過しても担当教員から休講の連絡がない場合，その授業は休講とします。

また，災害時等における休講の取扱いについては，次のとおり定めています。

◎ 気象情報発令時

西三河南部（岡崎市，碧南市，刈谷市，安城市，西尾市，知立市，高浜市，幸田町）又は西三河北西部（豊田市西部，みよし市）のいずれかの市町に暴風特別警報，大雨特別警報，暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合は臨時休講とします。ただし，午後２時３０分までの間に警報が解除された場合は，解除の２時間以後に開始する授業から平常に復します。

（注）上記以外の地域での発令やその他の警報・注意報では休講にはなりませんが，居住地や通学経路上の地域に上記警報等が発令されていて、通学に危険を伴う場合は、安全確保を優先し待機し，通学が可能となった後に遅滞なく授業担当教員にその旨申し出てください。

◎ 公共交通機関のストライキ

名古屋鉄道の電車又はバス部門がストライキにより不通となった場合は，臨時休講とします。ただし，午後２時３０分までの間にストライキが解除された場合は，解除の２時間以後に開始する授業から平常に復します。

○解除時間と授業開始

午前７時１０分までに解除	１限より授業
午前８時５０分までに解除	２限より授業
午前１１時２０分までに解除	３限より授業
午後１時００分までに解除	４限より授業
午後２時３０分までに解除	５限より授業
午後２時３０分までに解除されない場合	全日休講

１２　自由科目

「自由科目」として認められる科目は下記のとおり定められています。下記以外の科目を履修した場合は，単位を認定しません。

○　自課程・自専攻（コース）等の授業科目のうちで

・　自由科目に指定した授業科目

・　卒業要件を超える選択科目の授業科目（卒業要件を超えて修得した教養科目及び外国語科目の単位も含みます。）

○　他課程・他専攻（コース）等の授業科目

ただし，他課程・他専攻（コース）等の授業科目が，学校教員養成課程及び教育支援専門職養成課程の間にわたる場合は，次のとおりとします 。

学生の所属する課程	自由科目と認める範囲	備　　考
学校教員養成課程	(1)課程内共通科目(BS) (2)専攻科目(MS)	
教育支援専門職養成課程	(1)教科専攻科目(Ｓ) (2)幼児教育専攻科目(Sc) (3)学校教育科学専修科目(Se) (4)生活・総合専修科目(Sl) (5)日本語支援専修科目(Sj) (6)ICT活用支援専修科目(Si) (7)特別支援教育専攻科目(Ss) (8)養護教育専攻科目(Sh)	
教育支援専門職養成課程学生で社会教育主事資格取得希望者	社会教育主事資格取得希望者は上欄(1)から(8)のほか (9)教育科目(Ｅ)	将来社会教育主事の職に就く意思を持つ者で，資格取得に必要な教育科目に限ります。

・　幼稚園教諭２種免許状を取得するための授業科目を履修できるのは，義務教育専攻及び特別支援教育専攻の学生のみです。

・　学校図書館司書教諭の資格取得のための授業科目を履修できるのは，小学校，中学校，高等学校のいずれかの教員免許状を取得見込みの者のみです。

・　自専修及び入学時に定められた取得可能な免許教科に係るＭ２科目のみ履修可能です。

１３　大学以外の教育施設等における学修の単位認定

英語能力を判定するための各種資格（TOEFL／TOEIC／実用英語検定)で下記基準を満たした場合，本学において修得した単位として認定することができます。

(1) 認定単位及び基準

入学前あるいは入学後に下記の基準を満たした者は，最大４単位まで規定の英語の単位として認定します。

認定対象の本学 授業科目・単位数		大学以外の教育施設等における学修				
		ﾄｰｲｯｸ (TOEIC)	トフル（TOEFL）			英検
			PBT	CBT	iBT	
英語Ⅰ	１単位	600点以上	500点以上	170点以上	60点以上	１級 準１級
英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅠ	１単位	650点以上	520点以上	190点以上	68点以上	１級 準１級
英語ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝⅡ	１単位	700点以上	540点以上	210点以上	76点以上	１級 準１級
英語Ⅱ	１単位	750点以上	560点以上	230点以上	84点以上	１級

(2) 単位認定手続

教務企画課で申請用紙を請求してください。

必要事項を記入後，課程・専攻・コース等の指導教員から認印をもらった上で，各学期の履修登録期間内に証明書を持参し認定手続を行ってください。

(3) 単位の認定

・単位認定が認められた場合は「単位認定通知書」を渡します。

・単位の認定は教務企画委員会において行います。次に該当する場合は単位を認定しません。

① すでに，他の大学又は短期大学及び外国の大学における修得単位として６０単位以上を認定されている場合

② すでに，英語コミュニケーション及び外国語科目（英語Ⅰ・Ⅱ）の単位を修得済の場合

③ 申請学修科目が申請時において当該資格取得後２年を経過している場合

14 既修得単位の取扱い

本学に入学する前に他の大学又は短期大学で修得した単位を，本学の単位として認定する制度があります。この既修得単位の取扱いは，次のとおりです。

(1) 既修得単位の認定を受ける場合は，次の書類を入学年度の入学式後１０日以内に教務企画課に提出しなければなりません。

① 既修得単位認定申請書

② 認定申請授業科目明細書（シラバス等の授業内容がわかる文書）

③ 学業成績証明書

(2) 既修得単位の認定を申請した授業科目は，既修得単位の認定が確定するまでは，その授業科目を履修してください。単位認定された場合は，履修取消しの届出を教務企画課で行ってくだ

さい。

(3) 単位認定の条件は，学則第７０条第２項の範囲内で，かつ同授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り，本学で開設されている授業科目の単位数を認定します。それが満たされない場合は認定しません。

(4) 詳細については，教務企画課の窓口で確認してください。

１５　転課程・転専攻（コース）等

転課程・転専攻（コース）等（以下「転課程等」という。）とは，学生が志望変更や健康上の理由により，所属する課程又は専攻（コース）等から他の課程又は専攻（コース）等に異動することを言います。

転課程等については，次のとおり定められています。

(1) 転課程等の時期

転課程等の時期は，第３学年又は第４学年のいずれかの開始時とします。

(2) 転課程等の回数

転課程等を許可できる回数は，１回限りです。

(3) 転課程等の受入数

各課程及び専攻（コース）等における転課程等の受入数は，各入学定員（受入学生数）の１０％が上限です。ただし，受入数が１名に満たない場合は，１名とします。

(4) 出願条件

転課程等を希望する学生は，申請学年の前期までに，教育課程に定める共通科目の単位数の８０％以上の修得を原則とし，かつ，残りの在学期間内に卒業することが可能な者とします。

(5) 手　続

転課程等を希望する学生は，所属する課程又は専攻（コース）等の代表及び指導教員の承認を得て，次の書類を１１月２０日までに教務企画課へ提出しなければなりません。

①　転課程・転専攻（コース）等志願票

②　健康診断書（健康上の理由の場合に志願票に添付します。）

(6) 選考方法

選考は，志願先の課程又は専攻（コース）等において，書類審査及び面接又は学力試験（実技試験を含む。）により１２月２０日までに実施し，翌年２月上旬の教務企画委員会において決定します。

(7) 在学期間

在学期間は，転課程等前の在学期間を含めて最長８年とします。

(8) 既修得単位の認定

次の各科目の場合，既修得単位として認定することができます。

a　共通科目

b　上記以外の科目で同一科目である科目（共同開設科目を含みます。）

c　当該教育課程が自由科目として認める科目

(9) 特例措置

健康上の理由で転課程等を志望する者があった場合は，その都度，選考することができるものとし，許可された者の転課程等の時期は，各学期の開始時とします。

(10) 提出日の変更

(5)及び(6)に定める指定日が休日の場合は，その翌日とします。

(11) その他

転課程等を行った場合は，通算４年間で卒業できなくなることがあることを承知しておいてください。

１６　休・復・退学

(1)　休学について

①　休学は，疾病など特別の理由により，引き続き３ヶ月以上修学できない場合に願い出ることができます。

②　休学期間は通算２年（医師の診断がある場合は通算３年）です。なお，休学期間は在学年数に加算されません。

③　休学期間中の授業料は，提出期日までに書類を提出した場合は全額免除されます。ただし，授業料納付期間中（前期４月中，後期１０月中）に提出した場合，授業料は一部免除となります。その他の期間はその期の授業料の全額を納入していただきます。

④　休学期間満了後，自動的に復学となりますので復学の手続きは必要ありません。ただし，休学を中断して復学したい場合，又は休学を継続したい場合には教務企画課にて別途手続きが必要となります。

⑤　授業料が未納となっている学生は休学手続きができません。

＊　授業料支払い義務は，学期開始日（前期４月１日，後期１０月１日）に発生します。

(2)　退学について

何らかの理由により，本学での修業を辞退したい場合，手続きをすることにより，退学することができます。ただし，授業料が未納となっている学生は退学手続きができません。

＊　授業料支払い義務は，学期開始日（前期４月１日，後期１０月１日）に発生します。

(3)　休学・退学の手続きについて

①　手続きの書類（休・退・復・転学願）を教務企画課で受け取ってください。

②　書類に必要事項を記入し，○保証人の署名，○指導教員の署名・捺印，○専攻・コース等代表教員の捺印を取得し，期日までに教務企画課へ提出してください。書類に不備がある場合や，それぞれ署名・捺印がない場合は受理できません。

〈休学願提出期限〉

原則として休学開始希望日の前々月末日(土日祝日と重なる場合はその前日)までに提出

前期から休学する場合……２月末日までに提出

後期から休学する場合……８月末日までに提出

〈退学願提出期限〉

原則として退学希望日の前月末日(土日祝日と重なる場合はその前日)までに提出

退学期日が前期最終日の場合……８月末日までに提出

退学期日が後期最終日の場合……２月末日までに提出

◎　休学・退学の手続きをする場合には，あらかじめ指導教員若しくは教務企画課にて相談してください。

Ⅱ　履修基準

1　卒　業　要　件

本学の教育課程を修め，「学士」の学位を得るために必要な科目及び単位数は次のとおりです。

(1)　学校教員養成課程

科目区分					履修方法	幼児教育専攻	義務教育専攻 学校教育科学専修	義務教育専攻 生活・総合専修	義務教育専攻 ICT活用支援専修	義務教育専攻 日本語支援専修	義務教育専攻 教科指導系10専修	高等学校教育専攻（国語・書道，数学，理科，英語専修）	高等学校教育専攻（地歴・公民専修）
共通教育科目	教養科目	基礎教養科目	初年次演習		必修	1	1	1	1	1	1	1	1
			キャリアデザイン科目		必修	2	2	2	2	2	2	2	2
			課題探究科目		選択	4	4	4	4	4	4	4	4
		教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	必修	2	2	2	2	2	2	2	2
				教育原論	必修	2	2	2	2	2	2	2	2
				特別支援教育基礎	必修	1	1	1	1	1	1	1	1
				発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	1	1	1	1	1	1	1	1
			現代的教育課題対応科目		必修	4	4	4	4	4	4	4	4
			実践力育成科目		必修	3	3	3	3	3	3	3	3
					選択	1	1	1	1	1	1	1	1
						4	4	4	4	4	4	4	4
	日本国憲法				必修	2	2	2	2	2	2	2	2
	情報教育入門				必修	2	2	2	2	2	2	2	2
	外国語科目	英語			必修	1	1	1	1	1	1	1	1
		初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	左の科目から1科目選択	選択	2	2	2	2	2	2	2	2
		英語コミュニケーション			必修	2	2	2	2	2	2	2	2
	スポーツ科目				必修	2	2	2	2	2	2	2	2
専門教育科目	専攻基礎科目	教育科目			必修	11	18	18	18	18	18	18	18
					選択	6							
						17							
		保育内容科目			必修	12							
		保育内容指導法科目			必修	10							
		初等教科内容科目			必修		10	10	10		10		
					選択	6				4			
		初等教科教育法科目			必修		20	20	20		20		
					選択	―				12			
		中等教科内容科目			必修						12	12	12
					選択		―	―	―	12	―	8	28
											12	20	40
		中等教科教育法科目			必修							8	8
					選択		―	―	―	2	2	―	―
												8	8
		養護に関する科目			必修								
	専攻科目	幼児教育専攻科目			必修	8							
					選択	11							
						19							
		義務教育専攻科目			選択		14	14	14	14	4	―	―
		高等学校教育専攻科目			選択							14	14
		特別支援教育専攻科目			必修		―	―	―		―	―	―
					選択								
		養護教育専攻科目			必修								
					選択								
	教育実践開発科目	初等教科教育開発I			選択		1	1	1	1	1		
		中等教科教育開発I			選択							1	1
		初等教科教育開発II			選択		1	1	1	1	1		
		中等教科教育開発II			選択							1	1
		学校教育実習の指導			必修	1	1	1	1	1	1	1	1
		学校教育実習（幼稚園）			必修	4							
		学校教育実習（小学校）			必修		4	4	4	4	4		
		学校教育実習(中学校・高等学校)			必修							4	4
		学校教育実習(養護実習)			必修								
		特別支援学校教育実習			必修	―	―	―	―	―	―	―	―
		保育実習・保育実習指導科目			選択	―							
		小学校教育実習			選択	―	―	―	―				
		中学校教育実習			選択		―	―	―	―	―	―	―
		高等学校教育実習			選択				―			―	―
		中学校教育実習(保健)			選択								
		教職実践演習			必修	2	2	2	2	2	2	2	2
	卒業研究				必修	6	6	6	6	6	6	6	6
自由科目					選択	19	19	19	19	19	15	21	1
合計						128	128	128	128	128	128	128	128

(2)　教育支援専門職養成課程

科目区分					履修方法	心理コース	福祉コース	教育ガバナンスコース	特別支援教育専攻	養護教育専攻
共通教育科目	教養科目	基礎教養科目	初年次演習		必修	1	1	1	1	1
			キャリアデザイン科目		必修	2	2	2	2	2
			課題探究科目		選択	4	4	4	4	4
		教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	必修	2	2	2	2	2
				教育原論	必修	2	2	2	2	2
				特別支援教育基礎	必修	1	1	1	1	1
				発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	1	1	1	1	1
			現代的教育課題対応科目		必修	4	4	4	4	4
			実践力育成科目		必修	3	3	3	3	3
					選択	1	1	1	1	1
						4	4	4	4	4
	日本国憲法				必修	2	2	2	2	2
	情報教育入門				必修	2	2	2	2	2
	外国語科目	英語			必修	1	1	1	1	1
		初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	左の科目から1科目選択	選択	2	2	2	2	2
		英語コミュニケーション			必修	2	2	2	2	2
	スポーツ科目				必修	2	2	2	2	2
専門教育科目	課程内共通科目	教育学基礎科目			必修	8	8	8	18	18
		教育支援科目			必修	6	6	6		
					選択	6	6	6		
						12	12	12		
	専攻科目				必修	8	9	18		
					選択	42	41	32	10	
						50	50	50		
	卒業研究				必修	10	10	10	20	
自由科目						16	16	16		
合計						128	128	128		

特別支援教育専攻	養護教育専攻
27	7
4	13
31	20
1	1
4	
3	
2	2
6	6
1	17
128	128

2 学 年 別 履 修 基 準

学年別履修単位数は次によります。（※　単位数は基準であり，実際に修得する単位数と異なる場合があります。）

(1)　学校教員養成課程

科目区分	履修方法	学年・学期別履修単位																																			
		幼児教育専攻									義務教育専攻																										
											学校教育科学専修									生活・総合専修									ICT活用支援専修								
		1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計
		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後	
共通教育科目 教養科目 基礎教養科目 初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教育実践教養科目 教職教養科目 教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4	－	1	1	2	－	－	－	－	4	－	1	1	2	－	－	－	－	4	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3 4	1	－	－	2	－	－	－	－	3 4	1	－	－	2	－	－	－	－	3 4	1	－	－	2	－	－	－	－	3 4
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1	－	－	－	－	1				1	－	－	－	－	1				1	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2	2		－	－	－	－	－	－	2	2		－	－	－	－	－	－	2	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2
外国語科目 英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語（ドイツ語／フランス語／中国語／ポルトガル語）左の科目から1科目選択	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2	1		1		－	－	－	－	2	1		1		－	－	－	－	2	1		1		－	－	－	－	2
専門教育科目 専攻基礎科目 教育科目	必修	3	－	2	－	4	－	2	－	11	2	－	2	2	6	4	2	－	18	2	－	2	2	6	4	2	－	18	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択					2	4			6																											
保育内容科目	必修		4	2	4	2				12																											
保育内容指導法科目	必修			2	4	2	2			10																											
初等教科内容科目	必修										4	3	3						10	4	3	3						10	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択	2	2	2						6																											
初等教科教育法科目	必修										－	－	6	4	2	4	4	－	20	－	－	6	4	2	4	4	－	20	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択																																				
中等教科内容科目	必修																																				
中等教科内容科目	選択																																				
中等教科教育法科目	必修																																				
中等教科教育法科目	選択																																				
養護に関する科目	必修																																				
専攻科目 幼児教育専攻科目	必修	2	2	2			2			8																											
幼児教育専攻科目	選択	1	1	2	2	2	2	1		11																											
義務教育専攻科目	選択											1	2	3	3	3	1	1	14		2	2	2	2	4	2		14		2	2	2	2	4	2		14
高等学校教育専攻科目	選択																																				
特別支援教育専攻科目	必修																																				
特別支援教育専攻科目	選択																																				
養護教育専攻科目	必修																																				
養護教育専攻科目	選択																																				
教育実践開発科目 初等教科教育開発I	選択										－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発I	選択																																				
初等教科教育開発II	選択										－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発II	選択										－	－	－	－	－		－	－		－	－	－	－	－		－	－		－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4																											
学校教育実習（小学校）	必修										－	－	－	－	－	4	－	－	4	－	－	－	－	－	4	－	－	4	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習(中学校・高等学校)	必修																																				
学校教育実習(養護実習)	必修																																				
特別支援学校教育実習	必修																																				
保育実習・保育実習指導科目	選択																																				
小学校教育実習	選択																																				
中学校教育実習	選択																																				
高等学校教育実習	選択																																				
中学校教育実習(保健)	選択																																				
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2	－	－	－	－	－	－	2		2	－	－	－	－	－	－	2		2	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6	－	－	－	－	－	－	6		6	－	－	－	－	－	－	6		6	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19	19								19	19								19	19								19
合計		18	20	16	16	13	15	3	8	128	16	15	17	15	13	17	7	9	128	16	16	17	14	12	18	8	8	128	16	16	17	14	12	18	8	8	128
		19									19									19									19								

日本語支援専修									教科指導系10専修									高等学校教育専攻（国語・書道専修，数学専修 理科専修，英語専修）									高等学校教育専攻（地歴・公民専修）									特別支援教育専攻									養護教育専攻								
1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計
前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後	
1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1
1	–	–	1	–	–	–	–	2	1	–	–	1	–	–	–	–	2	1	–	–	1	–	–	–	–	2	1	–	–	1	–	–	–	–	2	1	–	–	1	–	–	–	–	2	1	–	–	1	–	–	–	–	2
–	4	–	–	–	–	–	–	4	–	4	–	–	–	–	–	–	4	–	4	–	–	–	–	–	–	4	–	4	–	–	–	–	–	–	4	–	4	–	–	–	–	–	–	4	–	4	–	–	–	–	–	–	4
–	2	–	–	–	–	–	–	2	–	2	–	–	–	–	–	–	2	–	2	–	–	–	–	–	–	2	–	2	–	–	–	–	–	–	2	–	2	–	–	–	–	–	–	2	–	2	–	–	–	–	–	–	2
2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2
–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	1	–	1	–	–	–	–	–	–	1
–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1
–	1	1	2	–	–	–	–	4	–	1	1	2	–	–	–	–	4	–	1	1	2	–	–	–	–	4	–	1	1	2	–	–	–	–	4	–	1	1	2	–	–	–	–	4	–	1	1	2	–	–	–	–	4
1	–	–	2	–	–	–	–	3	1	–	–	2	–	–	–	–	3	1	–	–	2	–	–	–	–	3	1	–	–	2	–	–	–	–	3	1	–	–	2	–	–	–	–	3	1	–	–	2	–	–	–	–	3
–	–	–	–	1				1	–	–	–	–	1				1	–	–	–	–	1				1	–	–	–	–	1				1	–	–	–	–	1				1	–	–	–	–	1				1
2		–	–	–	–	–	–	2	2		–	–	–	–	–	–	2	2		–	–	–	–	–	–	2	2		–	–	–	–	–	–	2	2		–	–	–	–	–	–	2	2		–	–	–	–	–	–	2
2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2	2	–	–	–	–	–	–	–	2
1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1	1	–	–	–	–	–	–	–	1
–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2
–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2	–	1	1	–	–	–	–	–	2
1		1		–	–	–	–	2	1		1		–	–	–	–	2	1		1		–	–	–	–	2	1		1		–	–	–	–	2	1		1		–	–	–	–	2	1		1		–	–	–	–	2
2	–	2	2	6	4	2	–	18	2	–	2	2	6	4	2	–	18	2	–	2	2	6	4	2	–	18	2	–	2	2	6	4	2	–	18	2	–	2	2	6	4	2	–	18	2	–	2	2	6	4	2	–	18
									4	3	3						10																			4	3	3						10									
2	1	1						4																																													
									–	–	6	4	2	4	4	–	20																			–	–	6	4	2	4	4	–	20									
–	–	4	2	2	2	2	–	12																																													
									2	4	5	1					12	2	4	5	1					12	4	4		2	2				12																			
2	4	5	1					12											2		3	3				8			8	4	8	6	2		28																	
																					2	2	2	2		8						2	2	4	8																	
			2					2				2					2																																				
																																													4	8	4	3	9				28
			4	4	4	2		14						2	2		4																																				
																					4	4	4	2		14				4	4	4	2		14																	
																																				4	6	5	3	3	1	1	4	27								
																																							1	2	1			4									
																																														1		2		3	1		7
																																													2		2	2	2	3	2		13
–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	–	1																																				
																		–	–	–	–	1	–	–	–	1	–	–	–	–	1	–	–	–	1																		
–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1																																				
–	–	–	–	–		–	–		–	–	–	–	–		–	–		–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1																	
–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1	–	–	–	–	–	1	–	–	1
–	–	–	–	–	4	–	–	4	–	–	–	–	–	4	–	–	4																			–	–	–	–	–	4	–	–	4									
																		–	–	–	–	–	4	–	–	4	–	–	–	–	–	4	–	–	4																	
																																													–	–	–	–	–	4	–	–	4
																																				–	–	–	–	–	3	–		3									
–	–	–	–	–	–	2		2	–	–	–	–	–	–	2		2	–	–	–	–	–	–	2		2	–	–	–	–	–	–	2		2	–	–	–	–	–	–	2		2	–	–	–	–	–	–	2		2
–	–	–	–	–	–	6		6	–	–	–	–	–	–	6		6	–	–	–	–	–	–	6		6	–	–	–	–	–	–	6		6	–	–	–	–	–	–	6		6	–	–	–	–	–	–	6		6
19								19	15								15	21								21	1								1	1								1	17								17
16	16	16	17	14	16	6	8	128	18	18	20	15	10	16	8	8	128	14	17	11	18	17	16	6	8	128	16	15	14	18	22	22	8	12	128	20	20	20	16	14	15	10	12	128	18	20	12	15	18	15	5	8	128
19									15									21									1									1									17								

(2)　教育支援専門職養成課程（心理コース・福祉コース・教育ガバナンスコース）

科目区分					履修方法	教育支援専門職養成課程 学年・学期別履修単位 心理コース 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	計
共通教育科目	教養科目	基礎教養科目	初年次演習		必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
			キャリアデザイン科目		必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
			課題探究科目		選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
		教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
				教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
				特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
				発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
			現代的教育課題対応科目		必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
			実践力育成科目		必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3
					選択	－	－	－	－	1				1
														4
	日本国憲法				必修	2		－	－	－	－	－	－	2
	情報教育入門				必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
	外国語科目	英語			必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	左の科目から1科目選択	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
		英語コミュニケーション			必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
	スポーツ科目				必修	1		1		－	－	－	－	2
専門教育科目	課程内共通科目	教育学基礎科目			必修	6	2							8
		教育支援科目			必修	6								6
					選択		6							6
														12
	専攻科目				必修		2	3	3					8
					選択			9	7	10	10	4	2	42
														50
	卒業研究				必修	－	－	－	－	－	－	10		10
自由科目						16								16
合計						19	23	16	17	11	10	9	7	128
						16								

福祉コース									教育ガバナンスコース								
1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計
前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後	
1	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−	1
1	−	−	1	−	−	−	−	2	1	−	−	1	−	−	−	−	2
−	4	−	−	−	−	−	−	4	−	4	−	−	−	−	−	−	4
−	2	−	−	−	−	−	−	2	−	2	−	−	−	−	−	−	2
2	−	−	−	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	2
−	1	−	−	−	−	−	−	1	−	1	−	−	−	−	−	−	1
−	−	1	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	−	1
−	1	1	2	−	−	−	−	4	−	1	1	2	−	−	−	−	4
1	−	−	2	−	−	−	−	3	1	−	−	2	−	−	−	−	3
−	−	−	−	1				1	−	−	−	−	1				1
								4									4
2		−	−	−	−	−	−	2	2		−	−	−	−	−	−	2
2	−	−	−	−	−	−	−	2	2	−	−	−	−	−	−	−	2
1	−	−	−	−	−	−	−	1	1	−	−	−	−	−	−	−	1
−	1	1	−	−	−	−	−	2	−	1	1	−	−	−	−	−	2
−	1	1	−	−	−	−	−	2	−	1	1	−	−	−	−	−	2
1		1		−	−	−	−	2	1		1		−	−	−	−	2
6	2							8	6	2							8
6								6	6								6
	6							6		6							6
								12									12
		4	2		2	1		9		2	6	4	2	2	2		18
		6	6	12	10	5	2	41			4	6	12	10			32
								50									50
−	−	−	−	−	−	10		10	−	−	−	−	−	−	10		10
16								16	16								16
19	21	14	15	13	12	11	7	128	19	23	14	17	15	12	7	5	128
16									16								

授業科目の内容及び履修要領

全　課　程　共　通

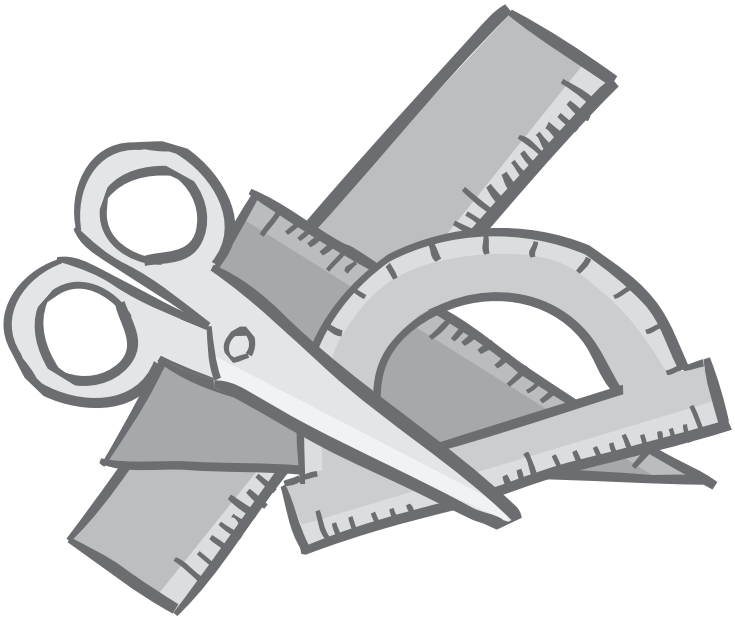

Ⅲ　授業科目の内容及び履修要領

◎　履修方法について

各授業科目は，履修方法により，必修科目，選択科目及び自由科目に区分されています。

ア　必修科目は，それぞれの科目区分の科目が必要とする基礎的な内容であるため，指定された授業科目を必ず修得しなければなりません。

イ　選択科目は，それぞれの科目区分の科目の基盤の上に展開される専門的内容であり，指定された授業科目から選択して，所定の単位（卒業要件）を修得します。ただし，一部の科目区分の場合，特定の授業科目を必修とすることがあります。

ウ　自由科目は，それぞれの科目区分の科目を深化・拡充するものであり，必修・選択科目の単位数以上に，自主的に選択して修得してください。

自由科目は，自由科目とする授業科目を含めて，次の各号の場合があります。

(ｱ) 自由科目として指定した授業科目

(ｲ) 所定の単位数を超えて選択した授業科目

(ｳ) 他の課程，他の専攻又は他のコースの授業科目（副免許状及び資格取得のための授業科目を含みます。）

１　共 通 教 育 科 目

(1) 教養科目（L）

教養科目は「基礎教養科目」と「教育実践教養科目」で構成します。

「基礎教養科目」は大学教育を受ける上で，基礎となる十分なコミュニケーション能力を培うと共に，課題発見能力とそれを解決するための汎用的能力を身に付けることや，市民社会の形成者として求められる一般常識や態度の獲得を目標とし，「初年次演習」，「キャリアデザイン科目」及び「課題探究科目」から成っています。

「教育実践教養科目」は，教育関係の職業に携わる上で，身に付けておかねばならない資質・能力等を身に付けることを目標とした「教職教養科目」及び「現代的教育課題対応科目」と，学校現場などでの諸活動を通して，多様な子どもたちの生活環境に直接触れたり，教師としての感性を磨いたりすることで，実践的な指導力を育成することを目的とした「実践力育成科目」から成っています。

基礎教養科目

①　初年次演習

各教育組織で１５回実施します。大学での自律した学習者の形成，コミュニケーション能力や市民社会の形成者として求められる一般常識や態度などの獲得を目指し，大学生活の意欲の高揚を目標としています。

初年次演習は，１科目１単位を開設し，全学生が必修科目として修得します。

②　キャリアデザイン科目

キャリアデザイン科目の内容は，教育専門職の魅力や社会的意義について考えるとともに，教育専門職として求められる資質・能力を把握して自己の課題への認識を深めキャリアパスの明確化を図ることを目標としています。

キャリアデザイン科目は，Ⅰ，Ⅱの２科目２単位を開設し，全学生が必修科目として修得します。

③　課題探究科目

「市民リテラシー」，「多文化リテラシー」，「科学リテラシー」，「ものづくりリテラシー」の４つの柱で科目を構成します。学校現場でも求められている「課題を発見する力」「情報を読み取る力」「複眼的に物事をとらえる力」「他者と協働する力」等の主体的な問題発見能力や能動的な学修活動能力の育成を目標としています。

ア　市民リテラシー

「市民リテラシー」とは，民主主義社会の一員として生活していくために必要な基本的な概念・知識を理解し，それらを実際に活用できるスキル（ここでは狭義の技術や技能ではなく，論理的な展開力や課題解決能力等，リテラシーの基礎となる広義の力量，手腕などを指しています）を意味します。一人の市民として政治や社会へ主体的に参加できる能力の基礎的な素養を修得することを目標とします。

イ　多文化リテラシー

「多文化リテラシー」とは，いわゆる「他者」の価値観とその背景にある歴史や文化を学びつつ，「自ら」の価値観を問い直し，客観的にとらえることのできるスキルを指します。本カテゴリーではその基礎を身に付けることを目標とします。

ウ　科学リテラシー

「科学リテラシー」とは，科学技術に深く根ざす今日の社会を生き抜くため，科学的な思考のあり方の基礎を習得し，それを活用するスキルを意味します。科学的な実験や観察を通じて，自然界における法則性を理解する能力を培ったり，科学的知識に裏付けられた基本的原理（仮説）から出発し，論理的考察を重ね，結論に到達する思考方法の基礎を習得することを目標とします。

エ　ものづくりリテラシー

「ものづくりリテラシー」とは，生活改善に必要な技術・発想を用いて，多様化する社会の問題を発見し，その解決を図るスキルを意味します。ものを作る喜びを知ると同時に，豊かな感性と科学的裏付けに基づいた知識を伝授できるスキルを涵養することを目標とします。なお，幼児教育専攻の学生は保育士免許の指定科目として履修が必要となります。

課題探究科目２科目４単位（ア:市民リテラシー及びイ:多文化リテラシーから１科目，ウ:科学リテラシー及びエ:ものづくりリテラシーから１科目）の履修科目は抽選の上，決定します。なお，抽選によって決定したリテラシーの単位が不合格となった場合は当初決定されたリテラシー以外の授業を２年生以降に再履修することも可能です。また，課題探究科目において２リテラシーを超えて修得した場合のリテラシーは自由科目の単位として取り扱います。

教育実践教養科目

①　教職教養科目

ア　教職論

教育実践を支える職業人の役割について考える入門的講義として開設し，全学の必修科目として２単位を修得します。また，免許法上の「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)」の科目として，免許取得に関する科目にも指定されています。

イ　教育原論

教育に関わる専門的知識を修得し，教育に関する思想や歴史等をふまえ，教育の理念について説明できるようになること，および現代の教育のあり方について主体的に考え，意見を述べることができるようになることを授業の目標として開設し，全学の必修科目として２単

位を修得します。また，免許法上の「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の科目として，免許取得に関する科目にも指定されています。

ウ　特別支援教育基礎

広く特別支援教育への導入的な理解を目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。また，免許法上の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目として，免許取得に関する科目にも指定されています。

エ　発達障害のある児童生徒理解基礎

発達障害のある児童生徒の現状の理解をはかり，学校現場で発達障害のある児童生徒にどのように対応するかを具体的に学ぶことを目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。

②　現代的教育課題対応科目

ア　ジェンダー・セクシュアリティと教育

ジェンダー・セクシュアリティの捉え方，子どもの成長・発達及び学校文化とジェンダー・セクシュアリティに関わる現代的課題の理解を通して，性別にとらわれず多様性の感覚を持って子どもを見る視点を得ることを目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。

イ　外国人児童生徒支援教育

愛知県で特に顕著な多文化化する学校現場に対応できる視野，知識と技術の獲得を目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。

ウ　情報の活用と管理

個人情報の保護やSociety5.0の趣旨を理解するとともに，ＡＩ等の先端技術と共存しながら膨大な情報の中から何が重要かを主体的に判断し，自ら問いを立てて解決する力を身に付けることなどを目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。

エ　学校保健・学校安全

防災・減災教育，アレルギーや感染症への対応など学校を取り巻く安全教育の理解を図ることを目標として開設し，全学の必修科目として１単位を修得します。

③　実践力育成科目

ア　学校体験活動入門

対　象：　１年生（必修）
　　実地での活動の時期及び回数：９月～１０月，３時間を５回
活動先：　幼稚園・保育所，小学校，中学校，特別支援学校等
目　標：　入学後早い段階で，体験的に学校教育に触れる機会を設定し，子ども理解への関心を高め，さらなる教職及び教育を支える専門職等への意欲を高めるとともに，卒業後の自分の在り方をイメージし，今後の大学での学修を充実させることを目標とします。

イ　学校体験活動Ⅰ

対　象：　２年生（必修）
実地での活動の時期及び回数：　２年後期水曜を原則とします。（可能ならば前期からも可），午前中３時間を13回以上
活動先：　県内の教育施設等（本人から希望を取り，各市町の教育委員会へ依頼します。）
目　標：　教育施設等で，主に授業の補助，部活動の指導補助，土曜や放課後活動の補助など，継続的に体験活動する機会を設定し，子ども理解を深め，教職等に就くには，どのような資質能力が必要なのかを実感させ，教職等への意欲を高めること

を目標とします。

ウ　学校体験活動Ⅱ

対　象：　３，４年生（選択必修）

実地での活動の時期及び回数：活動に合わせて設定します。概ね１週間程度は確保します。

活動先：　教育施設等

目　標：　「学校体験活動Ⅰ」に続き教育施設等で，その活動を体験する機会を設定し，他学年や他校種の子どもと接することにより一層子ども理解を深め学校現場を理解し，教育職に求められる実践力を高めることを目標とします。

エ　自然体験活動

対　象：　３，４年生（選択必修）

実地での活動の時期及び回数：活動に合わせて設定します。概ね１週間程度は確保します。

活動先：　市町村，町内会，事業組合，ＮＰＯや企業等の管理する施設，農場，自然体験施設・土地等

目　標：　農業体験，酪農体験や児童生徒の野外活動のサポートなどの自然体験を通して，自然への感性を磨くと共に，教職及び教育を支える専門職等に必要となる資質や能力について多角的に考えることを目標とします。

オ　多文化体験活動

対　象：　３，４年生（選択必修）

実地での活動の時期及び回数：活動に合わせて設定します。概ね１週間程度は確保します。

活動先：　アジアを中心とした協定校，交流協力機関等

目　標：　体験を通して，海外における子どもの生活実態を把握し，教職及び教育を支える専門職等に必要となる資質や能力について多角的に考えることを目標とします。

カ　企業体験活動

対　象：　３，４年生（選択必修）

実地での活動の時期及び回数：活動に合わせて設定します。概ね１週間程度は確保します。

活動先：　企業，財団法人，事業組合，ＮＰＯ等の管理する施設・職場，借用する公共施設等

目　標：　教育関係以外の職場体験を通して，教職及び教育を支える専門職等に必要となる資質や能力について多角的に考えることを目標とします。

実践力育成科目は「ア　学校体験活動入門」１単位及び「イ　学校体験活動Ⅰ」２単位を全学生の必修として，「ウ　学校体験活動Ⅱ」，「エ　自然体験活動」，「オ　多文化体験活動」及び「カ　企業体験活動」から１科目１単位を選択し修得します。

(2) 日本国憲法（ＣＪ）

日本国憲法は，市民的教養として国民主権・人権保障・平和主義を中心に，その基本原則の理解を図ることを目標として開設し，全学の必修科目として２単位を修得します。

(3) 情報教育入門（Ｃ）

情報教育入門の内容は，現代の情報化社会に対応するため，コンピュータの操作を通して，情報の捉え方，活用方法に関する理解を深めること，教育現場や実社会において必要なコン

ピュータの基礎的理解及び操作方法・情報倫理・セキュリティ対策などを修得することを目的としています。

情報教育入門は，１科目２単位を開設し，全学生が必修科目として修得します。

(4) 外国語科目（Ｆ）

① 外国語科目

外国語科目の内容は，広く諸外国の文化を理解し，国際交流と専門の学芸の基礎的能力を育成することを目標としています。

外国語科目は，英語及び初習外国語（ドイツ語，フランス語，中国語及びポルトガル語）に区分して開設し，入学後の１年生前期に初習外国語科目から１科目を選択します。（決定した科目は変更できません。）ただし，外国人留学生等にあっては，母語を選択することはできません。英語Ⅰは１科目１単位を修得し，初習外国語は選択した科目Ⅰ・Ⅱの２科目２単位を修得します。

② 英語コミュニケーション

英語コミュニケーションの内容は，英語を理解し，英語で表現する基礎的なコミュニケーション能力を養い，言語や文化に対する関心を深め，国際理解の基礎を培うことを目標としています。英語コミュニケーションは，Ⅰ・Ⅱの２科目２単位を開設し，全学生が必修科目として修得します。

（注）英語Ⅰ及び英語コミュニケーションⅡは単位修得の要件としてＴＯＥＩＣテストの受験，及び一定基準以上の点数取得が必要になります。

(5) スポーツ科目（Ｓｐ）

スポーツ科目の内容は，健康とスポーツの科学を学び，健康で文化的なスポーツ活動を営める主体者の形成を目標として開設されています。具体的には，コミュニケーションづくり，健康・体力づくり，スポーツ活動のプログラミングに関する能力の育成並びにスポーツの創造的活動に関する能力の育成を目指すことを目的としています。

スポーツ科目は，Ⅰ，Ⅱの２科目２単位を開設し，全学生が必修科目として修得します。

２ 自 由 科 目

各種資格取得等のために開設する自由科目をP. 31「自由科目履修課程表」に示します。
履修にあたっては掲示及びガイダンス等に注意してください（受講制限があります。）。

(1) 英語Ⅱ

英語の上級科目として，英語を深く学びたい学生向けに自由科目として開設しています。

(2) 朝鮮語

外国語科目として開講する初習外国語の他，日本語と最も共通性の多い外国語である朝鮮語を自由科目として開設しています。

(3) 初習外国語Ⅲ

初習外国語Ⅲ（ドイツ語Ⅲ，フランス語Ⅲ，中国語Ⅲ及びポルトガル語Ⅲ）を自由科目として２年生後期に開講し，２・３・４年生が受講できます。なお，初習外国語Ⅲを受講するためには，初習外国語ⅠとⅡを履修しておくことが前提で初習外国語Ⅲのみを受講することは原則としてできません。

(4) プログラミング教育

学校におけるプログラミング教育について，目的，意義，手法，評価方法について学ぶ事を目的とし，自由科目として開設しています。

3　科目区分の特例

日本語科目（J）

日本語科目は，外国人留学生等が履修することのできる科目です。

日本語科目は，外国人留学生等に対して高度な語学力（日本語上級程度）を育成し，上級年次の学習，研究活動に備えることを目標として４科目４単位が開設されています。

学校教員養成課程の外国人留学生等は，原則として開設科目４単位のうち３単位（※１）を修得し，別に英語コミュニケーション２単位を修得します。教育支援専門職養成課程の外国人留学生等は，原則として開設科目４単位のうち４単位（※２）を修得し，別に英語１単位を修得します。

なお，前述の単位数を超えて修得した場合は自由科目として単位認定します。

（※１）この日本語科目３単位は，英語の１単位と初習外国語の２単位を読み替えたものです。

（※２）この日本語科目４単位は，初習外国語の２単位と英語コミュニケーションの２単位を読み替えたものです。

注：　外国人留学生等とは，次のいずれかに該当する者です。 ア　大学において教育を受ける目的をもって入国し，大学に入学した外国人留学生 イ　外国人留学生以外の学生で，外国において相当の期間，中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者のうち，大学が日本語科目の履修を必要と認めた者。

日本語科目の各授業科目及び履修要領は，P.32「日本語科目履修課程表」に示すとおりです。

共通教育科目　履修課程表

(1) 教養科目　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	備考
教養科目(L)	基礎教養科目	初年次演習	初年次演習	演習A	b1								必修	全学生必修科目			×	×	×	×	×	×	
		キャリアデザイン科目	キャリアデザインⅠ	講義	a1								必修				×	×	×	×	×	×	
			キャリアデザインⅡ	講義				a1					必修				×	×	×	×	×	×	
		課題探究科目	市民リテラシー	講義		a2							選択	左記の科目から1科目2単位を修得する。			×	×	×	×	×	×	
			多文化リテラシー	講義		a2							選択				×	×	×	×	×	×	
			科学リテラシー	講義		a2							選択	左記の科目から1科目2単位を修得する。			×	×	×	×	×	×	
			ものづくりリテラシー	講義		a2							選択				×	×	×	×	×	×	
	教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	講義		a2							必修	全学生必修科目	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	●	●	●	●	●	●	
			教育原論	講義	a2								必修			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	●	●	●	●	●	●	
			特別支援教育基礎	講義		a1							必修			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	●	●	●	●	●	●	
			発達障害のある児童生徒理解基礎	講義			a1						必修		大学が独自に設定する科目		△	△	△	△	×	△	
		現代的教育課題対応科目	ジェンダー・セクシュアリティと教育	講義		a1							必修				△	△	△	△	×	△	
			外国人児童生徒支援教育	講義			a1						必修				△	△	△	△	×	△	
			情報の活用と管理	講義				a1					必修				△	△	△	△	×	△	
			学校保健・学校安全	講義				a1					必修				△	△	△	△	×	△	
		実践力育成科目	学校体験活動入門	実習B	c1								必修				△	△	△	△	×	△	
			学校体験活動Ⅰ	実習B				c2					必修				△	△	△	△	×	△	
			学校体験活動Ⅱ	実習B					c1				選択	左記の科目から1科目1単位を修得する。			△	△	△	△	×	△	
			自然体験活動	実習B					c1				選択				×	×	×	×	×	×	
			多文化体験活動	実習B					c1				選択				×	×	×	×	×	×	
			企業体験活動	実習B					c1				選択				×	×	×	×	×	×	

(2) 日本国憲法　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分	授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	備考
日本国憲法(CJ)	日本国憲法	講義	a2								必修	全学生必修科目	日本国憲法	●	●	●	●	●	●	

(3) 情報教育入門　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分	授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	備考
情報教育入門(C)	情報教育入門	演習B	b2								必修	全学生必修科目	情報機器の操作	●	●	●	●	●	●	

(4) 外国語科目　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	備考
外国語科目(F)	英語		英語Ⅰ	演習A	b1								必修	全学生必修科目		×	×	×	×	×	×	
	初習外国語科目	ドイツ語	ドイツ語Ⅰ	演習A		b1							選択	初習外国語はドイツ語，フランス語，中国語，ポルトガル語から，１科目を選択し，履修する。また，選択した科目のⅠ及びⅡの２科目２単位を修得する。		×	×	×	×	×	×	
			ドイツ語Ⅱ	演習A			b1						選択			×	×	×	×	×	×	
		フランス語	フランス語Ⅰ	演習A		b1							選択			×	×	×	×	×	×	
			フランス語Ⅱ	演習A			b1						選択			×	×	×	×	×	×	
		中国語	中国語Ⅰ	演習A		b1							選択			×	×	×	×	×	×	
			中国語Ⅱ	演習A			b1						選択			×	×	×	×	×	×	
		ポルトガル語	ポルトガル語Ⅰ	演習A		b1							選択			×	×	×	×	×	×	
			ポルトガル語Ⅱ	演習A			b1						選択			×	×	×	×	×	×	
	英語コミュニケーション		英語コミュニケーションⅠ	演習A		b1							必修	全学生必修科目	外国語コミュニケーション	●	●	●	●	●	●	
			英語コミュニケーションⅡ	演習A			b1						必修			●	●	●	●	●	●	

(5) スポーツ科目　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分	授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	備考
スポーツ科目(Sp)	スポーツⅠ	演習A	b1								必修	全学生必修科目	体育	●	●	●	●	●	●	
	スポーツⅡ	演習A			b1						必修			●	●	●	●	●	●	

自由科目　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	特別支援	備考
自由科目	学校図書館司書教諭	学校経営と学校図書館	講義					a2				自由				×	×	×	×	×	×	
		学校図書館メディアの構成	講義					a2				自由				×	×	×	×	×	×	
		学習指導と学校図書館	講義							a2		自由				×	×	×	×	×	×	
		読書と豊かな人間性	講義							a2		自由				×	×	×	×	×	×	
		情報メディアの活用	講義					a2				自由				×	×	×	×	×	×	
	幼稚園教諭２種免許状取得	幼児教育課程論A	講義							a2		自由	幼稚園教諭２種免許状を取得する場合の開設科目	教育の基礎的理解に関する科目		○	×	×	×	×	×	
		領域健康の指導法	演習A								b1	自由		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○	×	×	×	×	×	
		領域言葉の指導法	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		領域表現の指導法	演習A							b1		自由				○	×	×	×	×	×	
		領域人間関係の指導法	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		領域環境の指導法	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		幼児と健康A	演習A								b1	自由		領域に関する専門的事項		○	×	×	×	×	×	
		幼児と言葉A	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		幼児と表現A	演習A							b1		自由				○	×	×	×	×	×	
		幼児と人間関係A	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		幼児と環境A	演習A								b1	自由				○	×	×	×	×	×	
		保育内容総論	演習B							b2		自由				○	×	×	×	×	×	
		幼児の理解と指導A	講義							a1		自由		道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目		○	×	×	×	×	×	
	特別支援学校教諭２種免許状取得	特別支援教育基礎論	講義					a2				自由	特別支援学校教諭２種免許状を取得する場合の開設科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目		×	×	×	×	×	○	
		知的障害者心理・生理概論	講義					a1				自由		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目（知的障害者・肢体不自由者）	×	×	×	×	×	○	
		知的障害者病理概論	講義					a1				自由				×	×	×	×	×	○	
		肢体不自由者心理・生理概論	講義					a1				自由				×	×	×	×	×	○	
		肢体不自由者病理概論	講義					a1				自由				×	×	×	×	×	○	
		知的障害者の教育課程・指導法	講義					a2				自由		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		×	×	×	×	×	○	
		肢体不自由者の教育課程・指導法	講義					a2				自由				×	×	×	×	×	○	
		言語障害者教育総論	講義					a1				自由		「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	×	×	×	×	×	○	
		重複障害者教育総論	講義					a2				自由				×	×	×	×	×	○	
		特別支援学校教育実習	実習B								c3	自由		心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		×	×	×	×	×	○	

●・・必修，○・・選択，×・・対象外，△・・大学独自

科目区分	授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	特別支援	備考
社会教育主事	社会教育の基礎Ⅰ	講義	a2								自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育の基礎Ⅱ	講義	a2								自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育経営論Ⅰ	講義			a2						自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育経営論Ⅱ	講義			a2						自由			×	×	×	×	×	×	
	生涯学習支援論Ⅰ	講義			a2						自由			×	×	×	×	×	×	
	生涯学習支援論Ⅱ	講義			a2						自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育演習Ⅰ	演習B					b2				自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育演習Ⅱ	演習B					b2				自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育実習Ⅰ	実習B	c1								自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育実習Ⅱ	実習B	c1								自由			×	×	×	×	×	×	
	社会教育特別講義	講義			a2						自由			×	×	×	×	×	×	
単位互換授業	海外教育演習	演習B	b2								自由	韓国・晋州教育大学校との学生交流プログラムにおける開設科目		×	×	×	×	×	×	
英語	英語Ⅱ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	×	×	
朝鮮語	朝鮮語Ⅰ	演習A	b1								自由			×	×	×	×	×	×	
	朝鮮語Ⅱ	演習A	b1								自由			×	×	×	×	×	×	
初習外国語Ⅲ	ドイツ語Ⅲ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	×	×	
	フランス語Ⅲ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	×	×	
	中国語Ⅲ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	×	×	
	ポルトガル語Ⅲ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	×	×	
プログラミング教育	プログラミング教育の指導法	講義					a2				自由		大学が独自に設定する科目	△	△	△	△	△	×	

日本語科目　履修課程表

●・・必修，○・・選択，×・・対象外

科目区分	授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
日本語(J)	日本語Ⅰ	演習A	b1								自由	外国人留学生等のうち，大学がこの科目の履修を必要と認めた者が，履修することが出来る。 開設科目のうち学校教員養成課程の場合は日本語Ⅰ～Ⅲ，教育支援専門職養成課程の場合は日本語Ⅰ～Ⅳを修得した場合は卒業要件の外国語の単位として読み替える。		×	×	×	×	
	日本語Ⅱ	演習A		b1							自由			×	×	×	×	
	日本語Ⅲ	演習A			b1						自由			×	×	×	×	
	日本語Ⅳ	演習A				b1					自由			×	×	×	×	

学校教員養成課程の専門教育科目

４　学校教員養成課程の専門教育科目

学校教員養成課程の専門教育科目は，専攻基礎科目，専攻科目，教育実践開発科目，及び卒業研究に区分し，さらに専攻基礎科目は，教育科目，保育内容科目，保育内容指導法科目，初等教科内容科目，初等教科教育法科目，中等教科内容科目，中等教科教育法科目，養護に関する科目に，専攻科目は幼児教育専攻科目，義務教育専攻科目，高等学校教育専攻科目，特別支援教育専攻科目，養護教育専攻科目に区分され，次に示す目標について，それぞれの専攻に必要な専門的教養を修め，更に進んで独創的研究の基盤を作るものです。

①　専攻基礎科目

ア　教育科目　（Ｅ）

教育科目は，教育全般にわたる基本的な理論を修得し，併せて教育実践を体得するとともに教育研究の創造的能力を育成することを目的としています。

イ　保育内容科目　（Ｓｃ）

保育内容科目は，発達を促す遊びの内容や活動，指導援助のあり方について考え，様々な活動場面や保育場面の事例について学修することを目的としています。

ウ　保育内容指導法科目　（Ｍｃ）

保育内容指導法科目は，幼児教育に関する教科教育法科目であり，専門諸科学と教育科目との関連において，各教科の目標，内容，学習指導法，評価等の基礎的な理解と相互の関連についての研究を図り，教科教育の理論並びに実践に関する判断力，創造力の育成を目的としています。

エ　初等教科内容科目　（S2）

初等教科内容科目は，専門諸科学との関連において，小学校各教科の内容・教材についての基礎的な理解，研究を図り，教科に関する科学的，創造的探求を目的としています。

なお，「教科内容Ａ」は，小学校免許状を希望する者全員が履修する基礎的な科目で，一般学生用，「教科内容Ｂ」は自専修学生用に開設しています。

オ　初等教科教育法科目　（M1）

初等教科教育法科目は小学校の教科教育法科目であり，専門諸科学と教育科目との関連において，各教科の目標，内容，学習指導法，評価等の基礎的な理解と相互の関連についての研究を図り，教科教育の理論並びに実践に関する判断力，創造力の育成を目的としています。「教科教育法Ａ」は一般学生用，「教科教育法Ｂ」は自専修学生用に開設しています。

カ　中等教科内容科目　（Ｓ）

中等教科内容科目は，それぞれの学問の修得によって自己の専門とする領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的学問研究の能力の啓発を図ることを目的としています。

キ　中等教科教育法科目　（M2）

中等教科教育法科目は中学校及び高等学校の教科教育法科目であり，「教科教育法Ｃ」として専攻学生用に開設しています。

ク　養護に関する科目　（Ｓh）

養護に関する科目は，養護教諭に必要な学問領域の基礎知識及び技術を修得することを目的としています。

② **専攻科目**

各専攻の特性に考慮して，教職専門性を育むことを目的としています。

ア **幼児教育専攻科目　（Ｓｃ）**

幼児教育専攻科目は，幼児教育に関する自己の専門とする学問領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究を目的としています。

イ **義務教育専攻科目**

義務教育専攻科目は，義務教育に関する自己の専門とする学問領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究を目的としています。

ウ **高等学校教育専攻科目　（Ｓ選）**

高等学校教育専攻科目は，高等学校教育に関する自己の専門とする学問領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究を目的としています。

エ **特別支援教育専攻科目　（Ｓｓ）**

特別支援教育専攻科目は，特別支援教育に関する学問領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究を目的としています。

オ **養護教育専攻科目　（Ｓｈ）**

養護教育専攻科目は，養護教育に関する学問領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究を目的としています。

③ **教育実践開発科目**

大学と附属学校及び公立学校等の協働の中で教育実践を開発することを目的としています。

④ **卒業研究**

卒業研究は，学部における修業を集約し，又は発展させた研究を行い，卒業論文，卒業制作等を作成，提出します。

卒業研究の履修登録は，その提出予定年度始めに卒業見込みの学生が，卒業研究指導教員を定めて行います。

幼　児　教　育　専　攻

(1) 幼児教育専攻の履修要領

① 幼児教育専攻の編成

幼児教育専攻は，主として幼稚園教員を養成する専攻で，保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目を中心に履修します。

② 幼児教育専攻学生の科目編成と履修要領

ア 教育科目 （E）

a 教育科目の必修科目１１単位を修得します。（P. 36 参照）

イ 保育内容科目 （Sc）

保育内容は，幼児教育専攻学生が履修する科目で必修科目６科目１２単位を修得します。（P. 36 参照）

ウ 保育内容指導法科目 （Mc）

保育内容指導法科目は，幼児教育専攻学生が履修する保育内容の指導法に関する科目で，必修科目として５科目１０単位を修得します。（P. 36 参照）

エ 初等教科内容科目 （S２）

第１学年前期から第２学年前期に開設される「初等教科内容Ａ」の中から国語，算数，生活，音楽，図画工作及び体育の６科目６単位を修得します。

（初等教科内容科目については，P. 36 参照）

オ 初等教科教育法科目 （M1）

a 小学校２種免許状を取得する場合は，第２学年前期から開設する「教科教育法Ａ」５教科１０単位を修得します。（P. 36 参照）

カ 幼児教育専攻科目 （Sc）

幼児教育専攻科目は，幼児教育専攻学生が履修する科目で必修科目８単位，選択科目１１単位，合計１９単位を修得します。（P. 37 参照）

※ 詳細の履修要領については，副免許状の取得及び保育士の資格の取得等と併せて，専攻のガイダンスで指導を受けてください。

キ 教育実践開発科目

教育実習・学校教育実習の指導

教育実習（幼稚園・主免実習）は，幼稚園において実施しますが，その時期・方法等は別に定めています。また，選択科目として小学校教育実習に参加することができます。

（P. 37 参照）

ク 卒業研究

卒業研究に関する事項は，P. 10～P. 11 に記載しています。

幼児教育専攻　履修課程表

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園1種	小学校2種	保育士	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目(E)	発達と学習の心理学	講義	a2								必修		教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	×	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	×	
			幼児教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	●	×	●	
			教育課程論	講義					a2				選択			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	×	●	×	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					選択		教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談の理論及び方法	×	●	×	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				選択			総合的な学習の時間の指導法	×	●	×	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			選択			特別活動の指導法	×	●	×	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	×	
			幼児の理解と指導	講義	a1								必修			幼児理解の理論及び方法	●	×	①	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			選択			生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。）	×	●	×	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	×	
	保育内容科目(Sc)	保育内容科目(Sc)	保育内容総論	演習B			b2						必修		領域に関する専門的事項		●	×	●	
			幼児と健康	演習B				b2					必修				●	×	①	
			幼児と人間関係	演習B				b2					必修				●	×	①	
			幼児と環境	演習B					b2				必修				●	×	①	
			幼児と言葉	演習B		b2							必修				●	×	①	
			幼児と表現	演習B		b2							必修				●	×	①	
	保育内容指導法科目(Mc)	保育内容指導法科目(Mc)	保育内容指導法・健康	演習B							b2		必修		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		●	×	●	
			保育内容指導法・人間関係	演習B					b2				必修				●	×	●	
			保育内容指導法・環境	演習B			b2						必修				●	×	●	
			保育内容指導法・言葉	演習B				b2					必修				●	×	●	
			保育内容指導法・表現	演習B				b2					必修				●	×	●	
	初等教科内容科目(S2)	初等教科内容科目（一般用）	初等国語科教育内容A	演習A	b1								選択	6科目6単位を修得する。	小学校の教科に関する専門的事項		×	○	×	
			初等算数科教育内容A	演習A	b1								選択				×	○	×	
			初等生活科教育内容A	演習A	b1								選択				×	○	×	
			初等音楽科教育内容A	演習A	b1								選択				×	○	×	
			初等図画工作科教育内容A	演習A	b1								選択				×	○	×	
			初等体育科教育内容A	演習A	b1								選択				×	○	×	
	初等教科教育法科目(M1)	国語科教育	初等国語科教育法A	講義			a2						選択	小学校2種を取得する場合は5科目10単位を修得する。なお，5科目のうち2科目以上は，音楽，図画工作又は体育のいずれかとします。	小学校の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		×	○	×	
		社会科教育	初等社会科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		算数科教育	初等算数科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		理科教育	初等理科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		音楽科教育	初等音楽科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		図画工作科教育	初等図画工作科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		体育科教育	初等体育科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		家庭科教育	初等家庭科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	
		英語科教育	初等英語科教育法A	講義			a2						選択				×	○	×	

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園1種	小学校2種	保育士	備考
専攻科目	幼児教育専攻科目(Sc)	幼児教育	幼児教育学	講義		a2							必修		幼稚園の大学が独自に設定する科目		●	×	●	保育士資格の必修科目は，●印の科目合計５８単位を修得する。また，保育士資格の選択科目は，①の科目合計９単位を修得する。（保育実習３単位を含む。）
			幼児教育学演習	演習B						b2			必修				●	×	①	
		幼児心理学	幼児心理学	講義	a2								必修				●	×	●	
			幼児心理学演習	演習B			b2						必修				●	×	●	
			子ども家庭支援の心理学	講義						a2			選択				×	×	●	
		内容研究	社会的養護	講義					a2				選択				×	×	●	
			社会福祉学原論	講義	a2								選択				×	×	●	
			子ども家庭支援論	講義							a2		選択				×	×	●	
			子ども家庭福祉	講義		a2							選択				×	×	●	
			幼児教育研究法	演習A						b1			選択				×	×	①	
			幼児教育研究実践	演習A							b1		選択				×	×	①	
			児童文化	演習A						b1			選択				×	×	①	
			保育内容の理解と方法AⅠ	演習A		b1							選択				×	×	●	
			保育内容の理解と方法BⅠ	演習A	b1								選択				×	×	●	
			保育内容の理解と方法CⅠ	演習A				b1					選択				×	×	●	
			保育内容の理解と方法DⅠ	演習A					b1				選択				×	×	●	
			保育内容の理解と方法BⅡ	演習A						b1			選択				×	×	①	
			乳児保育Ⅰ	講義		a2							選択				×	×	●	
			乳児保育Ⅱ	演習B			b1						選択				×	×	●	
			子どもの健康と安全	演習A					b1				選択				×	×	●	
			子どもの食と栄養	演習B					b2				選択				×	×	●	
			子どもの保健	講義	a2								選択				×	×	●	
			障害児保育	演習B						b2			選択				×	×	●	
			社会的養護内容	演習A					b1				選択				×	×	●	
			子育て支援	演習A				b1					選択				×	×	●	
教育実践開発科目	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導(主免実習・事前事後指導)	演習A					b1				必修		教育実践に関する科目	教育実習	●	□	×	
	教育実習	教育実習	学校教育実習(幼稚園・主免実習)	実習B						c4			必修			教育実習	●	□	×	
	保育実習・保育実習指導科目	実習	保育実習Ａ	実習A			c2						選択				×	×	●	
			保育実習指導Ａ	演習A			b1						選択				×	×	●	
			保育実習Ｂ	実習A				c2					選択				×	×	●	
			保育実習指導Ｂ	演習A				b1					選択				×	×	●	
			保育実習Ｃ	実習A					c2				選択				×	×	①	
			保育実習指導Ｃ	演習A					b1				選択				×	×	①	
	小学校教育実習	小学校教育実習	小学校教育実習（副免実習）	実習B							c2		選択		教育実践に関する科目	教育実習	□	○	×	
	教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習	演習B							b2		必修			教職実践演習	●	●	●	

義 務 教 育 専 攻

(2) 義務教育専攻の履修要領

① 義務教育専攻の編成

義務教育専攻は，学校教育科学専修，生活・総合専修，ＩＣＴ活用支援専修，日本語支援専修，並びに主として小学校教員を養成する教科指導系１０専修により編成されています。

ア　学校教育科学専修

学校教育科学専修は，教科指導系１０専修が教科専攻科目を得意分野として履修する代わりに学校教育科学専修科目（教育学，教育心理学及びキャリア教育）を主専修の科目として履修します。

イ　生活・総合専修

生活・総合専修は，その教科の特性上，子ども理解に長け体験的な学びを創造できるような低学年教育に強い小学校の教員を養成する専修です。初等教科内容科目（小学校の教科に関する科目）及び生活・総合専修科目（生活科教育に関する専門領域）を中心に履修します。

ウ　ＩＣＴ活用支援専修

ＩＣＴ活用支援専修は，情報に強い小学校の教員を養成する専修です。教科指導系１０専修が教科専攻科目を得意分野として履修する代わりに，高等学校教諭（情報）の免許に関する科目を主専修の科目として履修します。

エ　日本語支援専修

日本語支援専修は，日本語教育に強い小学校の教員を養成する専修です。初等教科内容科目（小学校の教科に関する科目），及び日本語支援専修科目（日本語が母語でない人たちを対象とした日本語教育とその関連分野を学ぶ科目）を中心に履修します。

オ　教科指導系１０専修

教科指導系１０専修は，初等教科内容科目及び初等教科教育法科目（小学校の教科教育法科目）を中心に小学校教科の全科目を履修します。しかし，全教科に渡り浅く広く学習するだけでは特徴のないものとなってしまうことから，各自の専修教科に対応する授業科目についてより深く学習又は研究する（得意分野の形成）こととしています。これが，卒業研究並びに副免許状の中学校（高等学校）免許状取得へと結びつくこととなります。

○　教科指導系１０専修

① 国語専修
② 社会専修
③ 算数・数学専修
④ 理科専修
⑤ 音楽専修
⑥ 図画工作・美術専修
⑦ 保健体育専修
⑧ ものづくり・技術専修
⑨ 家庭専修
⑩ 英語専修

② 義務教育専攻の科目編成と履修要領

ア　教育科目　（E）

a　教育科目の必修科目１８単位を修得します。（P. 43 参照）

イ　初等教科内容科目　（S2）

a　教科指導系１０専修（ものづくり・技術専修を除く）及び生活・総合専修

○　第１学年前期に，所属する専修に対応する小学校の教科の「初等教科内容Ｂ」１科目１単位を修得します。

○　第１学年前期から第２学年前期に，自専修教科の初等教科内容科目を除く９科目９単位を「初等教科内容Ａ」の中から修得します。

b　ものづくり・技術専修，学校教育科学専修及びＩＣＴ活用支援専修

○　入学時に決定した免許教科（以下「免許教科」という。）に相当する教科の「初等教科内容Ｂ」１科目１単位を修得します。

ただし，免許教科が技術の者は，「初等教科内容Ｂ」から１教科を選択し履修します。

○　第１学年前期から第２学年前期に，免許教科の教科内容科目を除く９科目９単位を「初等教科内容Ａ」の中から修得します。

ただし，免許教科が技術の者は，「初等教科内容Ｂ」で選択した教科以外の「初等教科内容Ａ」９科目９単位を履修します。

c　日本語支援専修

○　入学時に決定した免許教科（以下「免許教科」という。）に相当する教科の「初等教科内容Ｂ」１科目１単位を修得します。

○　第１学年前期から第２学年前期に，免許教科の教科内容科目を除く３科目３単位を「初等教科内容Ａ」の中から修得します。

ウ　初等教科教育法科目　（M1）

a　教科指導系１０専修（ものづくり・技術専修を除く）及び生活・総合専修

第２学年前期に開設する「初等教科教育法Ｂ」のうち，自専修教科２単位及び第２学年前期から第４学年前期に開設する「初等教科教育法Ａ」のうち，自専修教科を除く９教科１８単位，合計１０教科２０単位を修得します。（P. 44 参照）

b　ものづくり・技術専修，学校教育科学専修及びＩＣＴ活用支援専修

第２学年前期に開設する「教科教育法Ｂ」のうち，免許教科に相当する教科について２単位及び第２学年から第４学年前期に開設する「教科教育法Ａ」のうち，免許教科に相当する教科を除く９教科１８単位，合計１０教科２０単位を修得します。

ただし，免許教科が技術の者は「初等教科教育法Ａ」全科目１０教科２０単位を修得します。

c　日本語支援専修

第２学年から第４学年前期に開設する「初等教科教育法Ａ」のうち，音楽，図画工作，

又は体育のうち２教科以上を含む６教科１２単位を修得します。

エ　中等教科内容科目　（Ｓ）

教科指導系１０専修及び日本語支援専修の学生が，自専修教科の授業科目について１２単位を修得します。

※　各専修とも，詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，それぞれの専修において指導を受けてください。

オ　中等教科教育法科目　（Ｍ２）

教科指導系１０専修及び日本語支援専修の学生が，自専修教科の「中等教科教育法ＣＩ」を修得します。

カ　義務教育専攻科目

義務教育専攻の学生が，自専修教科の授業科目について教科指導系１０専修は４単位，それ以外の専修は１４単位を修得します。

※　各専修とも，詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，それぞれの専修において指導を受けてください。

キ　学校教育科学専修科目　（Ｓe）

学校教育科学専修科目は，学校教育科学専修学生が履修する科目で，１４単位を選択して修得します。（P. 46 参照）

※　詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，専修のガイダンスで指導を受けてください。

ク　生活・総合科専修科目（Ｓl）

生活・総合専修科目は，生活・総合専修学生が履修する科目で，１４単位を選択して修得します。（P. 46 参照）

※　詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，専修のガイダンスで指導を受けてください。

ケ　ＩＣＴ活用支援専修科目（Ｓi）

ＩＣＴ活用支援専修科目は，ＩＣＴ活用支援専修学生が履修する科目で，合計１４単位を修得します。（P. 47 参照）

※　詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，専修のガイダンスで指導を受けてください。

コ　日本語支援専修科目（Ｓj）

日本語支援専修科目は，日本語支援専修学生が履修する科目で，１４単位を選択して修得します。（P. 48 参照）

※　詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，専修のガイダンスで指導を受けてください。

サ　教育実践開発科目

義務教育専攻学生は，「初等教科教育開発Ⅰ」から１単位，「初等教科教育開発Ⅱ」もしくは「中等教科教育開発Ⅱ」から選択して１単位の合計２単位を修得します。

シ　学校教育実習（小学校）・学校教育実習の指導

学校教育実習（小学校・主免実習）は，小学校において実施しますが，その時期・方法等は別に定めています。また，選択科目として中学校教育実習（副免実習）に参加することができます。ただし，ＩＣＴ活用支援専修は高等学校教育実習（副免実習）に参加することができます。（P. 63 参照）

ス　卒業研究

卒業研究に関する事項は，P. 10～P. 11 に記載しています。

義務教育専攻　履修課程表

E　教育科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目	発達と学習の心理学	講義	a2								必修		教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	●	●	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	●	●	
			教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	×	●	●	●	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					必修		生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び	道徳の理論及び指導法	×	●	●	×	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				必修			総合的な学習の時間の指導法	×	●	●	●	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			必修			特別活動の指導法	×	●	●	●	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	●	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			必修			生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。）	×	●	●	●	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	●	●	

S2　初等教科内容科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	小2種	小1種	備考
専攻基礎科目	初等教科内容科目（S2）	教科内容科目（自専修用）	初等国語科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修	教科指導系の学生は，自専攻教科に相当する科目のＢを修得する。 ただし，技術専修学生は１教科を選択し，その科目のＢを修得する。	小学校の教科に関する専門的事項	○	○	小１種は，Ａの科目１０教科１０単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。 小２種は，①Ａの科目のうち４教科４単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。
			初等社会科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等算数科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等理科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等生活科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等音楽科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等図画工作科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等体育科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等家庭科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
			初等英語科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	○	
		教科内容科目（他専修用）	初等国語科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等社会科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等算数科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等理科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等生活科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等音楽科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等図画工作科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等体育科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等家庭科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	
			初等英語科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			①	●	

M1　初等教科教育法科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	小学校・2種	小学校・1種	備考
専攻基礎科目	初等教科教育法科目（M1）	教科教育法科目（自専修用）	初等国語科教育法Ｂ	講義			a2						必修	専攻する科目について１科目２単位を修得する。 （技術免の者はAの全教科10科目20単位を修得する。）	小学校の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○	○	小１種は，Ａの全教科10科目20単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。 小２種は，Ａの科目のうち②音楽，図画工作又は体育のうち２教科以上を含む６科目12単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。
			初等社会科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等算数科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等理科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等生活科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等音楽科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等図画工作科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等体育科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等家庭科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
			初等英語科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	○	
		教科教育法科目（他専修用）	初等国語科教育法Ａ	講義			a2						必修	自専攻の科目を除く９科目18単位を修得する。 （技術免の学生はAの全教科10科目20単位を修得する。）		○	●	
			初等社会科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	
			初等算数科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	
			初等理科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	
			初等生活科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	
			初等音楽科教育法Ａ	講義			a2						必修			②	●	
			初等図画工作科教育法Ａ	講義			a2						必修			②	●	
			初等体育科教育法Ａ	講義			a2						必修			②	●	
			初等家庭科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	
			初等英語科教育法Ａ	講義			a2						必修			○	●	

Se　学校教育科学専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，△‥大学独自

科目区分			授業科目	授業方法	開設及び学年，授業単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・職指	中1種・職指	高1種・職指	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（学校教育科学）	教育学	教育学基礎実習Ⅰ	実習A		c1							選択	学校教育科学専修学生は左欄の選択科目から14単位を修得する。			×	×	×	
			教育学基礎実習Ⅱ	実習A				c1					選択				×	×	×	
			教育学概論Ⅰ	講義			a2						選択				×	×	×	
			教育学概論Ⅱ	講義				a2					選択				×	×	×	
			教育学特別研究	実習A			c1						選択				×	×	×	
			教育総合演習Ⅰ	演習B							b1		選択				×	×	×	
			教育総合演習Ⅱ	演習B								b1	選択				×	×	×	
		教育哲学	教育思想論演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			教育思想論演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
			教育哲学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			教育哲学演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
		教育史	教育史演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			教育史演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
		教育方法学	カリキュラム論演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			カリキュラム論演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
			教育方法学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			教育方法学演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
		集団教育学	生活指導論演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			生活指導論演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
		教育制度学	教育行政学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
		教育社会学	教育社会学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			教育社会学演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
		キャリア教育	キャリア教育の理論と活用	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	職業指導	○	○	○	
			職業指導概論	講義				a2					選択				●	●	●	
			キャリア教育研究法Ⅰ	演習B				b2					選択				○	○	○	
			キャリア教育研究法Ⅱ	演習B						b2			選択				○	○	○	
			キャリア教育の評価	演習B							b2		選択			職業指導の運営管理	○	○	○	
			キャリア教育の組織マネジメント	演習B							b2		選択				●	●	●	
			キャリアカウンセリング基礎論	講義						a2			選択			職業指導の技術	○	○	○	
			キャリア教育概論	講義		a2							選択				●	●	●	
			生涯キャリア形成論	講義						a2			選択				○	○	○	
			キャリア教育の技術と方法	演習B						b2			選択				○	○	○	
			キャリアカウンセリング実習	演習B							b2		選択				○	○	○	

Se　学校教育科学専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，△‥大学独自

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中2種・職指	中1種・職指	高1種・職指	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（学校教育科学）	教育心理学	学習心理学講義	講義			a2						選択			×	×	×	
			学習心理学演習	演習B				b2					選択			×	×	×	
			教育心理学講義	講義							a2		選択			×	×	×	
			教育心理学演習	演習B								b2	選択			×	×	×	
			心理教育アセスメント	講義				a2					選択			×	×	×	
		心理学実験	心理学方法論A	実験B		c1							選択			×	×	×	
			心理学方法論B	実験B				c1					選択			×	×	×	
			心理学方法論C	実験B					c1				選択			×	×	×	
			心理教育統計学実習	実習B			c1						選択			×	×	×	
		社会心理学	社会心理学講義	講義					a2				選択			×	×	×	
			社会心理学演習	演習B						b2			選択			×	×	×	
			集団過程演習	演習B						b2			選択			×	×	×	
		臨床心理学	臨床心理学講義	講義							a2		選択			×	×	×	
			臨床心理学演習	演習B								b2	選択			×	×	×	
		発達心理学	発達心理学講義	講義			a2						選択			×	×	×	
			発達心理学演習	演習B				b2					選択			×	×	×	
			教育心理学総合実習Ⅰ	実習B					c1				選択			×	×	×	
			教育心理学総合実習Ⅱ	実習B						c1			選択			×	×	×	

SI　生活・総合専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	小学校	中学校	高等学校	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（生活・総合）	生活科	生活科教育概論Ⅰ	講義	a2								選択	生活・総合専修学生は左欄の選択科目から14単位を修得する。		×	×	×	
			生活科教育概論Ⅱ	講義	a2								選択			×	×	×	
			生活科教材論	講義					a2				選択			×	×	×	
			生活科カリキュラム論	講義			a2						選択			×	×	×	
			生活科・総合的学習授業論	講義			a2						選択			×	×	×	
			幼小連携教育論	講義					a2				選択			×	×	×	
			生活科教育専門演習	演習B					b2				選択			×	×	×	
			生活科探究ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択			×	×	×	
			生活科探究ゼミナールⅡ	演習B							b2		選択			×	×	×	

Si　ＩＣＴ活用支援専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		高1種・情報	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（ICT活用支援）	コンピュータとプログラミング	プログラミング	演習B		b2							選択	ＩＣＴ活用支援専修学生は左欄の選択科目から「初等情報研究」及び「初等情報教育」を含む14単位を修得する。	教科に関する専門的事項	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	●	
			コンピュータとプログラミング	演習B			b2						選択				●	
		情報通信ネットワークとデータの利用	情報通信ネットワーク	演習B				b2					選択			情報通信ネットワーク（実習を含む。）	●	
			情報通信ネットワークとデータの利用	演習B					b2				選択				●	
		情報基礎	情報基礎	講義	a2								選択			コンピュータ・情報処理	●	
		コミュニケーションと情報デザイン	情報デザイン基礎	演習B	b2								選択			マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	●	
			情報デザイン	演習B			b2						選択				●	
		情報社会	情報と職業	講義					a2				選択			情報と職業	●	
			情報と社会	講義				a2					選択			情報社会・情報倫理	●	
		情報システムとプログラミング	情報システム	演習B				b2					選択			情報システム（実習を含む。）	●	
		情報基礎	ユーザインタフェイスデザイン	講義		a2							選択			情報システム	○	
		情報セキュリティ	情報セキュリティ	演習B						b2			選択			情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○	
		コミュニケーションと情報デザイン	情報コンテンツ	演習B				b2					選択			マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含	○	
		情報とデータサイエンス	データサイエンス基礎	演習B			b2						選択			コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	○	
			データサイエンス	演習B					b2				選択				○	
		学校情報研究	学校情報研究Ａ	演習B			b2						選択				×	
			学校情報研究Ｂ	演習B					b2				選択				×	
		課題研究	情報科研究Ⅰ	演習B						b2			選択				×	
			情報科研究Ⅱ	演習B							b2		選択				×	
		情報教育	初等情報研究	講義		a2							選択				×	
			初等情報教育	演習B						b2			選択				×	

Sj　日本語支援専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・英語	中1種・英語	高1種・英語	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（日本語支援）	日本語学	日本語学入門	講義	a2								選択	日本語支援専修学生は左欄の選択科目から14単位を修得する。			×	×	×	
			日本語学演習	演習B			b2						選択				×	×	×	
			日本語史	講義					a2				選択				×	×	×	
			日本語学研究	講義					a2				選択				×	×	×	
			日本語研究の多様なアプローチ	演習B					b2				選択				×	×	×	
		言語生活	言語生活	講義			a2						選択				×	×	×	
		日本事情	日本語教育事情	講義					a2				選択				×	×	×	
		言語学	言語学入門	講義	a2								選択				×	×	×	
			日本語と外国語	講義			a2						選択				×	×	×	
			言語習得論	講義					a2				選択				×	×	×	
			音声学・音韻論	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	英語学	○	○	○	
			言語学研究	講義					a2				選択				○	○	○	
			外国語教育科学	講義					a2				選択				×	×	×	
		日本語教授	日本語教育学入門	講義	a2								選択				×	×	×	
			日本語教育学概説	講義	a2								選択				×	×	×	
			日本語教授法	講義	a2								選択				×	×	×	
			年少者日本語教育概説	講義					a2				選択				×	×	×	
			日本語教育キャリア開発	講義			a2						選択				×	×	×	
			日本語教育評価法	講義					a2				選択				×	×	×	
			年少者日本語教育実習	実習B			c1						選択				×	×	×	
			日本語教育実習	実習B					c1				選択				×	×	×	

S　国語専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・国語	中1種・国語	高1種・国語	高1種・書道	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（国語）	国語学概説	国語学概説Ⅰ	講義		a2							必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	●	●	●	×	
			国語学概説Ⅱ	講義			a2						必修				●	●	●	×	
		国語学演習	国語学演習ＡⅠ	演習A				b1					選択				○	●	●	×	
			国語学演習ＡⅡ	演習A					b1				選択				○	●	●	×	
		国文学演習	国文学演習ＡⅠ	演習A		b1							必修			国文学	●	●	●	●	
			国文学演習ＡⅡ	演習A			b1						必修				●	●	●	●	
			国文学演習ＢⅠ	演習A				b1					選択				○	●	●	●	
			国文学演習ＢⅡ	演習A					b1				選択				○	●	●	○	
		国文学史概説	国文学史概説	講義	a2								必修			国文学史	●	●	●	×	
		漢文学	漢文学Ａ	演習A			b1						必修			漢文学	●	●	●	●	
			漢文学Ｂ	演習A				b1					必修				●	●	●	●	
			漢文学概説	講義		a2							選択				○	●	●	●	
		書道	書道演習Ⅰ	演習A		b1							必修			書道（書写を中心とする。）	●	●	×	○	
			書道演習Ⅱ	演習A			b1						必修				●	●	×	○	
			書道演習Ⅲ	演習A				b1					選択				○	●	×	○	
			書道演習Ⅳ	演習A					b1				選択				○	●	×	○	
専攻科目	義務教育専攻科目	国語学講義	国語学講義ＢⅡ	講義				a2					選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。			×	×	×	×	
			国語学講義ＢⅢ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
		国語学演習	国語学演習ＢⅡ	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＢⅢ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＣⅠ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＣⅡ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		国文学講義	国文学講義ＡⅠ	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	国文学（国文学史を含む）	×	×	●	●	
			国文学講義ＢⅠ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			国文学講義ＢⅡ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
		国文学演習	国文学演習ＣⅠ	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＣⅡ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＥⅠ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＥⅡ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		中国文学	中国文学購読	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			中国文学演習	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		漢文学	漢文学研究	講義						a2			選択				×	×	×	×	
		中国思想	中国思想演習	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		中国文学史	中国文学史	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	漢文学	×	×	●	●	
		書道	書道演習Ａ	演習B			b2						選択			書道（書写を含む。）	×	×	×	●	
			書道演習Ｂ	演習B				b2					選択				×	×	×	●	
			書道演習Ｃ	演習B					b2				選択				×	×	×	●	
		書道史	書道史	演習A					b1				選択			書道史	×	×	×	●	
		書論・鑑賞	書論講読	講義					a2				選択			書論，鑑賞	×	×	×	●	
		書研究	書研究Ａ	講義			a2						選択				×	×	×	×	
			書研究Ｂ	講義				a2					選択				×	×	×	×	
			作品研究Ａ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			作品研究Ｂ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	

S　社会専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・社会	中1種・社会	高1種・地歴	高1種・公民	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（社会）	史学概論	史学概論	講義			a2						選択	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	日本史	×	×	●	×	
		日本史概説	日本史概説Ⅰ	講義				a2					必修				●	●	●	×	
			日本史概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
		外国史概説	外国史概説Ⅰ	講義	a2								必修			外国史	●	●	●	×	
			外国史概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
		地理学	地理学基礎Ⅰ	講義	a2								必修			地理学（人文・自然）	●	●	●	×	
		地誌学	地誌概説Ⅰ	講義			a2						選択			地誌	○	●	●	×	
			地誌概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
			地誌特論	講義							a2		選択				×	×	●	×	
		地理学	自然地理学基礎	講義						a2			選択			地理学（自然）	×	×	●	×	
		法律学	法学概論（国際法を含む。）	講義					a2				選択			法律学（国際法を含む。）	○	●	×	●	
		政治学	政治学概論（国際政治を含む。）	講義		a2							必修			政治学（国際政治を含む。）	●	●	×	●	
		法律学	公法学概論	講義						a2			選択			法律学（国際法を含む。）	×	×	×	●	
		社会学	社会学概論	講義				a2					選択			社会学	○	●	×	●	
		経済学	経済学概論（国際経済を含む。）	講義					a2				必修			経済学（国際経済を含む。）	●	●	×	●	
		社会学	社会調査論	講義			a2						選択			社会学	×	×	×	●	
		経済学	金融論	講義						a2			選択			経済学（国際経済を含む。）	×	×	×	●	
		哲学	哲学史概説Ⅰ	講義			a2						選択			哲学	○	●	×	●	
		哲学	哲学史概説Ⅱ	講義				a2					選択				×	×	×	●	
		倫理学	倫理思想史概説	講義		a2							必修			倫理学	●	●	×	●	

S　社会専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・社会	中1種・社会	高1種・地歴	高1種・公民	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（社会）	哲学概論	哲学の諸問題	講義					a2				選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。	教科に関する専門的事項	哲学	×	×	×	○	
		哲学演習	哲学基礎演習	演習A			b1						選択				×	×	×	×	
			哲学演習Ａ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			哲学演習Ｂ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		倫理学概論	倫理学の諸問題	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	倫理学	×	×	×	○	
		倫理学演習	倫理学基礎演習	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			倫理学演習Ａ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			倫理学演習Ｂ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		宗教学概論	宗教の諸問題	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	宗教学	×	×	×	○	
		宗教哲学演習	宗教哲学演習Ａ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			宗教哲学演習Ｂ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		宗教倫理学演習	宗教倫理学演習Ａ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			宗教倫理学演習Ｂ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		史学特論	歴史と環境	講義				a2					選択		教科に関する専門的事項	日本史	×	×	○	×	
		史学演習	日本史書講読Ⅰ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			日本史書講読Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地方史演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			地方史演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			日本史基礎演習	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			日本史応用演習	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		史学演習	外国史書講読Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			外国史書講読Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			外国史基礎演習	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			外国史応用演習	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		地理学	地理学基礎Ⅱ	講義				a2					選択				×	×	×	×	
			地理学特論Ⅰ	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	地理学（人文）	×	×	○	×	
			地理学特論Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	○	×	
			地理学研究法Ⅰ	講義							a2		選択				×	×	×	×	
			地理学研究法Ⅱ	講義								a2	選択				×	×	×	×	
			地理学演習	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地理学実験	実験B			c1						選択				×	×	×	×	
		地理学論文演習	地理学論文演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅲ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅳ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		地理学野外実験	地理学野外実験Ⅰ	実験A			c1						選択				×	×	×	×	
			地理学野外実験Ⅱ	実験A					c1				選択				×	×	×	×	
		地誌学	地誌概説Ⅲ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
		法律学	法学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	×	
			法学演習Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	×	
			法学演習Ⅲ	演習B							b2		選択				×	×	×	×	
		社会学	現代社会学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	×	
			現代社会学演習Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	×	
			社会調査実習	実習B					c1				選択				×	×	×	×	
			現代社会学研究Ⅰ	演習B							b2		選択				×	×	×	×	
			現代社会学研究Ⅱ	演習B								b2	選択				×	×	×	×	
		経済学	国際経済学	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			経済学演習Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	×	
			経済学演習Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	×	
			国際金融論実習Ⅰ	実習B							c1		選択				×	×	×	×	
			国際金融論実習Ⅱ	実習B								c1	選択				×	×	×	×	
		社会科	社会科教材研究Ⅰ（公民分野）	演習B					b2				選択				×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅱ（公民分野）	演習B						b2			選択				×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅲ（公民分野）	演習B							b2		選択				×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅳ（公民分野）	演習B								b2	選択				×	×	×	×	

S　算数・数学専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・数学	中1種・数学	高1種・数学	備考
専攻基礎科目（数学）	中等教科内容科目（数学）	代数学	線形数学Ⅰ	講義	a2								必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	代数学	●	●	●	
			集合と論理	演習A			b1						必修				●	●	●	
			初等整数論	演習A			b1						必修				●	●	●	
			代数学概論	講義				a2					選択				○	●	●	
		幾何学	線形数学Ⅱ	講義		a2							必修			幾何学	●	●	●	
			幾何学概論	講義					a2				選択				○	●	●	
		解析学	微分積分Ⅰ	講義	a2								必修			解析学	●	●	●	
			微分積分Ⅱ	講義		a2							必修				●	●	●	
			解析学概論	講義			a2						選択				○	●	●	
		確率統計	確率統計Ⅰ	演習A				b1					必修			確率論・統計学	●	●	●	
			確率統計Ⅱ	講義					a2				選択				○	●	●	
		計算機	プログラミング	実習B				c1					必修			コンピュータ	●	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（数学）	代数学	線形数学演習Ⅰ	演習A	b1								選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。			×	×	×	
			代数学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			代数学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			代数学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			応用代数学	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	代数学	×	×	○	
		幾何学	代数と幾何の基礎	講義				a2					選択			幾何学	×	×	○	
			幾何学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			線形数学演習Ⅱ	演習A		b1							選択				×	×	×	
			幾何学B	講義					a2				選択				×	×	×	
			幾何学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
		解析学	微分積分演習Ⅰ	演習A	b1								選択				×	×	×	
			微分積分演習Ⅱ	演習A		b1							選択				×	×	×	
			解析学A	講義				a2					選択		教科に関する専門的事項	解析学	×	×	○	
			解析学B	講義					a2				選択				×	×	×	
			解析学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			応用解析	講義						a2			選択				×	×	×	
		確率統計	確率統計Ⅲ	講義						a2			選択				×	×	×	
			確率統計特論	講義							a2		選択				×	×	×	
		計算機	コンピュータ実験と数学	実習B					c1				選択				×	×	×	
			学校数学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			学校数学探究Ⅰ	実習B						c1			選択				×	×	×	
			学校数学探究Ⅱ	実習B							c2		選択				×	×	×	
			学校数学探究Ⅲ	実習B								c2	選択				×	×	×	

S　理科専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・理科	中1種・理科	高1種・理科	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（理科）	物理学	物理学Ⅰ	講義	a2								必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	物理学	●	●	●	
			物理学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			物理学実験	実験A			c1						必修			物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		化学	化学Ⅰ	講義	a2								必修			化学	●	●	●	
			化学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			化学実験	実験A			c1						必修			化学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		生物学	生物学Ⅰ	講義	a2								必修			生物学	●	●	●	
			生物学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			生物学実験	実験A			c1						必修			生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		地学	地学Ⅰ	講義	a2								必修			地学	●	●	●	
			地学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			地学実験	実験A			c1						必修			地学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	

S　理科専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中2種・理科	中1種・理科	高1種・理科	備考
専攻科目	義務教育専攻科目（理科）	物理学	熱物理学	講義					a2				選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。		×	×	×	
			量子物理学	講義					a2				選択			×	×	×	
			物理数学	講義	a2								選択			×	×	×	
		物理学演習	基礎物理学演習	演習A		b1							選択			×	×	×	
			応用物理学演習	演習A				b1					選択			×	×	×	
			物理学演習	演習A				b1					選択			×	×	×	
			熱物理学演習	演習A						b1			選択			×	×	×	
			量子物理学演習	演習A						b1			選択			×	×	×	
			物理学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択			×	×	×	
			物理学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択			×	×	×	
		物理学実験	物理学実験Ⅰ	実験A					c1				選択			×	×	×	
			物理学実験Ⅱ	実験A						c1			選択			×	×	×	
			物理教材実験Ⅰ	実験A					c1				選択			×	×	×	
			物理教材実験Ⅱ	実験A						c1			選択			×	×	×	
		化学	物理化学A	講義				a2					選択			×	×	×	
			物質化学	講義					a2				選択			×	×	×	
			有機化学A	講義					a2				選択			×	×	×	
		化学演習	基礎物理化学演習	演習A	b1								選択			×	×	×	
			化学演習	演習A			b1						選択			×	×	×	
			化学探究演習Ⅰ	演習A					b1				選択			×	×	×	
			化学探究演習Ⅱ	演習A						b1			選択			×	×	×	
			有機化学演習	演習A		b1							選択			×	×	×	
			機器分析演習	演習A					b1				選択			×	×	×	
			化学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択			×	×	×	
			化学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択			×	×	×	
		化学実験	物理化学実験	実験A					c1				選択			×	×	×	
			有機化学実験	実験A						c1			選択			×	×	×	
		生物学演習	生物学基礎演習A	演習A	b1								選択			×	×	×	
			生物学基礎演習B	演習A		b1							選択			×	×	×	
			生物学演習	演習A				b1					選択			×	×	×	
			生物学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択			×	×	×	
			生物学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択			×	×	×	
		生物学実験	野外生物実習	実験A			c1						選択			×	×	×	
			里山体験実習	実験A			c1						選択			×	×	×	
			臨海実習	実験A			c1						選択			×	×	×	
			発生遺伝学実験	実験A						c1			選択			×	×	×	
			系統進化学実験	実験A						c1			選択			×	×	×	
			細胞生物学実験	実験A					c1				選択			×	×	×	
			植物生活環実験	実験A					c1				選択			×	×	×	
			環境生物学実験	実験A			c1						選択			×	×	×	
		地学	地質学	講義					a2				選択			×	×	×	
			固体地球科学A	講義					a2				選択			×	×	×	
			固体地球科学B	講義						a2			選択			×	×	×	
			大気・水圏科学	講義						a2			選択			×	×	×	
			宇宙科学A	講義						a2			選択			×	×	×	
			宇宙科学B	講義					a2				選択			×	×	×	
			地球環境科学	講義		a2							選択			×	×	×	
		地学演習	地学演習	演習A			b1						選択			×	×	×	
			地学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択			×	×	×	
			地学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択			×	×	×	
		地学実験	基礎地球科学フィールドワーク	実験A	c1								選択			×	×	×	

S　音楽専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・音楽	中1種・音楽	高1種・音楽	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（音楽）	音楽理論	音楽理論	講義	a2								必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	音楽理論	●	●	●	
		器楽	ピアノⅠ	演習A	b1								必修			器楽（合奏及び伴奏を含む。）	●	●	●	
			ピアノⅡ	演習A		b1							選択				○	●	●	
		声楽	声楽Ⅰ	演習A	b1								必修			声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	●	●	●	
			声楽Ⅱ	演習A		b1							選択				○	●	●	
		合唱	合唱Ⅰ	演習A			b1						選択			声楽（合唱を含む。）	○	●	●	
		合奏	管弦打Ⅰ	演習A			b1						必修			器楽（合奏及び伴奏を含む。）	●	●	●	
			管弦打Ⅱ	演習A				b1					選択				○	●	●	
			合奏Ⅰ	演習A					b1				必修			器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	●	●	●	
		ソルフェージュ	ソルフェージュ	演習A				b1					必修			ソルフェージュ	●	●	●	
		指揮法	指揮法	演習A					b1				必修			指揮法	●	●	●	
		音楽理論	和声学	講義		a2							選択			音楽理論	○	●	●	
		作曲法	作曲概論	講義			a2						必修			作曲法（編曲法を含む。）	●	●	●	
			作曲法	講義				a2					選択				○	●	●	
		音楽史	音楽史	講義					a2				必修			音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	●	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（音楽）	器楽	ピアノ実習Ⅰ	演習B			b2						選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。	教科に関する専門的事項	器楽	×	×	○	
			ピアノ実習Ⅱ	演習B				b2					選択				×	×	×	
		声楽	声楽実習Ⅰ	演習B			b2						選択		教科に関する専門的事項	声楽	×	×	○	
			声楽実習Ⅱ	演習B				b2					選択				×	×	×	
		器楽	器楽演奏法研究Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			器楽演奏法研究Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	
		声楽	声楽演奏法研究Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			声楽演奏法研究Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	
		作曲法	作曲法研究Ⅰ	演習B					b2				選択				×	×	×	
			作曲法研究Ⅱ	演習B						b2			選択				×	×	×	
		合奏	合奏Ⅱ	演習B						b2			選択		教科に関する専門的事項	器楽（合奏及び伴奏を含む。）	×	×	○	
		指揮法	合唱指導法	講義								a2	選択		教科に関する専門的事項	指揮法	×	×	○	
		音楽理論	歌曲伴奏法概論	講義							a2		選択				×	×	×	
			器楽演奏法研究Ⅲ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			器楽演奏法研究Ⅳ	演習B								b2	選択				×	×	×	
			声楽演奏法研究Ⅲ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			声楽演奏法研究Ⅳ	演習B								b2	選択				×	×	×	
			作曲法研究Ⅲ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			作曲法研究Ⅳ	演習B								b2	選択				×	×	×	

S　図画工作・美術専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・美術	中1種・美術	高1種・美術	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（美術）	絵画	絵画基礎	実技B	c1								必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	●	●	●	
			絵画実技Ⅰ	実技B		c1							必修				●	●	●	
		彫刻	彫刻基礎	実技B	c1								必修			彫刻	●	●	●	
			彫刻実技Ⅰ	実技B		c1							必修				●	●	●	
		デザイン	デザイン基礎	実技B	c1								必修			デザイン（映像メディア表現を含む。）	●	●	●	
			デザイン実技Ⅰ	実技B		c1							必修				●	●	●	
		工芸	工芸基礎	実技B	c1								必修			工芸	●	●	×	
			工芸実技Ⅰ	実技B		c1							必修				●	●	×	
		美術史	西洋美術史	講義			a2						選択			美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	○	●	●	
			東洋美術史	講義				a2					必修				●	●	●	
			日本美術史	講義					a2				選択				○	●	●	
		美術理論	美術科内容論Ⅰ	講義			a2						必修				●	●	●	
			美術科内容論Ⅱ	講義				a2					選択				○	●	●	
			芸術概論	講義					a2				選択				○	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（図画工作・美術）	絵画	絵画実技Ⅱ	実技B			c1						選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。	教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	×	×	○	高校１種を取得する場合は，①から①科目１単位を選択して修得する。
			絵画研究	演習A								b1	選択				×	×	×	
			絵画制作Ⅰ	実技B					c1				選択		教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	×	×	①	
			絵画制作Ⅱ	実技B						c1			選択				×	×	×	
			絵画演習	演習B							b2		選択				×	×	×	
		彫刻	彫刻実技Ⅱ	実技B			c1						選択		教科に関する専門的事項	彫刻	×	×	○	
			彫刻研究	演習A								b1	選択				×	×	×	
			彫刻制作Ⅰ	実技B					c1				選択		教科に関する専門的事項	彫刻	×	×	①	
			彫刻制作Ⅱ	実技B						c1			選択				×	×	×	
			彫刻演習	演習B							b2		選択				×	×	×	
		デザイン	デザイン実技Ⅱ	実技B				c1					選択		教科に関する専門的事項	デザイン（映像メディア表現を含む。）	×	×	○	
		製図	デザイン研究	演習A								b1	選択				×	×	×	
		デザイン	デザイン制作Ⅰ	実技B					c1				選択		教科に関する専門的事項	デザイン（映像メディア表現を含む。）	×	×	①	
			デザイン制作Ⅱ	実技B						c1			選択				×	×	×	
			デザイン演習	演習B							b2		選択				×	×	×	
		工芸	工芸実技Ⅱ	実技B				c1					選択				×	×	×	
		図法	工芸研究	演習A								b1	選択				×	×	×	
		工芸	工芸制作Ⅰ	実技B					c1				選択				×	×	×	
			工芸制作Ⅱ	実技B						c1			選択				×	×	×	
			工芸演習	演習B							b2		選択				×	×	×	
		美術教育	美術教育演習Ⅰ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			美術教育演習Ⅱ	演習A							b2		選択				×	×	×	
			美術教育演習Ⅲ	演習B								b1	選択				×	×	×	
		美術史	美術史演習Ⅰ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			美術史演習Ⅱ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			美術史演習Ⅲ	演習A								b1	選択				×	×	×	
		絵画	風景写生	実技B			c1						選択		教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	×	×	●	
		美術史実習	美術史実習	実習B					c1				選択				×	×	×	

S　保健体育専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・保体	中1種・保体	高1種・保体	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（保健体育）	体育実技	体つくり運動	実技B		c1							必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	体育実技	●	●	●	
			器械運動	実技B	c1								必修				●	●	●	
			陸上競技	実技B			c1						必修				●	●	●	
			水泳	実技B			c1						必修				●	●	●	
			球技Ａ	実技B	c1								必修				●	●	●	
			球技Ｂ	実技B					c1				選択				○	●	●	
			武道	実技B					c1				必修				●	●	●	
			ダンス	実技B		c1							必修				●	●	●	
		体育史	スポーツ史	講義					a2				選択			体育史	○	●	●	
		体育社会学	体育社会学Ⅰ	講義				a1					必修			体育社会学	●	●	●	
			体育社会学Ⅱ	講義				a1					選択				○	●	●	
		運動学	運動学Ⅰ（運動方法学を含む。）	講義	a1								必修			運動学（運動方法学を含む。）	●	●	●	
			運動学Ⅱ（運動方法学を含む。）	講義	a1								選択				○	●	●	
		生理学	生理学Ⅰ（運動生理学を含む。）	講義			a1						必修			生理学（運動生理学を含む。）	●	●	●	
			生理学Ⅱ（運動生理学を含む。）	講義			a1						選択				○	●	●	
		衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学Ⅰ	講義				a1					必修			衛生学・公衆衛生学	●	●	●	
			衛生学・公衆衛生学Ⅱ	講義				a1					選択				○	●	●	
		学校保健	学校保健Ⅰ（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	講義		a1							必修			学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	●	●	●	
			学校保健Ⅱ（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	講義		a1							選択				○	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（保健体育）	体育実技	球技Ｃ	実技B					c1				選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。			×	×	×	
			野外運動	実技B			c1						選択				×	×	×	
		体育社会学	生涯スポーツ論	講義							a2		選択				×	×	×	
		運動学	スポーツ技術・戦術論	講義						a2			選択				×	×	×	
			コーチ学	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	運動学（運動方法学を含む。）	×	×	○	
			運動処方論	講義				a2					選択				×	×	○	
		体育原理	体育原論	講義					a2				選択				×	×	×	
		体育心理学	体育心理学	講義				a2					選択				×	×	×	
		学校保健	スポーツ医学	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	×	×	○	
			健康教育論	講義							a2		選択				×	×	×	
			発育発達	講義			a2						選択				×	×	×	
			保健体育学研究Ⅰ	演習B						b2			選択				×	×	×	
			保健体育学研究Ⅱ	演習B							b2		選択				×	×	×	

S　ものづくり・技術専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・技術	中1種・技術	高1種・工業	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（技術）	木材加工	木材加工法	講義			a1						必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	木材加工	●	●	●	
			木材加工実習Ⅰ	実習A			c1						必修			木材加工（製図及び実習を含む。）	●	●	●	
			木材加工実習Ⅱ	実習A						c1			選択				○	●	●	
			製図	実習A	c1								必修				●	●	●	
		金属加工	金属加工法Ⅰ	講義			a1						選択			金属加工	○	●	●	
			金属加工実習Ⅰ	実習A			c1						必修			金属加工（製図及び実習を含む。）	●	●	●	
			金属加工実習Ⅱ	実習A				c1					選択			金属加工	○	●	●	
		機械	材料力学	演習A		b1							必修			機械（実習を含む。）	●	●	●	
			原動機	演習A		b1							選択				○	●	●	
			機械実験	実験A					c1				必修				●	●	●	
		電気	電気Ⅰ	演習A		b1							必修			電気（実習を含む。）	●	●	●	
			電気Ⅱ	演習A					b1				選択				○	●	●	
			電気実習	実習A					c1				必修				●	●	●	
		栽培	栽培学	講義			a2						選択			栽培	○	●	×	
			栽培実習Ⅰ	実習A	c1								必修			栽培（実習を含む。）	●	●	×	
			栽培実習Ⅱ	実習A		c1							必修				●	●	×	
		情報とコンピュータ	情報Ⅰ	演習A	b1								必修			情報とコンピュータ	●	●	●	
			プログラミング実習Ⅰ	実習A					c1				必修				●	●	●	
			基礎情報技術	演習A		b1							選択			情報とコンピュータ（実習を含む。）	○	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（ものづくり・技術）	木材加工	木材加工実習Ⅲ	実習A							c1		選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。			×	×	×	
			木材加工演習	演習A						b1			選択				×	×	×	
		金属加工	金属加工法Ⅱ	講義				a1					選択		教科に関する専門的事項	工業の関係科目	×	×	○	
			金属加工法Ⅲ	講義							a2		選択				×	×	×	
		機械	機械工学概論	講義	a2								選択		教科に関する専門的事項	工業の関係科目	×	×	●	
			機構学	演習A							b1		選択				×	×	×	
			機械要素力学	講義							a2		選択				×	×	×	
		電気	電子工学Ⅰ	講義	a2								選択		教科に関する専門的事項	工業の関係科目	×	×	○	
			電子工学Ⅱ	講義						a2			選択				×	×	×	
			電気Ⅲ	演習A							b1		選択				×	×	×	
		栽培	栽培演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			栽培演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			農学	講義						a2			選択				×	×	×	
		情報とコンピュータ	プログラミング実習Ⅱ	実習A						c1			選択				×	×	×	
			ソフトウエアⅠ	演習A	b1								選択		教科に関する専門的事項	工業の関係科目	×	×	○	
			ソフトウエアⅡ	演習A				b1					選択				×	×	×	
			情報Ⅱ	講義							a2		選択		教科に関する専門的事項	工業の関係科目	×	×	○	
		職業指導	職業指導概論	講義							a2		選択			職業指導	×	×	●	

S　家庭専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・家庭	中1種・家庭	高1種・家庭	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（家庭）	家庭経営学	家庭経営	講義	a2								必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	●	●	●	
		家族関係学	家族論	講義			a2						選択			家族関係学	○	●	●	
		家庭経済学	生活経済論	講義			a2						選択			家庭経済学	○	●	●	
		被服製作実習	被服実習Ⅰ	実習A		c1							必修			被服製作実習	●	●	●	
		被服学	被服学Ⅰ	講義				a2					必修			被服学	●	●	●	
		食物学	食物学Ⅰ	講義	a2								必修			食物学（栄養学，食品学を含む。）	●	●	●	
			食物学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
		調理実習	調理実習Ⅰ	実習A		c1							必修			調理実習	●	●	●	
			調理学	演習B				b2					選択				○	●	○	
		住居学	住居学	講義		a2							必修			住居学(製図を含む。)	●	●	●	
		保育学	保育学	実習A				a2					必修			保育学（実習及び家庭看護を含む。）	●	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（家庭）	家庭経営学	家庭経営演習	演習B					b2				選択	左記の選択科目から4単位を修得する。	教科に関する専門的事項	家庭経営学	×	×	○	
			生活設計	講義						a2			選択				×	×	×	
		家庭経済学	消費者論	演習B						b2			選択				×	×	×	
		家庭経営学	消費生活演習Ⅰ	演習B					b1				選択				×	×	×	
			消費生活演習Ⅱ	演習B						b1			選択				×	×	×	
			生活経営研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			生活経営研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	
			「家族と社会」演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			「家族と社会」演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			家庭科内容発展研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			家庭科内容発展研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	
		被服製作実習	被服実習Ⅱ	実習A			c1						選択				×	×	×	
		被服学	被服学Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	×	
		被服学	被服製作実践演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			被服製作実践演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			被服学研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			被服学研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	
		調理実習	調理実習Ⅱ	実習A			c1						選択				×	×	×	
		食物学	食物学Ⅲ	講義					a2				選択				×	×	×	
			食物学実験	実習A						c1			選択		教科に関する専門的事項	食物学（栄養学，食品学を含む）	×	×	○	
			食品学演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			食品学演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			食品学研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			食品学研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	
			調理学演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			調理学演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			調理学研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			調理学研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	
		住居学	生活環境論	演習B					b2				選択				×	×	×	
		保育学	保育学演習	演習B						b2			選択				×	×	×	
		家庭電気・機械	生活機器	講義					a2				必修		教科に関する専門的事項	家庭電気・家庭機械	×	×	●	
		家庭科教育	家庭科授業演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			家庭科授業演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			家庭科実践研究Ⅰ	実験A							c1		選択				×	×	×	
			家庭科実践研究Ⅱ	実験A								c1	選択				×	×	×	

S　英語専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・英語	中1種・英語	高1種・英語	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（英語）	音声学	音声学	演習A		b1							必修	左欄の必修科目から12単位を修得する。	教科に関する専門的事項	英語学	●	●	●	
		英文法	英文法	講義		a2							必修				●	●	●	
		英語学講義	英語学講義Ⅰ	講義			a2						必修				●	●	●	
		英語学演習	英語学演習Ⅰ	演習A			b1						必修				●	●	●	
		英語史	英語史Ⅰ	講義					a2				選択				○	●	●	
		英文学概説	英文学概説	講義				a2					選択			英語文学	○	●	●	
		米文学概説	米文学概説	講義			a2						選択				○	●	●	
		英語文学演習	英語文学演習Ⅰ	演習A	b1								必修				●	●	●	
			英語文学演習Ⅱ	演習A		b1							必修				●	●	●	
		英語文学講義	英語文学講義Ⅱ	講義					a2				選択				○	●	●	
		英会話・英作文	オーラルコミュニケーションⅠ	演習A	b1								必修			英語コミュニケーション	●	●	●	
			ライティングⅠ	演習A			b1						必修				●	●	●	
		比較文化	異文化理解	講義				a2					必修			異文化理解	●	●	●	
専攻科目	義務教育専攻科目（英語）	英語学講義	英語学講義Ⅱ	講義				a2					選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。			×	×	×	
			英語学講義Ⅲ	講義							a2		選択				×	×	×	
		英語学特殊講義	英語学特殊講義	講義						a2			選択				×	×	×	
		英語学演習	英語学演習Ⅱ	演習A					b1				選択		教科に関する専門的事項	英語学	×	×	○	
			英語学演習Ⅲ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			英語学演習Ⅳ	演習A							b1		選択				×	×	×	
			英語学演習Ⅴ	演習A								b1	選択				×	×	×	
		英語史	英語史Ⅱ	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	英語学	×	×	○	
		英語文学講義	英語文学講義Ⅰ	講義			a2						選択			英語文学	×	×	○	
		英語文学演習	英語文学演習Ⅲ	演習A				b1					選択				×	×	×	
			英語文学演習Ⅳ	演習A					b1				選択				×	×	×	
		英会話・英作文	オーラルコミュニケーションⅡ	演習A						b1			選択		教科に関する専門的事項	英語コミュニケーション	×	×	○	
			ライティングⅡ	演習A					b1				選択				×	×	×	
		比較文化	異文化講義Ⅰ	講義					a2				選択				×	×	×	
			異文化講義Ⅱ	講義						a2			選択				×	×	×	
			異文化講義Ⅲ	講義							a2		選択				×	×	×	
		英語科教育学	英語科教育演習Ⅰ	演習A				b1					選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅱ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅲ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅳ	演習A							b1		選択				×	×	×	
		英語教育実践	英語教育実践	実習B						c2			選択				×	×	×	

Ｍ２　中等教科教育法科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中学校・2種	中学校・1種	高等学校1種	備考
専攻基礎科目	中等教科教育法科目(M2)	国語科教育	中等国語科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修	教科指導１０専修及び日本語支援専修の学生は１科目２単位を取得する 中学校１種取得希望者は自専修教科の４科目８単位を修得する。学校教育科学専修学生は，入学時に決定された免許教科の科目について４科目８単位を修得する。	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	
			中等国語科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等国語科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等国語科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		社会科教育	中等社会科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	×	
			中等社会科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	×	
			中等社会科教育法ＣⅢ（地理歴史分野）	講義						a2			選択			○	●	●	
			中等社会科教育法ＣⅣ（公民分野）	講義							a2		選択			○	●	●	
		数学科教育	中等数学科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等数学科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等数学科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等数学科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		理科教育	中等理科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等理科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等理科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等理科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		音楽科教育	中等音楽科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等音楽科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等音楽科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等音楽科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		美術科教育	中等美術科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等美術科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等美術科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等美術科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		保健体育科教育	中等保健体育科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等保健体育科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等保健体育科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等保健体育科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		技術科教育	中等技術科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	×	
			中等技術科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	×	
			中等技術科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	×	
			中等技術科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	×	
		家庭科教育	中等家庭科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等家庭科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等家庭科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等家庭科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	
		英語科教育	中等英語科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等英語科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	●	
			中等英語科教育法ＣⅢ	講義						a2			選択			○	●	○	
			中等英語科教育法ＣⅣ	講義							a2		選択			○	●	○	

Ｍ２　中等教科教育法科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中学校・2種	中学校・1種	高等学校1種	備考
専攻基礎科目	中等教科教育法科目（Ｍ２）	職業指導科教育	職業指導科教育法ＣⅠ	講義				a2					自由	学校教育科学専修（キャリア教育）の中・高校免（職業指導）取得希望者が修得する。	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	
			職業指導科教育法ＣⅡ	講義					a2				自由			○	●	●	
			職業指導科教育法ＣⅢ	講義						a2			自由			○	●	○	
			職業指導科教育法ＣⅣ	講義							a2		自由			○	●	○	
		情報科教育	情報科教育法ＣⅠ	講義				a2					自由	高校免（情報）取得希望者が修得する。		×	×	●	
			情報科教育法ＣⅡ	講義					a2				自由			×	×	●	
		地歴科教育	地歴科教育法ＣⅠ	講義								a2	自由	社会専修学生のうち，高校免の地理歴史又は公民の取得希望者が当該科目を修得する。		×	×	●	
		公民科教育	公民科教育法ＣⅠ	講義								a2	自由			×	×	●	
		書道科教育	書道科教育法ＣⅠ	講義					a2				自由	国語専修学生の高校免（書道）取得希望者が修得する。		×	×	●	
			書道科教育法ＣⅡ	講義						a2			自由			×	×	●	
		工業科教育	工業科教育法ＣⅠ	講義					a2				自由	技術専修学生の高校免（工業）取得希望者が修得する。		×	×	●	
			工業科教育法ＣⅡ	講義						a2			自由			×	×	●	

教育実践開発科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，□‥隣接校種

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
教育実践開発科目	初等教育実践開発科目	初等教科教育開発Ⅰ	初等教科教育開発Ⅰ（国語）	演習C					b1				選択	教科教育開発科目はⅠから1単位，Ⅱから1単位を修得する	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項をあわせた内容に係る科目	小学校	×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（社会）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（算数）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（理科）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（生活科）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（音楽）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（図画工作）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（家庭）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（保健体育）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
			初等教科教育開発Ⅰ（英語）	演習C					b1				選択				×	○	×	×	
		初等教科教育開発Ⅱ	初等教科教育開発Ⅱ（総合学習）	演習C						b1			選択		大学が独自に設定する科目		×	△	×	×	
	中等教育実践開発科目	中等教科教育開発Ⅱ	中等教科教育開発Ⅱ（国語）	演習C						b1			選択		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	国語	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（社会）	演習C						b1			選択			社会	×	×	○	×	
			中等教科教育開発Ⅱ（数学）	演習C						b1			選択			数学	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（理科）	演習C						b1			選択			理科	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（音楽）	演習C						b1			選択			音楽	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（美術）	演習C						b1			選択			美術	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（保健体育）	演習C						b1			選択			保健体育	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（技術）	演習C						b1			選択			技術	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（家庭）	演習C						b1			選択			家庭	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（英語）	演習C						b1			選択			英語	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（情報）	演習C						b1			選択			情報	×	×	×	○	
	教育実習	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導(主免実習・事前事後指導)	演習A					b1				必修		教育実践に関する科目	教育実習	□	●	□	×	
		教育実習	学校教育実習(小学校・主免実習)	実習B						c4			必修			教育実習	□	●	□	×	
			中学校教育実習（副免実習）	実習B							c2		選択			教育実習	×	□	○	□	
			高等学校教育実習（副免実習）	実習B							c2		選択			教育実習	×	×	□	○	※高等学校教育実習はICT活用支援専修のみ
		教職実践演習	教職実践演習	演習B							b2		必修			教職実践演習	●	●	●	●	

高 等 学 校 教 育 専 攻

教 科 学 習 開 発 系 5 専 修

(3) 高等学校教育専攻の履修要領

① 高等学校教育専攻の編成

高等学校教育専攻は，高等学校や中等教育学校のための教員養成の機能強化のために，教科学習開発系５専修（国語・書道専修，地歴・公民専修，数学専修，理科専修及び英語専修）を開設し，高校生の知的な学習に対話的な探求活動を含めたカリキュラムを編成し，彼らの資質・能力を豊かに育むことのできる教科の教育マネジメント能力をもつ教諭を養成します。

② 高等学校教育専攻の科目編成と履修要領

ア 教育科目（Ｅ）

教育科目は，必修科目１８単位を修得します。（P. 66 参照）

イ 中等教科内容科目（Ｓ）

中等教科専攻科目は，自専攻教科について２０単位（地歴・公民専修は４０単位）を，修得します。

ウ 中等教科教育法科目（M2）

自専攻教科の「中等教科教育法ＣⅠ」～「中等教科教育法ＣⅣ」４科目各２単位，合計８単位を修得します。（P. 75 参照）

エ 高等学校教育専攻科目（Ｓ選）

高等学校教育専攻の学生が，自専修教科の授業科目について１４単位を修得します。

※ 各専修とも，詳細の履修要領については，副免許状の取得等と併せて，それぞれの専修において指導を受けてください。

オ 教科教育開発科目

高等学校教育専攻学生は，「中等教科教育開発Ⅰ」と「中等教科教育開発Ⅱ」の合計２単位を修得します。

カ 学校教育実習（中学校・高等学校）・学校教育実習の指導

学校教育実習（中学校・高等学校）は，主免実習として中学校もしくは高等学校において実施しますが，その時期・方法等は別に定めています。また，選択科目として中学校教育実習（副免実習）もしくは高等学校教育実習（副免実習）に参加することができます。（P. 89～P. 93 参照）

キ 卒業研究

卒業研究の履修に関する事項は，P10～P. 11 に記載しています。

高等学校教育専攻

E　教育科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目	発達と学習の心理学	講義	a2								必修		教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	●	●	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	●	●	
			教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	×	●	●	●	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					必修		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	×	●	●	×	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				必修			総合的な学習の時間の指導法	×	●	●	●	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			必修			特別活動の指導法	×	●	●	●	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	●	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			必修			生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。）	×	●	●	●	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	●	●	

S　国語・書道専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業単位及び方法数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・国語	中1種・国語	高1種・国語	高1種・書道	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（国語）	国語学概説	国語学概説Ⅰ	講義		a2							必修	左欄の必修科目12単位と選択科目から8単位を修得する。	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	●	●	●	×	
			国語学概説Ⅱ	講義			a2						必修				●	●	●	×	
		国語学演習	国語学演習ＡⅠ	演習A				b1					選択				○	●	●	×	
			国語学演習ＡⅡ	演習A					b1				選択				○	●	●	×	
		国文学演習	国文学演習ＡⅠ	演習A		b1							必修			国文学	●	●	●	●	
			国文学演習ＡⅡ	演習A			b1						必修				●	●	●	●	
			国文学演習ＢⅠ	演習A				b1					選択				○	●	●	●	
			国文学演習ＢⅡ	演習A					b1				選択				○	●	●	○	
		国文学史概説	国文学史概説	講義	a2								必修			国文学史	●	●	●	×	
		漢文学	漢文学Ａ	演習A			b1						必修			漢文学	●	●	●	●	
			漢文学Ｂ	演習A				b1					必修				●	●	●	●	
			漢文学概説	講義		a2							選択				○	●	●	●	
		書道	書道演習Ⅰ	演習A		b1							必修			書道（書写を中心とする。）	●	●	×	○	
			書道演習Ⅱ	演習A			b1						必修				●	●	×	○	
			書道演習Ⅲ	演習A				b1					選択				○	●	×	○	
			書道演習Ⅳ	演習A					b1				選択				○	●	×	○	
専攻科目	高等学校教育専攻科目	国語学講義	国語学講義ＢⅠ	講義			a2						選択	左欄の選択科目から14単位を修得する。	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文書表現に関するものを含む。）	×	×	○	×	
			国語学講義ＢⅡ	講義				a2					選択				×	×	×	×	
			国語学講義ＢⅢ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
		国語学演習	国語学演習ＢⅠ	演習A			b1						選択		教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文書表現に関するものを含む。）	×	×	○	×	
			国語学演習ＢⅡ	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＢⅢ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＣⅠ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			国語学演習ＣⅡ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		国文学講義	国文学講義ＡⅠ	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	国文学	×	×	●	●	
			国文学講義ＡⅡ	講義				a2					選択				×	×	○	○	
			国文学講義ＢⅠ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			国文学講義ＢⅡ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
		国文学演習	国文学演習ＣⅠ	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＣⅡ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＥⅠ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			国文学演習ＥⅡ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		中国文学	中国文学購読	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			中国文学演習	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
		漢文学	漢文学研究	講義						a2			選択				×	×	×	×	
		中国思想	中国思想演習	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		中国文学史	中国文学史	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	漢文学	×	×	●	●	
		中国思想史	中国思想史	演習A			b1						選択				×	×	○	○	
		書道	書道演習Ａ	演習B			b2						選択			書道（書写を含む。）	×	×	×	●	
			書道演習Ｂ	演習B				b2					選択				×	×	×	●	
			書道演習Ｃ	演習B					b2				選択				×	×	×	●	
		書道史	書道史	演習A					b1				選択			書道史	×	×	×	●	
		書論・鑑賞	書論講読	講義					a2				選択			書論，鑑賞	×	×	×	●	
		書研究	書研究Ａ	講義			a2						選択				×	×	×	×	
			書研究Ｂ	講義				a2					選択				×	×	×	×	
			作品研究Ａ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			作品研究Ｂ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	

S　地歴・公民専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・社会	中1種・社会	高1種・地歴	高1種・公民	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（社会）	史学概論	史学概論	講義			a2						選択	左欄の必修科目12単位と選択科目から28単位を修得すること。	教科に関する専門的事項	日本史	×	×	●	×	
		日本史概説	日本史概説Ⅰ	講義				a2					必修				●	●	●	×	
		日本史概説	日本史概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
		外国史概説	外国史概説Ⅰ	講義	a2								必修			外国史	●	●	●	×	
		外国史概説	外国史概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
		地理学	地理学基礎Ⅰ	講義	a2								必修			地理学（人文・自然）	●	●	●	×	
		地誌学	地誌概説Ⅰ	講義			a2						選択			地誌	○	●	●	×	
			地誌概説Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	●	×	
			地誌特論	講義							a2		選択				×	×	●	×	
		地理学	自然地理学基礎	講義						a2			選択			地理学（自然）	×	×	●	×	
		法律学	法学概論（国際法を含む。）	講義					a2				選択			法律学（国際法を含む。）	○	●	×	●	
		政治学	政治学概論（国際政治を含む。）	講義		a2							必修			政治学（国際政治を含む。）	●	●	×	●	
		法律学	公法学概論	講義						a2			選択			法律学（国際法を含む。）	×	×	×	●	
		社会学	社会学概論	講義				a2					選択			社会学	○	●	×	●	
		経済学	経済学概論（国際経済を含む。）	講義					a2				必修			経済学（国際経済を含む。）	●	●	×	●	
		社会学	社会調査論	講義			a2						選択			社会学	×	×	×	●	
		経済学	金融論	講義						a2			選択			経済学（国際経済を含む。）	×	×	×	●	
		哲学	哲学史概説Ⅰ	講義			a2						選択			哲学	○	●	×	●	
		哲学	哲学史概説Ⅱ	講義				a2					選択				×	×	×	●	
		倫理学	倫理思想史概説	講義		a2							必修			倫理学	●	●	×	●	

S　地歴・公民専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・社会	中1種・社会	高1種・地歴	高1種・公民	備考
専攻科目	高等学校教育専攻科目（地歴・公民）	哲学概論	哲学の諸問題	講義					a2				選択	左欄の選択科目から「哲学の諸問題」，「倫理学の諸問題」，「宗教の諸問題」の3科目中から2科目4単位以上を含め，「歴史と環境」，「地理学特論Ⅰ」，「地理学特論Ⅱ」の3科目中から2科目4単位以上を含め，合計14単位を修得する。	教科に関する専門的事項	哲学	×	×	×	○	
		哲学演習	哲学基礎演習	演習A			b1						選択				×	×	×	×	
			哲学演習Ａ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			哲学演習Ｂ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		倫理学概論	倫理学の諸問題	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	倫理学	×	×	×	○	
		倫理学演習	倫理学基礎演習	演習A				b1					選択				×	×	×	×	
			倫理学演習Ａ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			倫理学演習Ｂ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
		宗教学概論	宗教の諸問題	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	宗教学	×	×	×	○	
		宗教哲学演習	宗教哲学演習Ａ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			宗教哲学演習Ｂ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		宗教倫理学演習	宗教倫理学演習Ａ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			宗教倫理学演習Ｂ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		史学特論	日本史特論Ⅰ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			日本史特論Ⅱ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
			外国史特論Ⅰ	講義					a2				選択				×	×	×	×	
			外国史特論Ⅱ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
			歴史と環境	講義				a2					選択		教科に関する専門的事項	日本史	×	×	○	×	
		史学演習	日本史書講読Ⅰ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			日本史書講読Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地方史演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			地方史演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			日本史基礎演習	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			日本史応用演習	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		史学演習	外国史書講読Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			外国史書講読Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			外国史基礎演習	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			外国史応用演習	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		地理学	地理学基礎Ⅱ	講義				a2					選択				×	×	×	×	
			地理学特論Ⅰ	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	地理学（人文）	×	×	○	×	
			地理学特論Ⅱ	講義					a2				選択				×	×	○	×	
			地理学特論Ⅲ	講義						a2			選択				×	×	×	×	
			地理学研究法Ⅰ	講義							a2		選択				×	×	×	×	
			地理学研究法Ⅱ	講義								a2	選択				×	×	×	×	
			地理学演習	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地理学実験	実験B			c1						選択				×	×	×	×	
		地理学論文演習	地理学論文演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅲ	演習A							b1		選択				×	×	×	×	
			地理学論文演習Ⅳ	演習A								b1	選択				×	×	×	×	
		地理学野外実験	地理学野外実験Ⅰ	実験A			c1						選択				×	×	×	×	
			地理学野外実験Ⅱ	実験A					c1				選択				×	×	×	×	
		地誌学	地誌概説Ⅲ	講義						a2			選択				×	×	×	×	

S　地歴・公民専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中2種・社会	中1種・社会	高1種・地歴	高1種・公民	備考
		法律学	法学演習Ⅰ	演習B					b2				選択			×	×	×	×	
			法学演習Ⅱ	演習B						b2			選択			×	×	×	×	
			法学演習Ⅲ	演習B							b2		選択			×	×	×	×	
		社会学	現代社会学演習Ⅰ	演習B					b2				選択			×	×	×	×	
			現代社会学演習Ⅱ	演習B						b2			選択			×	×	×	×	
			社会調査実習	実習B					c1				選択			×	×	×	×	
			現代社会学研究Ⅰ	演習B							b2		選択			×	×	×	×	
			現代社会学研究Ⅱ	演習B								b2	選択			×	×	×	×	
		経済学	国際経済学	講義					a2				選択			×	×	×	×	
			国際金融論	講義						a2			選択			×	×	×	×	
			経済学演習Ⅰ	演習B					b2				選択			×	×	×	×	
			経済学演習Ⅱ	演習B						b2			選択			×	×	×	×	
			国際金融論実習Ⅰ	実習B							c1		選択			×	×	×	×	
			国際金融論実習Ⅱ	実習B								c1	選択			×	×	×	×	
		社会科	社会科教材研究Ⅰ（公民分野）	演習B					b2				選択			×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅱ（公民分野）	演習B						b2			選択			×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅲ（公民分野）	演習B							b2		選択			×	×	×	×	
			社会科教材研究Ⅳ（公民分野）	演習B								b2	選択			×	×	×	×	

S　数学専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・数学	中1種・数学	高1種・数学	備考
専攻基礎科目（数学）	中等教科内容科目（数学）	代数学	線形数学Ⅰ	講義	a2								必修	左欄の必修科目12単位と選択科目から8単位を修得する。	教科に関する専門的事項	代数学	●	●	●	
			集合と論理	演習A			b1						必修				●	●	●	
			初等整数論	演習A			b1						必修				●	●	●	
			代数学概論	講義				a2					選択				○	●	●	
		幾何学	線形数学Ⅱ	講義		a2							必修			幾何学	●	●	●	
			幾何学概論	講義					a2				選択				○	●	●	
		解析学	微分積分Ⅰ	講義	a2								必修			解析学	●	●	●	
			微分積分Ⅱ	講義		a2							必修				●	●	●	
			解析学概論	講義			a2						選択				○	●	●	
		確率統計	確率統計Ⅰ	演習A				b1					必修			確率論・統計学	●	●	●	
			確率統計Ⅱ	講義					a2				選択				○	●	●	
		計算機	プログラミング	実習B				c1					必修			コンピュータ	●	●	●	
専攻科目	高等学校教育専攻科目（数学）	代数学	線形数学演習Ⅰ	演習A	b1								選択	左欄の選択科目から「応用代数学」，「代数と幾何の基礎」，「解析学A」から1科目2単位以上を含め，14単位を修得する。			×	×	×	
			代数学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			代数学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			代数学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			応用代数学	講義					a2				選択		教科に関する専門的事項	代数学	×	×	○	
		幾何学	代数と幾何の基礎	講義				a2					選択			幾何学	×	×	○	
			幾何学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			線形数学演習Ⅱ	演習A		b1							選択				×	×	×	
			幾何学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			幾何学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
		解析学	微分積分演習Ⅰ	演習A	b1								選択				×	×	×	
			微分積分演習Ⅱ	演習A		b1							選択				×	×	×	
			解析学A	講義				a2					選択		教科に関する専門的事項	解析学	×	×	○	
			解析学B	講義					a2				選択				×	×	×	
			解析学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			応用解析	講義						a2			選択				×	×	×	
		確率統計	確率統計Ⅲ	講義						a2			選択				×	×	×	
			確率統計特論	講義							a2		選択				×	×	×	
		計算機	コンピュータ実験と数学	実習B					c1				選択				×	×	×	
			学校数学特論	講義							a2		選択				×	×	×	
			数学探究Ⅰ	実習B						c1			選択				×	×	×	
			数学探究Ⅱ	実習B							c2		選択				×	×	×	
			数学探究Ⅲ	実習B								c2	選択				×	×	×	

S　理科専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・理科	中1種・理科	高1種・理科	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（理科）	物理学	物理学Ⅰ	講義	a2								必修	左欄の必修科目12単位と選択科目から8単位を修得する。	教科に関する専門的事項	物理学	●	●	●	
			物理学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			物理学実験	実験A			c1						必修			物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		化学	化学Ⅰ	講義	a2								必修			化学	●	●	●	
			化学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			化学実験	実験A			c1						必修			化学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		生物学	生物学Ⅰ	講義	a2								必修			生物学	●	●	●	
			生物学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			生物学実験	実験A			c1						必修			生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
		地学	地学Ⅰ	講義	a2								必修			地学	●	●	●	
			地学Ⅱ	講義			a2						選択				○	●	●	
			地学実験	実験A			c1						必修			地学実験（コンピュータ活用を含む。）	●	●	●	
専攻科目	高等学校教育専攻科目（理科）	物理学	高等学校理科探究A（物理学）	講義			a2						選択	左欄の選択科目から14単位を修得する。	教科に関する専門的事項	物理学	×	×	○	
			力学	講義	a2								選択				×	×	×	
			電磁気学	講義				a2					選択				×	×	×	
			熱物理学	講義					a2				選択				×	×	×	
			量子物理学	講義					a2				選択				×	×	×	
			現代物理学A	講義						a2			選択				×	×	×	
			現代物理学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			物理数学	講義	a2								選択				×	×	×	
		物理学演習	基礎物理学演習	演習A		b1							選択				×	×	×	
			応用物理学演習	演習A				b1					選択				×	×	×	
			熱物理学演習	演習A						b1			選択				×	×	×	
			量子物理学演習	演習A						b1			選択				×	×	×	
			物理学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			物理学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択				×	×	×	
		物理学実験	物理学実験Ⅰ	実験A					c1				選択				×	×	×	
			物理学実験Ⅱ	実験A						c1			選択				×	×	×	
			物理教材実験Ⅰ	実験A					c1				選択				×	×	×	
			物理教材実験Ⅱ	実験A						c1			選択				×	×	×	
		化学	高等学校理科探究B（化学）	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	化学	×	×	○	
			物理化学A	講義				a2					選択				×	×	×	
			物理化学B	講義					a2				選択				×	×	×	
			物質化学	講義					a2				選択				×	×	×	
			有機化学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			有機化学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			生物化学	講義						a2			選択				×	×	×	
		化学演習	基礎物理化学演習	演習A	b1								選択				×	×	×	
			物理化学演習	演習A		b1							選択				×	×	×	
			化学探究演習Ⅰ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			化学探究演習Ⅱ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			有機化学演習	演習A		b1							選択				×	×	×	
			機器分析演習	演習A					b1				選択				×	×	×	
			化学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			化学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択				×	×	×	

S　理科専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・理科	中1種・理科	高1種・理科	備考
専攻科目	高等学校教育専攻科目（理科）	化学実験	物理化学実験	実験A					c1				選択				×	×	×	
			有機化学実験	実験A						c1			選択				×	×	×	
		生物学	高等学校理科探究C（生物学）	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	生物学	×	×	○	
			生物学特論A	講義					a2				選択				×	×	×	
			生物学特論B	講義	a2								選択				×	×	×	
			生物学特論C	講義						a2			選択				×	×	×	
		生物学演習	生物学基礎演習A	演習A	b1								選択				×	×	×	
			生物学基礎演習B	演習A		b1							選択				×	×	×	
			生物学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			生物学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択				×	×	×	
		生物学実験	野外生物実習	実験A			c1						選択				×	×	×	
			里山体験実習	実験A			c1						選択				×	×	×	
			臨海実習	実験A			c1						選択				×	×	×	
			発生遺伝学実験	実験A						c1			選択				×	×	×	
			系統進化学実験	実験A						c1			選択				×	×	×	
			細胞生物学実験	実験A					c1				選択				×	×	×	
			植物生活環実験	実験A					c1				選択				×	×	×	
			環境生物学実験	実験A			c1						選択				×	×	×	
		地学	高等学校理科探究D（地学）	講義			a2						選択		教科に関する専門的事項	地学	×	×	○	
			地質学	講義					a2				選択				×	×	×	
			固体地球科学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			固体地球科学B	講義						a2			選択				×	×	×	
			大気・水圏科学	講義						a2			選択				×	×	×	
			宇宙科学A	講義					a2				選択				×	×	×	
			宇宙科学B	講義				a2					選択				×	×	×	
			地球環境科学	講義		a2							選択				×	×	×	
		地学演習	地質学演習	演習A							b1		選択				×	×	×	
			固体地球科学演習A	演習A							b1		選択				×	×	×	
			固体地球科学演習B	演習A							b1		選択				×	×	×	
			大気・水圏科学演習	演習A							b1		選択				×	×	×	
			宇宙科学演習A	演習A							b1		選択				×	×	×	
			宇宙科学演習B	演習A							b1		選択				×	×	×	
			地学コンピュータ演習	演習A						b1			選択				×	×	×	
			地学ゼミナールⅠ	演習B							b2		選択				×	×	×	
			地学ゼミナールⅡ	演習B								b2	選択				×	×	×	
		地学実験	地質学実験	実験A						c1			選択				×	×	×	
			固体地球科学実験A	実験A						c1			選択				×	×	×	
			固体地球科学実験B	実験A					c1				選択				×	×	×	
			大気・水圏科学実験	実験A					c1				選択				×	×	×	
			宇宙科学実験A	実験A					c1				選択				×	×	×	
			宇宙科学実験B	実験A						c1			選択				×	×	×	
			地学野外実習	実験A				c1					選択				×	×	×	
			基礎地球科学フィールドワーク	実験A	c1								選択				×	×	×	

S　英語専修科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・英語	中1種・英語	高1種・英語	備考
専攻基礎科目	中等教科内容科目（英語）	音声学	音声学	演習A		b1							必修	左欄の必修科目12単位と選択科目から8単位を修得する。	教科に関する専門的事項	英語学	●	●	●	
		英文法	英文法	講義		a2							必修				●	●	●	
		英語学講義	英語学講義Ⅰ	講義			a2						必修				●	●	●	
		英語学演習	英語学演習Ⅰ	演習A			b1						必修				●	●	●	
		英語史	英語史Ⅰ	講義					a2				選択				○	●	●	
		英文学概説	英文学概説	講義				a2					選択			英語文学	○	●	●	
		米文学概説	米文学概説	講義			a2						選択				○	●	●	
		英語文学演習	英語文学演習Ⅰ	演習A	b1								必修				●	●	●	
			英語文学演習Ⅱ	演習A		b1							必修				●	●	●	
		英語文学講義	英語文学講義Ⅱ	講義					a2				選択				○	●	●	
		英会話・英作文	オーラルコミュニケーションⅠ	演習A	b1								必修			英語コミュニケーション	●	●	●	
			ライティングⅠ	演習A			b1						必修				●	●	●	
		比較文化	異文化理解	講義				a2					必修			異文化理解	●	●	●	
専攻科目	高等学校専攻科目（英語）	英語学講義	英語学講義Ⅱ	講義				a2					選択	左欄の選択科目から14単位を修得する。			×	×	×	
			英語学講義Ⅲ	講義							a2		選択				×	×	×	
		英語学特殊講義	英語学特殊講義	講義						a2			選択				×	×	×	
		英語学演習	英語学演習Ⅱ	演習A					b1				選択		教科に関する専門的事項	英語学	×	×	○	
			英語学演習Ⅲ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			英語学演習Ⅳ	演習A							b1		選択				×	×	×	
			英語学演習Ⅴ	演習A								b1	選択				×	×	×	
		英語史	英語史Ⅱ	講義						a2			選択		教科に関する専門的事項	英語学	×	×	○	
		英語文学講義	英語文学講義Ⅰ	講義			a2						選択			英語文学	×	×	○	
		英語文学演習	英語文学演習Ⅲ	演習A				b1					選択				×	×	×	
			英語文学演習Ⅳ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			英語文学演習Ⅴ	演習A							b1		選択				×	×	×	
			英語文学演習Ⅵ	演習A								b1	選択				×	×	×	
		英会話・英作文	オーラルコミュニケーションⅡ	演習A						b1			選択		教科に関する専門的事項	英語コミュニケーション	×	×	○	
			ライティングⅡ	演習A					b1				選択				×	×	×	
		比較文化	異文化講義Ⅰ	講義					a2				選択				×	×	×	
			異文化講義Ⅱ	講義						a2			選択				×	×	×	
			異文化講義Ⅲ	講義							a2		選択				×	×	×	
		英語科教育学	英語科教育演習Ⅰ	演習A				b1					選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅱ	演習A					b1				選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅲ	演習A						b1			選択				×	×	×	
			英語科教育演習Ⅳ	演習A							b1		選択				×	×	×	
		英語教育実践	英語教育実践	実習B						c2			選択				×	×	×	

Ｍ２　中等教科教育法科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	中学校・2種	中学校・1種	高等学校1種	備考
専攻基礎科目	中等教科教育法科目(M2)	国語科教育	中等国語科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修	自専修教科の必修科目８単位を修得する。	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	
			中等国語科教育法ＣⅡ	講義					a2				必修			○	●	●	
			中等国語科教育法ＣⅢ	講義						a2			必修			○	●	○	
			中等国語科教育法ＣⅣ	講義							a2		必修			○	●	○	
		社会科教育	中等社会科教育法ＣⅠ	講義				a2					選択			●	●	×	
			中等社会科教育法ＣⅡ	講義					a2				選択			○	●	×	
			中等社会科教育法ＣⅢ（地理歴史分野）	講義						a2			必修			○	●	●	
			中等社会科教育法ＣⅣ（公民分野）	講義							a2		必修			○	●	●	
		地歴科教育	地歴科教育法ＣⅠ	講義								a2	必修			×	×	●	
		公民科教育	公民科教育法ＣⅠ	講義								a2	必修			×	×	●	
		数学科教育	中等数学科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等数学科教育法ＣⅡ	講義					a2				必修			○	●	●	
			中等数学科教育法ＣⅢ	講義						a2			必修			○	●	○	
			中等数学科教育法ＣⅣ	講義							a2		必修			○	●	○	
		理科教育	中等理科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等理科教育法ＣⅡ	講義					a2				必修			○	●	●	
			中等理科教育法ＣⅢ	講義						a2			必修			○	●	○	
			中等理科教育法ＣⅣ	講義							a2		必修			○	●	○	
		英語科教育	中等英語科教育法ＣⅠ	講義				a2					必修			●	●	●	
			中等英語科教育法ＣⅡ	講義					a2				必修			○	●	●	
			中等英語科教育法ＣⅢ	講義						a2			必修			○	●	○	
			中等英語科教育法ＣⅣ	講義							a2		必修			○	●	○	
		情報科教育	情報科教育法ＣⅠ	講義				a2					自由	高校免（情報）取得希望者が修得する。		×	×	●	
			情報科教育法ＣⅡ	講義					a2				自由			×	×	●	
		書道科教育	書道科教育法ＣⅠ	講義					a2				自由	国語専修学生の高校免（書道）取得希望者が修得する。		×	×	●	
			書道科教育法ＣⅡ	講義						a2			自由			×	×	●	

教育実践開発科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，□‥隣接校種

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	備考
教育実践開発科目	中等教育実践開発科目	中等教科教育開発Ⅰ	中等教科教育開発Ⅰ（国語）	演習C					b1				選択	教科教育開発科目はⅠから1単位，Ⅱから1単位を修得する	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	国語	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅰ（地歴）	演習C					b1				選択			地理歴史	×	×	×	○	
			中等教科教育開発Ⅰ（公民）	演習C					b1				選択			公民	×	×	×	○	
			中等教科教育開発Ⅰ（数学）	演習C					b1				選択			数学	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅰ（理科）	演習C					b1				選択			理科	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅰ（英語）	演習C					b1				選択			英語	×	×	○	○	
		中等教科教育開発Ⅱ	中等教科教育開発Ⅱ（国語）	演習C						b1			選択			国語	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（社会）	演習C						b1			選択			社会	×	×	○	×	
			中等教科教育開発Ⅱ（数学）	演習C						b1			選択			数学	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（理科）	演習C						b1			選択			理科	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（音楽）	演習C						b1			選択			音楽	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（美術）	演習C						b1			選択			美術	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（保健体育）	演習C						b1			選択			保健体育	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（技術）	演習C						b1			選択			技術	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（家庭）	演習C						b1			選択			家庭	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（英語）	演習C						b1			選択			英語	×	×	○	○	
			中等教科教育開発Ⅱ（情報）	演習C						b1			選択			情報	×	×	×	○	
	教育実習	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導(主免実習・事前事後指導)	演習A					b1				必修		教育実践に関する科目	中学教育実習 高校教育実習	× ×	□ ×	● □	□ ●	
		教育実習	学校教育実習(中学校又は高等学校・主免実習)	実習B						c4			必修			中学教育実習 高校教育実習	× ×	□ ×	● □	□ ●	
			中学校教育実習（副免実習）	実習B							c2		選択			教育実習	×	□	○	□	
			高等学校教育実習（副免実習）	実習B							c2		選択			教育実習	×	×	□	○	
		教職実践演習	教職実践演習	演習B							b2		必修			教職実践演習	●	●	●	●	

特 別 支 援 教 育 専 攻

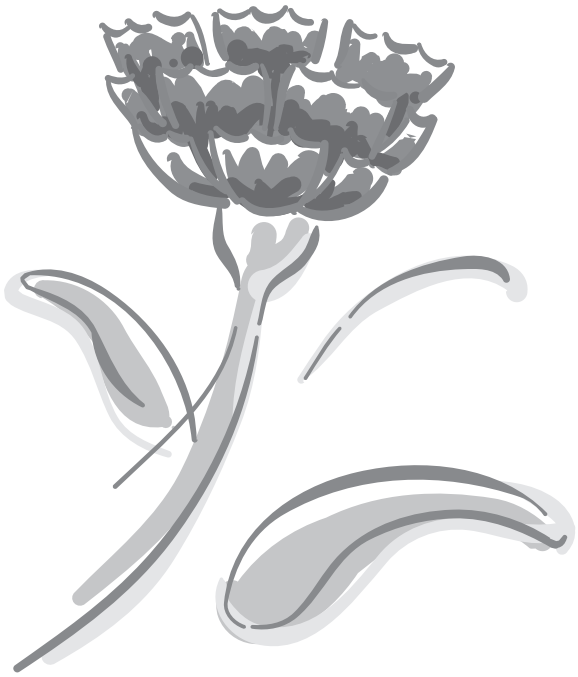

(4) 特別支援教育専攻の履修要領

「特別支援教育」とは，障害者一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことを目的とした教育制度であり，障害のある幼児児童生徒の障害の重度・重複化にも対応しながら専門性の高い教育を行う場として「特別支援学校」が設置されています。

学校教育法第 72 条では，この特別支援学校を「視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定しています。

特別支援教育専攻では，多様な障害を有する児童・生徒に，障害の状態に応じて適切に対応できる特別支援学校の教員を養成することを目的としています。

① 特別支援教育専攻の編成

本課程では，①視覚障害者に関する教育の領域，②聴覚障害者に関する教育の領域，③知的障害者に関する教育の領域，④肢体不自由者に関する教育の領域，⑤病弱者に関する教育の領域の５領域の教授資格を取得するための教育課程を編成しています。

なお，特別支援教育専攻学生は，得意分野の形成の一つとして副免許状（中学校免許状）取得の可能性を広げるため，入学時に免許教科を決めています。

② 特別支援教育専攻の科目編成と履修要領

ア 教育科目 （Ｅ）

教育科目は，必修科目１８単位を修得します。 (P. 83参照)

イ 初等教科内容科目 （Ｓ2）

第１学年前期に，免許教科に相当する小学校教科の「初等教科内容Ｂ」１科目１単位を修得し，第１学年前期から第２学年前期に，免許教科に相当する小学校の教科を除く９科目９単位を「初等教科内容Ａ」の中から修得します。

ただし，免許教科が技術の者は，「初等教科内容Ａ」全教科１０科目の教科内容科目を履修することとし，「初等教科内容Ｂ」は履修しません。

ウ 初等教科教育法科目 （M1）

第１学年前期に開設する「初等教科教育法Ｂ」のうち，免許教科に相当する小学校教科の２単位及び第１学年前期から第４学年前期に開設する「初等教科教育法Ａ」のうち，免許教科に相当する教科を除く教科教育法科目９科目１８単位，合計１０科目２０単位を修得します。

ただし，免許教科が技術の者は「初等教科教育法Ａ」全科目１０教科２０単位を修得します。 (P. 82参照)

エ 特別支援教育専攻科目 （Ｓs）

特別支援教育専攻科目は，必修科目２７単位及び選択科目４単位以上，合計３１単位以上を修得します。 (P. 79 ～P. 80参照)

※　初等教科内容科目，初等教科教育法科目の履修及び特別支援教育専攻科目の詳細な履修要領については，副免許状の取得等と併せて，専攻のガイダンスで指導を受けてください。

オ　教育実践開発科目

学校教育実習（小学校）と特別支援学校教育実習を実施します。

特別支援学校教育実習は，特別支援学校で実施しますが，その時期・方法等は別に定めています。（P. 83参照）

カ　卒業研究

卒業研究の履修に関する事項は，P. 10～P. 11に記載しています。

Ss　特別支援教育専攻科目

●‥必修，◆‥各領域必修，◇‥各領域選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設及び学年，授業単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者	知的・肢体特別支援2種	備考
専攻科目	特別支援教育 専攻科目（Ｓｓ）	教育の基礎理論	特別支援教育基礎論	講義	a2								必修		特別支援教育の基礎理論に関する科目		●	●	●	●	●	●	
		心理・生理・病理	視覚障害者心理・生理概論	講義			a1						必修		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	●	×	×	×	×	×	
			視覚障害者病理概論	講義				a1					必修				●	×	×	×	×	×	
			聴覚障害者心理・生理概論	講義			a1						必修				×	●	×	×	×	×	
			聴覚障害者病理概論	講義				a1					必修				×	●	×	×	×	×	
			知的障害者心理・生理概論	講義			a1						必修				×	×	●	×	×	●	
			知的障害者病理概論	講義				a1					必修				×	×	●	×	×	●	
			肢体不自由者心理・生理概論	講義					a1				必修				×	×	×	●	×	●	
			肢体不自由者病理概論	講義					a1				必修				×	×	×	●	×	●	
			病弱者心理・生理概論	講義						a1			必修				×	×	×	×	●	×	
			病弱者病理概論	講義					a1				必修				×	×	×	×	●	×	
		教育課程と指導法	視覚障害者の教育課程・指導法	講義		a2							必修		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		●	×	×	×	×	×	
			聴覚障害者の教育課程・指導法	講義		a2							必修				×	●	×	×	×	×	
			知的障害者の教育課程・指導法	講義	a2								必修				×	×	●	×	×	●	
			肢体不自由者の教育課程・指導法	講義		a2							必修				×	×	×	●	×	●	
			病弱者の教育課程・指導法	講義			a2						必修				×	×	×	×	●	×	
		心理等及び教育課程等	言語障害者教育総論	講義							a1		必修		「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	●	●	●	●	●	●	
			発達障害者教育総論	講義								a2	必修				●	●	●	●	●	×	
			重複障害者教育総論	講義								a2	必修				●	●	●	●	●	●	
		心理・生理・病理	視覚障害者のアセスメント	講義						a1			選択	左欄の選択科目から4単位を修得する。ただし、5領域（視覚，聴覚，知的，肢体不自由，病弱者）の特別支援教育免許を取得する場合は，◆印の科目全ての単位を修得すること。	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	◆	×	×	×	×	×	
			視覚障害者のアセスメント応用	講義								a1	選択				×	×	×	×	×	×	
			聴覚障害者のアセスメント	講義						a1			選択				×	◆	×	×	×	×	
			聴覚障害者のアセスメント応用	講義								a1	選択				×	×	×	×	×	×	
			知的障害者のアセスメント	講義						a1			選択				×	×	◇	×	×	×	
			肢体不自由者のアセスメント	講義							a1		選択				×	×	×	◇	×	×	

Ss　特別支援教育専攻科目

●‥必修，◆‥各領域必修，◇‥各領域選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者	知的・肢体特別支援2種	備考
		教育課程と指導法	視覚障害者の自立活動	講義					a2				選択		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		◆	×	×	×	×	×	
			点字の基礎	演習B				b1					選択				◆	×	×	×	×	×	
			点字の応用	演習B							b1		選択				×	×	×	×	×	×	
			聴覚障害者の自立活動	講義					a2				選択				×	◆	×	×	×	×	
			手話の基礎	演習B						b1			選択				×	◆	×	×	×	×	
			手話の応用	演習B							b1		選択				×	×	×	×	×	×	
			知的障害者の自立活動	講義					a2				選択				×	×	◇	×	×	×	
			肢体不自由者の自立活動	講義						a2			選択				×	×	×	◇	×	×	
			視覚障害者教育支援演習	演習B					b1				選択				×	×	×	×	×	×	
			聴覚障害者教育支援演習	演習B					b1				選択				×	×	×	×	×	×	
			知的障害者教育支援演習	演習B					b1				選択				×	×	×	×	×	×	
			肢体不自由者教育支援演習	演習B					b1				選択				×	×	×	×	×	×	

注　特別支援学校教諭二種免許状修得に必要となる授業の開講時期は上記一覧とは異なる場合があります。詳細は副免許状取得のページを確認してください。

S2　初等教科内容科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	小学校・1種	備考
専攻基礎科目	初等教科内容科目(S2)	教科内容科目（自専修用）	初等国語科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修	免許教科に相当する科目の1教科1単位を修得する。 ただし，技術免の学生はA全教科10単位を修得する。	小学校の教科に関する専門的事項	○	小１種は，Ａの科目１０教科１０単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。
			初等社会科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等算数科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等理科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等生活科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等音楽科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等図画工作科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等体育科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等家庭科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
			初等英語科教育内容Ｂ	演習A	b1								必修			○	
		教科内容科目（他専修用）	初等国語科教育内容Ａ	演習A	b1								必修	免許教科に相当する科目以外の9教科9単位を修得する。 ただし，技術免の学生はA全教科10単位を修得する。		●	
			初等社会科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等算数科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等理科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等生活科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等音楽科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等図画工作科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等体育科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等家庭科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	
			初等英語科教育内容Ａ	演習A	b1								必修			●	

M1　初等教科教育法科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目	小学校・1種	備考
専攻基礎科目	初等教科教育法科目（M1）	教科教育法科目（自専修用）	初等国語科教育法Ｂ	講義			a2						必修	免許教科に相当する科目の2教科1単位を修得する。 ただし，技術免の学生はA全教科20単位を修得する。	小学校の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○	小１種は，Ａの全教科10科目20単位を修得する。ただし，Ｂの科目を修得している場合は，同一教科のＡの科目を修得したものとみなす。
			初等社会科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等算数科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等理科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等生活科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等音楽科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等図画工作科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等体育科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等家庭科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
			初等英語科教育法Ｂ	講義			a2						必修			○	
		教科教育法科目（他専修用）	初等国語科教育法Ａ	講義			a2						必修	免許教科に相当する科目以外の9教科18単位を修得する。 ただし，技術免の学生はA全教科20単位を修得する。		●	
			初等社会科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等算数科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等理科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等生活科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等音楽科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等図画工作科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等体育科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等家庭科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	
			初等英語科教育法Ａ	講義			a2						必修			●	

E　教育科目・教育実践開発科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，□‥隣接校種

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目(E)	発達と学習の心理学	講義	a2								必修		教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	●	×	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	●	×	
			教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	×	●	●	×	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					必修		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	×	●	●	×	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				必修			総合的な学習の時間の指導法	×	●	●	×	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			必修			特別活動の指導法	×	●	●	×	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	×	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			必修			生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。）	×	●	●	×	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	●	×	
教育実践開発科目	学校教育実習の指導		学校教育実習の指導(主免実習・事前事後指導)	演習A					b1				必修		教育実践に関する科目	教育実習	□	●	□	×	
	教育実習		学校教育実習(小学校・主免実習)	実習B						c4			必修			教育実習	□	●	□	×	
	教職実践演習		教職実践演習	演習B							b2		必修			教職実践演習	●	●	●	×	
	教育実習		特別支援学校教育実習	実習B							c3		必修	事前及び事後の指導1単位を含む。	心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		×	×	×	●	

養　護　教　育　専　攻

(5) 養護教育専攻の履修要領

① 養護教育専攻の編成

養護教育専攻は，主として養護教諭を養成する専攻で，養護教諭として必要な，医科学・看護学・教育保健等，学校保健全般にわたって学習及び研究するもので，養護教育専攻科目を中心に養護教諭の免許状を取得できるように編成するとともに，副免許状として中学校（高等学校）保健の免許状を取得できるようにしています。

② 養護教育専攻の科目編成と履修要領

ア 教育科目 （E）

教育科目は，必修科目１８単位を修得します。（P. 86参照）

イ 養護に関する科目・養護教育専攻科目 （Sh）

養護に関する科目の必修科目２８単位と，養護教育専攻科目の必修科目７単位及び選択科目１３単位以上，合計４８単位以上を，「養護教育専攻履修課程表」から修得します。（P. 86～P. 87参照）

※ 養護に関する科目・養護教育専攻科目の履修については，副免許状として中学校・高等学校の保健の免許状が取得できるように配慮しています。専攻科目の履修方法及び副免許状の取得方法については，専攻のガイダンスで指導を受けてください。（P. 86の「Ｍ２ 中等教科教育法科目」は，副免取得に必要な科目として開設されています。）

ウ 教育実践開発科目

学校教育実習（養護実習）は小学校で実施しますが，その時期，方法等は別に定めています。（P. 87参照）

エ 卒業研究

卒業研究に関する事項は，P. 10～P. 11に記載しています。

養護教育専攻　履修課程表

養護教育専攻科目

●‥必修，○‥選択，×‥対象外，□‥隣接校種

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・保健	中1種・保健	高1種・保健	養護教諭1種	備考
専攻基礎科目	教育科目(E)	教育科目	発達と学習の心理学	講義	a2								必修	養護教育専攻必修科目	教育の基礎的理解に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●	●	●	●	
			教育システム論	講義			a2						必修			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●	●	●	●	
			教育課程論	講義					a2				必修			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	●	●	●	●	
			道徳教育の理論と方法	講義				a2					必修		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	●	●	×	●	
			総合的な学習の時間の指導法	講義					a2				必修				●	●	●	●	
			特別活動の理論と方法	講義						a2			必修				●	●	●	●	
			教育の方法と技術	講義					a2				必修			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	●	●	●	●	
			教育相談の理論と方法	講義							a2		必修			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●	●	●	●	
			生徒指導・進路指導の理論と方法	講義						a2			必修			生徒指導の理論及び方法	●	●	●	●	
	養護に関する科目(Sh)	衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学	講義		a2							必修		養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	●	●	●	●	
			予防医学	演習B					b2				必修				○	●	●	●	
		学校保健	学校保健（小児保健，学校安全を含む。）	講義	a2								必修			学校保健（小児保健，学校安全を含む。）	●	●	●	●	
		養護概説	養護概説	講義			a2						必修			養護概説	×	×	×	●	
		健康相談活動	健康相談	演習B					b2				必修			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	×	×	×	●	
		栄養学	栄養学(食品学を含む。)	講義	a2								必修			栄養学（食品学を含む。）	●	●	●	●	
		解剖学・生理学	解剖生理学Ⅰ	講義		a2							必修			解剖学・生理学	○	●	●	●	
		微生物学	微生物学	講義		a2							必修			微生物学	×	×	○	●	
		精神保健	精神保健	講義				a2					必修			精神保健	●	●	●	●	
		看護学	看護学概論	講義		a2							必修			看護学（臨床実習を含む。）	×	×	×	●	
			看護実習Ⅰ	実習B			c2						必修				×	×	×	●	
			臨床実習Ⅰ	実習B				c1					必修				×	×	×	●	
			臨床実習Ⅱ	実習B					c2				必修				×	×	×	●	
		救急処置	救急処置	実習B					c1				必修			救急処置	●	●	●	●	
			診断学Ⅰ	講義					a2				必修				○	●	●	●	
	中等教育法科目(M2)	保健科教育	中等保健科教育法ＣⅠ	講義			a2						選択	中・高等免（保健）の取得希望者が取得する。	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		●	●	●	×	
			中等保健科教育法ＣⅡ	講義				a2					選択				○	●	●	×	
			中等保健科教育法ＣⅢ	講義					a2				選択				○	●	○	×	
			中等保健科教育法ＣⅣ	講義						a2			選択				○	●	○	×	

科目区分			授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	免許法上の科目		中2種・保健	中1種・保健	高1種・保健	養護教諭1種	備考
専攻科目	養護教育専攻科目(Sh)	衛生学・公衆衛生学	衛生学実習	実習B			c1						選択	養護教育専攻必修科目7単位と選択科目13単位を修得する。	養護に関する科目	衛生学	×	×	×	×	
			環境衛生演習	演習B							b2		選択				×	×	×	×	
			歯科衛生	講義						a2			選択			公衆衛生学	×	×	×	×	
			保健統計	実習B							c1		必修				○	○	○	○	
		養護概説	養護活動実習Ⅱ	実習B					c2				選択			養護概説	×	×	×	×	
			養護活動演習	演習B							b2		選択				×	×	×	×	
		健康相談活動	健康相談活動	実習B						c1			必修			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	×	×	×	○	
		栄養学	栄養管理	演習B			b2						選択			栄養学	×	×	×	×	
			食品管理	演習B					b2				選択				×	×	×	×	
		解剖学・生理学	解剖生理学Ⅱ	講義			a2						選択			生理学（解剖学を含む。）	●	●	●	×	
			生理学実習	実習B						c1			選択			生理学	×	×	○	×	
		微生物学	微生物学実習	実習B						c1			選択			微生物学	×	×	×	×	
		免疫学	免疫学	講義				a2					選択			免疫学	×	×	×	×	
		薬理学	薬理概論	講義						a2			選択			薬理概論	×	×	×	×	
		看護学	看護実習Ⅱ	実習B				c2					選択			看護学	×	×	×	×	
			母子看護学	講義	a2								選択				×	×	×	×	
		救急処置	診断学Ⅱ	講義						a2			必修			救急処置	○	●	●	○	
		学校保健	学校保健実習	実習B		c1							必修			学校保健（小児保健，学校安全を含む。）	●	●	●	○	
		養護概説	養護活動実習Ⅰ	実習B				c2					必修			養護概説	×	×	×	○	
教育実践開発科目	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導	学校教育実習の指導(主免実習・事前事後指導)	演習A					b1				必修		教育実践に関する科目	教育実習	×	×	×	●	
	教育実習	教育実習	学校教育実習(養護教諭・主免実習)	実習B						c4			必修			教育実習	×	×	×	●	
		教育実習	中学校教育実習（保健・副免実習）	実習B							c5		選択	中・高等免（保健）の取得希望者が取得する。		教育実習	●	●	□	×	
	教職実践演習	教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)	演習B							b2		必修			教職実践演習	×	×	×	●	
		教職実践演習	教職実践演習	演習B							b2		選択	中・高等免（保健）の取得希望者が取得する。		教職実践演習	●	●	●	×	

（学校教員養成課程）

・「実践的指導力の育成」を目指す
　教育実習について
・介護等体験について

5 「実践的な指導力の育成」を目指す教育実習について

(1)教育実習

教育実習は，教育全般にわたる基本的な理解・技術・態度を修得し，教育者としての自覚と教育精神の確立を目標に実際の教育の場において具体的実践的な教育活動を行うものです。

教育実習を行う学校種（小学校，中学校等の区分）とそこで行った実習により特別に実習を行わなくても取得できる学校種（これを「隣接校種」といいます。）の免許状は下記のとおりです。しかし，学生が学校現場をより深く知るために中央教育審議会答申（平成 27 年 12 月 21 日）においても学校インターンシップの導入を掲げており，本学においても実地教育の充実のため，次ページ以降に示すように主免実習及び副免実習に実践力育成科目の「学校体験活動」等を加えてさらに実践的指導力の育成を図っています。

教育実習校種と取得免許状の種類

教育実習校種	単位	取得可能免許状
幼稚園	c4	幼稚園教諭普通免許状，小学校教諭普通免許状
小学校	c4	幼稚園教諭普通免許状，小学校教諭普通免許状，中学校教諭普通免許状
中学校	c4	小学校教諭普通免許状，中学校教諭普通免許状，高等学校教諭普通免許状
高等学校	c4	中学校教諭普通免許状，高等学校教諭普通免許状
学校教育実習の指導	b1	

（教育実習の単位修得には，学校教育実習の指導の単位を併せて修得する必要があります。）

(2)用語の定義

教育実習等の具体的実習内容の用語を次のように規定します。

＜３年次の教育実習＞

①**「学校教育実習（幼稚園・主免実習）」**：卒業要件とする校種の教育実習で，幼児教育専攻の必修科目です。

②**「学校教育実習（小学校・主免実習）」**：卒業要件とする校種の教育実習で，義務教育専攻及び特別支援教育専攻の必修科目です。

③**「学校教育実習（中学校又は高等学校・主免実習）」**：卒業要件とする校種の教育実習で，高等学校教育専攻の必修科目です。

④**「学校教育実習（養護教諭・主免実習）」**：卒業要件とする教育実習で，学校保健活動に従事する養護教諭のための教育実習として小学校にて行う養護教育専攻の必修科目です。

①～④の実習参加に際して，学校教育実習の指導（主免実習・事前事後指導）の単位修得が必要となります。

＜４年次の教育実習＞

①**「小学校教育実習（副免実習）」**：３年次の教育実習を行った校種(幼稚園)に隣接する学校種(小学校)にて行う幼児教育専攻の選択科目です。

②「中学校教育実習（副免実習）」：３年次の教育実習を行った校種(小学校)に隣接する学校種(中学校)にて行う義務教育専攻の選択科目です。

③「中学校教育実習（副免実習）または高等学校教育実習（副免実習）」：３年次の教育実習を行った校種(中学校または高等学校)に隣接する学校種(中学校または高等学校)にて行う高等学校教育専攻の選択科目です。

④「特別支援学校教育実習」：卒業要件とする教育実習で，特別支援教育専攻の必修科目です。

⑤「中学校教育実習（保健）」：中学校にて，中学校及び高等学校１種免許状（保健）取得のために行う養護教育専攻の選択科目です。

※ 特別支援学校の免許取得を希望する学校教員養成課程の学生は，４年次に特別支援学校教育実習(選択)を特別支援学校にて行います。

(3)実践的指導力の育成を目指す教育実習等の概要

各授業科目と主な目的・開設学年等の関係は次表のとおりです。

授業科目	主な目的	必修	単位	年次	実習校	実習時期・期間
実践力育成科目「学校体験活動入門」	入学後早い段階で，学校教育に触れる機会を設定し，子ども理解への関心を高め，教職への意欲を高めるとともに，卒業後のイメージを膨らませます。	必修	c1	１年	幼稚園・保育所，小学校，中学校，特別支援学校等	９月～10 月に３時間×５回の現場活動と４月，７月及び 10 月，12 月に事前及び事後の指導を行います。
(介護等体験) 注：１	法令に規定された義務教育教員免許状取得に係る介護等体験のうち，特別支援学校における体験を実施します。	―	―	１年	附属特別支援学校	５月～ 翌年２月に２日間
(介護等体験) 注：１	法令に規定された義務教育教員免許状取得に係る介護等体験を実施します。	―	―	２年	社会福祉施設等	８月～ 翌年１月に５日間
実践力育成科目「学校体験活動Ⅰ」	主に授業の補助，部活動の指導補助，土曜や放課後活動の補助などの活動を通して，子ども理解を深め，教職に必要な資質能力を実感させるとともに，さらなる教職への意欲を高めます。	必修	c2	２年	教育施設等	９～12 月を基本とし，３時間×13 回以上の体験活動と４月及び２月に事前及び事後指導を行います。
学校教育実習（幼稚園），（小学校），（中学校），(高等学校) ※特別支援教育専攻は小学校にて学校教育実習を行う。	教師の仕事や使命を理解すること，学校教育の全体構造を認識すること，学習指導を通して子どもの理解と指導の方法と技術を学ぶこと，自らの所属する課程や専攻における勉学を教育の場でさらに深めることなどを目的とします。	必修	c4	３年	附属学校及び協力校	10 月に３週間の実習を行います。

学校教育実習 （養護教諭）	学校保健活動における養護教諭の役割を理解し，保健上の問題に関して適切な判断と処置・指導ができる能力を養います。また，学級配属を受け，学校教育の全体構造を認識すると共に児童・生徒の理解と指導能力の向上を図ります。	必修	c4	３年	附属学校及び 協 力 校	10 月に４週間の実習を行います。
学校教育実習の指導（主免実習・事前事後指導）	学校教育実習の開始前に，多角的に子ども理解や授業運営について理解を深め，実習後に振り返りを行い，教職への意欲向上を図ります。	必修	b1	３年	学内施設	８月，９月及び11 月にそれぞれ事前及び事後の指導を行います。
実践力育成科目「学校体験活動Ⅱ」	学校教育実習及び小・中・高等学校教育実習の前後に，教育施設等で，その活動を体験する機会を設定し，より一層子ども理解を深め，教職に求められる実践力を高めます。	選択	c1	３年 又は ４年	教育施設等	活動先に合わせて概ね１週間程度

授 業 科 目	主　な　目　的	必修	単位	年次	実 習 校	実習時期 ・ 期　間
特別支援学校教育実習	特別支援学校における教育全般について実習し，知的障害者，肢体不自由者，病弱者，視覚障害者，聴覚障害者に関する教育の領域などについて，基本的な目標，方針を理解すると共に，教育の態度，技術を身につけます。	必修	c3	４年	附属特別支援学校及び 特別支援学校協力校	６月に３週間の実習を行うほか，４月，５月及び７月にそれぞれ事前及び事後の指導を行います。
小学校教育実習・中学校教育実習・高等学校教育実習	主免取得のための実習を行ったのとは別の校種の実習に参加することによって，校種間の違いや特性，連続性について実地に学びます。	選択	c2	４年	附属学校及び 協 力 校	６月に３週間（副免実習は２週間）の実習を行うほか，４月，５月及び７月にそれぞれ事前及び事後の指導を行います。
中学校教育実習 （保健）	養護教育専攻学生が中学校･高等学校（保健）の普通免許状を取得するために行う実習。教科の指導力と授業運営の技術を身につけ学校教育全般を理解します。	選択	c5	４年	附属学校及び 協 力 校	
特別支援学校教育実習 (幼児教育専攻，義務教育専攻及び高等教育専攻の希望者)	特別支援学校における教育全般について実習し，知的障害者，肢体不自由者，病弱者，視覚障害者，聴覚障害者に関する教育の領域などについて，基本的な目標，方針を理解すると共に，教育の態度，技術を身につけます。	選択	c3	４年	附属特別支援学校	１０月に２週間の実習を行うほか，８月，９月及び１１月にそれぞれ事前及び事後の指導を行います。

注：１　介護等体験は，教育実習ではないが体験的学習として小学校及び中学校の教育職員免許状を取

得しようとする者が必ず履修しなければならないものとして（　）書きで示しています。

２　小学校教育・中学校教育・高等学校教育実習，特別支援学校教育実習，中学校教育実習（保健）の単位には，教育実習に係る事前及び事後の指導の１単位を含みます。

３　中学校教育実習，高等学校教育実習は選択科目ですが，義務教育専攻（学校教育科学専修，ＩＣＴ活用支援専修，日本語支援専修，教科指導系１０専修）学生で高等学校１種免許状を併せて取得しようとする場合には必要な単位となるので注意してください。

(4)教育実習の時期及び参加対象学生並びに実習校　　※網かけ部分は必修

実施時期 参加学生	３年次 10 月 （３週間又は４週間）	４年次６月 （２週間又は３週間）
幼児教育専攻	学校教育実習 （幼稚園） （３週間）	小学校教育実習 （小学校） （２週間）
義務教育専攻	学校教育実習 （小学校） （３週間）	中学校教育実習 （中学校） （２週間）（注）
高等学校教育専攻 （教科学習開発５専修）	学校教育実習 （中学校又は附属高） （３週間）	中学校教育実習又は高等学校教育実習 （中学校又は附属高） （２週間）
特別支援教育専攻	学校教育実習 （小学校） （３週間）	特別支援学校教育実習 （特別支援学校） （３週間）
養護教育専攻	学校教育実習（養護） （小学校） （４週間）	中学校教育実習（保健） （中学校） （３週間）

（注）ICT 活用支援専修は，高等学校教育実習も選択可能

(5)参加資格

教育実習の参加資格は，定期健康診断により，実習に支障がない者で学生教育研究災害障害保険及び学生教育研究賠償責任保険加入者です。

なお，各実習ごとの参加資格は次のとおりです。

①　学校教育実習（校種別）及び学校教育実習（養護教諭）

所定の在学年数を充たし，心身ともに健康な者，所定の教育実習に係る事前の指導を受けた者及び所定の手続きを経た者で，かつ，愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程（以下「規程」という。）第 30 条に規定する教育課程の第２学年までの総単位数の 80%以上を修得している者。

②　小学校教育・中学校教育・高等学校教育実習，特別支援学校教育実習及び中学校教育実習（保健）

実習当該年度に卒業見込みの者で，心身ともに健康な者，所定の教育実習に係る事前の指導を受けた者及び所定の手続きを経た者で，かつ，実習校種に該当する教員免許状に必要な単位を修得見込みの者。

※　教育実習の実施の詳細については，学務ネットにより指示をするので注意してください。

(6)教育実習の特例措置（授業関係実施細則第９）

必修の教育実習（学校教育実習（校種別）及び学校教育実習（養護教諭））の履修に際し，病気・障害，その他止むを得ない理由によって履修が不可能になった学生に対し，特例として別に定める関係機関の審査・承認を受けた上で，代替科目を履修することによって卒業を認めることがあります。

ただし，この特例の適用を受けた者は，卒業時には当該教育職員免許状の取得資格は得られません。

⑺介護等体験について

平成 10 年４月１日より，小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「介護等体験特例法」という。）が施行され，平成 10 年度以降入学者で小・中学校の免許状を取得するには，介護等体験を行うことが義務づけられました。介護等体験に参加しなくても卒業はできますが，在学中に社会福祉施設等において５日間，特別支援学校（盲・聾・養護学校）において２日間の計７日間の体験を行わなければ，卒業時に小・中学校の免許状を取得することができなくなりました。

学校教員養成課程の学生は，附属特別支援学校で第１学年に実施するほか，愛知県内の社会福祉施設等において第２学年で実施することとなっています。

① 介護等体験特例法の制定趣旨及び体験の意義

ア 介護等体験特例法の制定趣旨は，「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ，教員としての資質の向上を図り，義務教育の一層の充実を期する観点から，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に，障害者，高齢者等に対する介護，介助，これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため，小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法の特例等を定めるものであること。」と規定されています。

イ 介護等体験の意義は，これから教員を目指す皆さんが障害のある児童や生徒が学ぶ学校で介護や介助，交流等の体験を自らの体験として持つとともに，この体験を今後の教育活動に生かすことを願って行われるものです。

これからの社会は，障害のある人も障害のない人も，誰もが相互に個性を尊重し合い，それぞれの地域社会の中で共に生きることが求められており，このような社会の実現をめざすために，特例法の制定趣旨にある「個人の尊厳と社会連帯の理念」の育成を学校教育の中に位置づけることが大切です。介護等体験を通じて障害のある児童や生徒の理解，さらにはこれらの多様な課題解決のきっかけとなることが期待されています。

② 介護等体験の期間

ア 介護等体験は７日間と定められています。そのうち２日間が附属特別支援学校での体験，５日間が社会福祉施設等での介護等体験となっています。

イ 第１学年に附属特別支援学校において２日間の介護等体験を実施し，第２学年に社会福祉施設等において，５日間の介護等体験を実施します。

ウ 実施の時期は，附属特別支援学校の場合は５月から翌年２月にかけて，第２学年の社会福祉施設等の体験は８月から翌年１月にかけて逐次実施します。

③ 介護等体験の内容

一般的な介護等体験の内容は，障害者，高齢者等に対する直接的な介護，介助だけでなく，話し相手，散歩の付き添い，行事の補助などの交流等の体験，あるいは，掃除や洗濯等障害者等と直接接するわけではありませんが大切な体験等，さまざまな幅広い活動が予定されています。体験内容は，それぞれの学校，施設等で異なります。

④ 介護等体験者の参加資格

ア 介護等体験の参加対象者は将来，小学校及び中学校の普通免許状取得希望者で，特別支援教育専攻学生以外の者。（特別支援教育専攻学生は，特別支援教育の免許状を取得する関係から「介護等に関する専門知識及び技術を有すると認められる者」に準じて介護等体験は免除されています。）

イ 学生教育研究災害傷害保険，及び学生教育研究賠償責任保険加入者（この保険は，全員入学手続き時に加入済みです。）

ウ 大学の春に実施する定期健康診断を受診し，介護等体験に支障のない者

⑤ 証明書の発行

介護等体験終了者には「証明書」が発行されます。この証明書は，最終学年に小学校・中学校の教員免許状申請を行う時に添付することが必要なもので，免許状の授与資格として欠かせない証明書となります。**（紛失すると再発行はされませんので，紛失しないように注意してください。）**

以上，介護等体験実施の流れを整理すると，概ね次のようになります。

介護等体験実施の流れ

参加申込み受付

・第１学年 附属特別支援学校は
新入生ガイダンス（第１学年４月）
・第２学年 社会福祉施設等は
介護等体験参加申込説明会（第１学年の10月頃）

↓

事前指導
- 教員による指導
- 事務の連絡指導

・介護等体験の制定趣旨等
・特別支援学校・社会福祉施設等での体験内容及び施設概要等の説明
・障害のある子，老人等の介護対象者の理解と介護のあり方の基本と留意点等
・事務連絡・諸注意等

↓

初　日

オリエンテーション・学校・施設見学等
体験活動

・学校や施設及び児童・生徒，老人等の介護対象者の様子の理解
・学校や施設の見学・日程や学習内容の説明等

↓

最終日

体験活動
感想文・懇談等

・学校長又は施設長から体験生若しくは大学へ

→ **証明書の発行**

↓

大学における事後指導

・体験発表
・講話

※　実施の詳細については，学務ネット，掲示により指示をするので注意してください。

注：学校教員養成課程の学生が介護等体験を第１・第２学年で実施するのは，本学附属特別支援学校における試行の結果，第１学年の早い時期に体験させることの教育的効果，及びここでの体験を基に第２学年の社会福祉施設での体験に少しでも役立たせてもらいたいとの願いによるものです。
　また，社会福祉施設等の体験活動は，本来は第３学年で実施されるものを，本学が第３学年に教育実習を行うことから，特別にお願いして第２学年に実施しています。

「現代的教育課題に対応できる教員」の養成

・副免許状の取得
・学校を取り巻く諸問題等の理解

６ 「現代的教育課題に対応できる教員」の養成

学校教員養成課程では，必修科目で「現代的教育課題対応科目」及び「実践力育成科目」を開講するともに，発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続等の課題を踏まえて，小学校の教科専門性の向上や教職の得意分野を持った教員の養成のための取り組みを行っています。

副免許状の取得

愛知県の教育においては，小学校及び中学校等との人事交流が行われています。また，山間部や離島などの小規模学校における教員などは教員配置の関係で複数教科の担任を行う必要から，教員採用後も異校種（小学校に対する中学校，小学校又は中学校免許所有者の特別支援学校免許状の取得等）免許状の取得や中学校の他教科免許状取得などを促すため，免許法認定講習などを開催しています。

本学においても，異校種の免許状の取得を促しています。

① 教育職員免許状の取得

卒業要件の充足によって得られる教育職員免許状（以下「主免許状」という。）と卒業要件以外の単位を併せて修得することによって得られる教育職員免許状（以下「副免許状」という。）の取得可能な範囲は，次の表に定めるとおりです。

<table>
<tr><th>課　　程</th><th>卒業要件に含める免許状</th><th>取得を優先して薦める免許状</th><th>所定の科目履修で可能とする免許状</th></tr>
<tr><td>幼児教育専攻</td><td>・幼稚園教諭１種免許状</td><td>・小学校教諭２種免許状</td><td>・特別支援学校２種免許状</td></tr>
<tr><td>義務教育専攻
（学校教育科学専修）</td><td rowspan="3">・小学校教諭１種免許状</td><td rowspan="3">・中学校教諭２種免許状
（選択教科）（注５）
・特別支援学校２種免許状（注１）</td><td>・中学校教諭１種免許状
（中学校２種の教科）
・中学校教諭１種免許状（職業指導）（注１）
・高等学校教諭１種免許状（職業指導）（注１）
・幼稚園教諭２種免許状（注１）</td></tr>
<tr><td>義務教育専攻
（生活・総合専修）</td><td>・中学校教諭１種免許状
（中学校２種の教科）
・幼稚園教諭２種免許状（注１）</td></tr>
<tr><td>義務教育専攻
（ICT活用支援専修）</td><td>・中学校教諭１種免許状
（中学校２種の教科）
・高等学校教諭１種免許状（情報）（注１）
・幼稚園教諭２種免許状（注１）</td></tr>
<tr><td>義務教育専攻
（日本語支援専修）</td><td>・小学校教諭２種免許状
・中学校教諭２種免許状
（国語または英語）</td><td>・小学校教諭１種免許状
・中学校教諭１種免許状</td><td>・高等学校教諭１種免許状（中学校２種の教科）
・幼稚園教諭２種免許状（注２）
・特別支援学校２種免許状（注２）</td></tr>
<tr><td>義務教育専攻
（教科指導系１０専修）</td><td>・小学校教諭１種免許状
・中学校教諭２種免許状
（専修対応教科）</td><td>・中学校教諭１種免許状
（中学校２種の教科）</td><td>・高等学校教諭１種免許状
（専修対応教科）
・幼稚園教諭２種免許状（注３）
・特別支援学校２種免許状（注３）</td></tr>
<tr><td>高等学校教育専攻
教科学習開発５専修</td><td>・高等学校教諭１種免許状
（専修対応教科）</td><td>・中学校教諭１種免許状
（専修対応教科）
・高等学校教諭１種免許状（書道）
※国語・書道専修のみ
・特別支援学校教諭２種免許状（注４）</td><td>・高等学校教諭１種免許状（情報）（注４）</td></tr>
</table>

特別支援教育専攻	・特別支援学校教諭１種免許状 ・小学校教諭１種免許状		・中学校教諭２種免許状（選択教科）（注５） ・幼稚園教諭２種免許状
養護教育専攻	・養護教諭１種免許状	・中学校教諭１種免許状（保健） ・高等学校教諭１種免許状（保健）	

（注１）１　学校教育科学専修は，特別支援学校２種免許状もしくは，中学校教諭１種免許状（職業指導）・高等学校教諭１種免許状（職業指導）もしくは，幼稚園教諭２種免許状のいずれか１つを選択し，取得可能です。中学校教諭１種免許状（職業指導）・高等学校教諭１種免許状（職業指導）については，学修領域で「キャリア教育」を選択した場合のみ取得可能です。

２　生活・総合専修は，特別支援学校２種免許状もしくは，幼稚園教諭２種免許状のいずれか１つを選択し，取得可能です。

３　ICT 活用支援専修は，特別支援学校２種免許状もしくは，高等学校教諭１種免許状（情報）もしくは，幼稚園教諭２種免許状のいずれか１つを選択し，取得可能です。

（注２）　日本語支援専修は，特別支援学校２種免許状もしくは，幼稚園教諭２種免許状のいずれか１つを選択し，取得可能です。

（注３）　教科指導系１０専修は，特別支援学校２種免許状もしくは，幼稚園教諭２種免許状のいずれか１つを選択し，取得可能です。なお，専修対応教科については，在籍している専修の教科とします。

（注４）　高等学校教育専攻は，特別支援学校教諭２種免許状もしくは，高等学校教諭１種免許状（情報）のいずれかを選択し，取得可能です。ただし高等学校教諭１種免許状（情報）については，国語・書道専修で書道を選択の学生と地歴・公民専修の学生は取得できません。なお，専修対応教科については，在籍している専修の教科とします。

（注５）　中学校教諭２種免許状における選択教科は，入学時に中学校教諭２種免許状の希望教科を調査し決定されるものです。なお，決定後の変更はできません。

②　副免許状を取得するために必要な科目・単位及び履修方法

副免許状を取得するために必要な科目・単位及び履修方法に関する事項は，次のアからシに定めるとおりです。

ア　幼児教育専攻の者が，小学校教諭２種免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	小２種	備考
初等教育内容科目（Ｓ２）		１年前期～２年前期	６単位（注１）	
初等教科教育法科目（Ｍ１）		２年前期～４年前期	１０単位（注２）	
教育科目（Ｅ）	教育課程論	３年	２単位（注３）	
	道徳教育の理論と方法	２年後期	２単位（注３）	
	総合的な学習の時間の指導法	３年	２単位（注３）	
	特別活動の理論と方法	３年後期	２単位（注３）	
	生徒指導・進路指導の理論と方法	３年後期	２単位（注３）	
計			２６単位	

（注１）　「初等国語科教育内容Ａ」，「初等算数科教育内容Ａ」，「初等生活科教育内容Ａ」，「初等音楽科教育内容Ａ」，「初等図画工作科教育内容Ａ」及び「初等体育科教育内容Ａ」，各１単位，計６単位を修得してください。

（注２）　小学校の教科教育法Ａから５科目１０単位を修得してください。なお，５科目のうち２科目以上は，音楽，図画工作又は体育のいずれかとします。
（注３）　「教育課程論」，「道徳教育の理論と方法」，「総合的な学習の時間の指導法」，「特別活動の理論と方法」及び「生徒指導・進路指導の理論と方法」各２単位，計１０単位を修得してください。

イ　義務教育専攻（学校教育科学専修，生活・総合専修，ICT 活用支援専修，日本語支援専修，教科指導系１０専修の国語専修，社会専修，ものづくり・技術専修以外）の者が，中学校・高等学校教諭の普通免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		学校教育科学専修	生活・総合専修	ICT 活用支援専修	日本語支援専修	教科指導系１０専修（国語，社会，ものづくり・技術以外）
教科専攻科目（Ｓ）	中２種	１２単位（注１）	１２単位（注１）	１２単位（注１）	（注２）	（注２）
	中１種	２０単位	２０単位	２０単位	８単位	８単位
	高１種	（別欄１）参照		（別欄２）参照	（注３）	（注３）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中２種	２単位（注４）	２単位（注４）	２単位（注４）	（注４）	（注４）
	中１種	８単位（注５）	８単位（注５）	８単位（注５）	６単位（注５）	６単位（注５）
	高１種	（別欄１）参照		（別欄２）参照	６単位（注５）	６単位（注５）
教育科目（教育実習・中学校・４年前期）		２単位（注６）		（別欄２）参照	２単位（注６）	２単位（注６）
備　　考						
合　　計		中２種：１４単位 中１種：２８単位	中２種：１４単位 中１種：２８単位	中２種：１４単位 中１種：２８単位	中１種：１４単位	

（注１）　学校教育科学専修，生活・総合専修，ICT 活用支援専修の学生は，入学時に許可された免許教科の中学校２種の免許法上の必修科目から１２単位を修得してください。
（注２）　日本語支援専修と教科指導系１０専修は，卒業要件を満たせば必要単位数を満たします。
（注３）　各専修の中等教科内容科目にある高等学校１種の免許法上の必修単位を２０単位修得してください。
（注４）　各専修の中等教科教育法科目から専攻に相当する教科（学校教育科学専修，生活・総合専修，ICT 活用支援専修の学生は免許教科）の「中等教科教育法ＣＩ」を２単位修得してください。日本語支援専修と教科指導系１０専修は，卒業要件を満たせば必要単位数を満たします。
（注５）　各専修の中等教科教育法科目から専攻に相当する教科の「中等教科教育法ＣＩ」，「中

等教科教育法ＣⅡ」，「中等教科教育法ＣⅢ」及び「中等教科教育法ＣⅣ」各２単位，合計８単位（日本語支援専修，教科指導系１０専修は卒業要件分の「中等教科教育法ＣＩ」以外に６単位）を修得してください。

（注６）　**副免許状として高等学校1種免許状を取得しようとする場合は必ず修得してください。**

（別欄１）　義務教育専攻学校教育科学専修が中学校・高等学校教諭の普通免許状（職業指導）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中２種	中１種・高１種	備考
学校教育科学専修科目		１～４年	１０単位	２０単位	（注１）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	職業指導科教育法ＣＩ	２年後期	２単位	２単位	
	職業指導科教育法ＣⅡ	３年前期		２単位	
	職業指導科教育法ＣⅢ	３年後期		２単位	
	職業指導科教育法ＣⅣ	４年前期		２単位	
中学校教育実習	中学校教育実習（副免実習）	４年前期		２単位（注２）	
計			１２単位	中１種：２８単位 高１種：３０単位	

（注１）　学校教育科学専修科目のうち，「職業指導概論」，「キャリア教育の組織マネジメント「キャリア教育概論」を含め，免許法上の科目が「職業指導」，「職業指導の技術」及び「職業指導の運営管理」の科目の中から修得してください。

（注２）　高等学校１種免許状を取得しようとする場合は副免実習に参加してください。

（別欄２）　ICT 活用支援専修及び高等学校教育専攻の者（注１）が高等学校教諭の普通免許状（情報）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	高１種	備考
ICT 活用支援専修科目		１～３年	２４単位	（注２）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	情報科教育法ＣＩ	２年前期	２単位	
	情報科教育法ＣⅡ	２年後期	２単位	
教育実習	中学校教育実習（副免実習）	４年前期	２単位	（注３）
	高等学校教育実習（副免実習）			
計			３０単位	

（注１）　高等学校教育専攻の者のうち，国語・書道専修で書道を選択または地歴・公民専攻の学生以外が取得可能です。

（注２）　ICT 活用支援専修科目のうち免許法上の科目の高校・情報にある必修２０単位及び選択から４単位を取得してください。ただし，選択の４単位については，免許法上の科目の高校・情報の選択のほか，「学校体験活動Ⅱ」１単位（実践力育成科目），「プログラミング教育の指導法」２単位（自由科目），「中等教科教育開発Ⅱ（情報）」１単位（教育実践開発科目）の全部あるいは一部の取得に変えることができます。

（注３）　ICT 活用支援専修の者は，４年次に中学校もしくは高等学校で実習を行う。高等学校教育専攻の者は，３年次に中学校もしくは高等学校で実習を行っているため，副免実習の単位は不要になります。

ウ　義務教育専攻日本語支援専修の者が，小学校１種免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	小１種	備考
初等教科内容科目（Ｓ２）	初等教科内容Ａ	１年～２年	６単位	（注）
初等教科教育法科目（Ｍ１）	初等教科教育法Ａ	２年～４年	８単位	（注）
計			１４単位	

（注）　初等教科内容Ａ及び初等教科教育法Ａについて，それぞれ選択しなかった教科を履修する。

エ　義務教育専攻国語専修の者が，中等学校教諭１種免許状（国語）高等学校教諭１種免許状（国語）（書道）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種（国語）	高１種（国語）	高１種（書道）	備考
国語専修科目		１～４年	８単位	１０単位	１６単位	（注）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等国語科教育法ＣⅡ	３年前期	２単位	２単位		
	中等国語科教育法ＣⅢ	３年後期	２単位	２単位		
	中等国語科教育法ＣⅣ	４年前期	２単位	２単位		
	書道科教育法ＣⅠ	３年前期			２単位	
	書道科教育法ＣⅡ	３年後期			２単位	
中学校教育実習	中学校教育実習（副免実習）	４年前期		２単位	２単位	
計			１４単位	１８単位	２２単位	

（注）　国語専修科目からそれぞれの免許法上の必修科目を中等学校教諭２種免許状（国語）の必修科目を含め２０単位修得してください。

オ　義務教育専攻社会専修の者が，中等学校教諭１種免許状（社会）高等学校教諭１種免許状（地歴）もしくは（公民）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種（社会）	高１種（地歴）	高１種（公民）	備考
社会科専修科目		１～４年	８単位	１８単位	１８単位	（注）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等社会科教育法ＣⅡ	３年前期	２単位			
	中等社会科教育法ＣⅢ（地理歴史分野）	３年後期	２単位	２単位		
	中等社会科教育法ＣⅣ（公民分野）	４年前期	２単位		２単位	
	地歴科教育法ＣⅠ	４年後期		２単位		
	公民科教育法ＣⅠ	４年後期			２単位	

中学校教育実習	中学校教育実習（副免実習）	４年前期		２単位	２単位	
計			１４単位	２４単位	２４単位	

（注）　社会専修科目からそれぞれの免許法上の必修科目を中等学校教諭２種免許状（社会）の必習科目を含め２０単位修得してください。高等学校教諭１種免許状（地歴）（公民）はそれぞれの免許法上の選択科目から４単位を追加して修得してください。

カ　義務教育専攻ものづくり・技術専修の者が，中等学校教諭１種免許状（技術）高等学校教諭１種免許状（工業）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種（技術）	高１種（工業）	備考
ものづくり・技術専修科目		１～４年	８単位	１４単位	（注）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等技術科教育法ＣⅡ	３年前期	２単位		
	中等技術科教育法ＣⅢ	３年後期	２単位		
	中等技術科教育法ＣⅣ	４年前期	２単位		
	工業科教育法ＣⅠ	３年前期		２単位	
	工業科教育法ＣⅡ	３年後期		２単位	
中学校教育実習	中学校教育実習（副免実習）	４年前期		２単位	
計			１４単位	１８単位	

（注）　ものづくり・技術専修科目からそれぞれの免許法上の必修科目を中等学校教諭２種免許状（技術）の必修科目を含め２０単位修得してください。高等学校教諭１種免許状（工業）は免許法上の選択科目から４単位を追加して修得してください。

キ　義務教育専攻の者が，幼稚園教諭２種免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	幼２種	備考
自由科目	領域健康の指導法	４年後期	１単位	１３科目１５単位を修得する
	領域言葉の指導法	４年後期	１単位	
	領域表現の指導法	４年前期	１単位	
	領域人間関係の指導法	４年後期	１単位	
	領域環境の指導法	４年後期	１単位	
	幼児と健康Ａ	４年後期	１単位	
	幼児と言葉Ａ	４年後期	１単位	
	幼児と表現Ａ	４年前期	１単位	

	幼児と人間関係Ａ	４年後期	１単位	
	幼児と環境Ａ	４年後期	１単位	
	保育内容総論	４年	２単位	
	幼児教育課程論Ａ	４年前期	２単位	
	幼児の理解と指導Ａ	４年前期	１単位	
計			１５単位	

ク　高等学校教育専攻（数学専修，理科専修，英語専修）の者が，中学校教諭１種免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種	備考
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等教科教育法ＣⅢ	３年後期	２単位	
	中等教科教育法ＣⅣ	４年前期	２単位	
計			４単位	

ケ　高等学校教育専攻（国語・書道専修）の者が，中学校教諭免１種許状（国語）高等学校教諭１種免許状（書道）の普通免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種（国語）	高１種（書道）	備考
国語・書道専修科目		１～４年	４単位（注１）	９単位（注２）	
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等国語科教育法ＣⅢ	３年後期	２単位		
	中等国語科教育法ＣⅣ	４年前期	２単位		
	書道科教育法ＣⅠ	３年前期		２単位	
	書道科教育法ＣⅡ	３年後期		２単位	
計			４単位	１３単位	

（注１）　「書道演習Ⅰ」，「書道演習Ⅱ」，「書道演習Ⅲ」，「書道演習Ⅳ」を修得してください。

（注２）　「書道演習Ａ」，「書道演習Ｂ」，「書道演習Ｃ」，「書道史」，「書論購読」を修得してください。また，中学校教諭１種免許状（国語）を取得せずに高等学校教諭１種免許状（書道）を取得する場合は，免許法上の選択科目から４単位を追加して修得してください。

コ　高等学校教育専攻（地歴・公民専修）の者が，中学校教諭１種免許状（社会）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中１種	備考
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等社会科教育法ＣⅠ	２年後期	２単位	
	中等社会科教育法ＣⅡ	３年前期	２単位	
計			４単位	

サ　養護教育専攻の者が，中学校・高等学校教諭普通免許状（保健）を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目		開設学年	中２種	中１種・高１種	備考
養護教育専攻科目		２年前期	２単位	２単位	（注１）
中等教科教育法科目（Ｍ２）	中等保健科教育法ＣⅠ	２年前期	２単位	２単位	
	中等保健科教育法ＣⅡ	２年後期		２単位	
	中等保健科教育法ＣⅢ	３年前期		２単位	
	中等保健科教育法ＣⅣ	３年後期		２単位	
教育実習	中学校教育実習（保健・副免実習）	４年前期	５単位	５単位	（注２）
教職実践演習	教職実践演習	４年	２単位	２単位	（注３）
計			１１単位	１７単位	

（注１）　中学校及び高等学校１種（保健）を取得する場合は，養護教育専攻科目の選択科目のうち，「解剖生理学Ⅱ」を修得しなければなりません。

（注２）　中学校・高等学校１種（保健）の教育実習は，中学校実習（保健）とし，５単位のうち１単位は，教育実習に係る事前及び事後の指導とします。

（注３）　中学校及び高等学校１種（保健）を取得する場合は，教職実践演習（養護教諭）とは別に保健免用の教職実践演習の単位を修得しなければなりません。

シ　幼児教育専攻，義務教育専攻，高等学校教育専攻の者が，特別支援２種免許状を取得する場合の必要科目・単位数

授業科目	開設学年	特別支援２種	備考
特別支援教育基礎論	２年～４年（注１）	２単位	
知的障害者の教育課程・指導法		２単位	
知的障害者心理・生理概論		１単位	
知的障害者病理概論		１単位	
肢体不自由者の教育課程・指導法		２単位	

肢体不自由者心理・生理概論		１単位	
肢体不自由者病理概論		１単位	
言語障害者教育総論		１単位	
重複障害者教育総論		２単位	
特別支援学校教育実習	４年後期	３単位	（注２）
計		１６単位	

（注１）　原則２種免許状向けの授業を開講し，２年次から４年次にかけて履修します。詳細は特別支援教育講座が行うガイダンス等で確認してください。

（注２）　主免実習の履修，及び４年前期中に特別支援の科目１０単位以上の履修をしていることが条件になります。

教育支援専門職養成課程

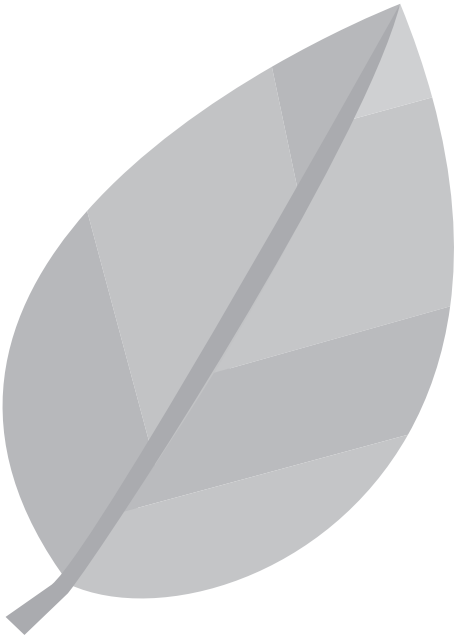

7　教育支援専門職養成課程

(1) 教育支援専門職養成課程の教育課程編成の特色

本課程が育成を目指している教育支援専門職とは，幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の各学校においてスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，学校事務職員等として勤務する専門職であり，さらに，国や自治体の専門機関や行政機関において心理職，福祉職，事務職として勤務し，教育活動と子どもたちを支援する専門職です。

これらの専門職は，「チームとしての学校（以下，「チーム学校」という。）」を構成する重要な役割を持っています。「チーム学校」とは，校長のリーダーシップの下，カリキュラム，日々の教育活動，学校の資源が一体的にマネジメントされ，教職員や多様な人材が，それぞれの専門性を生かして能力を発揮し，子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校のことを言います。

本課程では，子どもたちへの教育を様々な視点から見つめ，専門的な能力を生かして，教員と連携・協働して教育活動を行うこと，かつ，学校全体や子どもたちの生活状況等に関心をもち，教員の職務を理解して，必要に応じて柔軟に業務を行うことができる専門職を目指して教育課程を編成しています。

(2) 教育支援専門職養成課程の専門教育科目

教育支援専門職養成課程の専門教育科目は，課程内共通科目，専攻科目及び卒業研究によって構成し，次に示す各科目の目標についてそれぞれのコースの機能を果たすのに必要な専門的教養を修め，さらに進んで独創的研究の基盤を作るものです。

①　課程内共通科目　（ＢＳ）

課程内共通科目は，教育支援を担う専門職に共通に求められる基礎的な知識及び技能を修得することを目指します。それによって自己の専門職の基礎を固めると同時に，専門職相互の理解による連携・協働の基盤を培い，教育活動及び子どもたちに関する現代的課題の理解と問題解決のための視野を得ることを目的としています。

課程内共通科目は，教育や人間の発育・発達に関する基礎理論を学ぶ教育学基礎科目と，専門職と教員が連携・協働することで「チーム」としての機能が発揮される「チーム支援」の基本的な考え方を修得する教育支援科目とで構成されています。

②　専　攻　科　目　（ＭＳ）

専攻科目は，それぞれの学問の修得によって自己の専門とする領域の精深な知識を修得し，科学的，創造的探究および高度な専門職に求められる深い学識と専門的な能力並びに実践力を培うことを目的としています。

③　卒　業　研　究

卒業研究は，学部における修業を集約し，又は発展させた研究を行い，卒業論文を作成，提出します。

卒業研究の履修は，その提出予定年度始めに卒業見込みの学生が，卒業研究指導教員を定めて行います。

(3)　教育支援専門職養成課程の履修要領

コースの編成

ア　心理コース

現在，わが国の子どもをめぐっては，いじめや不登校・ひきこもり，発達障害児支援などの学校教育における課題の他，児童虐待や相対的貧困，自然災害時の心のケアなどの学校教育外における新たな課題が生じています。こうした現状下，教育現場が対応を迫られる課題は多様化・複雑化し，「チーム学校」の一役を担うスクールカウンセラーをはじめ，心理専門家に対する期待はこれまで以上に高まっています。

本コースでは，卒業後の進路として，教育，福祉，医療，行政等の領域における心理専門職を想定しています。学習内容としては，１年次の教育学基礎科目や教育支援科目を基礎とし，２年次以降は，人の心の理解，家庭・学校など様々な生活の場における心理的問題の理解と支援について学びます。これらの学びを通して，子どもと子どもを取り巻く環境である家庭・学校・地域社会を総合的に支援する心理分野に長けた教育支援専門職を養成することを目指します。

イ　福祉コース

現代の日本社会では少子化・高齢化が進む中，格差の拡大と貧困の問題，高齢者の介護の問題，児童虐待など子育てをめぐる問題，いじめや不登校をはじめとする子どもの不適応の問題といった，人々の生活にかかわる様々な問題が生じており，このような問題に対処できる人材が社会から求められています。

本コースでは，人々のくらしとそだちを理解し支えるために，社会福祉の哲学を基礎に，社会福祉制度と行財政の理解，子どもの身体や精神の発達の理解，老いや病や障害の理解のほか，子ども・障害者・高齢者をめぐる社会環境の理解，さらにはソーシャルワーク等の社会福祉援助活動について学びます。これらの学びを通して，福祉，教育，保健医療，矯正などの領域で対人援助にかかわる人材を養成します。特に，学校場面に入って子どもたちのくらしとそだちを支える人材としてスクールソーシャルワーカー養成に力を入れています。

ウ　教育ガバナンスコース

学校は教員のみで成り立つものではありません。教員と協働して，子どもの学習環境を整え，その成長と発達を支援する学校事務職員の役割は，近年ますます増大しています。学校事務職員は，教育活動や学校運営にも積極的に参画し，マネジメントの専門家としての機能を果たすだけでなく，「チーム学校」の一員として，家庭，地域，関係機関との連携や協働を行う等，教育ガバナンスにも深く関わります。また，このような体制を整備するために，教育行政機関等の職員としても活躍します。

本コースにおいては，教育活動を調整する教務事務と，学校全体の戦略立案や条件整備をする管理事務に対応できる資質・能力を備えつつ，教育を深く理解し，情報処理・管理に優れ，国際的な感覚・能力を身に付けた，高度な教育事務職員の養成を目指します。そのために，教育，法律・行財政，情報，グローバルを柱とする学びを展開します。

(4)　教育支援専門職養成課程の科目編成と履修要領

ア　課程内共通科目　（ＢＳ）

教育学基礎科目８単位及び教育支援科目のうち３コースの概論的科目６単位を必修とし，その他の教育支援科目から選択して６単位を履修します。（P. 107参照）

イ　専　攻　科　目　（ＭＳ）

a　心理コース学生

専攻科目は，自己のコースの科目について，必修科目８単位及び選択科目４２単位，合計５０単位を修得します。（P. 108参照）

b　福祉コース学生

専攻科目は，自己のコースの科目について，必修科目９単位及び選択科目４１単位，合計５０単位を修得します。（P. 109～P. 110参照）

c　教育ガバナンスコース学生

専攻科目は，自己のコースの科目について，必修科目１８単位及び選択科目３２単位，合計５０単位を修得します。（P. 111～P. 112参照）

ウ　卒　業　研　究

卒業研究の履修に関する事項は，P. 9～P. 10 に記載します。

教育支援専門職養成課程　履修課程表

ＢＳ　課程内共通科目

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	備考
教育支援専門職養成課程課程内共通科目（BS）	教育学基礎科目	教育と社会	講義	a2								必修	教育支援専門職養成課程学生 必修科目	
		教育心理学	講義	a2								必修		
		教育経営学	講義	a2								必修		
		生涯学習概論	講義		a2							必修		
	教育支援科目	教育支援と心理	講義	a2								必修		
		教育支援と福祉	講義	a2								必修		
		教育支援と教育ガバナンス	講義	a2								必修		
	教育支援科目	発達心理学Ⅰ	講義		a2							選択	教育支援専門職養成課程学生 選択科目 左記の科目から６単位以上を修得する。	
		学校と家族	講義		a2							選択		
		心と身体	講義		a2							選択		
		社会学概論	講義		a2							選択		
		社会福祉原論Ⅰ	講義		a2							選択		
		児童・家庭福祉論	講義		a2							選択		
		法学概論	講義		a2							選択		
		グローバル文化・社会論	講義		a2							選択		
		ジェンダー史入門	講義		a2							選択		
		情報セキュリティと情報モラル	講義		a2							選択		

ＭＳ　専攻科目（心理コース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	備考
心理コース専攻科目（ＭＳ）	人間心理を理解する科目	心理学概論	講義		a2							必修	心理コース学生必修科目	
	心理学の知識技能を学ぶ科目	心理学実験Ⅰ	実習A			c1						必修		
		心理学実験Ⅱ	実習A				c1					必修		
	心理臨床を理解する科目	臨床心理学概論	講義			a2						必修		
		心理学的支援法	講義				a2					必修		
	人間心理を理解する科目	発達心理学Ⅱ	講義			a2						選択	心理コース学生選択科目	
		知覚・認知心理学	講義			a2						選択		
		心理学統計法	演習B					b2				選択		
		心理学研究法	演習B						b2			選択		
		感情・人格心理学	講義						a2			選択		
	学校現場の教育方法を理解する科目	学習・言語心理学Ⅰ	講義				a2					選択		
		学習・言語心理学Ⅱ	講義					a2				選択		
		障害者・障害児心理学	講義						a2			選択		
		教育・学校心理学Ⅰ	講義						a2			選択		
		教育・学校心理学Ⅱ	講義							a2		選択		
		キャリアデザイン	講義							a2		選択		
	心理臨床を理解する科目	福祉心理学	講義			a2						選択		
		司法・犯罪心理学	講義					a2				選択		
		社会・集団・家族心理学	講義					a2				選択		
		産業・組織心理学	講義							a2		選択		
		公認心理師の職責	講義						a2			選択		
		関係行政論	講義							a2		選択		
	心理学に関わる医学領域を理解する科目	人体の構造と機能及び疾病	講義			a2						選択		
		精神疾患とその治療	講義				a2					選択		
		健康・医療心理学	講義				a2					選択		
		神経・生理心理学	講義					a2				選択		
		認知行動療法論	講義							a2		選択		
	心理学の知識技能を学ぶ科目	心理的アセスメントⅠ	実習B			c1						選択		
		心理的アセスメントⅡ	実習B				c1					選択		
		心理演習	実習A					c1				選択		
		心理実習Ⅰ	実習B					c2				選択		
		心理実習Ⅱ	実習B						c2			選択		
		教育臨床心理学演習	演習B						b2			選択		
		教育支援心理演習Ⅰ	演習B							b2		選択		
		教育支援心理演習Ⅱ	演習B								b2	選択		

ＭＳ　専攻科目（福祉コース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	備考
福祉コース専攻科目（ＭＳ）	人間を理解する科目	心理学概論	講義			a2						必修	福祉コース学生必修科目	
	ソーシャルワーク科目	ソーシャルワーク総論Ⅰ	演習B			b2						必修		
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	演習B				b2					必修		
	学校福祉科目	スクールソーシャルワーク論	講義						a2			必修		
		スクールソーシャルワーク演習	演習A							b1		必修		
	人間を理解する科目	精神保健論	講義			a2						選択	福祉コース学生選択科目	
		医学概論	講義		a2							選択		
		介護概論	講義				a2					選択		
		カウンセリング心理学	講義						a2			選択		
	生活を理解する科目	公的扶助論	講義			a2						選択		
		障害者福祉論	講義			a2						選択		
		高齢者福祉論	講義			a2						選択		
		社会調査論	講義			a2						選択		
		社会福祉原論Ⅱ	講義					a2				選択		
		司法福祉論	講義				a2					選択		
		権利擁護と成年後見	講義				a2					選択		
		保健医療論	講義				a2					選択		
		社会調査演習	演習B					b2				選択		
	ソーシャルワーク科目	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習B		b2							選択		
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習B			b2						選択		
		ソーシャルワークⅠ	演習B					b2				選択		
		ソーシャルワークⅡ	演習B						b2			選択		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習B				b2					選択		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	演習B					b2				選択		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	演習B						b2			選択		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	実習A			c1						選択		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	実習A					c1				選択		
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	実習A						c1			選択		
		社会福祉実習Ⅰ	実習A				c2					選択		
		社会福祉実習Ⅱ	実習A						c6			選択		
		ソーシャルワークⅢ	演習B							b2		選択		
		ソーシャルワークⅣ	演習B								b2	選択		

ＭＳ　専攻科目（福祉コース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数								履修方法	履修要領	備考
				1年		2年		3年		4年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
福祉コース専攻科目（ＭＳ）	学校福祉科目	福祉心理論	講義				a2					選択	福祉コース学生選択科目	
		教育相談論	講義					a2				選択		
		スクールソーシャルワーク実習指導	演習A							b1		選択		
		スクールソーシャルワーク実習	実習A								c3	選択		
		カウンセリング心理学演習	演習B							b2		選択		
		教育支援人材福祉特論Ⅰ	講義					a2				選択		
		教育支援人材福祉特論Ⅱ	講義						a2			選択		
		教育支援人材福祉特論Ⅲ	講義							a2		選択		
		教育支援人材福祉特論Ⅳ	講義								a2	選択		
	地域福祉基盤整備科目	地域福祉論	講義			a2						選択		
		社会保障論Ⅰ	講義				a2					選択		
		社会保障論Ⅱ	講義						a2			選択		
		コミュニティーワーク	演習B					b2				選択		
		コミュニティ心理学	講義						a2			選択		
		福祉運営管理論	講義								a2	選択		

ＭＳ　専攻科目（教育ガバナンスコース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	履修方法	履修要領	備考
教育ガバナンスコース専攻科目（ＭＳ）	コース共通科目	教育の制度と行政	講義		a2							必修	教育ガバナンスコース学生 必修科目	
		子ども法I	講義			a2						必修		
		教育法学概論	講義				a2					必修		
		コミュニケーション論実習	実習B			c2						必修		
		教育ガバナンス基礎演習A	演習B			b2						必修		
		教育ガバナンス基礎演習B	演習B				b2					必修		
		教育ガバナンス演習Ⅰ	演習B					b2				必修		
		教育ガバナンス演習Ⅱ	演習B						b2			必修		
		教育ガバナンス演習Ⅲ	演習B							b2		必修		
	コース共通科目	教育事務の実践と理論	講義			a2						選択	教育ガバナンスコース学生 選択科目	
		キャリア教育論	講義			a2						選択		
		経済学概論	講義			a2						選択		
		Intermediate English	講義			a2						選択		
		実践地方自治概論	講義				a2					選択		
		教育ガバナンス概論	講義					a2				選択		
		子どもの権利論	講義					a2				選択		
		行政学概論	講義					a2				選択		
		学校財政論	講義						a2			選択		
		教育情報化概論	講義						a2			選択		
		現代社会論	講義						a2			選択		
		学校におけるICT支援	演習B				b2					選択		
		学校コンフリクト演習	演習B				b2					選択		
		教育メディエーター演習	演習B					b2				選択		
		学校・自治体インターンシップ	実習B					c2				選択		
	教育を柱とする科目	教育社会学	講義			a2						選択		
		ＮＰＯと教育	講義			a2						選択		
		子ども支援論	講義				a2					選択		
		学校経営論	講義					a2				選択		
		自治体子ども施策論	講義						a2			選択		
		実践教育法規	講義						a2			選択		
		教育課程概論	講義						a2			選択		

ＭＳ　専攻科目（教育ガバナンスコース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数								履修方法	履修要領	備考
				１年		２年		３年		４年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
教育ガバナンスコース専攻科目（ＭＳ）	法律・行財政を柱とする科目	少年法	講義				a2					選択	教育ガバナンスコース学生 選択科目	
		政治学概論	講義				a2					選択		
		財政学概論	講義				a2					選択		
		子ども法Ⅱ	講義					a2				選択		
		公法学概論	講義					a2				選択		
		経済政策論	講義					a2				選択		
		行政法	講義						a2			選択		
		国際経済学	講義						a2			選択		
		金融経済教育論	講義						a2			選択		
	情報を柱とする科目	アルゴリズムとプログラミング	講義			a2						選択		
		コンピュータシステム論	講義			a2						選択		
		コンピュータの基礎と応用	講義			a2						選択		
		認知工学	講義				a2					選択		
		ネットワークとデータベース	講義				a2					選択		
		マルチメディアとインタフェース	講義				a2					選択		
		ICTと教育評価論	講義					a2				選択		
		情報システム戦略とマネジメント	講義						a2			選択		

ＭＳ　専攻科目（教育ガバナンスコース）

科目区分		授業科目	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数								履修方法	履修要領	備考
				１年		２年		３年		４年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
教育ガバナンスコース専攻科目（ＭＳ）	グローバルを柱とする科目	Advanced English	講義				a2					選択	教育ガバナンスコース学生 選択科目	
		多文化理解Ⅰ	講義				a2					選択		
		多文化理解Ⅱ	講義						a2			選択		
		World Education　Ⅰ	講義					a2				選択		
		World Education　Ⅱ	講義						a2			選択		
		異文化理解のための現代史	講義					a2				選択		
		現代社会の社会学	講義						a2			選択		
		社会調査実習	実習B					c2				選択		

教育に関連した資格の取得

８　教育に関連した資格の取得

学校教員養成課程，教育支援専門職養成課程に関連した資格として次のものがあります。

① 学校図書館司書教諭（学校教員養成課程）
② 保育士（幼児教育専攻）
③ 社会教育主事（社会教育士）
④ 社会福祉主事
⑤ 社会福祉士受験資格（福祉コース）
⑥ スクールソーシャルワーク教育課程修了資格（福祉コース）
⑦ 公認心理師受験資格（心理コース）
⑧ 教育メディエーター資格（教育ガバナンスコース）

①　学校図書館司書教諭（学校教員養成課程）

学校図書館司書教諭とは，学校図書館（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）において，学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し，児童又は生徒及び教員の利用に供することによって，学校の教育課程の展開に寄与するとともに，児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備）の専門的職務を掌る教諭を指します。学校図書館司書教諭は，学校図書館法により，全ての学校（１１学級以下のものを除く。）に配置しなければならないこととなっており，教諭であること，かつ，学校図書館司書教諭の資格をもつこと，という２つの条件に適う者が発令されます。公共図書館等の司書とは全く別のものです。

学校図書館司書教諭の資格取得のためには，学校図書館司書教諭講習において表左欄の科目を修得しなければなりませんが，在学中に科目を修得することができるように，本学においては表右欄の科目を開設しています。全ての単位を修得した者は，５月頃の官報において公示される講習実施大学に申請することで，文部科学大臣から修了証書を授与され，これにより学校図書館司書教諭の資格を取得したこととなります。

◎　学校図書館司書教諭の資格取得のための開設授業科目

学校図書館司書教諭講習規程 第３条による科目・単位数		大学における相当科目・単位			
科目	単位数	授業科目	単位	開設学年	履修方法
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	a2	３・４年	自由
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	a2	３・４年	自由
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	a2	４年	自由
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	a2	４年	自由
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	a2	３・４年	自由

注：上記のすべての科目を修得した者は，書類申請により当該資格を取得することができます。

②　保育士（幼児教育専攻）

保育士の資格については，幼稚園及び保育園の一体的な幼児教育を目指して，厚生労働省の認可資格であり，学校教員養成課程（幼児教育専攻）の学生が幼児教育専攻科目等の履修をとおして取得できるように配慮しています。

保育士の資格取得に必要な授業科目は次のとおりです。

また，すべての単位を修得した者には，卒業時に「指定保育士養成施設卒業証明書」を交付します。なお，保育士の職に就くためには，さらに都道府県知事に登録申請し，保育士証を受ける必要があります。

◎必修科目（全科目５８単位を修得します。）

指定教科目				幼児教育専攻科目等	授業方法	開設学年，授業方法及び単位数								履修方法
学問領域		授業形態	単位数	授業科目		1年		2年		3年		4年		
系列	教科目					前	後	前	後	前	後	前	後	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	幼児教育学	講義		a2							必修
	教育原理	講義	2	教育原論	講義	a2								必修
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義		a2							選択
	社会福祉	講義	2	社会福祉学原論	講義	a2								選択
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義							a2		選択
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護	講義					a2				選択
	保育者論	講義	2	教職論	講義	a2								必修
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	幼児心理学	講義	a2								必修
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義						a2			必修
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児心理学演習	演習Ｂ			b2						必修
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	a2								選択
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習Ｂ					b2				選択
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	幼児教育課程論	講義					a2				必修
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習Ｂ			b2						必修
	保育内容演習	演習	5	保育内容指導法・健康	演習Ｂ							b2		必修
				保育内容指導法・人間関係	演習Ｂ					b2				必修
				保育内容指導法・環境	演習Ｂ			b2						必修
				保育内容指導法・言葉	演習Ｂ				b2					必修
				保育内容指導法・表現	演習Ｂ				b2					必修
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容の理解と方法AⅠ	演習Ａ		b1							選択
				保育内容の理解と方法BⅠ	演習Ａ	b1								選択
				保育内容の理解と方法CⅠ	演習Ａ				b1					選択
				保育内容の理解と方法DⅠ	演習Ａ					b1				選択
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義		a2							選択
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習Ｂ			b1						選択
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習Ｂ					b1				選択
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習Ｂ						b2			選択
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護内容	演習Ａ					b1				選択
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習Ａ				b1					選択

指定教科目				幼児教育専攻科目等	授業	開設学年，授業方法及び単位数								履修
学問領域		授業形態	単位数	授業科目	方法	1年		2年		3年		4年		方法
系列	教科目					前	後	前	後	前	後	前	後	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習A	実習A			c2						選択
				保育実習B	実習A				c2					選択
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導A	演習A			b1						選択
				保育実習指導B	演習A				b1					選択
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習	演習B							b2		必修
必修合計		５１単位		５８単位										

注）履修方法欄は，幼児教育専攻科目等の履修方法を示します。

◎　選択必修科目（保育実習３単位以上を含んで，合計９単位以上を修得してください。）

指定教科目				幼児教育専攻科目等	授業	開設学年，授業方法及び単位数								履修
学問領域		授業形態	単位数	授業科目	方法	1年		2年		3年		4年		方法
系列	教科目					前	後	前	後	前	後	前	後	
保育の本質・目的に関する科目			15単位以上	幼児教育学演習	演習B						b2			必修
保育の対象の理解に関する科目				幼児の理解と指導	講義	a1								必修
保育の内容・方法に関する科目				幼児教育研究法	演習A						b1			選択
				幼児教育研究実践	演習A							b1		選択
				児童文化	演習A						b1			選択
				保育内容の理解と方法BⅡ	演習A						b1			選択
				幼児と健康	演習B				b2					選択
				幼児と人間関係	演習B				b2					選択
				幼児と環境	演習B					b2				選択
				幼児と言葉	演習B		b2							選択
				幼児と表現	演習B		b2							選択
保育実習	保育実習Ⅱ又はⅢ	実習	2	保育実習C	実習A					c2				選択
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	演習	1	保育実習指導C	演習A					b1				選択

注）履修方法欄は，幼児教育専攻科目等の履修方法を示します。

③　社会教育主事（社会教育士）

社会教育主事は，都道府県及び市町村の教育委員会事務局において社会教育すなわち「学校の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」（社会教育法第２条）について指導と助言を与える専門職のことです。また，社会教育主事の資格を有する者が，公民館，青年の家などの社会教育施設の職員として専門的な活動を行うこともあります。

社会教育主事の資格を得ようとする者は大学に２年以上在学し 62 単位以上を修得し，かつ，大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で１年以上社会教育主事補の経歴を有するものでなければなりません。

社会教育主事の授業科目修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができます。

◎　社会教育主事（社会教育士）の資格取得のための開設授業科目

社会教育主事講習等規程第11条による科目・単位数		大学における相当科目・単位			備考
科目	単位数	授業科目	単位	学年・学期	
生涯学習概論	4	自由　社会教育の基礎Ⅰ 自由　社会教育の基礎Ⅱ ＢＳ　生涯学習概論	a2 a2 a2	1,2 1,2 1・後	
社会教育経営論	4	自由　社会教育経営論Ⅰ 自由　社会教育経営論Ⅱ	a2 a2	2,3,4 2,3,4	
生涯学習支援論	4	自由　生涯学習支援論Ⅰ 自由　生涯学習支援論Ⅱ	a2 a2	2,3,4 2,3,4	
社会教育実習	1	自由　社会教育実習Ⅰ 自由　社会教育実習Ⅱ	c1 c1	1,2 1,2	社会教育実習ⅠかⅡを選択し，どちらかを修得する。
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3	自由　社会教育演習Ⅰ 自由　社会教育演習Ⅱ 自由　社会教育実習Ⅰ 自由　社会教育実習Ⅱ	b2 b2 c1 c1	3,4 3,4 1,2 1,2	社会教育実習Ⅰ，Ⅱは「社会教育実習」として選択しなかった方を，この区分で選択可能。
社会教育特講	8	自由　社会教育特別講義 Ｌ　特別支援教育基礎 Ｌ　外国人児童生徒支援教育 ＭＳ　キャリア発達論 Ｌ　キャリアデザインⅡ ＭＳ　金融経済教育論 ＭＳ　教育情報化概論 ＢＳ　ジェンダー史入門 Ｅ　生徒指導・進路指導の理論と方法 Ｅ　道徳教育の理論と方法	a2 a1 a1 a2 a1 a2 a2 a2 a2 a2	2,3,4 1後 2前 2前 2後 3後 3前 1後 3後 2後	

④　社会福祉主事

社会福祉主事任用資格は，福祉事務所等の行政機関で働く現業員（いわゆる「ケースワーカー」），特別養護老人ホームなどの社会福祉施設で働く生活指導員等に必要な基礎的任用資格です。このためこれらの仕事に就く場合には，この社会福祉主事任用資格を有していることが求められます。また，現業員や生活指導員等といった職種に限らず，社会福祉分野で働く際には，この資格が必要となる場合があります。

この資格を取得するためには，厚生省告示に記された次の科目の中から３科目以上修得する必要があります。本学の場合，教育支援専門職養成課程などに次のとおり開設されています。

なお，社会福祉主事任用資格を有していることを証明するためには，就職等の際に，本学の発行する単位修得（成績）証明書を就職先に提出することとなります。

【参　　考】

◎　社会福祉主事の設置に関する法律（昭和25年法律第182号）第２条第１項第１号の規定による社会福祉に関する科目

・社会福祉概論　・社会福祉事業史　・社会福祉援助技術論　・社会福祉調査論
・社会福祉施設経営論　・社会福祉行政論社会保障論　・公的扶助論児童福祉論　・家庭福祉論
・保育理論　・身体障害者福祉論知的障害者福祉論　・精神障害者保健福祉論
・老人福祉論　・医療社会事業論地域福祉論　・法学　・民法
・行政法　・経済学　・社会政策　・経済政策　・心理学
・社会学　・教育学倫理学　・公衆衛生学　・医学一般
・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ論看護学　・介護概論　・栄養学　・家政学

以上の中から３科目以上を修得する。

◎　社会福祉主事の資格取得のための開設授業科目

社会福祉主事の設置に関する法律（昭和 25 年法律第 182 号）第２条第１項第１号による科目		大学における相当科目・単位				
科目	単位	授業科目	単位	学年・学期	開設課程専攻・コース	備考
社会福祉概論	３科目以上を履修する	ＢＳ　社会福祉原論Ⅰ	ａ２	１・後	教育支援専門職養成課程	
公的扶助論		ＭＳ　公的扶助論	ａ２	２・前	福祉コース	
児童福祉論		Ｓｃ　子ども家庭福祉	ａ２	２・前	幼児教育専攻	
		ＢＳ児童・家庭福祉論	ａ２	１・後	教育支援専門職養成課程	
老人福祉論		ＭＳ　高齢者福祉論	ａ２	２・前	福祉コース	
地域福祉論		ＭＳ　地域福祉論	ａ２	１・後		
法学		ＢＳ　法学概論	ａ２	１・後	教育支援専門職養成課程	
行政法		ＭＳ　行政法	ａ２	３・後	教育ガバナンスコース	
経済学		ＭＳ　経済学概論	ａ２	２・前		
心理学		ＭＳ　心理学概論	ａ２	１・後	心理コース	
教育学		Ｌ　教育原論	ａ２	１・前	共通教育科目	
		ＢＳ　教育と社会	ａ２	１・前	教育支援専門職養成課程	
看護学		Ｓｈ　看護学概論	ａ２	１・後	養護教育専攻	
栄養学		Ｓ　調理学	ｂ２	２・後	家庭専修	

⑤　社会福祉士受験資格（福祉コース）

社会福祉士は,「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年）に基づく国家資格で, この資格は, 社会福祉分野における相談・援助等を行うために必要な知識・技術等を有していることを証明する国家資格であり, 社会福祉分野において相当の専門性を要求される職に就く際に事実上求められる資格です。

この資格を取得するためには,

ア　社会福祉士試験を受験する上で必要な科目を修得すること

イ　社会福祉士試験に合格すること

という２つのハードルを超える必要があります。

ア　については, 老人福祉, 障害者福祉, 児童福祉などの社会福祉各分野や相談援助の理念・方法・技術に関する科目（これらの科目を「指定科目」と呼ぶ。）を修得する必要があります。本学においては, 福祉コースの入学者で, 主に社会福祉学関係科目を履修した者がアの要件を満たすことができます。

イ　については, 毎年１回以上実施される国家試験を受験し, 合格する必要があります。受験をする際には, 指定科目を修得したこと及び卒業見込みであることを証明する証明書が必要となります。

◎　社会福祉士試験の受験資格取得のための開設授業科目

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第１号の規定に基づく社会福祉に関する科目			大学における相当科目・単位				備　考
科目		指定基準欄	授業科目	単位	学年・学期	必修選択	
社会福祉士養成科目	医学概論	３０	医学概論	a2	１・後	選択	
	心理学と心理的支援	３０	心理学概論	a2	２・前	必修	
	社会学と社会システム	３０	社会学概論	a2	１・後	選択	
	社会福祉の原理と政策	６０	社会福祉原論Ⅰ 社会福祉原論Ⅱ	a2 a2	１・後 ３・前	選択 選択	
	社会福祉調査の基礎	３０	社会調査論	a2	２・前	選択	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	３０	ソーシャルワーク総論Ⅰ	b2	２・前	必修	
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	３０	ソーシャルワーク総論Ⅱ	b2	２・後	必修	
	ソーシャルワークの理論と方法	６０	ソーシャルワークⅠ ソーシャルワークⅡ	b2 b2	３・前 ３・後	選択 選択	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	６０	ソーシャルワークⅢ ソーシャルワークⅣ	b2 b2	４・前 ４・後	選択 選択	
	地域福祉と包括的支援体制	６０	地域福祉論 コミュニティーワーク	a2 b2	２・前 ３・前	選択 選択	
	福祉サービスの組織と経営	３０	福祉運営管理論	a2	４・後	選択	
	社会保障	６０	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ	a2 a2	２・後 ３・後	選択 選択	
	高齢者福祉	３０	高齢者福祉論	a2	２・前	選択	
	障害者福祉	３０	障害者福祉論	a2	２・前	選択	
	児童・家庭福祉	３０	児童・家庭福祉論	a2	１・後	選択	
	貧困に対する支援	３０	公的扶助論	a2	２・前	選択	
	保健医療と福祉	３０	保健医療論	a2	３・前	選択	
	権利擁護を支える法制度	３０	権利擁護と成年後見	a2	２・後	選択	
	刑事司法と福祉	３０	司法福祉論	a2	２・後	選択	
	ソーシャルワーク演習	３０	ソーシャルワーク演習Ⅰ	b2	１・後	選択	
	ソーシャルワーク演習（専門）	１２０	ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ ソーシャルワーク演習Ⅳ ソーシャルワーク演習Ⅴ	b2 b2 b2 b2	２・前 ２・後 ３・前 ３・後	選択 選択 選択 選択	
	ソーシャルワーク実習指導	９０	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	c1 c1 c1	２・前 ３・前 ３・後	選択 選択 選択	
	ソーシャルワーク実習	２４０	社会福祉実習Ⅰ 社会福祉実習Ⅱ	c2 c6	２・後 ３・後	選択 選択	

（注）１．社会福祉実習の受入数に限りがあるため，全科目について履修を制限することがあります。
２．詳細については，福祉コースで指導を受けてください。

⑥　スクールソーシャルワーク教育課程修了資格（福祉コース）

スクールソーシャルワークとは，学校現場等において，学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいいます。学校現場等において，適切なソーシャルワークを実践することができる社会福祉士等を養成するために，本学においては，福祉コースに次の科目を開設しています。

このスクールソーシャルワーク教育課程修了者とは，

ア　スクールソーシャルワークに関する必要な科目を修得すること

イ　社会福祉士試験に合格し，登録を受けること

という２つの要件を満たした上で，一般社団法人日本社会福祉士養成協会から修了証の交付を受ける必要があります。

◎　スクールソーシャルワーク教育課程修了資格取得のための開設授業科目

SSW 教育課程規定に定める指定科目			大学における相当科目・単位				備考
科目		時間数	授業科目	単位	学年・学期	履修要件	
スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群	スクール（学校）ソーシャルワーク論	30	ＭＳ　スクールソーシャルワーク論	a2	3・後	選択	左記の科目全てを履修すること
	スクール（学校）ソーシャルワーク演習	15	ＭＳ　スクールソーシャルワーク演習	b1	4・前	選択	
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	15	ＭＳ　スクールソーシャルワーク実習指導	b1	4・前	選択	
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習	80	ＭＳ　スクールソーシャルワーク実習	c3	4・後	選択	
教育関連科目群	「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目	30	Ｌ　教職論	a2	1・後	必修	
	「教育の基礎的理解に関する科目」のうち幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（一単位以上修得）」を含む科目 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目	30	Ｌ　特別支援教育基礎	a1	1・後	必修	
追加科目	精神保健の課題と支援	30	ＭＳ　精神保健論	a2	2・前	選択	

注：詳細については，福祉コースで指導を受けてください。

⑦　公認心理師受験資格（心理コース）

公認心理師とは，公認心理師登録簿への登録を受け，公認心理師の名称を用いて，保健医療，福祉，教育その他の分野において，心理学に関する専門的知識及び技術をもって，（1）心理に関する支援を要する者の心理状態の観察，その結果の分析（2）心理に関する支援を要する者に対する，その心理に

関する相談及び助言，指導その他の援助（3）心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言，指導その他の援助（4）心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うことを業とする者をいいます。

公認心理師試験の受験資格を取得するためには

ア　大学で心理学等に関する科目を修め，かつ，大学院において指定の科目を修め修了した者

イ　大学で心理学等に関する科目を修め，卒業後一定期間の実務経験を積んだ者

のいずれかの要件を満たす必要があります。

さらに，公認心理師試験について，毎年１回以上実施される国家試験を受験し，合格する必要があります。

◎　公認心理師試験の受験資格取得のための開設授業科目

公認心理師法施行規則第1条による科目（時間数）	大学における科目			
	授業科目	単位	学年・学期	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	a2	3・後	大学における必要科目に含まれる事項をすべて満たすために，左記31科目をすべて修得すること。
心理学概論	心理学概論	a2	2・前	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	a2	2・前	
心理学研究法	心理学研究法	b2	3・後	
心理学統計法	心理学統計法	b2	3・前	
心理学実験	心理学実験Ⅰ 心理学実験Ⅱ	c1 c1	2・前 2・後	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	a2	2・前	
学習・言語心理学	学習・言語心理学Ⅰ 学習・言語心理学Ⅱ	a2 a2	2・後 3・前	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	a2	3・後	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	a2	3・前	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	a2	3・前	
発達心理学	発達心理学Ⅰ 発達心理学Ⅱ	a2 a2	1・後 2・前	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	a2	3・後	
心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ 心理的アセスメントⅡ	c1 c1	2・前 2・後	
心理学的支援法	心理学的支援法	a2	2・後	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	a2	2・後	
福祉心理学	福祉心理学	a2	2・前	
教育・学校心理学	教育・学校心理学Ⅰ 教育・学校心理学Ⅱ	a2 a2	3・後 4・前	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	a2	3・前	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	a2	4・前	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	a2	2・前	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	a2	2・後	
関係行政論	関係行政論	a2	4・前	

心理演習	心理演習	c1	3･前	
心理実習(80時間以上)	心理実習Ⅰ 心理実習Ⅱ	c2 c2	3･前 3･後	

注：(1)詳細については，心理コースで指導を受けてください。
(2)また，受験資格の取得のためには，上記の大学における科目の履修に加えて，公認心理師法の定めるところにより大学院における必要科目の履修又は一定期間以上の実務経験が必要となります。

⑧　教育メディエーター資格(教育ガバナンスコース)

教育メディエーターとは，一般社団法人メディエーターズが認定するメディエーター資格を取得し，教育分野におけるさまざまな紛争場面において，中立的第三者の立場に立ち，当事者どうしの合意を促して紛争解決を図る調停人として必要な知識及びスキルを備えた者に対して，本学独自の資格として称号を授与します。

この教育メディエーター資格を取得するためには，

ア　一般社団法人メディエーターズが実施するアセスメントを受験し「メディエーター」の認定を受けること

イ　教育メディエーターに関する必要な科目を修得すること

という２つの要件を満たす必要があります。

◎　教育メディエーター資格取得のための開設授業科目

授業科目	単位	学年・学期	備考
L　教育原論	a2	１・前	左記の８科目 １６単位を修得 すること。
ＢＳ　教育と社会	a2	１・前	
ＢＳ　教育心理学	a2	１・前	
ＢＳ　教育支援と福祉	a2	１・前	
ＢＳ　法学概論	a2	１・後	
ＭＳ　コミュニケーション論実習	c2	２・前	
ＭＳ　学校コンフリクト演習	b2	２・後	
ＭＳ　教育メディエーター演習	b2	３・前	

注：詳細については，教育ガバナンスコースで指導を受けてください。

学　内　諸　規　則

国立大学法人愛知教育大学学則

愛知教育大学学位規程

愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程

愛知教育大学教育学部教育課程実施規則

特別な事由による欠席に関する取扱要項

国立大学法人愛知教育大学学則

２００４年　４月　１日
学　則　第　　１　　号

目　次

第１章　総則（第１条～第２条）
第２章　国立大学法人愛知教育大学（第３条～第８条）
第３章　法人及び大学の運営組織（第９条～第１７条）
第４章　愛知教育大学（第１８条～第３０条）
第５章　学部及び大学院通則（第３１条～第６２条）
第６章　教育学部（第６３条～第７３条）
第７章　大学院（第７４条～第９０条）
第８章　公開講座（第９１条）

第１章　総則

（法人及び大学の名称）

第１条　この法人は，国立大学法人法（以下「法人法」という。）に基づき，国立大学法人愛知教育大学と称する。この法人が設置する国立大学の名称は愛知教育大学とする。

（所在地）

第２条　この法人の主たる事務所及び大学の所在地は愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地とする。

第２章　国立大学法人愛知教育大学

第１節　法人の目的及び業務

（法人の目的）

第３条　国立大学法人愛知教育大学（以下「法人」という。）は，法人法に基づき，教育研究に対する国民の要請に応え，我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため，国立大学として愛知教育大学（以下「本学」という。）を設置し，学校教育法，法人法及びその他の法令により本学を運営することを目的とする。

（業務の範囲等）

第４条　法人は，法人法第２２条に定める業務を行う。

第２節　役員及び職員

（役員）

第５条　法人に役員として，学長，理事及び監事を置く。

２　学長は，第２０条に定める学長となる。

３　常勤の理事は，第２１条に定める副学長となる。

４　第１項に規定する者の職務，選考，任期その他必要な事項は，別に定める。

（職員）

第６条　法人に，次の職員を置く。

(1) 教育職員
(2) 事務職員
(3) その他の職員

２　職員に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　資本金及び事業年度

（資本金）

第７条　法人の資本金は，法人法第７条に定めるところにより，政府から出資のあったものとされた金額とする。

（事業年度）

第８条　法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　事業に係る法人の会計に関し，必要な事項は，別に定める。

第３章　法人及び大学の運営組織

第１節　役員会，学長選考会議，経営協議会，教育研究評議会，教授会及び役員部局長会議

（役員会）

第９条　法人法第１１条の規定に基づき，学長の決定に先立ち，法人の重要事項について審議するため，法人に役員会を置く。

２　役員会に関し，必要な事項は，別に定める。

（学長選考会議）

第１０条　法人法第１２条の規定に基づき，学長候補者選考等を行うため，法人に学長選考会議を置く。

２　学長選考会議に関し，必要な事項は，別に定める。

（経営協議会）

第１１条　法人法第２０条の規定に基づき，経営に関する重要事項を審議するため，法人に経営協議会を置く。

２　経営協議会に関し，必要な事項は，別に定める。

（教育研究評議会）

第１２条　法人法第２１条の規定に基づき，教育研究に関する重要事項を審議するため，法人に教育研究評議会を置く。

２　教育研究評議会に関し，必要な事項は，別に定める。

（教授会）

第１３条　学校教育法第９３条の規定に基づき，教育研究に関する事項について審議するため，本学に教授会を置く。

２　教授会に関し，必要な事項は，別に定める。

（役員部局長会議）

第１４条　本学の意思決定と執行を円滑に行うため，役員部局長会議を置く。

２　役員部局長会議に関し，必要な事項は，別に定める。

第２節　教職員会議及び職員会議

（教職員会議及び職員会議）

第１５条　本学に教職員会議及び職員会議を置く。

２　教職員会議及び職員会議に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　各種委員会等

（各種委員会等）

第１６条　法人又は本学に，大学運営に関する特定の事項を審議するため，各種の委員会等を置くものとする。

２　各種の委員会等に関し，必要な事項は，別に定める。

第４節　事務組織

（事務局）

第１７条　法人又は本学の業務を円滑に行うため，事務局を置き，事務局に事務組織を置く。

２　事務局に，事務局長を置く。

３　事務局に関し，必要な事項は，別に定める。

（監査室）

第１７条の２　法人の業務の適正かつ効果的な執行に資するため，監査室を置く。

２　監査室に関し，必要な事項は，別に定める。

第４章　愛知教育大学

第１節　大学の目的

（大学の目的）

第１８条　本学は，愛知教育大学憲章を踏まえ，学術の中心として，深く専門の学芸を教授研究するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養する学問の府として，大学の自治の基本理念に基づき，教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。

第２節　自己点検・自己評価

（自己点検・自己評価）

第１９条　本学は，教育研究水準の向上に資するため，本学の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関し，必要な事項は，別に定める。

第３節　大学の構成員

（学長）
第２０条　本学に学長を置く。
（副学長）
第２１条　本学に副学長を置き，学長の職務を助ける。
（学長補佐）
第２１条の２　本学に，学長の職務を補佐するため，学長補佐を置くことができる。
（大学の構成員）
第２２条　本学の構成員は学部及び大学院学生，大学教職員，附属学校教職員等とする。
（大学の教員）
第２３条　本学に，大学教員として教授，准教授，講師，助教，助手を置く。

第４節　学部，大学院及び専攻科

（学部）
第２４条　本学に教育学部（以下「学部」という。）を置く。
２　学部に次の課程を置く。
(1) 学校教員養成課程
(2) 教育支援専門職養成課程
３　学校教員養成課程及び教育支援専門職養成課程に，履修上の区分として，別表第１に掲げる専攻又はコースを置く。
４　学部に研究組織として別表第２第１欄に掲げる学系を置き，当該学系は，同表の第２欄に掲げる講座及び別に定めるところにより講座に所属しない専任の教員を配置したセンターをもって構成する。
５　第２項の課程における教育は講座が担当し，附属施設（第２８条又は第２８の２の規定によるものをいう。以下次条において同じ。）は当該教育に協力することができる。
６　学系の運営を掌理するため，各学系に学系長を置く。
７　学部及び学系の運営に関し，必要な事項は，別に定める。
（大学院）
第２５条　本学に，大学院教育学研究科（以下「教育学研究科」という。）を置く。
２　教育学研究科に次の課程を置く。
(1) 専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）
(2) 修士課程
(3) 後期３年の課程のみの博士課程（以下「後期３年博士課程」という。）
３　前項の研究科及び課程に，次の表に掲げる専攻を置き，専攻における教育研究は前条第５項に定める講座等が担当する。ただし，共同教科開発学専攻における教育研究は，前条第５項に定める講座と静岡大学大学院教育学研究科が共同で担当する。

研究科及び課程	専攻
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻
教育学研究科 後期３年博士課程	共同教科開発学専攻

４　附属施設は，前項の専攻における教育研究に協力することができる。
５　第３項の専攻に，履修上の区分として，別表第３に掲げるコースを置く。
６　大学院の運営に関し，必要な事項は，別に定める。
（特別支援教育特別専攻科）
第２６条　本学に特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。
２　専攻科に関し，必要な事項は，別に定める。
（６年一貫コース）

第２６条の２　本学に学部と教職大学院の課程の連携による６年一貫教員養成コース（以下「６年一貫コース」という。）置く。
２　６年一貫コースについて必要な事項は，別に定める。

第５節　附属施設等

（附属図書館）
第２７条　本学に，附属図書館を置く。
２　附属図書館に関する事項を掌理するため，館長を置く。
３　附属図書館に関し，必要な事項は，別に定める。
（センター）
第２８条　本学に，次のセンターを置く。
(1) 教職キャリアセンター
(2) 教育臨床総合センター
(3) 国際交流センター
(4) 地域連携センター
(5) 科学・ものづくり教育推進センター
(6) 健康支援センター
(7) ＩＣＴ教育基盤センター
(8) キャリア支援センター
(9) 教員養成開発連携センター
(10) 日本語教育支援センター
(11) インクルーシブ教育推進センター
２　センターに関する事項を掌理するため，各センターにセンター長を置く。
３　センターに関し，必要な事項は，別に定める。
（なんでも相談室）
第２８条の２　本学に，なんでも相談室を置く。
２　なんでも相談室に関する事項を掌理するため，室長を置く。
３　なんでも相談室に関し，必要な事項は，別に定める。
（附属学校）
第２９条　本学に，附属幼稚園，附属名古屋小学校，附属岡崎小学校，附属名古屋中学校，附属岡崎中学校，附属高等学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）を置く。
２　附属学校を統括するため附属学校部を置き，その長として附属学校部長を置く。
３　学長の命を受け，校務を掌理するため，附属学校に校長（幼稚園にあっては園長と称す。）を置く。
４　附属学校に，教頭（幼稚園は除く。），教諭，養護教諭を置く。また，副校長（幼稚園にあっては，副園長。），主幹教諭，栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
５　附属学校に関し，必要な事項は，別に定める。

第６節　教育内容等の改善のための組織的な研修等

（組織的研修等）
第３０条　本学の教育内容及び教育方法の改善を図るため，組織的な研修及び研究を実施する。

第５章　学部及び大学院通則

第１節　学年，学期及び休業日

（学年及び学期）
第３１条　学年は，４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
２　学年を分けて次の２学期とする。
前期　　４月１日から　９月３０日まで
後期　１０月１日から翌年３月３１日まで
（休業日）
第３２条　休業日は，次のとおりとする。
日曜日（大学院を除く。）
土曜日（大学院を除く。）
国民の祝日に関する法律に規定する休日
春季休業，夏季休業及び冬季休業
２　春季休業，夏季休業及び冬季休業については，別に定める。

３　第１項に定めるもののほか，臨時の休業日は，学長が必要に応じて定める。

第２節　入学，編入学，転入学及び再入学の時期

（入学の時期）

第３３条　入学，編入学，転入学及び再入学の時期は，学年の始めとする。ただし，教育上支障がないときは，学期の始めとすることができる。

第３節　学生の定員及び入学等

（収容定員等）

第３４条　学部の入学定員，編入学定員及び収容定員は，別表第４のとおりとする。

２　教育学研究科の入学定員及び収容定員は，別表第５のとおりとする。

３　専攻科の入学定員及び収容定員は，別表第６のとおりとする。

（入学の出願）

第３５条　本学に入学を志願する者は，本学が別に定める額の検定料を添え所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

２　検定料の納入等に関し，必要な事項は，別に定める。

（合格者の決定）

第３６条　入学志願者に対しては，学力試験等により選考のうえ，教授会の議を経て，合格者を決定する。

２　合格者の選考方法は，別に定める。

（入学手続き）

第３７条　前条の合格者で入学を希望する者は，所定の期日までに，別に定める書類を提出するとともに，第５１条に定める入学料を納めなければならない。

２　納付された入学料は，返還しない。

３　第１項の規定にかかわらず特別の事由又は経済的理由により入学料の納付が著しく困難な者に対しては，入学料を免除（ただし，特別の事由に限る。）又は徴収を猶予することができる。

４　前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予に関し，必要な事項は，別に定める。

（入学許可）

第３８条　学長は，前条の規定により入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し，受理された者を含む。）に対し，入学を許可する。

第４節　教育課程，履修方法，授業の方法及び単位

（教育課程及び履修方法）

第３９条　教育課程及び履修方法は，別に定める。

（授業の方法）

第４０条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行う。

２　前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項の授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位制）

第４１条　授業科目の履修は，単位制とする。

２　単位の認定は，試験，論文，報告書その他による成績審査によらなければならない。

（教員免許状取得のための単位）

第４２条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

２　前項の規定により学部，教職大学院の課程及び専攻科において所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は，別表第７のとおりとする。

第５節　休学，復学，再入学，転入学，退学，転学，留学及び除籍

（休学）

第４３条　病気又はその他特別の事由により引続き３か月以上修学不能のときは，役員部局長会議の議を経て，休学することができる。

２　休学期間は，通算して２年を超えることはできない。ただし，病気による休学の場合，その病状により更に１年間，休学期間を延長することができる。

３　休学期間は，第６５条及び第７６条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第４４条　休学期間中にその事由が解消したときは，学長に願い出て，復学することができる。
（再入学）
第４５条　本学に再入学を志願する者については，役員部局長会議の議を経て入学を許可することができる。
２　再入学に関し，必要な事項は，別に定める。
（転入学）
第４６条　本学に転入学を志願する者については，教授会の議を経て，入学を許可することができる。
２　転入学に関し，必要な事項は，別に定める。
（退学）
第４７条　退学しようとする学生は，その事由を記載した書面を添えて学長に願い出なければならない。
２　退学の許可は，役員部局長会議の議を経て，学長が行う。
（転学）
第４８条　他の大学あるいは大学院に転学しようとするときは，その事由を記載した書面を提出し，学長の許可を得なければならない。
２　転学の許可は，役員部局長会議の議を経て，学長が行う。
（留学）
第４９条　学生が外国の大学あるいは大学院で学修しようとするときは，学長に願い出て，留学の許可を得なければならない。
２　留学の許可は，役員部局長会議の議を経て，学長が行う。
３　前２項により留学した場合は，第６５条及び第７６条に定める在学期間を，２年を超えない範囲内で延長することができる。
（除籍）
第５０条　学生が次の各号の一に該当するときは，役員部局長会議の議を経て学長は除籍しなければならない。
(1) 死亡又は，行方不明の届出があったとき。
(2) 所定の在学期間を超えたとき。
(3) 入学料の免除及び徴収猶予を不許可された者並びに入学料の一部について免除及び徴収猶予を許可された者が，所定の期日までに入学料を納付しなかったとき。
(4) 授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しなかったとき。

第６節　検定料，入学料及び授業料

（授業料等の額）
第５１条　検定料，入学料及び授業料の額に関し，必要な事項は，別に定める。
（授業料の納入）
第５２条　授業料は，年額の２分の１に相当する額を次の２期にそれぞれ納めなければならない。
前期分　４月１日から　４月３０日まで
後期分　１０月１日から１０月３１日まで
２　前項の規定にかかわらず，本人の申し出により，前期分の授業料を納める時に，当該年度の後期分の授業料を併せて納めることができる。
３　第１項の規定にかかわらず，経済的理由によって同項の納付期限までに授業料の納付が困難である場合には，別に定めるところにより，許可を得て，月割で納めることができる。
４　その他授業料の納入に関し，必要な事項は，別に定める。
（授業料の免除等）
第５３条　経済的な理由その他特別な理由により，授業料の納付が困難な者に対しては，その者の願い出により授業料を免除若しくはその徴収を一定期間猶予することがある。
２　前項に規定する授業料の免除及び徴収の猶予に関し，必要な事項は，別に定める。
（授業料の返還）
第５４条　納付された授業料は，返還しない。
２　前項の規定にかかわらず，第５２条第２項の規定により当該年度の後期分に係る授業料を納入した者が，後期分に係る授業料の納期前に休学又は退学した場合は，その者の申し出により後期分の授業料に相当する額を返還する。
（休学期間中の授業料）
第５５条　休学期間中の授業料は免除する。
２　休学期間中の授業料に関し，必要な事項は，別に定める。
（転学，退学又は停学の場合の授業料）
第５６条　年度の途中において転学又は退学した場合は，その期分の授業料を徴収する。
２　停学期間中の授業料は徴収する。

第７節　表彰及び懲戒

（表彰）
第５７条　学長は，学術，課外活動及び社会的活動等が優れた学生を表彰することができる。
２　表彰に関し，必要な事項は，別に定める。
（懲戒）
第５８条　学長は，教育上必要と認めたときは，役員部局長会議の議を経て学生を懲戒する。
２　懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。
３　前項に規定する停学の期間は，これを修業年限に算入せず，在学期間に算入する。ただし，停学の期間が１月を超えないときは，役員部局長会議の議を経て修業年限に算入することができる。
４　懲戒に関し，必要な事項は，別に定める。

第８節　研究生，科目等履修生，特別聴講学生，内地留学生及び外国人留学生

（研究生，科目等履修生，特別聴講学生，内地留学生）
第５９条　本学に，研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び内地留学生として入学を希望する者がある場合は，選考の上，これを許可する。
２　研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び内地留学生に関し，必要な事項は，別に定める。
（外国人留学生）
第６０条　外国人で，大学等において教育を受ける目的をもって入国し，学生，研究生又は科目等履修生として本学に入学を許可された者を外国人留学生という。
２　外国人留学生は，定員外とすることができる。
３　外国人留学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第９節　学生宿舎

（学生宿舎）
第６１条　本学に，学生宿舎を置く。
２　学生宿舎に関し，必要な事項は，別に定める。
（寄宿料）
第６２条　寄宿料は，本学が別に定める額とする。また納入に関する事項については，別に定める。
２　納入された寄宿料は返還しない。

第６章　教育学部

第１節　教育学部の目的

（目的）
第６３条　学校教員養成課程は，多様な教員養成プログラムを通して，平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。
２　教育支援専門職養成課程は，心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め，教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。
３　前２項の課程に置く専攻及びコースの教育研究上の目的は別に定める。

第２節　修業年限及び在学期間

（修業年限）
第６４条　学部の修業年限は，４年とする。
（在学期間）
第６５条　学部の在学期間は，８年とする。

第３節　入学資格

（入学資格）
第６６条　学部に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。
(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により，これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
(3) 外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすも

のに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(8) 学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって，当該者をその後に入学させる本学の学部において，本学の学部における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9) 本学の学部において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で，１８歳に達したもの

第４節　編入学及び転課程等

（編入学）
第６７条　学部に編入学を志願する者があったときは，教授会の議を経て入学を許可することができる。
２　編入学に関し，必要な事項は，別に定める。
（転課程等）
第６８条　学部の転課程又は同一課程内での転専攻・転コース（以下「転課程等」という。）を志願する者があったときは，役員部局長会議の議を経て転課程等を許可することができる。
２　転課程等に関し，必要な事項は，別に定める。

第５節　他大学等における授業科目の履修等

（他大学等における授業科目の履修等）
第６９条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学における授業科目の履修を許可することができる。
２　前項により履修した授業科目について，６０単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。
３　前２項の規定は，第４９条の規定による留学の場合に準用する。
４　前３項に定めるもののほか，他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関し，必要な事項は，別に定める。
５　単位互換制度に基づく授業科目の履修単位は，本学において修得したものとみなす。
（入学前の既修得単位等の認定）
第７０条　大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し，新たに本学の第１年次に入学した学生の既修得単位を教育上有益と認めるときは，本学において修得したものとして認定することができる。ただし，修業年限を短縮することはできない。
２　前項の規定により単位を認定する場合は，教養科目，外国語科目及びスポーツ科目の単位について，合計６０単位を超えない範囲内で行うものとする。
３　前２項に定めるもののほか，単位認定等に関し，必要な事項は，別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修の単位認定）
第７１条　大学設置基準第２９条第１項の規定に基づき文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等における学修について，教育上有益と認めるときは，本学において修得した単位として認定することができる。
２　前項の規定により単位を認定する場合は，第６９条第１項及び第３項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えない範囲で行うものとする。
３　前２項に定めるもののほか，大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関し，必要な事項は，別に定める。

第６節　卒業及び学位授与

（卒業認定及び卒業の時期）
第７２条　学部に所定の年数以上在学し，別に定める卒業要件を満たした者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。
２　卒業の時期は，学年の終わりとする。ただし，卒業要件を満たした場合は，前期の終わりとすることができる。
３　第１項の規定により卒業要件として修得すべき単位のうち，第４０条第２項に定める授業の方法により修得する単位数は，６０単位を超えないものとする。
（学位授与）
第７３条　本学の教育課程を履修し，所定の課程を修め卒業した者には，学士の学位を授与する。
２　学位の授与に関し，必要な事項は，別に定める。

第７章　大学院

第１節　大学院の目的

（課程等の目的）

第７４条　教職大学院の課程は，学校現場の実情に即した教科領域等も含め，学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし，理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに，一定の教職経験を有する現職教員に対しては，確かな指導理論と実践力・応用力を備え，指導的役割を果たし得る教員を育成することを目的とする。また，教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置付け，学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ，教師教育の更なる質的向上を図る。

２　修士課程は，社会的要請を踏まえ，教育支援に関わる高度な専門的知識，研究能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。併せて，日本型教育の特徴をよく理解し，諸外国における教育の向上に貢献できる有為な人材の育成をめざす。また，社会人においては，修士課程を，個々人のキャリアを活かし，専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。

３　後期３年博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

４　前３項の課程に置く専攻の教育研究上の目的は別に定める。

第２節　標準修業年限及び在学期間

（標準修業年限）

第７５条　教職大学院の課程及び修士課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，第８９条の規定により，長期にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限は，４年以内の許可された年限とする。

２　前項本文の規定にかかわらず，教職大学院の課程及び修士課程に，教育上の必要により標準修業年限を３年とする履修上の区分を設ける。

３　標準修業年限を３年とする履修上の区分に関し，必要な事項は，別に定める。

４　後期３年博士課程の標準修業年限は，３年とする。ただし，長期履修学生の標準修業年限は，４年とする。

（在学期間）

第７６条　教職大学院の課程及び修士課程の在学期間は４年とし，後期３年博士課程の在学期間は６年とする。

２　前条第１項及び第２項に定める者に係る在学期間は，当該標準修業年限に２年を加えた年数とする。

第３節　大学院の運営

（研究科の長）

第７７条　教育学研究科に研究科長を置き，学長をもって充てる。

（運営）

第７８条　第２５条第６項の規定により別の定めがあるもののほか，教育学研究科の運営その他の必要な事項については，当該事項の内容に応じ，教授会若しくは教育研究評議会又は第１６条の規定に基づき置かれる委員会等で審議する。

第４節　入学資格

（入学資格）

第７９条　教職大学院の課程及び修士課程の課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第８３条に定める大学を卒業した者

(2) 大学に３年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

(3) 学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(4) 外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

(6) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院に入学した者であって，当該者をその後に入学させる本学の教職大学院の課程及び修士課程において，本学の教職大学院の課程及び修士課程における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
(10) 本学の教職大学院の課程及び修士課程において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達した者

２ 後期３年博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
(2) 外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
(6) 文部科学大臣が指定した者
(7) 後期３年博士課程において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達した者

第５節 授業科目，履修方法，修了及び学位

（授業科目及び単位）
第８０条 教育学研究科の授業科目及び単位数は別に定める。

（指導教員）
第８１条 学生の教育，研究その他の指導のため，原則として学生の所属する専攻の専任教員のうちから，指導教員を定める。

（履修方法）
第８２条 学生は，別に定めるところにより，所定の単位を履修しなければならない。

（教育方法）
第８３条 教育学研究科における授業科目の履修及び研究指導のために，次の各号に掲げる区分を設け，各専攻は，当該各号のいずれかの方法により教育を行うものとする。
(1) 昼間開講コース（主として昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。）
(2) 昼夜開講コース（主として夜間及び昼間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行うものをいう。）

２ 教育学研究科教職大学院の課程の教育は，第７４条第１項に規定する目的を達成するために，体系的かつ実践的な教育課程を編成し，適切な方法によって行うものとする。

３ 教育学研究科修士課程及び後期３年博士課程の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

４ 教育方法の特例に関し，必要な事項は，別に定める。

（他の大学院等における研究指導）
第８４条 修士課程において，教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等との協議に基づき，学生が他の大学院又は研究所等において１年を超えない範囲で必要な研究指導を受けることを認めることができる。

２ 前項の規定により，他の大学院又は研究所等において研究指導を受けた期間は，第７５条第１項に規定する修業年限に算入する。

（他の大学院における授業科目の履修等）
第８５条 教職大学院の課程及び修士課程において，教育上有益と認めるときは，他の大学院との協議に基づき，学生が他の大学院における授業科目を履修することを認めることができる。

２ 前項により修得した単位は，教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の２分の１を超えない範囲で，修士課程に所属する学生にあっては１５単位を超えない範囲で，当該研究科において修得したものとみなすことができる。

３ 前２項の規定は，第４９条の規定による留学の場合に準用する。

（入学前の既修得単位の認定）
第８６条 大学院（外国の大学院を含む。）を修了又は中途退学し，新たに教育学研究科の第１年次に入学した学生の既修得単位について教育上有益と認めるときは，当該課程において修得したものとして認定することができる。

２　前項により修得した単位は，教職大学院の課程に所属する学生にあっては修了要件として定める所定の単位数の２分の１を超えない範囲で，修士課程に所属する学生にあっては１５単位を超えない範囲内で行うものとする。
３　前条に規定する他の大学院における授業科目の履修による単位及び前２項に定める入学前の既修得単位の認定は修士課程に所属する学生にあっては合わせて２０単位を超えないものとする。
４　前３項に定めるもののほか，既修得単位の認定に関し，必要な事項は，別に定める。

（修了要件及び修了の時期）

第８７条　教職大学院の課程の修了要件は，当該課程に２年以上在学し，所定の単位（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る所定の単位を含む。）の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。
２　前項の在学期間に関しては，前条の規定により教職大学院の課程に入学する前に修得した単位（第７９条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の一部を履修したものと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。
３　修士課程の修了要件は，当該課程に２年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。
４　後期３年博士課程の修了要件は，当該課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期３年博士課程に２年以上在学すれば足りるものとする。
５　長期履修学生及び第７５条第２項の規定に基づく区分を履修する者の修了要件に係る在学期間は，前４項の規定にかかわらず，これらの者に係る標準修業年限以上とする。
６　教職大学院の課程において，教育上有益であると認めるときは，当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，第１項に規定する実習による授業科目の一部の履修を免除することができる。この場合において，免除の範囲，履修を免除された者に対する単位の授与その他の必要な事項については，別に定める。
７　教職大学院の課程，修士課程及び後期３年博士課程の修了の認定は，教授会の議を経て，学長が行う。
８　修了の時期は，学年の終わりとする。ただし，修了要件を満たした場合は，前期の終わりとすることができる。

（学位の授与）

第８８条　教職大学院の課程を修了した者には，教職修士（専門職）の学位を授与する。
２　修士課程を修了した者には，修士の学位を授与する。
３　後期３年博士課程を修了した者には，博士の学位を授与する。
４　学位の授与に関し，必要な事項は，別に定める。

第６節　長期にわたる教育課程の履修

（長期にわたる教育課程の履修）

第８９条　教育学研究科の学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，修了することを希望する旨を申し出たときは，各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。
２　前項の教育課程の履修等に関し，必要な事項は，別に定める。

第７節　特別研究学生

（特別研究学生）

第９０条　教育学研究科に，特別研究学生として入学を希望する者がある場合は，選考の上，これを許可する。
２　特別研究学生に関し，必要な事項は，別に定める。

第８章　公開講座

（公開講座）

第９１条　地域社会の教育と文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。
２　公開講座の実施その他に関し，必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この学則は，２００４年４月１日から施行する。
２　法人成立の際，現に愛知教育大学に在学している学生（科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生及

び研究生を含む。）は，法人が設置する本学の学生となるものとする。
3　第４３条第２項の規定にかかわらず，２００３年度以前に入学した大学院学生の休学期間は，１か年以内とする。ただし，特別な事情のあるときは，更に一か年を限り，休学期間を延長することができる。
4　第６５条の規定にかかわらず，２００３年度以前に入学した学部学生の在学期間は，６年とする。

附　則（２００４年学則第２号）

この学則は，２００４年１０月１日から施行する。

附　則（２００５年学則第１号）

この学則は，２００５年９月１４日から施行する。

附　則（２００６年学則第１号）

1　この学則は，２００６年４月１日から施行する。
2　改正後の学則別表第２の規定の学部の収容定員は，同規定にかかわらず，２００６年度から２００８年度までの間にあっては，次に掲げる表のとおりとする。

課　　程		2006年度 収容定員	2007年度 収容定員	2008年度 収容定員
教員養成４課程	初等教育教員養成課程	１，３０６	１，３７２	１，４３８
	中等教育教員養成課程	４８７	５５４	６２１
	障害児教育教員養成課程	１００	１００	１００
	養護教諭養成課程	１６０	１６０	１６０
小　　計		２，０５３	２，１８６	２，３１９
学芸４課程	国際理解教育課程	１，４４７	１，３１４	１，１８１
	生涯教育課程			
	情報教育課程			
	環境教育課程			
合　　計		３，５００	３，５００	３，５００

3　改正前の学則別表第５の規定は，２００５年度以前に入学した学部学生について，なおその効力を有する。

附　則（２００６年学則第２号）

この学則は，２００７年４月１日から施行する。

附　則（２００６年学則第３号）

1　この学則は，２００７年４月１日から施行する。
2　改正後の第２４条第２項の規定にかかわらず，国際理解教育課程，生涯教育課程，情報教育課程，環境教育課程は，２００７年３月３１日に当該課程に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとする。この場合において，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。
3　改正後の学則別表第２の規定にかかわらず，学部の収容定員は，２００７年度から２００９年度までの間にあっては，次に掲げる表のとおりとする。

課　　程	2007年度 収容定員	2008年度 収容定員	2009年度 収容定員
初等教育教員養成課程	１，３８８	１，４７０	１，５５２
中等教育教員養成課程	５６８	６４９	７３０
障害児教育教員養成課程	１００	１００	１００
養護教諭養成課程	１６０	１６０	１６０
小　　計	２，２１６	２，３７９	２，５４２
国際理解教育課程	３５２	２２２	９２
生涯教育課程	２５０	１５５	６０
情報教育課程	２４０	１５０	６０
環境教育課程	２１０	１３０	５０
小　　計	１，０５２	６５７	２６２
現代学芸課程	２３２	４６４	６９６
小　　計	２３２	４６４	６９６
合　　計	３，５００	３，５００	３，５００

附　則（２００７年学則第１号）

１　この学則は，２００７年４月１日から施行する。

２　この学則施行の際，教育課程に係る改正については，２００７年度入学者から適用し，現に在籍する者に係る教育課程については，この学則の定めにかかわらず，なお，従前の例による。

附　則（２００７年学則第２号）

この学則は，２００７年４月１日から施行する。

附　則（２００７年学則第３号）

この学則は，２００７年４月２５日から施行し，２００７年４月１日から適用する。

附　則（２００７年学則第４号）

この学則は，２００７年１１月１４日から施行する。

附　則（２００８年学則第１号）

１　この学則は，２００８年４月１日から施行する。ただし，第１２条，第２９条第１項及び第７９条の規定は，２００８年１月９日から施行し，２００７年１２月２６日から適用する。

２　改正後の第７５条第１項の規定にかかわらず，教育学研究科学校教育専攻及び障害児教育専攻は，２００８年３月３１日に当該専攻に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとし，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。

３　教育学研究科及び教育実践研究科の収容定員は，改正後の学則別表第５の規定にかかわらず，２００８年度にあっては，次表のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員
教育学研究科	発達教育科学専攻	２０
	特別支援教育科学専攻	5
	養護教育専攻	6
	学校教育臨床専攻	１７
	国語教育専攻	１２
	英語教育専攻	１３

	社会科教育専攻	２３
	数学教育専攻	１８
	理科教育専攻	３０
	芸術教育専攻	３３
	保健体育専攻	１４
	家政教育専攻	１２
	技術教育専攻	8
	小計	２１１
	学校教育専攻	２７
	障害児教育専攻	１２
	小計	３９
	合計	２５０
教育実践研究科	教職実践専攻	５０
	合計	５０
総計		３００

附　則（２００９年学則第１号）

この学則は，２００９年5月１３日から施行し，２００８年4月１日から適用する。

附　則（２００９年学則第２号）

１　この学則は，２００９年１０月１日から施行する。ただし，第２１条の２及び第２４条第６項の規定は２０１０年4月１日から施行する。

２　改正後の学則第７５条第２項及び第３項の規定は，２００９年4月１日から適用する。

附　則（２０１０年学則第１号）

１　この学則は，２０１０年1月１３日から施行する。ただし，第８６条第２項の規定は２０１０年4月１日から適用する。

２　改正後の学則第２６条の２第１項の規定は，２００８年度入学生から適用する。

附　則（２０１０年学則第２号）

１　この学則は，２０１０年4月１日から施行する。ただし，第４３条第３項及び第４９条第３項の改正規定は２００８年4月１日から適用する。

２　この学則による改正前の国立大学法人愛知教育大学学則第９１条の規定による臨時の教員養成課程は，この学則による改正後の同学則の規定にかかわらず，２０１０年3月３１日に当該課程に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとし，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。

附　則（２０１０年学則第３号）

この学則は，２０１０年3月１０日から施行し，２００７年4月１日から適用する。

附　則（２０１１年学則第１号）

この学則は，２０１１年1月１２日から施行し，２０１０年１２月１日から適用する。

附　則（２０１１年学則第２号）

この学則は，２０１１年１１月９日から施行し，２０１１年4月１日から適用する。

附　則（２０１２年学則第１号）

この学則は，２０１２年2月８日から施行する。

附　則（２０１２年学則第２号）

１　この学則は，２０１２年4月１日から施行する。ただし，第７９条第２項の規定は，２０１２年度入学者選抜から適用する。

２　共同教科開発学専攻の収容定員は，改正後の別表第５の規定にかかわらず，２０１２年度及び２０１３年度においては，次の表のとおりとする。

研究科・課程	専攻	２０１２年度	２０１３年度
教育学研究科 後期３年博士課程	共同教科開発学専攻	4	8

附　則（２０１２年学則第３号）
この学則は，２０１２年４月１日から施行する。
附　則（２０１２年学則第４号）
この学則は，２０１２年１０月９日から施行する。
附　則（２０１２年学則第５号）
この学則は，２０１２年１１月１４日から施行する。
附　則（２０１３年学則第１号）
この学則は，２０１３年２月１３日から施行する。
附　則（２０１３年学則第２号）
この学則は，２０１３年５月１５日から施行し，２０１３年４月１日から適用する。
附　則（２０１５年学則第１号）
この学則は，２０１５年４月１日から施行する。
附　則（２０１５年学則第２号）
この学則は，２０１５年７月８日から施行し，２０１５年４月１日から適用する。
附　則（２０１６年学則第１号）
この学則は，２０１６年４月１日から施行する。
附　則（２０１６年学則第２号）
この学則は，２０１６年７月２６日から施行し，２０１６年７月１日から適用する。
附　則（２０１７年学則第１号）
１　この学則は，２０１７年４月１日から施行する。
２　改正後の第２４条第２項の規定にかかわらず，現代学芸課程は２０１７年３月３１日に当該課程に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとする。この場合において，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。
３　改正後の別表第４の規定にかかわらず，学部の収容定員は，２０１７年度から２０１９年度までの間にあっては，次に掲げる表のとおりとする。

課　　程	2017年度 収容定員	2018年度 収容定員	2019年度 収容定員
初等教育教員養成課程	１，６３１	１，６９４	１，７５７
中等教育教員養成課程	７６８	７９２	８１６
特別支援学校教員養成課程	１０５	１１０	１１５
養護教諭養成課程	１６０	１６０	１６０
小　　計	２，６６４	２，７５６	２，８４８
現代学芸課程	６９６	４６４	２３２
小　　計	６９６	４６４	２３２
教育支援専門職養成課程	１３０	２６０	３９０
小　　計	１３０	２６０	３９０
合　　計	３，４９０	３，４８０	３，４７０

附　則（２０１７年学則第２号）
この学則は，２０１７年４月２５日から施行し，２０１７年４月１日から適用する。

附　則（２０１８年学則第１号）
この学則は，２０１８年４月１日から施行する。
附　則（２０１９年学則第１号）
この学則は，２０１９年４月１日から施行する。
附　則（２０１９年学則第２号）
この学則は，２０１９年７月１０日から施行する。
附　則（２０２０年学則第１号）
１　この学則は，２０２０年４月１日から施行する。
２　改正後の第２５条第３項の規定にかかわらず，教育学研究科発達教育科学専攻，特別支援教育科学専攻，養護教育専攻，学校教育臨床専攻，国語教育専攻，英語教育専攻，社会科教育専攻，数学教育専攻，理科教育専攻，芸術教育専攻，保健体育専攻，家政教育専攻，技術教育専攻及び教育実践研究科教職実践専攻は，２０２０年３月３１日に当該研究科専攻に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとし，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。
３　教育学研究科及び教育実践研究科の収容定員は，改正後の学則別表第５の規定にかかわらず，２０２０年度にあっては，次表のとおりとする。

研究科及び課程	専攻	収容定員
教育学研究科 修士課程	発達教育科学専攻	２０
	特別支援教育科学専攻	5
	養護教育専攻	3
	学校教育臨床専攻	8
	国語教育専攻	5
	英語教育専攻	4
	社会科教育専攻	9
	数学教育専攻	7
	理科教育専攻	１３
	芸術教育専攻	１４
	保健体育専攻	6
	家政教育専攻	3
	技術教育専攻	3
	計	１００
	教育支援高度化専攻	３０
	計	３０
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	１２０
	計	１２０
教育学研究科 後期３年博士課程	共同教科開発学専攻	１２
	計	１２
教育実践研究科 教職大学院の課程	教職実践専攻	５０
	計	５０
合計		３１２

附　則（２０２０年学則第２号）

この学則は，２０２０年４月１日から施行する。

附　則（２０２０年学則第３号）

この学則は，２０２０年６月１０日から施行し，２０２０年４月１日から適用する。

附　則（２０２０年学則第４号）

１　この学則は，２０２１年４月１日から施行する。

２　改正後の第２４条第２項の規定にかかわらず，初等教育教員養成課程，中等教育教員養成課程，特別支援学校教員養成課程及び養護教諭養成課程は２０２１年３月３１日に当該課程に在学する者が，在学しなくなる日までの間，存続するものとする。この場合において，教員免許状取得のための単位その他の教育課程に関する規定の適用については，なお従前の例による。

３　改正後の別表第４の規定にかかわらず，学部の収容定員は，２０２１年度から２０２３年度までの間にあっては，次に掲げる表のとおりとする。

課　　程	2021年度 収容定員	2022年度 収容定員	2023年度 収容定員
初等教育教員養成課程	１，３６５	９１０	４５５
中等教育教員養成課程	６３０	４２０	２１０
特別支援学校教員養成課程	９０	６０	３０
養護教諭養成課程	１２０	８０	４０
小　計	２，２０５	１，４７０	７３５
学校教員養成課程	７２９	１，４６６	２，２０３
小　計	７２９	１，４６６	２，２０３
教育支援専門職養成課程	５２０	５２０	５２０
小　計	５２０	５２０	５２０
合　計	３，４５４	３，４５６	３，４５８

別表第１　（第２４条第４項関係）

学校教員養成課程，教育支援専門職養成課程に置く専攻又はコース

課程	専攻又はコース
学校教員養成課程	幼児教育専攻，義務教育専攻，高等学校教育専攻，特別支援教育専攻，養護教育専攻
教育支援専門職養成課程	心理コース，福祉コース，教育ガバナンスコース

別表第２　（第２４条第５項関係）愛知教育大学の研究組織

第１欄	第２欄
教育科学系	生活科教育講座
	特別支援教育講座

	幼児教育講座
	養護教育講座
	学校教育講座
	心理講座
	福祉講座
	教育ガバナンス講座
	教育実践グループ
人文社会科学系	国語教育講座
	日本語教育講座
	社会科教育講座
	外国語教育講座
	日本語教育支援センター
自然科学系	数学教育講座
	情報教育講座
	理科教育講座
創造科学系	音楽教育講座
	美術教育講座
	保健体育講座
	技術教育講座
	家政教育講座
	健康支援センター

別表第３　（第２５条第５項関係）
研究科の専攻及び専攻に置くコース

研究科及び課程	専攻	コース
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	学校マネジメントコース
		教科指導重点コース
		児童生徒発達支援コース
		地域・教育課題解決コース
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻	臨床心理学コース
		日本型教育グローバルコース
		教育ガバナンスキャリアコース
教育学研究科 後期３年博士課程	共同教科開発学専攻	

別表第４　（第３４条第１項関係）学部の入学定員，編入学定員及び収容定員

課　程	入学定員	２年次 編入学定員	収容定員
学校教員養成課程	７２９	８	２，９４０
教育支援専門職養成課程	１３０	―	５２０
合　計	８５９	８	３，４６０

別表第５（第３４条第２項関係）
教育学研究科及び教育実践研究科の入学定員及び収容定員

研究科及び課程	専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科 教職大学院の課程	教育実践高度化専攻	１２０	２４０
教育学研究科 修士課程	教育支援高度化専攻	３０	６０
計		１５０	３００
教育学研究科 後期３年博士課程	共同教科開発学専攻	４	１２
	計	４	１２
合計		１５４	３１２

別表第６　（第３４条第３項関係）
特別支援教育特別専攻科入学定員及び収容定員

入学定員	収容定員
３０	３０

別表第７　（第４２条第２項関係）
学部，大学院及び専攻科において取得できる教育職員免許状

学部の教育組織		取得可能免許状	
		種類	教科・領域等
教育学部	学校教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		幼稚園教諭二種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		小学校教諭二種免許状	
		中学校教諭一種免許	国語，社会，数学，理

		状	科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業指導，英語
		中学校教諭二種免許状	
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，保健，家庭，情報，工業，職業指導，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		特別支援学校教諭二種免許状	
		養護教諭一種免許状	

大学院の教育組織		取得可能免許状	
		種類	教科
教育学研究科	教育実践高度化専攻	小学校教諭専修	
		中学校教諭専修	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教
		高等学校教諭専修	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教
		幼稚園教諭専修	
		養護教諭専修	
		特別支援学校教諭専修	

専攻科名	取得可能免許状
特別支援教育特別専攻科	特別支援学校教諭１種免許状

愛知教育大学学位規程

（２００４年　４月　１日
規　程　第　４７　号）

（趣旨）

第１条　この規程は，学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第１３条第１項並びに国立大学法人愛知教育大学学則（2004 年学則第１号）第７３条第２項及び第８８条第４項の規定に基づき，愛知教育大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は，次のとおりとする。

(1) 学士

(2) 教職修士

(3) 修士

（学位授与の要件）

第３条　前条第１号に定める学士の学位は，本学教育学部において，所定の課程を修め卒業した者に授与する。

第４条　第２条第２号に定める教職修士の学位は，本学大学院教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）に２年以上在学し，所定の単位を修得した上，実践研究報告書の審査に合格した修了者に授与する。

第５条　第２条第３号に定める修士の学位は，本学大学院教育学研究科（以下「大学院（修士課程）」という。）に２年以上在学し，所定の単位を修得した上，学位論文の審査及び最終試験に合格した修了者に授与する。

（実践研究報告書又は学位論文の審査及び最終試験）

第６条　第４条及び第５条に定める実践研究報告書の審査又は学位論文の審査及び最終試験に関する事項は，教育研究評議会が別に定める。

（学位の授与）

第７条　学長は，第３条から第５条に基づき，学位を授与し，学位記（別紙様式）を交付する。

（学位記の専攻分野の名称）

第８条　第３条及び第４条に基づき交付される学位記には，別表に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称の使用）

第９条　学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，次のように付記しなければならない。

(1) 「学士（専攻分野の名称，愛知教育大学）」

(2) 「教職修士（専門職，愛知教育大学）」

(3)「修士（専攻分野の名称，愛知教育大学）」

（学位授与の取消・撤回）

第１０条　学長は，次の各号の一に該当すると認められるときは，教授会の議を経て，当該学位の授与を取り消し，又は撤回することがある。

(1) 不正の方法により学位の授与をうけた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が，その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

２　学長は，前項の規定に基づき，当該学位を取り消し，又は撤回したときは，その旨を学報等に登載するとともに，既に交付した学位記を返還させるものとする。

（規程の改廃等）

第１１条　この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て，学長が行う。

２　この規程に定めるほか，学位の授与について必要な事項は，教育研究評議会が別に定める。

附　則　（略）

附　則（２０２１年規程第１２号）

１　この規程は，２０２１年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者については，この規程の定めにかかわらず，なお，従前の例による。

別紙様式（第７条関係）

教育学部

第　　号

学　　位　　記

大 学 印	氏　　名 年　月　日生

本学所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻分野の名称）の学位を授与する

年　　月　　日

愛知教育大学長

氏　　名　　印

大学院（教職大学院）

第　　号

学　　位　　記

大
学
印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）において所定の単位を修得し実践研究報告書の審査に合格したので，教育修士（専門職）の学位を授与する

年　　月　　日
愛知教育大学長
氏　　名　　印

大学院（教職大学院）

第　　号

学　　位　　記

大
学
印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院教育学研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（専攻分野の名称）の学位を授与する

年　　月　　日
愛知教育大学長
氏　　名　　印

別表　専攻分野の名称（第８条関係）

課　　程　　等		専攻分野の名称
教育学部	学校教員養成課程 教育支援専門職養成課程	教　育　学
大学院（修士課程）		教　育　学

愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程

２００４年　４月　１日
規　程　第　４８　号

目　次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　科目区分（第４条～第１９条）
第３章　単位及び授業（第２０条～第２７条）
第４章　卒業要件（第２８条～第３０条）
第５章　学校教員養成課程の教育課程（第３１条～第４８条）
第６章　教育支援専門職養成課程の教育課程（第４９条）
第７章　雑則（第５０条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　国立大学法人愛知教育大学学則（２００４年学則第１号。以下「学則」という。）第３９条に基づき，この規程を定める。

（教育課程の目的）

第２条　教育課程は，学則第６３条の定めるところにより，学校教員養成課程では，平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし，教育支援専門職養成課程では，心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め，教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。

（教育課程の編成）

第３条　教育課程は，学則第２４条第２項及び第２６条の２第１項に定める次の各号の課程及びコースについて編成する。

(1) 学校教員養成課程
(2) 教育支援専門職養成課程

２　前項第１号に定める学校教員養成課程の教育課程は，次の各号に掲げる専攻に区分し，履修上の区分別入学定員にて構成する。

(1) 幼児教育専攻　　３０名
(2) 義務教育専攻　　５５５名
(3) 高等学校教育専攻　　７４名
(4) 特別支援教育専攻　　３０名
(5) 養護教育専攻　　４０名

３　第１項第２号に定める教育支援専門職養成課程の教育課程は，次の各号に掲げるコースに区分し，履修上の区分別入学定員にて構成する。

(1) 心理コース　　５０名
(2) 福祉コース　　２０名
(3) 教育ガバナンスコース　６０名

第２章　科目区分

（教育課程の科目区分）

第４条　教育課程は，その内容により，共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

２　共通教育科目は，次の各号に定める科目区分により開設する。

(1) 教養科目
(2) 日本国憲法
(3) 情報教育入門
(4) 外国語科目
(5) スポーツ科目

（教育課程の科目区分の特例）

第５条　外国人留学生（大学において教育を受ける目的をもつて入国し，大学に入学した外国人留学生をいう。以下同じ。）及び外国人留学生以外で，外国において相当期間，中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けた者（以下「外国人留学生等」という。）の教育について必要があると認めるときは，前条第１項に定める科目区分のほか，日本語科目を開設することができる。

（教養科目の内容）
第６条　教養科目の内容は，教育現場における今日的課題に対する理解を深めるとともに，他者と協働する力や解決に導く力といった汎用的能力を培い，市民社会の形成者として求められる一般常識や態度を獲得させることを目標とする。
（教養科目の区分）
第７条　教養科目は，基礎教養科目及び教育実践教養科目に区分して開設する。
（基礎教養科目の内容及び区分）
第８条　基礎教養科目は，初年次演習，キャリアデザイン科目及び課題探究科目に区分して開設する。
２　初年次演習の内容は，大学での自律した学びの姿勢を培い，大学生活への意欲を高揚させることを目標とする。
３　キャリアデザイン科目の内容は，教育専門職の魅力や社会的意義について考えるとともに，教育専門職として求められる資質・能力を把握して自己の課題への認識を深めキャリアパスの明確化を図ることを目標とする。
４　課題探究科目の内容は，課題発見能力とそれを解決するための諸能力を身につけることを目標とし，それぞれ市民リテラシー又は多文化リテラシーから１つの分野，科学リテラシー又はものづくりリテラシーから１つの分野を選択して履修する。
（教育実践教養科目の内容及び区分）
第９条　教育実践教養科目は，教職教養科目，現代的教育課題対応科目及び実践力育成科目に区分して開設する。
２　教職教養科目の内容は，新しい持続可能な社会に向けた，ユニバーサルデザインの学校教育の基盤について多面的にとらえて理解することを目標とする。
３　現代的教育課題対応科目の内容は，教育関係の職業に携わる上で身につけておかなければならない資質・能力等を身につけることを目標とする。
４　実践力育成科目の内容は，学校現場などでの諸活動を通して，実践的な指導力を育成することを目標とする。
（日本国憲法の内容）
第１０条　日本国憲法の内容は，市民的教養として国民主権・人権保障・平和主義を中心にその基本原則の理解を図ることを目標とする。
（情報教育入門の内容）
第１１条　情報教育入門の内容は，現代の情報化社会に対応するため，コンピュータの操作を通して，情報の捉え方，活用方法に関する理解を深めることを目標とする。
（外国語科目の内容及び区分）
第１２条　外国語科目の内容は，広く諸外国の文化を理解し，国際交流と専門の学芸の基礎的能力を育成することを目標とする。
２　外国語科目は，英語，初習外国語（ドイツ語，フランス語，中国語及びポルトガル語）及び英語コミュニケーションの各科目に区分して開設する。
（英語コミュニケーションの内容）
第１３条　英語コミュニケーションの内容は，英語を理解し，英語で表現する基礎的なコミュニケーション能力を養い，言語や文化に対する関心を深め，国際理解の基礎を培うことを目標とする。
（スポーツ科目の内容）
第１４条　スポーツ科目の内容は，健康とスポーツの科学を学び，健康で文化的なスポーツ活動を営める主体者の形成を目標とする。
（専門教育科目の内容及び区分）
第１５条　専門教育科目の内容は，専門諸科学の領域において精深な知識を修得し，科学的，創造的研究能力の育成を目標とする。
２　専門教育科目は，第３条第１項第１号に掲げる学校教員養成課程の専門教育科目及び同条同項第２号に掲げる教育支援専門職養成課程の専門教育科目に区分して開設する。
（学校教員養成課程の専門教育科目区分）
第１６条　学校教員養成課程の専門教育科目は，次の各号に定める科目に区分する。また，一部の科目区分をさらに区分して開設する。
(1) 専攻基礎科目
ア　教育科目
イ　保育内容科目
ウ　保育内容指導法科目
エ　初等教科内容科目
オ　初等教科教育法科目

カ　中等教科内容科目
キ　中等教科教育法科目
ク　養護に関する科目
(2) 専攻科目
ア　幼児教育専攻科目
イ　義務教育選専攻科目
ウ　高等学校教育専攻科目
エ　特別支援教育専攻科目
オ　養護教育専攻科目
(3) 教育実践開発科目
(4) 卒業研究
２　前項各号に定める科目区分並びに教育職員免許法及び同法施行規則（以下「免許法等」という。）に定める科目区分の対応は，別表第１に定めるとおりとする。
（教育支援専門職養成課程の専門教育科目区分）
第１７条　教育支援専門職養成課程の専門教育科目は，次の各号に定める科目に区分して開設する。
(1) 課程内共通科目
(2) 専攻科目
(3) 卒業研究
（科目区分の特例）
第１８条　第１６条第１項各号及び前条各号に定める科目区分のほか，学生の専攻との関連において教育上有益な科目区分を開設する場合は，別に定める。

第３章　単位及び授業

（単位の基準）
第１９条　各授業科目の単位数は，教室内及び教室外を合わせて，４５時間の履修をもって１単位と計算する。
２　各授業科目の授業方法による教室内の履修時間及び単位数は，次の各号に定める基準により計算する。
(1) 講義　４５分１５週１単位
(2) 演習Ａ　９０分１５週１単位
演習Ｂ　９０分１５週２単位
演習Ｃ　４５分１５週１単位
(3) 実験，実習及び実技Ａ　１３５分１５週１単位
実験，実習及び実技Ｂ　９０分１５週１単位
（１年間の授業期間）
第２０条　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，３５週にわたることを原則とする。
（教育課程の編成方法）
第２１条　教育課程は，各授業科目を履修方法により，必修科目，選択科目及び自由科目に区分し，これを各学年及び学期に配当して編成する。
（各授業科目の授業期間）
第２２条　各授業科目の授業は，１５週にわたる期間を単位として行う。
２　前項に定めるほか，特別の場合は，期間を集中して行うことができる。
（授業科目当たり学生数）
第２３条　一つの授業科目の学生数は，講義５０名，演習，実験，実習及び実技各３０名を原則とする。
（授業の方法）
第２４条　授業の方法は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより，又はこれらの併用により行う。
（履修科目の登録制限）
第２５条　第２０条の趣旨を踏まえ，学生の主体的学習を促し教室における授業と学生の教室外学習を合わせた充実した授業展開を実現するため，履修科目の登録制限を行う。
（単位の授与）
第２６条　単位の授与は，授業科目を履修した者に対し，試験の上行う。

第４章　卒業要件

（学校教員養成課程の卒業要件）
第２７条　学校教員養成課程の卒業要件は，本学に４年以上在学し，次の各号に定める単位を含め，１２８単位以上を修得することとする。

(1) 教養科目　　２１単位
(2) 日本国憲法　　２単位
(3) 情報教育入門　　２単位
(4) 外国語科目　　５単位
(5) スポーツ科目　　２単位
(6) 専門教育科目
学校教員養成課程幼児教育専攻　　７７単位
学校教員養成課程義務教育専攻学校教育科学専修　　７７単位
学校教員養成課程義務教育専攻生活・総合専修　　７７単位
学校教員養成課程義務教育専攻ＩＣＴ活用支援専修　　７７単位
学校教員養成課程義務教育専攻日本語支援専修　　７７単位
学校教員養成課程義務教育専攻教科指導系　　８２単位
学校教員養成課程高等学校教育専攻　　７５単位
学校教員養成課程特別支援教育専攻　　９５単位
学校教員養成課程養護教育専攻　　７９単位

（教育支援専門職養成課程の卒業要件）

第２８条　教育支援専門職養成課程の卒業要件は，本学に４年以上在学し，次の各号に定める単位を含め，１２８単位以上を修得することとする。
(1) 教養科目　　２１単位
(2) 日本国憲法　　２単位
(3) 情報教育入門　　２単位
(4) 外国語科目　　５単位
(5) スポーツ科目　　２単位
(6) 専門教育科目
心理コース　　８０単位
福祉コース　　８０単位
教育ガバナンスコース　　８０単位

（他大学等における授業科目の履修等）

第２９条　学則第６９条に基づき，学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）において履修した授業科目の単位は，６０単位以内を卒業要件の単位とすることができる。

２　学則第７０条に基づき，学生が本学入学前に，大学又は短期大学において既に修得した単位は，前項の単位と合わせて６０単位以内を共通科目の卒業要件の単位とすることができる。

３　学則第７１条に基づき，学生が本学入学前及び在学中に取得した大学以外の教育施設等における学修の成果については，前２項の単位と合わせて６０単位以内を卒業要件の単位とすることができる。

第５章　学校教員養成課程の教育課程

（学校教員養成課程）

第３０条　第３条第１項第１号に定める学校教員養成課程の教育課程は，幼児教育専攻，義務教育専攻，高等学校教育専攻，特別支援教育専攻，養護教育専攻に区分し，別表第２に定めるとおりとする。

（義務教育専攻の履修区分）

第３１条　義務教育専攻は，次の各号に掲げる専修に区分して，学生に履修させる。
(1) 学校教育科学専修
(2) 生活・総合専修
(3) ＩＣＴ活用支援専修
(4) 日本語支援専修
(5) 教科指導系
ア　国語専修
イ　社会専修
ウ　算数・数学専修
エ　理科専修
オ　音楽専修
カ　図画工作・美術専修
キ　保健体育専修
ク　ものづくり・技術専修
ケ　家庭専修
コ　英語専修

２　学部と教職大学院の課程の連携による６年一貫教員養成コース(以下「６年一貫コース」という。）は６年一貫コース専攻科目を履修させる。

（義務教育専攻の免許教科）

第３２条　義務教育専攻学校教育科学専修，生活・総合専修，ＩＣＴ活用支援専修及び日本語支援専修は，副免許状として中学校の免許状取得のための免許教科を決定する。

２　前項の免許教科は，入学時に決定する。

（高等学校教育専攻の履修区分）

第３３条　高等学校教育専攻専攻は，次の各号に掲げる専攻に区分して，学生に履修させる。

(1) 教科学習開発系

ア　国語・書道専修

イ　地歴・公民専修

ウ　数学専修

エ　理科専修

オ　英語専修

（特別支援教育専攻の免許教科）

第３４条　特別支援教育専攻は，副免許状として，中学校の免許状取得のための免許教科を決定する。

２　前項の免許教科は，入学時に決定する。

（免許教科の決定）

第３５条　第３２条第２項び前条第２項の免許教科の決定に関する事項は別に定める。

（６年一貫コース）

第３６条　第３１条第２項に定める６年一貫コースの教育課程は別に定める。

（学校教員養成課程の取得免許状）

第３７条　学校教員養成課程において，所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は，別表第３のとおりとする。

（副免許状の取得）

第３８条　前条に定めるほか，学校教員養成課程においては，選択履修の拡大により副免許状授与の所要資格を取得することができる。

２　副免許状の取得のための所要資格及び履修方法等に関する事項は別に定める。

第６章　教育支援専門職養成課程の教育課程

（教育支援専門職養成課程）

第３９条　第３条第１項第２号に定める教育支援専門職養成課程の教育課程は，第３条第３項に定めるコースに区分し，別表第４に定めるとおりとする。

第７章　雑則

（規程の改廃等）

第４０条　この規程の改廃並びに教育課程の実施に関し必要な事項は，教育研究評議会の議を経て，学長が定める。

附　則

この規程は，２００４年４月１日から施行する。

附　則（２００４年規程第１２８号）

この規程は，２００４年１０月１日から施行し，２００４年度入学者から適用する。

附　則（２００６年規程第４４号）

この規程は，２００７年４月１日から施行する。

附　則（２００７年規程第１号）

１　この規程は，２００７年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る教育課程については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２００８年規程第１１３号）

１　この規程は，２００８年７月９日から施行し，２００８年度入学者から適用する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る教育課程については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２００９年規程第８６号）

１　この規程は，２０１０年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の

例による。

附　則（２００９年規程第９８号）

１　この規程は，２０１０年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２０１０年規程第４６号）

１　この規程は，２０１０年４月１日から施行する。

２　上記１に関わらず，「総合実習Ⅰ・Ⅱ」，「６年一貫ゼミナールⅢ」，「応用実習」の必修化及び「課題研究」の単位数の増加については，２００８年度入学生に遡って適用し，「６年一貫ゼミナールⅠ・Ⅱ」における「総合演習Ⅰ・Ⅱ」への読替え及び「教職実践演習」の「自由科目」化については，２００８年度及び２００９年度入学生に限るものとする。

附　則（２０１２年規程第１号）

１　この規程は，２０１３年４月１日から施行する。ただし，第１６条の２第２号の「６年一貫コース専攻科目」を追加する部分は２０１０年度入学生から，第１６条の２第６号の「課題研究」を「卒業研究」に改める部分は２０１１年度入学生から，それぞれ適用する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２０１５年規程第２号）

１　この規程は，２０１５年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２０１７年規程第５号）

１　この規程は，２０１７年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２０１８年規程第１２号）

１　この規程は，２０１８年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。ただし，第４９条関係別表第４教育支援専門職養成課程心理コースの専攻科目にかかる変更については，２０１７年度入学生から適用する。

附　則（２０１９年規程第１号）

１　この規程は，２０１９年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

附　則（２０２０年規程第７号）

この規程は，２０２０年４月１日から施行する。

附　則（２０２０年規程第５０号）

１　この規程は，２０２１年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，現に在学する者に係る事項については，この規程の定めにかかわらず，なお従前の例による。

別表第１　科目区分及び免許法等科目の対応（第１６条第２項関係）
別表第２　学校教員養成課程の教育課程（第３０条関係）
別表第３　学校教員養成課程取得免許状（第３７条関係）
別表第４　教育支援専門職養成課程の教育課程（第３９条関係）

別表第１　科目区分及び免許法等科目の対応（第１６条第２項関係）

科　目　区　分		免　許　法　等　科　目
専攻基礎科目	教育科目	教育の基礎的理解に関する科目 〔幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程，特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解，教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）〕 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 〔道徳の理論及び指導法，総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法，教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。），生徒指導の理論及び方法（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む。），教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法〕
	保育内容科目	幼稚園の領域に関する専門的事項
	保育内容指導法科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
	初等教科内容科目	小学校の教科に関する専門的事項
	初等教科教育法科目	小学校の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
	中等教科内容科目	中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項
	中等教科教育法科目	中学校及び高等学校の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
	養護に関する科目	養護に関する科目
専攻科目	幼児教育専攻科目	一部を幼稚園の領域に関する専門的事項とする。
	義務教育選専攻目	一部を中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項とする。
	高等学校教育専攻科目	一部を中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項とする。
	特別支援教育専攻科目	特別支援教育に関する科目
	養護教育専攻科目	一部を養護に関する科目とする。
教育実践開発科目		教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項をあわせた内容に係る科目 〔教科教育開発科目（初等教科教育開発Ⅱ（総合学習）を除く）〕 大学が独自に設定する科目 〔初等教科教育開発Ⅱ（総合学習）〕 教育実践に関する科目 〔学校教育実習の指導，学校教育実習，教職実践演習〕
卒　業　研　究		――――――――――

別表第２　学校教員養成課程（第３０条関係）

学年・学期別履修単位

※表中の「前」は前期、「後」は後期を示す。結合セルの数値は最初の欄に記載。

幼児教育専攻

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
共通教育科目／教養科目／基礎教養科目／初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
共通教育科目／教養科目／基礎教養科目／キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
共通教育科目／教養科目／基礎教養科目／課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／教職教養科目／教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／教職教養科目／教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／教職教養科目／特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／教職教養科目／発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
共通教育科目／教養科目／教育実践教養科目／実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
共通教育科目／日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／外国語科目／英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
共通教育科目／外国語科目／初習外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・ポルトガル語　左の科目から1科目選択）	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／外国語科目／英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
共通教育科目／スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
専門教育科目／専攻基礎科目／教育科目	必修	3	－	2	－	4	－	2	－	11
専門教育科目／専攻基礎科目／教育科目	選択					2	4			6
専門教育科目／専攻基礎科目／保育内容科目	必修		4	2	4	2				12
専門教育科目／専攻基礎科目／保育内容指導法科目	必修			2	4	2	2			10
専門教育科目／専攻基礎科目／初等教科内容科目	必修									
専門教育科目／専攻基礎科目／初等教科内容科目	選択	2	2	2						6
専門教育科目／専攻基礎科目／初等教科教育法科目	必修									
専門教育科目／専攻基礎科目／初等教科教育法科目	選択									
専門教育科目／専攻基礎科目／中等教科内容科目	必修									
専門教育科目／専攻基礎科目／中等教科内容科目	選択									
専門教育科目／専攻基礎科目／中等教科教育法科目	必修									
専門教育科目／専攻基礎科目／中等教科教育法科目	選択									
専門教育科目／専攻基礎科目／養護に関する科目	必修									
専門教育科目／専攻科目／幼児教育専攻科目	必修	2	2	2			2			8
専門教育科目／専攻科目／幼児教育専攻科目	選択	1	1	2	2	2	2	1		11
専門教育科目／専攻科目／義務教育専攻科目	選択									
専門教育科目／専攻科目／高等学校教育専攻科目	選択									
専門教育科目／専攻科目／特別支援教育専攻科目	必修									
専門教育科目／専攻科目／特別支援教育専攻科目	選択									
専門教育科目／専攻科目／養護教育専攻科目	必修									
専門教育科目／専攻科目／養護教育専攻科目	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／初等教科教育開発Ⅰ	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／中等教科教育開発Ⅰ	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／初等教科教育開発Ⅱ	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／中等教科教育開発Ⅱ	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
専門教育科目／教育実践開発科目／学校教育実習（幼稚園）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
専門教育科目／教育実践開発科目／学校教育実習（小学校）	必修									
専門教育科目／教育実践開発科目／学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
専門教育科目／教育実践開発科目／学校教育実習（養護実習）	必修									
専門教育科目／教育実践開発科目／特別支援学校教育実習	必修									
専門教育科目／教育実践開発科目／保育実習・保育実習指導科目	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／小学校教育実習	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／中学校教育実習	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／高等学校教育実習	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／中学校教育実習（保健）	選択									
専門教育科目／教育実践開発科目／教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
専門教育科目／卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19
合計		18	20	16	16	13	15	3	8	128
合計（自由科目）		19								

義務教育専攻　学校教育科学専修

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択		1	2	3	3	3	1	1	14
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19
合計		16	15	17	15	13	17	7	9	128
合計（自由科目）		19								

義務教育専攻　生活・総合専修

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択		2	2	2	2	4	2		14
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19
合計		16	16	17	14	12	18	8	8	128
合計（自由科目）		19								

義務教育専攻　ICT活用支援専修

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択		2	2	2	2	4	2		14
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19
合計		16	16	17	14	12	18	8	8	128
合計（自由科目）		19								

義務教育専攻　日本語支援専修

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修									
初等教科内容科目	選択	2	1	1						4
初等教科教育法科目	必修									
初等教科教育法科目	選択	－	－	4	2	2	2	2	－	12
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択	2	4	5	1					12
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択				2					2
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択				4	4	4	2		14
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		19								19
合計		16	16	16	17	14	16	6	8	128
合計（自由科目）		19								

義務教育専攻　教科指導系10専修

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修	2	4	5	1					12
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択				2					2
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択						2	2		4
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－		－	－	
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		15								15
合計		18	18	20	15	10	16	8	8	128
合計（自由科目）		15								

高等学校教育専攻（国語・書道専修，数学専修，理科専修，英語専修）

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修									
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修									
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修	2	4	5	1					12
中等教科内容科目	選択		2		3	3				8
中等教科教育法科目	必修				2	2	2	2		8
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択									
高等学校教育専攻科目	選択				4	4	4	2		14
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択									
中等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
初等教科教育開発Ⅱ	選択									
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修									
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		21								21
合計		14	17	11	18	17	16	6	8	128
合計（自由科目）		21								

高等学校教育専攻（地歴・公民専修）

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修									
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修									
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修	4	4		2	2				12
中等教科内容科目	選択			8	4	8	6	2		28
中等教科教育法科目	必修						2	2	4	8
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択									
高等学校教育専攻科目	選択				4	4	4	2		14
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択									
中等教科教育開発Ⅰ	選択	－	－	－	－	1	－	－	－	1
初等教科教育開発Ⅱ	選択									
中等教科教育開発Ⅱ	選択	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修									
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		1								1
合計		16	15	14	18	22	22	8	12	128
合計（自由科目）		1								

特別支援教育専攻

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修	4	3	3						10
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修	－	－	6	4	2	4	4	－	20
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修									
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択									
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修	4	6	5	3	3	1	1	4	27
特別支援教育専攻科目	選択				1	2	1			4
養護教育専攻科目	必修									
養護教育専攻科目	選択									
初等教科教育開発Ⅰ	選択									
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択									
中等教科教育開発Ⅱ	選択									
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修									
特別支援学校教育実習	必修	－	－	－	－	－	－	3	－	3
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		1								1
合計		20	20	20	16	14	15	10	12	128
合計（自由科目）		1								

養護教育専攻

科目区分	履修方法	1年前	1年後	2年前	2年後	3年前	3年後	4年前	4年後	計
初年次演習	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
キャリアデザイン科目	必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2
課題探究科目	選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4
教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2
教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1
発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1
現代的教育課題対応科目	必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4
実践力育成科目	必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3（4）
実践力育成科目	選択	－	－	－	－	1				1
日本国憲法	必修	2		－	－	－	－	－	－	2
情報教育入門	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2
英語	必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1
初習外国語	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2
英語コミュニケーション	必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2
スポーツ科目	必修	1		1		－	－	－	－	2
教育科目	必修	2	－	2	2	6	4	2	－	18
教育科目	選択									
保育内容科目	必修									
保育内容指導法科目	必修									
初等教科内容科目	必修									
初等教科内容科目	選択									
初等教科教育法科目	必修									
初等教科教育法科目	選択									
中等教科内容科目	必修									
中等教科内容科目	選択									
中等教科教育法科目	必修									
中等教科教育法科目	選択									
養護に関する科目	必修	4	8	4	3	9				28
幼児教育専攻科目	必修									
幼児教育専攻科目	選択									
義務教育専攻科目	選択									
高等学校教育専攻科目	選択									
特別支援教育専攻科目	必修									
特別支援教育専攻科目	選択									
養護教育専攻科目	必修		1		2		3	1		7
養護教育専攻科目	選択	2		2	2	2	3	2		13
初等教科教育開発Ⅰ	選択									
中等教科教育開発Ⅰ	選択									
初等教科教育開発Ⅱ	選択									
中等教科教育開発Ⅱ	選択									
学校教育実習の指導	必修	－	－	－	－	－	1	－	－	1
学校教育実習（幼稚園）	必修									
学校教育実習（小学校）	必修									
学校教育実習（中学校・高等学校）	必修									
学校教育実習（養護実習）	必修	－	－	－	－	－	4	－	－	4
特別支援学校教育実習	必修									
保育実習・保育実習指導科目	選択									
小学校教育実習	選択									
中学校教育実習	選択									
高等学校教育実習	選択									
中学校教育実習（保健）	選択									
教職実践演習	必修	－	－	－	－	－	－	2		2
卒業研究	必修	－	－	－	－	－	－	6		6
自由科目		17								17
合計		18	20	12	15	18	15	5	8	128
合計（自由科目）		17								

別表第３　学校教員養成課程取得免許状（第３７条関係）

専攻・専修		卒業要件として定める単位の修得により取得できるもの	卒業要件以外の単位をあわせて修得することにより取得できるもの
幼児教育専攻		幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭二種免許状 特別支援学校教諭二種免許状
義務教育専攻	学校教育科学専修	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状（選択教科） 中学校教諭一種免許状（職業指導） 高等学校教諭一種免許状（職業指導） 特別支援学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状
	生活・総合専修	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状（選択教科） 特別支援学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状
	ＩＣＴ活用支援専修	小学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状（選択教科） 高等学校教諭一種免許状（情報） 特別支援学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状
	日本語支援専修	小学校教諭二種免許状 中学校教諭二種免許状（国語もしくは英語）	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（中学校二種の教科） 高等学校教諭一種免許状（中学校二種の教科） 特別支援学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状
	教科指導系１０専修	小学校教諭一種免許状 中学校教諭二種免許状（専修対応教科）	中学校教諭一種免許状（専修対応教科） 高等学校教諭一種免許状（専修対応教科） 特別支援学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状
高等学校教育専攻		高等学校教諭一種免許状（専修対応教科）	中学校教諭一種免許状（専修対応教科） 高等学校教諭一種免許状（情報） 特別支援学校教諭二種免許状
特別支援教育専攻		特別支援学校教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	中学校教諭二種免許状（選択教科） 幼稚園教諭二種免許状
養護教育専攻		養護教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（保健）

別表第４　教育支援専門職養成課程（心理コース・福祉コース・教育ガバナンスコース）（第３９条関係）

科目区分					履修方法	教育支援専門職養成課程 学年・学期別履修単位																										
						心理コース									福祉コース								教育ガバナンスコース									
						1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計	1年		2年		3年		4年		計
						前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後		前	後	前	後	前	後	前	後	
共通教育科目	教養科目	基礎教養科目	初年次演習		必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1
			キャリアデザイン科目		必修	1	－	－	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	－	－	－	－	2	1	－	－	1	－	－	－	－	2
			課題探究科目		選択	－	4	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	4	－	4	－	－	－	－	－	－	4
		教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	必修	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－	2
				教育原論	必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2
				特別支援教育基礎	必修	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	－	－	1
				発達障害のある児童生徒理解基礎	必修	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－	－	－	1
			現代的教育課題対応科目		必修	－	1	1	2	－	－	－	－	4	－	1	1	2	－	－	－	－	4	－	1	1	2	－	－	－	－	4
			実践力育成科目		必修	1	－	－	2	－	－	－	－	3	4	1	－	－	2	－	－	－	－	3	4	1	－	－	2	－	－	－	－	3	4
					選択	－	－	－	－	1				1		－	－	－	－	1			1		－	－	－	－	1			1	
	日本国憲法				必修	2		－	－	－	－	－	－	2	2		－	－	－	－	－	－	2	2		－	－	－	－	－	－	2
	情報教育入門				必修	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－	－	2
	外国語科目	英語			必修	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	左の科目から1科目選択	選択	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2
		英語コミュニケーション			必修	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2	－	1	1	－	－	－	－	－	2
	スポーツ科目				必修	1		1		－	－	－	－	2	1		1		－	－	－	－	2	1		1		－	－	－	－	2
専門教育科目	課程内共通科目	教育学基礎科目			必修	6	2							8	6	2							8	6	2							8
		教育支援科目			必修	6								6	12	6							6	12	6							6	12
					選択		6							6			6						6			6						6	
	専攻科目				必修		2	3	3					8	50			4	2		2	1		9	50		2	6	4	2	2	2	18	50
					選択			9	7	10	10	4	2	42				6	6	12	10	5	2	41				4	6	12	10		32	
	卒業研究				必修	－	－	－	－	－	－	10		10	－	－	－	－	－	－	10		10	－	－	－	－	－	－	10		10
自由科目						16								16	16								16	16								16
合計						19	23	16	17	11	10	9	7	128	19	21	14	15	13	12	11	7	128	19	23	14	17	15	12	7	5	128
						16									16									16								

愛知教育大学教育学部教育課程規則

２０２１年1月６日
規　則　　第　１　号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程（２００４年規程第４８号。以下「規程」という。）に基づく授業の開設及び履修に関する事項については，この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の定義は，規程に使用する用語の例によるものとする。

（授業科目）

第３条　各授業科目は，規程第４条から第１５条まで，第１６条第１項及び第１７条に定める授業内容及び科目区分のほか，授業方法により区分して開設する。

２　各授業科目は，毎年度，教務企画委員会（以下「委員会」という。）の議を経て，現に開設（以下「開講」という。）する。ただし，授業科目に関する事項を変更した場合は，その旨を教育研究評議会に報告するものとする。

（単位数）

第４条　各授業科目は，規程第１９条に定める基準に基づき，授業方法及び授業期間により単位数を定めて開設する。

（履修方法）

第５条　各授業科目は，規程第２１条の定めに基づき，各課程，専攻又はコースの別に，必修科目，選択科目又は自由科目に履修方法を指定して開設する。

２　必修科目として指定した授業科目は，学生に必ず履修させ，所定の単位数を修得させるものとする。

３　選択科目として指定した授業科目は，学生の選択により履修させ，所定の単位数を修得させるものとする。

４　自由科目は，次の各号に定める授業科目とし，学生の自由な選択により履修させ，所定の単位数を修得させるものとする。

(1) 自由科目に指定した授業科目

(2) 所定の単位数を超える選択科目の授業科目

(3) 他課程，他専攻，他専修又は他コースの授業科目（副免許状取得のための授業科目を含む。）

５　前項第３号に定める他課程が，学校教員養成課程及び教育支援専門職養成課程の間にわたる場合は，委員会が，各授業科目の内容に応じて，自由科目と認める範囲を別に定める。

（授業科目の学年・学期配当）

第６条　各授業科目は，それぞれ授業内容及び他の授業科目との関連を考慮して，開設する学年及び学期を定めるものとする。

２　前項に定めるほか，各科目区分の開設学年及び学期は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 教養科目は，第１学年から第４学年に開設する。

(2) 日本国憲法は，第１学年に開設する。

(3) 情報教育入門は，第１学年前期に開設する。

(4) 外国語科目は，第１学年及び第２学年に開設する。

(5) スポーツ科目は，第１学年及び第２学年に開設する。

(6) 専門教育科目は，第１学年から第４学年に開設する。

３　前２項に定めるほか，学校教員養成課程の専門教育科目は，教育科目に属する授業科目のうち，教育実習の履修前に，免許法等に定める小学校又は中学校の教諭二種免許状取得相当の単位数，若しくはこれに準ずる単位数を，学生に修得させることを目途として開設する。

（授業期間）

第７条　授業期間は，規程第２０条及び第２２条第１項の定めに基づき，年間１５週以上，各学年を前期１５週以上又は後期１５週以上とする。

２　各授業科目は，前項に定める授業期間の区分を定めて開設する。

３　規程第２２条第２項の定めに基づき，授業期間を集中する場合は，委員会の議を経て開設する。

４　毎年度の授業期間の期日については，委員会の議を経て設定する。

（授業科目当たり学生数）

第８条　授業科目当たり学生数は，規程第２３条に定める原則のほか，情報教育入門については２５名を原則とし，２クラスを同時に開講することができる。

２　授業科目当たりの学生数は，規程第２３条及び前項に定められた数を超える場合，又は特に定める必要がある場合は，委員会が別に定める。

（授業科目開設単位数）

第９条　各課程における授業科目の必修科目は，卒業要件の単位数を開設しなければならない。

（履修科目登録の制限）

第１０条　規程第２５条に定める履修科目登録の制限は，次のとおりとする。

(1) 各学期の履修登録単位数の上限は２４単位とする。ただし，卒業研究を履修する学年においては，学校教員養成課程は１７単位，教育支援専門職養成課程は１５単位とし，卒業研究の単位は含まないものとする。

(2) 前号に定めるほか，履修科目登録の制限について必要な事項は，委員会が別に定める。

（試験）

第１１条　規程第２６条に定める試験は，次の各号に定める方法によるものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) 報告書審査

(4) 作品及び実技審査

２　試験は，期日を定めて実施する定期試験及び適宜実施する臨時試験とする。

３　定期試験の受験資格は，原則として１つの授業科目について１０回以上（集中講義は当該授業科目の授業時間の３分の２以上）の出席を必要とする。ただし，臨時試験の受験資格は特に定めない。

４　試験成績の評価は，Ｓ，Ａ，Ｂ，Ｃ及びＤの評語により判定し，Ｃ以上は合格とし，Ｄは不合格とする。

５　評価の基準は，　１００点満点の場合，次の各号に定めるとおりとする。

(1) Ｓ　９０点以上

(2) Ａ　８０点以上９０点未満

(3) Ｂ　７０点以上８０点未満

(4) Ｃ　６０点以上７０点未満

(5) Ｄ　６０点未満（不合格）

６　第４項により評価しがたい授業科目の評価については，委員会が別に定める。

（他大学等における履修及び既修得単位）

第１２条　規程第２９条各項に定める，他の大学及び短期大学における履修並びに既修得単位の取扱い並びに大学以外の教育施設等における学修の単位認定については，委員会が別に定める。

（科目区分の略号）

第１３条　教育課程の科目区分について略号を用いるときは，別表第１に定めるとおりとする。

第２章　共通教育科目

（教養科目の卒業要件）
第１４条　教養科目の卒業要件は，初年次演習１単位，キャリアデザイン科目２単位，課題探究科目から４単位，教職教養科目から６単位，現代的教育課題対応科目から４単位，実践力育成科目から４単位，計２１単位とする。
（教養科目の授業科目等）
第１５条　教養科目の開設及び履修に関する事項は，別表第２の１に定めるとおりとする。
（日本国憲法の卒業要件）
第１６条　日本国憲法の卒業要件は，２単位とする。
（日本国憲法の授業科目等）
第１７条　日本国憲法の開設及び履修に関する事項は，別表第２の２に定めるとおりとする。
（情報教育入門の卒業要件）
第１８条　情報教育入門の卒業要件は，２単位とする。
（情報教育入門の授業科目等）
第１９条　情報教育入門の開設及び履修に関する事項は，別表第２の３に定めるとおりとする。
（外国語科目の卒業要件）
第２０条　外国語科目の卒業要件は，英語１単位，初習外国語２単位及び英語コミュニケーション２単位，計５単位とする。
２　初習外国語から，学生の選択により，１科目を選択する。ただし，母語は選択できないものとする。
（外国語科目の授業科目等）
第２１条　外国語科目の開設及び履修に関する事項は，別表第３に定めるとおりとする。
（スポーツ科目の卒業要件）
第２２条　スポーツ科目の卒業要件は，２単位とする。
（スポーツ科目の授業科目等）
第２３条　スポーツ科目の開設及び履修に関する事項は，別表第４に定めるとおりとする。
（日本語科目の開設単位数）
第２４条　日本語科目は，日本語の授業科目について４単位を開設する。
（日本語科目の履修方法）
第２５条　日本語科目は，外国人留学生等が選択して履修する。なお，修得した単位は，原則として第２０条に定める英語又は初習外国語並びに英語コミュニケーションの単位に代えることができる。ただし，外国語科目に母語を選択することはできない。
２　前項の定めにかかわらず，外国人留学生等が免許状の取得を希望する場合は，英語及び初習外国語の単位に代え，英語コミュニケーションを履修する。
（日本語科目の授業科目等）
第２６条　日本語科目の開設及び履修に関する事項は，別表第５に定めるとおりとする。

第３章　学校教員養成課程の専門教育科目

（教育科目の履修）
第２７条　教育科目は，学校教員養成課程の学生が履修する。
（教育科目の授業科目等）
第２８条　教育科目の開設及び履修に関する事項は，別表第６に定めるとおりとする。
（保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目の履修）
第２９条　保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目は，学校教員養成課程幼児教育専攻の学生が履修する。
（保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目の卒業要件）
第３０条　幼児教育専攻における卒業要件は，保育内容科目１２単位，保育内容指導法科目１０単位，幼児教育専攻科目１９単位とする。

（保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目の授業科目等）
第３１条　保育内容科目，保育内容指導法科目及び幼児教育専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第７に定めるとおりとする。
（初等教科内容科目の履修）
第３２条　初等教科内容科目は，次の各号に掲げる学校教員養成課程の学生が履修する。
(1) 幼児教育専攻
(2) 義務教育専攻
(3) 特別支援教育専攻
（初等教科内容科目の区分）
第３３条　教科内容科目は，次の各号に定める授業科目に区分して開設する。
(1) 初等教科内容Ａ
(2) 初等教科内容Ｂ
２　前項各号に定める授業科目は，免許法等に定める小学校各教科に区分して開設する。
（初等教科内容科目の卒業要件）
第３４条　幼児教育専攻における初等教科内容科目の卒業要件は，国語，算数，生活，音楽，図画工作及び体育の初等教科内容Ａを各１単位，計６教科６単位とする。
２　学校教育科学専修，ＩＣＴ活用支援専修及び義務教育専攻ものづくり・技術専修における初等教科内容科目の卒業要件は，入学時に決定された免許教科（以下「免許教科」という。）に相当する教科の初等教科内容Ｂを１単位及び初等教科内容Ａの免許教科以外を９単位，計１０教科１０単位とする。ただし，免許教科が技術の学生は免許教科以外の初等教科内容Ｂを自由に選択する。
３　日本語支援専修における初等教科内容科目の卒業要件は，免許教科の初等教科内容Ｂを１単位及び初等教科内容Ａの自専修教科以外を３単位，計４教科４単位とする。
４　義務教育専攻教科指導系の各専修（ものづくり・技術専修を除く）及び生活・総合専修における初等教科内容科目の卒業要件は，学生が専修とする教科（以下「自専修教科」という。）の初等教科内容Ｂを１を単位及び初等教科内容Ａの自専修教科以外を９単位，計１０教科１０単位とする。
５　特別支援教育専攻における初等教科内容科目の卒業要件は，免許教科に相当する教科の教科内容Ｂを１単位及び初等教科内容Ａの免許教科以外を９単位，計１０教科１０単位とする。ただし，免許教科が技術の学生は免許教科以外の初等教科内容Ｂを自由に選択履修する。
（初等教科内容科目の授業科目等）
第３５条　初等教科内容科目の開設及び履修に関する事項は，別表第８に定めるとおりとする。
（初等教科教育法科目の履修）
第３６条　初等教科教育法科目は，次の各号に掲げる学校教員養成課程の学生が履修する。
(1) 幼児教育専攻
(2) 義務教育専攻
(3) 特別支援教育専攻
（初等教科教育法科目の区分）
第３７条　初等教科教育法科目は，次の各号に定める授業科目に区分して開設する。
(1) 初等教科教育法Ａ
(2) 初等教科教育法Ｂ
２　前項に定める授業科目は，免許法等に定める小学校各教科に区分して開設する。
（初等教科教育法科目の卒業要件）
第３８条　学校教育科学専修，ＩＣＴ活用支援専修，義務教育専攻ものづくり・技術専修及び特別支援教育専攻における初等教科教育法科目の卒業要件は，免許教科の初等教科教育法Ｂを２単位及び免許教科以外の初等教科教育法Ａを１８単位，計１０教科２０単位とする。ただし，免許教科が技術の学生は初等教科教育法Ａを全教科１０教科２０単位を履修する。
２　義務教育専攻教科指導系の各専修（ものづくり・技術専修を除く）及び生活・総合専修における

初等教科教育法科目の卒業要件は，自専修教科の初等教科教育法Ｂを２単位及び他専修教科の初等教科教育法Ａを１８単位，計１０教科２０単位とする。

３　義務教育専攻日本語支援専修における初等教科教育法科目の卒業要件は，免許教科の初等教科教育法Ｂを２単位及び免許教科以外の初等教科教育法Ａから音楽，図画工作又は体育のうち２教科以上を含む５教科１０単位，計６教科１２単位とする。

（初等教科教育法科目の授業科目等）

第３９条　初等教科教育法科目の開設及び履修に関する事項は，別表第９に定めるとおりとする。

（中等教科内容科目の履修）

第４０条　中等教科内容科目は，次の各号に掲げる学校教員養成課程の学生が履修する。

(1) 義務教育専攻

(2) 高等学校教育専攻

（中等教科内容科目の区分）

第４１条　中等教科内容科目は，免許法等に定める中学校各教科に区分して開設する。

２　前項に定める教科のほか，課程の認定を受けた，次の各号に掲げる高等学校各教科の区分を加えて開設する。

(1) 地理歴史

(2) 公民

(3) 書道

(4) 情報

(5) 工業

（中等教科内容科目の卒業要件）

第４２条　義務教育専攻日本語支援専修及び教科指導系の各専修における中等教科内容科目の卒業要件は，免許教科に相当する教科の科目１２単位とする。

２　高等学校教育専攻の各専修（地歴・公民専修を除く）における中等教科内容科目の卒業要件は，免許教科に相当する教科の科目２０単位とする。

３　高等学校教育専攻地歴・公民専修における中等教科内容科目の卒業要件は，免許教科に相当する教科の科目４０単位とする。

（中等教科内容科目の授業科目等）

第４３条　中等教科内容科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１０に定めるとおりとする。

（中等教科教育法科目の履修）

第４４条　中等教科教育法科目は，次の各号に掲げる学校教員養成課程の学生が履修する。

(1) 義務教育専攻

(2) 高等学校教育専攻

(3) 養護教育専攻

（中等教科教育法科目の区分）

第４５条　中等教科教育法科目は，免許法等に定める中学校各教科に区分して開設する。

２　前項に定める教科のほか，課程の認定を受けた，次の各号に掲げる中学校及び高等学校各教科の区分を加えて開設する。

(1) 地理歴史（高等学校）

(2) 公民（高等学校）

(3) 書道（高等学校）

(4) 保健（中学校及び高等学校）

(5) 情報（高等学校）

(6) 工業（高等学校）

(7) 職業指導（中学校及び高等学校）

（中等教科教育法科目の卒業要件）

第４６条　義務教育専攻日本語支援専修及び教科指導系の各専修における中等教科教育法科目の卒業要件は，免許教科の中等教科教育法Ｃを２単位とする。
２　高等学校教育専攻における中等教科教育法科目の卒業要件は，自専修教科の中等教科教育法Ｃを８単位とする。
（中等教科教育法科目の授業科目等）
第４７条　中等教科教育法科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１１に定めるとおりとする。
（義務教育専攻科目の履修）
第４８条　義務教育専攻科目は，次の各号に定める学校教員養成課程の学生が履修する。
(1) 義務教育専攻
(2) 高等学校教育専攻
（義務教育専攻科目の区分）
第４９条　義務教育専攻科目の授業科目の一部は，免許法等に定める教科に関する専門的事項に関する科目として開設する。
２　前項に定める科目のほか，学校教育科学専修の学生が履修する科目に，課程の認定を受けた，中学校（職業指導）及び高等学校（職業指導）の教科に関する専門的事項に関する科目を加えて開設する。
（義務教育専攻科目の卒業要件）
第５０条　義務教育専攻学校教育科学専修，生活・総合専修，ＩＣＴ活用支援専修及び日本語支援専修における義務教育専攻科目の卒業要件は，１４単位とする。
２　義務教育専攻教科指導系の各専修における義務教育専攻科目の卒業要件は，４単位とする。
（義務教育専攻科目の授業科目等）
第５１条　義務教育専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１３に定めるとおりとする。
（高等学校教育専攻科目の履修）
第５２条　高等学校教育専攻科目は，高等学校教育専攻の学生が履修する。
（高等学校教育専攻科目の卒業要件）
第５３条　高等学校教育専攻における高等学校教育専攻科目の卒業要件は，１４単位とする。
（高等学校教育専攻科目の授業科目等）
第５４条　高等学校教育専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１４に定めるとおりとする。
（特別支援教育専攻科目の履修）
第５５条　特別支援教育専攻科目は，次の各号に定める学校教員養成課程の学生が履修する。
(1) 義務教育専攻（日本語支援専修を除く）
(2) 高等学校教育専攻
(3) 特別支援教育専攻
（特別支援教育専攻科目の卒業要件）
第５６条　特別支援教育専攻における特別支援教育専攻科目の卒業要件は，３１単位とする。
（特別支援教育専攻科目の授業科目等）
第５７条　特別支援教育専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１５に定めるとおりとする。
（養護に関する科目及び養護教育専攻科目の履修）
第５８条　養護に関する科目及び養護教育専攻科目は，養護教育専攻の学生が履修する。
（養護に関する科目及び養護教育専攻科目の授業科目等）
第５９条　養護教育専攻における養護に関する科目の卒業要件は，２８単位とする。
２　養護教育専攻における養護教育専攻科目の卒業要件は，２０単位とする。
（養護に関する科目及び養護教育専攻科目の授業科目等）
第６０条　養護に関する科目及び養護教育専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１２に定めるとおりとする。
２　前項に定める科目には，課程の認定を受けた，中学校（保健）及び高等学校（保健）の教科に関

する専門的事項に関する科目を加えて開設する。

（教育実践開発科目の履修）

第６１条　教育実践開発科目は，学校教員養成課程の学生が履修する。

（教育実践開発科目科目の区分）

第６２条　教育実践開発科目の授業科目は，次の各号に定める授業科目に区分して開設する。

(1) 初等教科教育開発Ⅰ
(2) 中等教科教育開発Ⅰ
(3) 初等教科教育開発Ⅱ
(4) 中等教科教育開発Ⅱ
(5) 学校教育実習の指導
(6) 学校教育実習（幼稚園）
(7) 学校教育実習（小学校）
(8) 学校教育実習（中学校・高等学校）
(9) 学校教育実習（養護実習）
(10) 特別支援学校教育実習
(11) 保育実習・保育実習指導科目
(12) 小学校教育実習
(13) 中学校教育実習
(14) 高等学校教育実習
(15) 中学校教育実習（保健）
(16) 教職実践演習

（初等教科教育開発Ⅰ，初等教科教育開発Ⅱ，中等教科教育開発Ⅰ及び中等教科教育開発Ⅱの卒業要件）

第６３条　義務教育専攻における卒業要件は，初等教科教育開発Ⅰを１単位及び初等教科教育開発Ⅱもしくは中等教科教育開発Ⅱを１単位，計２単位とする。

２　高等学校教育専攻における卒業要件は，中等教科教育開発Ⅰを１単位及び中等教科教育開発Ⅱを１単位，計２単位とする。

（教育実践開発科目の授業科目等）

第６４条　教育実践開発科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１６に定めるとおりとする

（６年一貫コース専攻科目の授業科目等）

第６５条　６年一貫コース専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別に定める。

（卒業研究）

第６６条　卒業研究は，学校教員養成課程の専修及び専攻に区分して，学生に履修させる。

２　卒業研究の試験の方法は，第１１条の定めにかかわらず論文審査とし，作品又は実技審査を加えることができるものとする。

３　前２項に定めるほか，卒業研究の取扱いに関する事項は，委員会が別に定める。

（副免許状の取得等）

第６７条　副免許状取得に必要な事項は，委員会が別に定める。

第４章　教育支援専門職養成課程の専門教育科目

（課程内共通科目）

第６８条　課程内共通科目は，別表第１７に定めるとおり履修する。

（専攻科目の履修課程及びコース等）

第６９条　専攻科目は規程第３条第３項各号に掲げるコースに区分して開設し，当該コースの学生が履修する。

（専攻科目の授業科目等）

第７０条　専攻科目の開設及び履修に関する事項は，別表第１８の１から第１８の３に定めるとおり

とする。

（卒業研究）

第７１条　卒業研究は，教育支援専門職養成課程の各コースに区分して，学生に履修させる。

２　卒業研究の試験の方法は，第１１条の定めにかかわらず，論文審査とする。ただし，コースによっては，作品若しくは実技をもつてこれに代え，又はこれを併用することができる。

３　前２項に定めるほか，卒業研究の取扱いに関する事項は，委員会が別に定める。

第５章　雑則

（規則の改廃等）

第７２条　この規則の改廃は，教育研究評議会の議を経て，学長が行う。

２　この規則に定めるほか，授業の開設及び履修について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は，２０２１年４月１日から施行する。

２　「愛知教育大学教育学部教育課程実施要領」は，廃止する。ただし，この規則施行前に，現に在学する者については，なお従前の例による。

別表第１　科目区分の略号（第１３条関係）

科　目　区　分	略号	（英　語　名）
教養科目	Ｌ	Liberal Arts
日本国憲法	ＣＪ	Constitution of Japan
情報教育入門	Ｃ	Computer Literacy
外国語科目	Ｆ	Foreign Languages
スポーツ科目	Ｓｐ	Sports
日本語科目	Ｊ	Japanese as a Second Language
専門教育科目	－	
（学校教員養成課程）		
教育科目	Ｅ	Studies for Educational Sciences
保育内容科目・幼児教育専攻科目	Ｓｃ	Early Childhood Education
保育内容指導法科目	Ｍｃ	Teaching Methodology of Early ChildhoodEducation
初等教科内容科目	Ｓ２	Subject Studies
初等教科教育法科目	Ｍ１	Teaching Methodology
中等教科内容科目	Ｓ	School Subjects
中等教科教育法科目	Ｍ２	Curriculum and Teaching Methodology
養護に関する科目・養護教育専攻科目	Ｓｈ	School Health Education
義務教育専攻科目	－	
教科指導系 10 専修科目	Ｓ選	School Subjects (compulsory education)
学校教育科学専修科目	Ｓｅ	Advanced Studies for Educational Sciences
生活・総合専修科目	Ｓｌ	Advanced Studies for Living Environment Studies
ＩＣＴ活用支援専修	Ｓｉ	Studies for Informatics
日本語支援専修科目	Ｓｊ	Teaching Japanese as a Foreign Language
高等学校教育専攻科目	Ｓ選	School Subjects (higher education)
特別支援教育専攻科目	Ｓｓ	Special Needs Education
６年一貫コース専攻科目	－	Major Subjects in the Six-Year Course
卒業研究	－	Graduation Thesis
（教育支援専門職養成課程）		
課程内共通科目	ＢＳ	Basic Studies
専攻科目	ＭＳ	Major Studies
卒業研究	－	Graduation Thesis

別表第２の１　教養科目の科目区分等（第１５条関係）

科目区分等			授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件	備　考
基礎教養科目	初年次演習		演習	1	必修	１年前期	１単位	
	キャリアデザイン科目		講義	2	必修	１年前期 ２年後期	２単位	
	課題探究科目	市民リテラシー	講義	2	選択	１年前期～ ２年後期	２単位	左記の科目から２単位を選択する。
		多文化リテラシー		2				
		科学リテラシー		2			２単位	左記の科目から２単位を選択する。
		ものづくりリテラシー		2				
教育実践教養科目	教職教養科目	教職論	講義	2	必修	１年前期～ ２年前期	６単位	
		教育原論	講義	2	必修			
		特別支援教育基礎	講義	1	必修			
		発達障害のある児童生徒理解基礎	講義	1	必修			
	現代的課題対応科目	ジェンダー・セクシュアリティと教育	講義	1	必修	１年後期～ ２年後期	４単位	
		外国人児童生徒支援教育	講義	1	必修			
		情報の活用と管理	講義	1	必修			
		学校保健・学校安全	講義	1	必修			
	実践力育成科目	学校体験活動入門	実習	1	必修	１年	３単位	
		学校体験活動Ⅰ	実習	2	必修	２年後期		
		学校体験活動Ⅱ	実習	1	選択	３年前期～ ４年後期	１単位	左記の科目から１単位を選択する。
		自然体験活動		1	選択			
		多文化体験活動		1	選択			
		企業体験活動		1	選択			

（注）卒業要件を超えて取得した教養科目の単位は，自由科目として認める。

別表第２の２　日本国憲法の科目区分等（第１７条関係）

科目区分等	授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件	備　　考
日　本　国　憲　法	講義	2	必修	１年	２単位	

別表第２の３　情報教育入門の科目区分等（第１９条関係）

科目区分等	授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件	備　考
情報教育入門	演習	2	必修	１年前期	２単位	

別表第３　外国語科目の科目区分等（第２１条関係）

科目区分等		授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件	備　　考
英　　語		演習	1	必修	１年前期	１単位	
初習外国語	ドイツ語 フランス語 中国語 ポルトガル語	演習	1 1 1 1	選択	１年後期 ２年前期	２単位	左記の科目から１科目を選択する。
英語コミュニケーション		演習	1	必修	１年後期 ２年前期	２単位	

（注）卒業要件を超えて取得した外国語科目の単位は，自由科目として認める。

別表第４　スポーツ科目の科目区分等（第２３条関係）

科目区分等	授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件	備　　考
スポーツ科目	演習	1	必修	１年～２年	２単位	

別表第５　日本語科目の科目区分等（第２６条関係）

科目区分等	授業方法	単位数	履修方法	開設学年・学期	卒業要件
日　本　語	演習	1	選択	１年～２年	学校教員養成課程の外国人留学生は３単位，教育支援専門職養成課程の外国人留学生は４単位とする。 修得した単位は，学校教員養成課程では英語１単位，初習外国語２単位に代え，教育支援専門職養成課程では英語又は初習外国語２単位及び英語コミュニケーション２単位に代えることができる。

（注）卒業要件を超えて取得した日本語科目の単位は，自由科目として認める。

〔学校教員養成課程〕
別表第６　教育科目履修課程表（第２８条関係）
別表第７　保育内容科目，保育内容指導法科目，幼児教育専攻科目履修課程表（第３１条関係）
別表第８　初等教科内容科目履修課程表（第３５条関係）
別表第９　初等教科教育法科目履修課程表（第３９条関係）
別表第１０　中等教科内容科目履修課程表（第４３条関係）
別表第１１　中等教科教育法科目履修課程表（第４７条関係）
別表第１２　義務教育専攻科目（第５１条関係）
別表第１３　高等学校教育専攻科目（第５４条関係）
別表第１４　特別支援教育専攻科目履修課程表（第５７条関係）
別表第１５　養護に関する科目，養護教育専攻科目履修課程表（第６０条関係）
別表第１６　教育実践開発科目履修課程表（第６４条関係）
〔教育支援専門職養成課程〕
別表第１７　課程内共通科目履修課程表（第６８条関係）
別表第１８の１　心理コース専攻科目履修課程表（第７０条関係）
別表第１８の２　福祉コース専攻科目履修課程表（第７０条関係）
別表第１８の３　教育ガバナンスコース専攻科目履修課程表（第７０条関係）

―教育課程の表は添付を省略します。―

教育課程の表は，「履修の手引」の各課程・専攻（コース）等の履修課程表を参照してください。

特別な事由による欠席に関する取扱要項

２０２０年7月１５日
要　項　第　７　号

（目的）
第１条　この要項は，授業関係実施細則（２００４年細則第９号）第２３条第２項に基づき，愛知教育大学の学生が特別な事由により授業等（実習及び集中講義を除く。）を欠席した場合の取扱いについて定めることを目的とする。
（該当する事由）
第２条　特別な事由による欠席とは，次の各号の一に該当する場合をいう。
(1) 感染症に罹患したことにより，出席停止の措置を受けた場合
(2) 親族が死亡した場合
(3) 災害等により罹災した場合
(4) 大学が指定する災害等ボランティア活動に参加した場合
(5) 診断書又は健康支援センターの意見等により，学長が必要と認めた場合
（欠席の事由及び期間等）
第３条　前条各号の具体的な事由及び期間等については，別表のとおりとする。
（欠席の届出）
第４条　第２条各号の事由により欠席する場合は，特別欠席届（様式第１号）に別表に定める必要書類を添えて，速やかに教務企画課へ申し出るものとする。
２　第２条各号以外の事由により連続して７日以上授業等に出席することが困難な場合は，長期欠席届（様式第２号）に出席が困難な期間を証明する医師の診断書等の書類を添えて，教務企画課へ申し出るものとする。
３　教務企画課は特別欠席届又は長期欠席届を受け付けた場合，教務企画委員会委員長の決裁を経た後，速やかに授業担当教員へ通知するものとする。
（定期試験等の取扱い）
第５条　前条第１項により特別な事由による欠席と認められた授業回は，愛知教育大学教育学部教育課程規則（２０２１年規則第１号）第１１条第３項に定める定期試験の受験資格として必要とされる「１０回以上の出席」のための累積回数に含めるものとする。
２　欠席期間中の試験の取扱いについては，追試験に関する取扱要領のとおりとする。
（授業の取扱い）
第６条　授業担当教員は，特別欠席届及び長期欠席届により授業等を欠席した学生に対し，履修上不利益とならないよう，他の欠席者への対応と同様に欠席回に関する補講，課題・レポート等の補充的学修の指示を，学生の求めに応じて行うものとする。
（その他）
第７条　この要項に定めることの他，特別な事由による欠席に係る事項については教務企画委員会が別に定める。

附　則
この要項は，２０２０年7月１５日から施行し，２０２０年４月１日から適用する。
附　則（２０２０年要項第１３号）
１　この要項は，２０２１年４月１日から施行する。
２　この要項実施の際，現に在学する者に係る事項については，この要領の定めにかかわらず，なお従前の例による。
３　この要項の施行前の第２条(5)については，２０２０年１２月２日から適用する。

別表（第３条関係）
欠席の事由及び期間
【第２条第１号】感染症に罹患したことにより，出席停止の措置を受けた場合
（「学校保健安全法施行規則第18条，第19条」参照）

<table>
<tr><th colspan="2">感染症（病名）</th><th>特別な事由による欠席として認められる期間</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td>エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，
痘そう，南米出血熱，ペスト，　マールブルグ熱，ラッサ熱，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），中東呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ（H5N1），新型コロナウイルス感染症</td><td>治癒するまで</td><td>診断書</td></tr>
<tr><td rowspan="10">第２種</td><td>インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。）</td><td>発症後５日を経過し，かつ，解熱後２日が経過するまで</td><td rowspan="11">登校許可証明書

又は

それに相当する書類（診断書等）</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで，又は，５日間の
適正な抗菌剤による治療が終了するまで</td></tr>
<tr><td>麻しん（はしか）</td><td>解熱した後３日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</td><td>耳下腺，顎下線または舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好となるまで</td></tr>
<tr><td>風しん</td><td>発疹が消失するまで</td></tr>
<tr><td>水痘（水ぼうそう）</td><td>すべての発疹が痂皮化するまで</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱</td><td>主要症状が消退後２日を経過するまで</td></tr>
<tr><td>結核</td><td rowspan="2">症状により産業医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr>
<tr><td>第３種</td><td>流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎</td><td>治癒するまで</td></tr>
</table>

【第２条第２項】親族が死亡した場合

<table>
<tr><th>死亡した者</th><th>特別な事由による欠席
として認められる期間</th><th>必要書類</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>父母</td><td rowspan="2">７日</td><td rowspan="7">会葬礼状又は告別式の日時場所，死亡した者との続柄等が確認できる書類</td><td rowspan="7">・期間のうち，７日，５日，３日については，死亡した日から起算した土・日・祝日を含む連続する日数の範囲内とする。

・葬儀のため遠方に赴く場合，往復に要する日数を加えることができる。</td></tr>
<tr><td>配偶者
（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</td></tr>
<tr><td>子</td><td>５日</td></tr>
<tr><td>祖父母</td><td>３日
（学生が代襲相続し，かつ祭具等の承継を受ける場合は７日）</td></tr>
<tr><td>孫</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>兄弟姉妹</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>おじ又はおば</td><td>１日
（学生が代襲相続し，かつ祭具等の承継を受ける場合は７日）</td></tr>
</table>

【第２条第３号～第５号】

欠席の事由	特別な事由による欠席 として認められる期間	必要書類
災害等により罹災した場合	大学が必要と認める期間	罹災証明書又はその写し
大学が指定する災害等ボランティア 活動に参加する場合	学期あたり最大７日間 （往復に要する日数を含む。）	ボランティア活動証明書
診断書又は健康支援センターの意見等により， 学長が必要と認めた場合	大学が必要と認める期間	事由を証明する書類

（様式第１号）特別欠席届

（様式第２号）長期欠席届

登校許可証明書

付　　録

教育関係諸法規

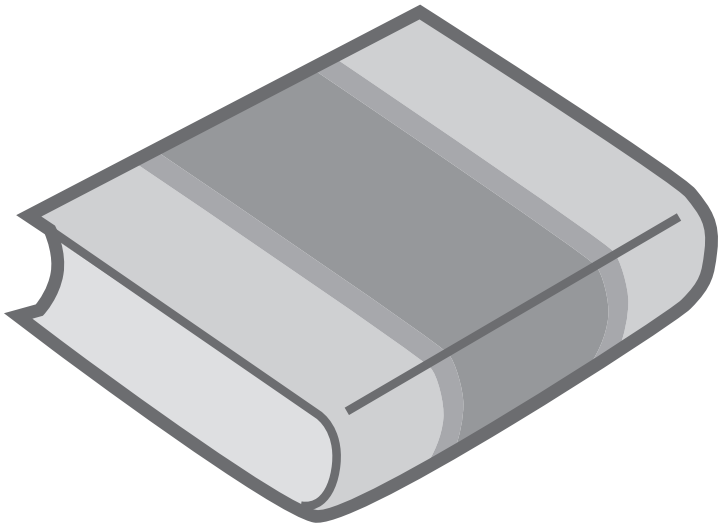

教 育 関 係 諸 法 規

◎　教育基本法（全文）

（平成18年12月22日 法律第１２０号）

我々日本国民は，たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに，世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は，この理想を実現するため，個人の尊厳を重んじ，真理と正義を希求し，公共の精神を尊び，豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに，伝統を継承し，新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに，我々は，日本国憲法の精神にのつとり，我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し，その振興を図るため，この法律を制定する。

第１章　教育の目的及び理念

（教育の目的）

第１条　教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第２条　教育は，その目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び，自然を大切にし，環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第３条　国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたつて，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第４条　すべて国民は，ひとしく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によつて，教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は，障害のある者が，その障害の状態に応じ，十分な教育を受けられるよう，教育上必要な支援を講じなければならない。

３　国及び地方公共団体は，能力があるにもかかわらず，経済的理由によつて修学が困難な者に対して，奨学の措置を講じなければならない。

第２章　教育の実施に関する基本

（義務教育）

第５条　国民は，その保護する子に，別に法律で定めるところにより，普通教育を受けさせる義務を負う。

２　義務教育として行われる普通教育は，各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い，また，国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われ

るものとする。
３　国及び地方公共団体は，義務教育の機会を保障し，その水準を確保するため，適切な役割分担及び相互の協力の下，その実施に責任を負う。
４　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については，授業料を徴収しない。
（学校教育）
第６条　法律に定める学校は，公の性質を有するものであつて，国，地方公共団体及び法律に定める法人のみが，これを設置することができる。
２　前項の学校においては，教育の目標が達成されるよう，教育を受ける者の心身の発達に応じて，体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において，教育を受ける者が，学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに，自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
（大学）
第７条　大学は，学術の中心として，高い教養と専門的能力を培うとともに，深く真理を探究して新たな知見を創造し，これらの成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする。
２　大学については，自主性，自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。
（私立学校）
第８条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ，国及び地方公共団体は，その自主性を尊重しつつ，助成その他の適当な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。
（教員）
第９条　法律に定める学校の教員は，自己の崇高な使命を深く自覚し，絶えず研究と修養に励み，その職責の遂行に努めなければならない。
２　前項の教員については，その使命と職責の重要性にかんがみ，その身分は尊重され，待遇の適正が期せられるとともに，養成と研修の充実が図られなければならない。
（家庭教育）
第１０条　父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであつて，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
２　国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（幼児期の教育）
第１１条　幼児期の教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ，国及び地方公共団体は，幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて，その振興に努めなければならない。
（社会教育）
第１２条　個人の要望や社会の要請にこたえ，社会において行われる教育は，国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。
２　国及び地方公共団体は，図書館，博物館，公民館その他の社会教育施設の設置，学校の施設の利用，学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。
（学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力）
第１３条　学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力に努めるものとする。
（政治教育）
第１４条　良識ある公民として必要な政治的教養は，教育上尊重されなければならない。
２　法律に定める学校は，特定の政党を支持し，又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をし

てはならない。

（宗教教育）

第１５条　宗教に関する寛容の態度，宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は，教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は，特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第３章　教育行政

（教育行政）

第１６条　教育は，不当な支配に服することなく，この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり，教育行政は，国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下，公正かつ適正に行われなければならない。

２　国は，全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため，教育に関する施策を総合的に策定し，実施しなければならない。

３　地方公共団体は，その地域における教育の振興を図るため，その実情に応じた教育に関する施策を策定し，実施しなければならない。

４　国及び地方公共団体は，教育が円滑かつ継続的に実施されるよう，必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第１７条　政府は，教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について，基本的な計画を定め，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

２　地方公共団体は，前項の計画を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第４章　法令の制定

第１８条　この法律に規定する諸条項を実施するため，必要な法令が制定されなければならない。

◎　学校教育法（抄）

（昭和22年３月31日 法律第２６号）

最終改正 H30.6.1

第７条　学校には，校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第２１条　義務教育として行われる普通教育は，教育基本法（平成18年法律第120号）第５条第２項に規定する目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　学校内外における社会的活動を促進し，自主，自律及び協同の精神，規範意識，公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと。

二　学校内外における自然体験活動を促進し，生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三　我が国と郷土の現状と歴史について，正しい理解に導き，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに，進んで外国の文化の理解を通じて，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四　家族と家庭の役割，生活に必要な衣，食，住，情報，産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五　読書に親しませ，生活に必要な国語を正しく理解し，使用する基礎的な能力を養うこと。

六　生活に必要な数量的な関係を正しく理解し，処理する基礎的な能力を養うこと。

七　生活にかかわる自然現象について，観察及び実験を通じて，科学的に理解し，処理する基礎的な能力

を養うこと。

八　健康，安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに，運動を通じて体力を養い，心身の調和的発達を図ること。

九　生活を明るく豊かにする音楽，美術，文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十　職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第３章　幼稚園

第２２条　幼稚園は，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして，幼児を保育し，幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて，その心身の発達を助長することを目的とする。

第２３条　幼稚園における教育は，前条に規定する目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　健康，安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い，身体諸機能の調和的発達を図ること。

二　集団生活を通じて，喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め，自主，自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三　身近な社会生活，生命及び自然に対する興味を養い，それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四　日常の会話や，絵本，童話等に親しむことを通じて，言葉の使い方を正しく導くとともに，相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五　音楽，身体による表現，造形等に親しむことを通じて，豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第２４条　幼稚園においては，第２２条に規定する目的を実現するための教育を行うほか，幼児期の教育に関する各般の問題につき，保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うなど，家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第２５条　幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は，第２２条及び第２３条の規定に従い，文部科学大臣が定める。

第２６条　幼稚園に入園することのできる者は，満三歳から，小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第２７条　幼稚園には，園長，教頭及び教諭を置かなければならない。

②　幼稚園には，前項に規定するもののほか，副園長，主幹教諭，指導教諭，養護教諭，栄養教諭，事務職員，養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

③　第１項の規定にかかわらず，副園長を置くときその他特別の事情のあるときは，教頭を置かないことができる。

④　園長は，園務をつかさどり，所属職員を監督する。

⑤　副園長は，園長を助け，命を受けて園務をつかさどる。

⑥　教頭は，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）を助け，園務を整理し，及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

⑦　主幹教諭は，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の保育をつかさどる。

⑧　指導教諭は，幼児の保育をつかさどり，並びに教諭その他の職員に対して，保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

⑨　教諭は，幼児の保育をつかさどる。

⑩　特別の事情のあるときは，第１項の規定にかかわらず，教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

⑪　学校の実情に照らし必要があると認めるときは，第７項の規定にかかわらず，園長（副園長を置く幼稚園にあつては，園長及び副園長）及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第２８条　第３７条第６項，第８項及び第１２項から第１７項まで並びに第４２条から第４４条までの規定は，幼稚園に準用する。

第４章　小学校

第２９条　小学校は，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第３０条　小学校における教育は，前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第２１条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

②　前項の場合においては，生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

第３１条　小学校においては，前条第１項の規定による目標の達成に資するよう，教育指導を行うに当たり，児童の体験的な学習活動，特にボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において，社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第３３条　小学校の教育課程に関する事項は，第２９条及び第３０条の規定に従い，文部科学大臣が定める。

第３７条　小学校には，校長，教頭，教諭，養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

②　小学校には，前項に規定するもののほか，副校長，主幹教諭，指導教諭，栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

③～⑲　略

第４２条　小学校は，文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い，その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより，その教育水準の向上に努めなければならない。

第４３条　小学校は，当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに，これらの者との連携及び協力の推進に資するため，当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第５章　中学校

第４５条　中学校は，小学校における教育の基礎の上に，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第４６条　中学校における教育は，前条に規定する目的を実現するため，第２１条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第４８条　中学校の教育課程に関する事項は，第４５条及び第４６条の規定並びに次条において読み替えて準用する第３０条第２項の規定に従い，文部科学大臣が定める。

第４９条　第３０条第２項，第３１条，第３４条，第３５条及び第３７条から第４４条までの規定は，中学校に準用する。この場合において，第３０条第２項中「前項」とあるのは，「第４６条」と，第３１条中「前条第一項」とあるのは「第４６条」と読み替えるものとする。

第６章　高等学校

第５０条　高等学校は，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第５１条　高等学校における教育は，前条に規定する目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて，豊かな人間性，創造性及び健やかな身体を養い，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二　社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき，個性に応じて将来の進路を決定させ，一般的な教養を高め，専門的な知識，技術及び技能を習得させること。

三　個性の確立に努めるとともに，社会について，広く深い理解と健全な批判力を養い，社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第６２条　第３０条第２項，第３１条，第３４条，第３７条第４項から第１７項まで及び第１９項並びに第４２条から第４４条までの規定は，高等学校に準用する。この場合において，第３０条第２項中「前項」

とあるのは，「第５１条」と，第３１条中「前条第１項」とあるは「第５１条」と読み替えるものとする。

第７章　中等教育学校

第６３条　中等教育学校は，小学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第６４条　中等教育学校における教育は，前条に規定する目的を実現するため，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　豊かな人間性，創造性及び健やかな身体を養い，国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二　社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき，個性に応じて将来の進路を決定させ，一般的な教養を高め，専門的な知識，技術及び技能を習得させること。

三　個性の確立に努めるとともに，社会について，広く深い理解と健全な批判力を養い，社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第７０条　第３０条第２項，第３１条，第３４条，第３７条第４項から第１７項まで及び第１９項，第４２条から第４４条まで，第５９条並びに第６０条第４項及び第６項の規定は中等教育学校に，第５３条から第５５条まで，第５８条，第５８条の２及び第６１条の規定は中等教育学校の後期課程に，それぞれ準用する。この場合において，第３０条第２項中「前項」とあるのは，「第６４条」と，第３１条中「前条第１項」とあるは「第６４条」と読み替えるものとする。

②　（略）

第８章　特別支援教育

第７２条　特別支援学校は，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第７３条　特別支援学校においては，文部科学大臣の定めるところにより，前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第７４条　特別支援学校においては，第７２条に規定する目的を実現するための教育を行うほか，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校の要請に応じて，第８１条第１項に規定する幼児，児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第７５条　第７２条に規定する視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，政令で定める。

第７６条　特別支援学校には，小学部及び中学部を置かなければならない。ただし，特別の必要のある場合においては，そのいずれかのみを置くことができる。

②　特別支援学校には，小学部及び中学部のほか，幼稚部又は高等部を置くことができ，また，特別の必要のある場合においては，前項の規定にかかわらず，小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第７７条　特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容，小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に準じて，文部科学大臣が定める。

第７８条　特別支援学校には，寄宿舎を設けなければならない。ただし，特別の事情のあるときは，これを設けないことができる。

第７９条　寄宿舎を設ける特別支援学校には，寄宿舎指導員を置かなければならない。

②　寄宿舎指導員は，寄宿舎における幼児，児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第８０条　都道府県は，その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者で，その障害が第７５条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第８１条　幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うも

のとする。
② 小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校には，次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために特別支援学級を置くことができる。
一 知的障害者
二 肢体不自由者
三 身体虚弱者
四 弱視者
五 難聴者
六 その他障害のある者で，特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
③ 前項に規定する学校においては，疾病により療養中の児童及び生徒に対して，特別支援学級を設け，又は教員を派遣して，教育を行うことができる。
第８２条 第２６条，第２７条，第３１条（第４９条及び第６２条において読み替えて準用する場合を含む。），第３２条，第３４条（第４９条及び第６２条において準用する場合を含む。），第３６条，第３７条（第２８条，第４９条及び第６２条において準用する場合を含む。），第４２条から第４４条まで，第４７条及び第５６条から第６０条までの規定は特別支援学校に，第８４条の規定は特別支援学校の高等部に，それぞれ準用する。

第９章 大学

第８３条 大学は，学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
② 大学は，その目的を実現するための教育研究を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする。

第１０章 高等専門学校

第１１５条 高等専門学校は，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする。
② 高等専門学校は，その目的を実現するための教育を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする。

◎ 大学設置基準（抄）

（昭和31年10月22日
文部省令第２８号）
最終改正 H30.6.29

（教育課程の編成方針）
第１９条 大学は，当該大学，学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。
２ 教育課程の編成に当たつては，大学は，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
（教育課程の編成方法）
第２０条 教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。
（単位）
第２１条 各授業科目の単位数は，大学において定めるものとする。
２ 前項の単位数を定めるに当たつては，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。
一 講義及び演習については，１５時間から３０時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて１単位とする。

二　実験，実習及び実技については，３０時間から４５時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，大学が定める時間の授業をもつて１単位とすることができる。

三　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて１単位とする。

３　前項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

（１年間の授業期間）

第２２条　１年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，３５週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第２３条　各授業科目の授業は，１０週又は１５週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上必要があり，かつ，十分な教育効果をあげることができると認められる場合は，この限りでない。

（授業を行う学生数）

第２４条　大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は，授業の方法及び施設，設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（授業の方法）

第２５条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　大学は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前項の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　大学は，第１項の授業を，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

４　大学は，文部科学大臣が別に定めるところにより，第１項の授業の一部を，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第２５条の２　大学は，学生に対して，授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　大学は，学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第２５条の３　大学は，当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（昼夜開講制）

第２６条　大学は，教育上必要と認められる場合には，昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（単位の授与）

第２７条　大学は，一の授業科目を履修した学生に対しては，試験の上単位を与えるものとする。ただし，第２１条第３項の授業科目については，大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第２７条の２　大学は，学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

２　大学は，その定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については，前項に

定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第２８条　大学は，教育上有益と認めるときは，学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，６０単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は，学生が，外国の大学又は短期大学に留学する場合，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第２９条　大学は，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該大学における授業科目の履修とみなし，大学の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は，前条第１項及び第２項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第３０条　大学は，教育上有益と認めるときは，学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第３１条第１項の規定により修得した単位を含む。）を，当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　大学は，教育上有益と認めるときは，学生が当該大学に入学する前に行つた前条第１項に規定する学修を，当該大学における授業科目の履修とみなし，大学の定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，当該大学において修得した単位以外のものについては，第２８条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第３０条の２　大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第３１条　大学は，大学の定めるところにより，当該大学の学生以外の者で１又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し，単位を与えることができる。

２　科目等履修生に対する単位の授与については，第２７条の規定を準用する。

３　大学は，科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては，第１３条，第３７条及び第３７条の２に規定する基準を考慮して，教育に支障のないよう，それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

４　大学は，科目等履修生等を受け入れる場合においては，１の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は，第２４条の規定を踏まえ，適当な人数とするものとする。

（卒業の要件）

第３２条　卒業の要件は，大学に４年以上在学し，１２４単位以上を修得することとする。

２　前項の規定にかかわらず，医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は，大学に６年以上在学し，１８８単位以上を修得することとする。ただし，教育上必要と認められる場合には，大学は，修得すべき単位の一部の修得について，これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

３　第１項の規定にかかわらず，薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は，大学に６年以上在学し，１８６単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬

局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る２０単位以上を含む。）を修得することとする。
４　第１項の規定にかかわらず，獣医学に関する学科に係る卒業の要件は，大学に６年以上在学し，１８２単位以上を修得することとする。
５　第１項の規定により卒業の要件として修得すべき１２４単位のうち，第２５条第２項の授業の方法により修得する単位数は６０単位を超えないものとする。

◎　大学設置基準第29条第１項の規定により，大学が単位を与えることのできる学修を定める件（抄）

（平成３年６月５日
文部省告示第６８号）
最終改正 H28. 4. 1

１１　アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であつてこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で，大学において，大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
イ　審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
ロ　審査の内容が，学校教育法（昭和22年法律第26号）第８３条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。
ハ　審査が全国的な規模において，毎年１回以上行われるものであること。
ニ　審査の実施の方法が，適切かつ公正であること。

◎　学校図書館法（抄）

（昭和28年８月８日
法律第１８５号）
最終改正 H27.6.24

（この法律の目的）
第１条　この法律は，学校図書館が，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ，その健全な発達を図り，もつて学校教育を充実することを目的とする。
（定義）
第２条　この法律において「学校図書館」とは，小学校（特別支援学校の小学部を含む。），中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において，図書，視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し，整理し，及び保存し，これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて，学校の教育課程の展開に寄与するとともに，児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。
（司書教諭）
第５条　学校には，学校図書館の専門的職務を掌らせるため，司書教諭を置かなければならない。
２　前項の司書教諭は，主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。），指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教員等」という。）をもつて充てる。この場合において，当該主幹教諭等は，司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
３　前項に規定する司書教諭の講習は，大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
４　前項に規定するものを除くほか，司書教諭の講習に関し，履修すべき科目及び単位その他必要な事項は，文部科学省令で定める。

◎　学校図書館司書教諭講習規程（抄）

（昭和29年８月６日
文部省令第２１号）
最終改正 H19.3.30

（受講資格）

第２条　講習を受けることができる者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校，中学校，高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に２年以上在学する学生で６２単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第３条　司書教諭の資格を得ようとする者は，講習において，次の表の左欄に掲げる科目について，それぞれ同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科　　目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

２　講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第６条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて，前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは，これをもつて前項の規程により修得した科目の単位とみなす。

（修了証書の授与）

第６条　文部科学大臣は，第３条の定めるところにより１０単位を修得した者に対して，講習の修了証書を与えるものとする。

◎　社会教育法（抄）

（昭和24年６月10日
法律第２０７号）
最終改正 R1.6.7

（この法律の目的）

第１条　この法律は，教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り，社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第２条　この法律において「社会教育」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき，学校の教育課程として行われる教育活動を除き，主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第９条の２　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に，社会教育主事を置く。

２　都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に，社会教育主事補を置く~~ことができる~~。

（社会教育主事の資格）

第９条の４　次の各号のいずれかに該当する者は，社会教育主事となる資格を有する。

一　大学に２年以上在学して６２単位以上を修得し，又は高等専門学校を卒業し，かつ，次に掲げる期間を通算した期間が３年以上になる者で，次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ　社会教育主事補の職にあつた期間

ロ　官公署，学校，社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書，学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ　官公署，学校，社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて，社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二　教育職員の普通免許状を有し，かつ，５年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で，次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三　大学に２年以上在学して，６２単位以上を修得し，かつ，大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で，第１号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が１年以上になるもの

四　次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第１号及び第２号に掲げる者を除く。）で，社会教育に関する専門的事項について前３号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第９条の５　社会教育主事の講習は，文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

２　受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は，文部科学省令で定める。

◎　社会教育主事講習等規程（抄）

（昭和26年６月21日 文部省令第１２号）
最終改正 H30.2.28

（講習の受講資格者）

第２条　講習を受けることができる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　大学に２年以上在学して６２単位以上を修得した者，高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。）附則第２項の規定に該当する者

二　教育職員の普通免許状を有する者

三　２年以上法第９条の４第１号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四　４年以上法第９条の４第２号に規定する職にあつた者

五　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（受講申込）

第２条の２　講習を受講しようとする者は，講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

（科目の単位）

第３条　社会教育主事となる資格を得ようとする者は，講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科　　目	単位数
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

（修了証書の授与）

第８条　講習を行う大学その他の教育機関の長は，第３条の規定により８単位以上の単位を修得した者に対

して，講習の修了証書を与えるものとする。
２　講習を行う大学その他の教育機関の長は，前項の規定により講習の修了証書を与えたときは，修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。
３　第１項に規定する修了証書を授与された者は，社会教育士（講習）と称することができる。
第１１条　法第９条の４第３号の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は，次の表に掲げるものとする。

科　　目	単位数
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習，社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一科目以上の科目	3

２　前項の規定により修得すべき科目の単位のうち，すでに大学において修得した科目の単位は，これをもつて，前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。
３　第一項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は，社会教育士（養成課程）と称することができる。

◎　社会福祉法（抄）

（昭和26年３月29日
法律第４５号）
最終改正 R1.6.14

第４章　社会福祉主事
（設置）
第１８条　都道府県，市及び福祉に関する事務所を設置する町村に，社会福祉主事を置く。
２　前項に規定する町村以外の町村は，社会福祉主事を置くことができる。
３　都道府県の社会福祉主事は，都道府県の設置する福祉に関する事務所において，生活保護法，児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。
４　市及び第１項に規定する町村の社会福祉主事は，市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において，生活保護法，児童福祉法，母子及び父子並びに寡婦福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護，育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
５　第２項の規定により置かれる社会福祉主事は，老人福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。
（資格等）
第１９条　社会福祉主事は，都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし，年齢２０年以上の者であつて，人格が高潔で，思慮が円熟し，社会福祉の増進に熱意があり，かつ，次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。
一　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学，旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学，旧高等学校令（大正７年勅令第389号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において，厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
三　社会福祉士
四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
２　以下省略

附　則

６　社会福祉主事の設置に関する法律第２条第１項第１号又は第２号の規定によつてした厚生大臣の指定は，第１８条第１号又は第２号の規定によつてした指定とみなす。

以下省略

◎　社会福祉主事の資格に関する科目指定

（昭和25年８月29日
厚生省告示第２２６号）
最終改正 H12.3.31

社会福祉主事の設置に関する法律（昭和25年法律第182号）第２条第１項第１号の規定による社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉概論，社会福祉事業史，社会福祉援助技術論，社会福祉調査論，社会福祉施設経営論，社会福祉行政論，社会保障論，公的扶助論，児童福祉論，家庭福祉論，保育理論，身体障害者福祉論，知的障害者福祉論，精神障害者保健福祉論，老人福祉論，医療社会事業論，地域福祉論，法学，民法，行政法，経済学，社会政策，経済政策，心理学，社会学，教育学，倫理学，公衆衛生学，医学一般，リハビリテーション論，看護学，介護概論，栄養学及び家政学のうち３科目以上

◎　児童福祉法（抄）

（昭和22年12月12日
法律第１６４号）
最終改正 R1.6.26

第七節　保育士

第１８条の４　この法律で，保育士とは，第１８条の１８第１項の登録を受け，保育士の名称を用いて，専門的知識及び技術をもつて，児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第１８条の６　次の各号のいずれかに該当する者は，保育士となる資格を有する。

一　都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

二　保育士試験に合格した者

第１８条の８　保育士試験は，厚生労働大臣の定める基準により，保育士として必要な知識及び技能について行う。

②　保育士試験は，毎年１回以上，都道府県知事が行う。

③　以下省略

第１８条の１８　保育士となる資格を有する者が保育士となるには，保育士登録簿に，氏名，生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

②　保育士登録簿は，都道府県に備える。

③　都道府県知事は，保育士の登録をしたときは，申請者に第１項に規定する事項を記載した保育士登録証を交付する。

◎　児童福祉法施行令（抄）

（昭和23年３月31日
政令第７４号）
最終改正 R2.3.27

第二章　保育士

第５条　法第１８条の６第１号の指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)の指定は，厚生労働省令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

②　指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は，厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を，当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において，設置者が法人(地方公共団体を除く。)であるときは，申請書に定款，寄付行為その他の規約を添えなければならない。

③　以下省略

◎　児童福祉法施行規則（抄）

（昭和23年３月31日
厚生省令第１１号）
最終改正 R2.3.19

第一章の四　保育士

第６条の２の２　令第５条第１項に規定する厚生労働省令で定める基準は，次のとおりとする。

一　入所資格を有する者は，学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第９０条第２項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。

二　修業年限は，２年以上であること。

三　厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を有し，かつ，厚生労働大臣の定める方法により履修させるものであること。

四　保育士の養成に適当な建物及び設備を有すること。

五　学生の定員は１００人以上であること。

六　１学級の学生数は，５０人以下であること。

七　専任の教員は，おおむね，学生数４０人につき１人以上を置くものであること。

八　教員は，その担当する科目に関し，学校教育法第１０４条に規定する修士若しくは博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験若しくは教育上の能力を有すると認められる者であること。

九　管理及び維持の方法が確実であること。

②　以下省略

第６条の３　令第５条第２項に規定する厚生労働省令で定める事項は，次のとおりとする。

一　設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

二　名称及び位置

三　設置年月日

四　学則

五　学校その他の施設の長の氏名及び履歴

六　教員の氏名，履歴，担当科目及び専任兼任の別

七　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

八　実習に利用する施設の名称及び利用の概要

九　当該年度経費収支予算の細目

十　設置者が国又は地方公共団体以外のときは，設置者の資産状況
②　以下省略

◎　児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法

（平成13年５月23日
厚生労働省告示第198号）
最終改正 H30.4.27

（修業教科目及び単位数）
第１条　児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号に規定する修業教科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。
一　必修科目　別表第１の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
二　選択必修科目　別表第２に掲げる系列のうちから１８単位以上（うち保育実習　３単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）　２単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）　１単位以上））
三　教養科目　１０単位以上（うち外国語に関する演習　２単位以上、体育に関する講義及び実技　それぞれ１単位、これら以外の科目　６単位以上）
（任意開設教科目及び単位数）
第２条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第１８条の６第１号に規定する指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）は、必要があると認めるときは、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を設けることができる。
（単位の算定方法）
第３条　各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第７条の例により算定するものとする。
（履修方法）
第４条　指定保育士養成施設は、入所者に対して、次の各号に掲げる教科目及び単位数を履修させるものとする。
一　必修科目　別表第１の教科目の欄に掲げるすべての教科目について、それぞれ同表の単位数の欄に掲げる単位数
二　選択必修科目　別表第２に掲げる系列のうちから９単位以上（うち保育実習　３単位以上（うち保育実習Ⅱ（実習）又は保育実習Ⅲ（実習）　２単位以上、保育実習指導Ⅱ（演習）又は保育実習指導Ⅲ（演習）　１単位以上））
三　教養科目　８単位以上（うち体育に関する講義及び実技　それぞれ１単位）
（選択履修科目）
第５条　指定保育士養成施設は、入所者に対して、前条各号に掲げる教科目及び単位数以外の教科目及び単位数を選択して履修させることができる。

別表第１

系　列	教科目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2
	教育原理（講義）	2
	子ども家庭福祉（講義）	2
	社会福祉（講義）	2
	子ども家庭支援論（講義）	2
	社会的養護Ⅰ（講義）	2
	保育者論（講義）	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2
	子ども家庭支援の心理学（講義）	2
	子どもの理解と援助（演習）	1
	子どもの保健（講義）	2
	子どもの食と栄養（演習）	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価（講義）	2
	保育内容総論（演習）	1
	保育内容演習（演習）	5
	保育内容の理解と方法（演習）	4
	乳児保育Ⅰ（講義）	2
	乳児保育Ⅱ（演習）	1
	子どもの健康と安全（演習）	1
	障害児保育（演習）	2
	社会的養護Ⅱ（演習）	1
	子育て支援（演習）	1
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2
総合演習	保育実践演習（演習）	2

別表第２

一　保育の本質・目的に関する科目

二　保育の対象の理解に関する科目

三　保育の内容・方法に関する科目

四　保育実習

◎　社会福祉士及び介護福祉士法（抄）

（昭和62年５月26日
法律第３０号）

最終改正 R1.6.14

（定義）

第２条　この法律において「社会福祉士」とは，第２８条の登録を受け，社会福祉士の名称を用いて，専門的知識及び技術をもつて，身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ，助言，指導，福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第４７条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第７条及び第４７条の２において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

２　以下省略

（社会福祉士の資格）

第４条　社会福祉士試験に合格した者は，社会福祉士となる資格を有する。

（社会福祉士試験）

第５条　社会福祉士試験は，社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

（社会福祉士試験の実施）

第６条　社会福祉士試験は，毎年１回以上，厚生労働大臣が行う。

（受験資格）

第７条　社会福祉士試験は，次の各号のいずれかに該当する者でなければ，受けることができない。

一　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

二　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であつて，文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三　以下省略

（登録）

第２８条　社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには，社会福祉士登録簿に，氏名，生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（社会福祉士登録簿）

第２９条　社会福祉士登録簿は，厚生労働省に備える。

（社会福祉士登録証）

第３０条　厚生労働大臣は，社会福祉士の登録をしたときは，申請者に第２８条に規定する事項を記載した社会福祉士登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

以下省略

◎　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（抄）

（昭和62年12月15日
厚生省令第４９号）
最終改正 R1.11.29

（社会福祉士試験の方法）

第４条　社会福祉士試験は，筆記の方法により行う。

（社会福祉士試験の科目）

第５条　社会福祉士試験の科目は，次のとおりとする。

一　人体の構造と機能及び疾病

二　心理学理論と心理的支援

三　社会理論と社会システム

四　現代社会と福祉

五　社会調査の基礎

六　相談援助の基盤と専門職

七　相談援助の理論と方法

八　地域福祉の理論と方法

九　福祉行財政と福祉計画

十　福祉サービスの組織と運営
十一　社会保障
十二　高齢者に対する支援と介護保険制度
十三　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十四　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十五　低所得者に対する支援と生活保護制度
十六　保健医療サービス
十七　就労支援サービス
十八　権利擁護と成年後見制度
十九　更正保護制度
（社会福祉士の登録事項）
第９条　法第２８条の厚生労働省令で定める事項は，次のとおりとする。
一　登録番号及び登録年月日
二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については，その国籍）
三　社会福祉士試験に合格した年月
（登録の申請）
第１０条　以下省略
（登録）
第１１条　厚生労働大臣は，前条の申請があつたときは，社会福祉士登録申請書の記載事項を審査し，当該申請者が社会福祉士となる資格を有すると認めたときは，社会福祉士登録簿に登録し，かつ，当該申請者に社会福祉士登録証を交付する。
２　以下省略

◎社会福祉に関する科目を定める省令（抄）

（昭和24年３月24日　文部科学省・厚生労働省令第３号）
最終改正 H28.3.31

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第７条第１号及び第２号並びに第３９条第２号の規定に基づき，及び同法を実施するため，社会福祉に関する科目を定める省令を次のように定める。
（法第７条第１号の社会福祉に関する科目）
第１条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第７条第１号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は，次のとおりとする。ただし，法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後，入学する者については，第１号から第１６号までに掲げる科目とする。
一　次に掲げる科目のうち１科目
イ　人体の構造と機能及び疾病
ロ　心理学理論と心理的支援
ハ　社会理論と社会システム
二　現代社会と福祉
三　社会調査の基礎
四　相談援助の基盤と専門職
五　相談援助の理論と方法
六　地域福祉の理論と方法
七　福祉行財政と福祉計画
八　福祉サービスの組織と経営

九　社会保障
十　高齢者に対する支援と介護保険制度
十一　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十二　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十三　低所得者に対する支援と生活保護制度
十四　保健医療サービス
十五　次に掲げる科目のうち１科目
イ　就労支援サービス
ロ　権利擁護と成年後見制度
ハ　更生保護制度
十六　相談援助演習
十七　相談援助実習指導
十八　相談援助実習

（法第７条第２号の社会福祉に関する基礎科目）

第２条　法第７条第２号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目は，次のとおりとする。

一　次に掲げる科目のうち１科目
イ　人体の構造と機能及び疾病
ロ　心理学理論と心理的支援
ハ　社会理論と社会システム
二　社会調査の基礎
三　相談援助の基盤と専門職
四　福祉行財政と福祉計画
五　福祉サービスの組織と経営
六　社会保障
七　高齢者に対する支援と介護保険制度
八　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
九　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十　低所得者に対する支援と生活保護制度
十一　保健医療サービス
十二　次に掲げる科目のうち１科目
イ　就労支援サービス
ロ　権利擁護と成年後見制度
ハ　更生保護制度

（法第４０条第２項第２号の社会福祉に関する科目）

第３条　法第４０条第２項第２号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目は，次のとおりとする。ただし，指定施設において１年以上相談援助の業務に従事した後，入学する者については，第１号から第１３号までに掲げる科目とする。

一　人体の構造と機能及び疾病
二　心理学理論と心理的支援
三　社会理論と社会システム
四　現代社会と福祉
五　相談援助の基盤と専門職
六　相談援助の理論と方法
七　社会保障
八　高齢者に対する支援と介護保険制度

九　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十　児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
十一　低所得者に対する支援と生活保護制度
十二　保健医療サービス
十三　相談援助演習
十四　相談援助実習指導
十五　相談援助実習

（実習演習科目の時間数等）

第４条　第１条第１６号から第１８号まで及び前条第１３号から第１５号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は，次に掲げる要件に適合するものとする。

一　次に掲げる科目の区分に応じ，それぞれ次に定める時間数以上であること。
　イ　第１条第１６号及び前条第１３号に掲げる科目　１５０時間
　ロ　第１条第１７号及び前条第１４号に掲げる科目　９０時間
　ハ　第１条第１８号及び前条第１５号に掲げる科目　１８０時間

二　実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は，次に掲げる者のいずれかであること。
　イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において，教授，准教授，助教又は講師として，社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
　ロ　学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として，社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し５年以上の経験を有する者
　ハ　社会福祉士の資格を取得した後，相談援助の業務に５年以上従事した経験を有する者
　ニ　社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて，厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

三　実習演習担当教員の員数は，実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）２０人につき１人以上とすること。

四　実習演習担当教員のうち１人は，専任教員であること。

五　少なくとも学生２０人につき１室の割合で，相談援助演習を行うための演習室及び相談援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし，相談援助演習及び相談援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は，演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

六　厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち，相談援助実習を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）を相談援助実習に利用できること。ただし，相談援助実習の一部については，相談援助実習を行うのに適当な市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うことができる。

七　実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は，社会福祉士の資格を取得した後，相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて，かつ，実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

八　一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う学生の数は，その指導する実習指導者の員数に５を乗じて得た数を上限とすること。

（実習演習科目の確認）

第５条　第１条又は第３条に規定する科目を開設する学校教育法に基づく学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）の設置者は，その学校等の教育課程において開設し，又はしようとする実習演習科目が前条に掲げる要件に適合していることについて文部科学大臣及び厚生労働大臣（専修学校又は各種学校（学校教育法第１条に規定する学校に附設されるものを除く。）にあつては，厚生労働大臣とする。以下同じ。）の確認を受けることができる。

２　前項の確認を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては，名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　設置年月日

五　長の氏名及び履歴

六　実習演習担当教員の氏名，履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

七　校舎の概要

八　実習施設等の種類，名称，所在地，設置者若しくは経営者の氏名（法人にあつては，名称）及び設置若しくは開始の年月日並びに当該実習施設等における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名又は実習を行う市町村の名称及び当該市町村における実習指導者の氏名

３　前項の申請書には，同項第８号に掲げる実習施設等又は市町村における実習を承諾する旨の当該実習施設等の設置者若しくは経営者又は当該市町村の長の承諾書を添えなければならない。

４　通信課程を設ける学校等にあつては，前２項に規定するもののほか，次に掲げる事項を申請書に記載しなければならない。

一　通信養成を行う地域

二　面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

（変更の届出）

第６条　前条第１項の確認を受けた者は，前条第２項及び第４項に規定する事項に変更があつたときは，その日から１月以内に，文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

２　前条第３項の規定は，同条第２項第８号に掲げる事項の変更に係る届出について準用する。

（確認の取消し）

第７条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は，第５条第１項の確認をした実習演習科目が第４条に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき，又は次条の規定による申請があつたときは，その確認を取り消すことができる。

（確認の取消しの申請）

第８条　文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認の取消しを受けようとするときは，第５条第１項の確認を受けた者は，申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

（資料の提出等）

第９条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は，第５条から第７条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは，第５条第１項の確認を受けた者又は同条第２項の申請をした者に対し，資料の提出又は説明を求めることができる。

２　前項の場合において，文部科学大臣及び厚生労働大臣は，第５条第１項の確認をした実習演習科目が第４条各号に掲げる要件に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは，実地に調査することができる。

◎　公認心理師法（抄）

（平成27年９月16日
法律第６８号）
最終改正 R1.6.14

（定義）

第２条　この法律において「公認心理師」とは、第２８条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一　心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
二　心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
三　心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
四　心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

（資格）

第４条　公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

（試験）

第５条　試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第６条　試験は、毎年１回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。

（受験資格）

第７条　試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者
二　学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務に従事したもの
三　以下省略

（登録）

第２８条　公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（公認心理師登録簿）

第２９条　公認心理師登録簿は、文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ備える。

（公認心理師登録証）

第３０条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録をしたときは、申請者に第２８条に規定する事項を記載した公認心理師登録証（以下この章において「登録証」という。）を交付する。

◎　公認心理師法施行規則（抄）

（平成29年９月15日
文部科学省・厚生労働省令第３号）
最終改正 R1.6.14

（大学における公認心理師となるために必要な科目）

第１条　公認心理師法（以下「法」という。）第７条第１号及び第２号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　公認心理師の職責
二　心理学概論
三　臨床心理学概論
四　心理学研究法
五　心理学統計法
六　心理学実験

七　知覚・認知心理学
八　学習・言語心理学
九　感情・人格心理学
十　神経・生理心理学
十一　社会・集団・家族心理学
十二　発達心理学
十三　障害者・障害児心理学
十四　心理的アセスメント
十五　心理学的支援法
十六　健康・医療心理学
十七　福祉心理学
十八　教育・学校心理学
十九　司法・犯罪心理学
二十　産業・組織心理学
二十一　人体の構造と機能及び疾病
二十二　精神疾患とその治療
二十三　関係行政論
二十四　心理演習
二十五　心理実習（実習の時間が８０時間以上のものに限る。）

（大学院における公認心理師となるために必要な科目）

第２条　法第７条第１号の大学院における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　保健医療分野に関する理論と支援の展開
二　福祉分野に関する理論と支援の展開
三　教育分野に関する理論と支援の展開
四　司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
五　産業・労働分野に関する理論と支援の展開
六　心理的アセスメントに関する理論と実践
七　心理支援に関する理論と実践
八　家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
九　心の健康教育に関する理論と実践
十　心理実践実習（実習の時間が４５０時間以上のものに限る。）

（実習演習科目）

第３条　第１条第２４号及び第２５号並びに前条第１０号の科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、公認心理師の資格を取得した後、法第２条各号に掲げる行為の業務に５年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

２　実習演習担当教員の員数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数以上としなければならない。

一　心理演習又は心理実習　学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）１５人につき１人
二　心理実践実習　学生５人につき１人

３　心理実習又は心理実践実習は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設のうち、心理実習又は心理実践実習を行うのに適当なもの（以下この条において「実習施設」という。）を利用して行わなければならない。

４　実習指導者（実習施設において心理実習又は心理実践実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、公認心

理師の資格を取得した後、法第２条各号に掲げる行為の業務に５年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

５　一の実習施設における心理実習又は心理実践実習について指導を行う実習指導者の数は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数以上としなければならない。

一　心理実習　同時に指導を行う学生１５人につき１人

二　心理実践実習　同時に指導を行う学生５人につき１人

（文部科学省令・厚生労働省令で定める者）

第４条　法第７条第１号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。附則第８条第１項第１号を除き、以下同じ。）において第１条各号に掲げる科目を修めて同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、同法による大学院において第２条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

二　学校教育法による専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第１５５条第１項第５号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。附則第８条第１項第２号を除き、以下同じ。）において第１条各号に掲げる科目を修めて卒業した者であって、同法による大学院において第２条各号に掲げる科目を修めてその課程を修了したもの

２　法第７条第２号の文部科学省令・厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一　学校教育法による大学において第一条各号に掲げる科目を修めて、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

二　学校教育法による専修学校の専門課程において第１条各号に掲げる科目を修めて卒業した者

（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設）

第５条　法第７条第２号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第１号に掲げる者と同等以上の第２条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。

一　学校教育法に規定する学校

二　裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する裁判所

三　地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター

四　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所

五　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター

七　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設

八　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会

九　売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設

十　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所

十一　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター

十二　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設

十三　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設

十四　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設

十五　更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設

十六　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第１３０条の２第１項の規定によりな

おその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター

十七　法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所

十八　厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に規定する国立児童自立支援施設

十九　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設

二十　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

二十一　発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター

二十二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

二十三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園

二十四　子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に規定する子ども・若者総合相談センター

二十五　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設

二十六　前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

（文部科学省令・厚生労働省令で定める期間）

第６条　法第７条第２号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間は、２年とする。

（公認心理師試験の方法）

第８条　公認心理師試験は、筆記の方法により行う。

（登録事項）

第１２条　法第二十八条の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三　公認心理師試験に合格した年月

（登録の申請）

第１３条　以下省略

（登録）

第１４条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前条の申請があったときは、公認心理師登録申請書の記載事項を審査し、当該申請者が公認心理師となる資格を有すると認めたときは、公認心理師登録簿に登録し、かつ、当該申請者に公認心理師登録証を交付する。

２　以下省略

教 育 職 員 免 許 法

教育職員免許法施行規則

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律及び同法施行規則

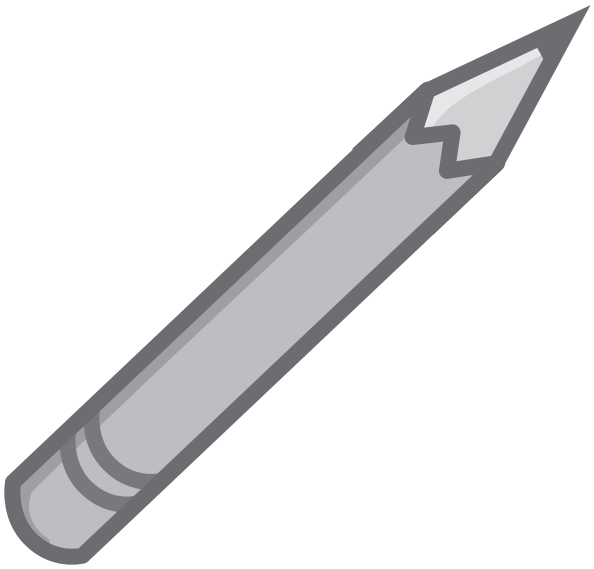

教育職員免許法（抄）

（昭和24年5月31日法律第147号）
最終改正　Ｈ３１．４．１

第１章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は，教育職員の免許に関する基準を定め，教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「教育職員」とは，学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（第３項において「第一条学校」という。）並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。），指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

２　この法律で「免許管理者」とは，免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会，これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

３　この法律において「所轄庁」とは，大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第１項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長，大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会，大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長，私立学校（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市又は同法第252条の22第１項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては，当該指定都市等の長）をいう。

４　この法律で「自立教科等」とは，理療（あん摩，マツサージ，指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。），理学療法，理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動（以下「自立活動」という。）をいう。

５　この法律で「特別支援教育領域」とは，学校教育法第72条に規定する視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。

（免許）

第３条　教育職員は，この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を，養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を，栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を，講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を，それぞれ充てるものとする。

３　特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭，養護教諭，養護助教諭，栄

養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については，第１項の規定にかかわらず，特別支援学校の教員の免許状のほか，特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

４　義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭，養護教諭，養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については，第１項の規定にかかわらず，小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

５　中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭，養護教諭，養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については，第１項の規定にかかわらず，中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

６　幼保連携型認定こども園の教員の免許については，第１項の規定にかかわらず，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第３条の２　次に掲げる事項の教授又は実習を担任する非常勤の講師については，前条の規定にかかわらず，各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一　小学校における次条第６項第１号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

二　中学校における次条第５項第１号に掲げる教科及び第 16 条の３第１項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

三　義務教育学校における前２号に掲げる事項

四　高等学校における次条第５項第２号に掲げる教科及び第 16 条の３第１項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

五　中等教育学校における第２号及び前号に掲げる事項

六　特別支援学校（幼稚部を除く。）における第１号，第２号及び第４号に掲げる事項並びに自立教科等の領域の一部に係る事項

七　教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

２　前項の場合において，非常勤の講師に任命し，又は雇用しようとする者は，あらかじめ，文部科学省令で定めるところにより，その旨を第５条第７項で定める授与権者に届け出なければならない。

第２章　免許状

（種類）

第４条　免許状は，普通免許状，特別免許状及び臨時免許状とする。

２　普通免許状は，学校（義務教育学校，中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状，養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし，それぞれ専修免許状，１種免許状及び２種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては，専修免許状及び１種免許状）に区分する。

３　特別免許状は，学校（幼稚園，義務教育学校，中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

４　臨時免許状は，学校（義務教育学校，中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

５　中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は，次に掲げる各教科について授与するものとする。

一　中学校の教員にあつては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業（職業指導及び職業実習（農業，工業，商業，水産及び商船のうちいずれか１以上の実習とする。以下同じ。）を含む。），職業指導，職業実習，外国語（英語，ドイツ語，フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二　高等学校の教員にあつては，国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体

育，保健，看護，看護実習，家庭，家庭実習，情報，情報実習，農業，農業実習，工業，工業実習，商業，商業実習，水産，水産実習，福祉，福祉実習，商船，商船実習，職業指導，外国語（英語，ドイツ語，フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6　小学校教諭，中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は，次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一　小学校教諭にあつては，国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育及び外国語（英語，ドイツ語，フランス語その他の各外国語に分ける。）

二　中学校教諭にあつては，前項第１号に掲げる各教科及び第 16 条の３第１項の文部科学省令で定める教科

三　高等学校教諭にあつては，前項第２号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第 16 条の４第１項の文部科学省令で定めるもの並びに第 16 条の３第１項の文部科学省令で定める教科

第４条の２　特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は，１又は２以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2　特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状は，前条第２項の規定にかかわらず，文部科学省令で定めるところにより，障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3　特別支援学校教諭の特別免許状は，前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授与）

第５条　普通免許状は，別表第１，別表第２若しくは別表第２の２に定める基礎資格を有し，かつ，大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第１，別表第２若しくは別表第２の２に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，次の各号のいずれかに該当する者には，授与しない。

一　18 歳未満の者

二　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし，文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三　成年被後見人又は被保佐人

四　禁錮以上の刑に処せられた者

五　第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い，当該失効の日から３年を経過しない者

六　第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け，当該処分の日から３年を経過しない者

七　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

2　前項本文の規定にかかわらず，別表第１から別表第２の２までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は，その者が免許状更新講習（第９条の３第１項に規定する免許状更新講習をいう。以下第９条の２までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める２年以上の期間内にある場合に限り，行うものとする。

3　特別免許状は，教育職員検定に合格した者に授与する。ただし，第１項各号のいずれかに該当する者には，授与しない。

4　前項の教育職員検定は，次の各号のいずれにも該当する者について，教育職員に任命し，又は雇用しようとする者が，学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行う

ものとする。

一　担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二　社会的信望があり，かつ，教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

5　第７項で定める授与権者は，第３項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは，あらかじめ，学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

6　臨時免許状は，普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り，第１項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし，高等学校助教諭の臨時免許状は，次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一　短期大学士の学位（学校教育法第 104 条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第６項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者

二　文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

7　免許状は，都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手続等）

第５条の２　免許状の授与を受けようとする者は，申請書に授与権者が定める書類を添えて，授与権者に申し出るものとする。

2　特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては，当該免許状の授与を受けようとする者の別表第１の第３欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて，文部科学省令で定めるところにより，１又は２以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3　特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が，その授与を受けた後，当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し，申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合，又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には，当該授与権者は，前項に規定する文部科学省令で定めるところにより，当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

（効力）

第９条　普通免許状は，その授与の日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日まで，すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては，国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第３項において同じ。）において効力を有する。

2　特別免許状は，その授与の日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日まで，その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3　臨時免許状は，その免許状を授与したときから３年間，その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

4　第１項の規定にかかわらず，その免許状に係る別表第１から別表第８までに規定する所要資格を得た日，第 16 条の２第１項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第 16 条の３第２項若しくは第 17 条第１項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後，同日から起算して 10 年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める２年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は，当該 10 年を経過する日までとする。

5　普通免許状又は特別免許状を２以上有する者の当該２以上の免許状の有効期間は，第１項，第２項及び前項並びに次条第４項及び第５項の規定にかかわらず，それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（免許状授与の特例）

第１６条の２　普通免許状は，第５条第１項の規定によるほか，普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

２　教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については，前項の規定にかかわらず，その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める２年以上の期間内にある場合に限り，普通免許状を授与する。

３　文部科学大臣は，教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

４　教員資格認定試験の受験資格，実施の方法その他試験に関し必要な事項は，文部科学省令で定める。

別表第１（第５条，第５条の２関係）

第　１　欄		第　２　欄	第　３　欄	
所要資格／免許状の種類		基　礎　資　格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	７５	
	１種免許状	学士の学位を有すること。	５１	
	２種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３１	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	１種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
	２種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３７	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	１種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
	２種免許状	短期大学士の学位を有すること。	３５	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８３	
	１種免許状	学士の学位を有すること。	５９	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		５０
	１種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		２６
	２種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		１６

備考

1　この表における単位の修得方法については，文部科学省令で定める（別表第２から別表第８までの場合においても同様とする。）。

1の２　文部科学大臣は，前号の文部科学省令を定めるに当たつては，単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに，あらかじめ，第 16 条の３第４項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第２から別表第８までの場合においても同様とする。）。

2　第２欄の「修士の学位を有すること」には，学校教育法第 104 条第３項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第６号及び第７号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に１年以上在学し，30 単位以上修得した場合を含むものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。

2の２　第２欄の「学士の学位を有すること」には，学校教育法第 104 条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第２の場合においても同様とする。）。

2の３　第２欄の「短期大学士の学位を有すること」には，学校教育法第 104 条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第６項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合，文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。

3　高等学校教諭以外の教諭の２種免許状の授与の所要資格に関しては，第３欄の「大学」には，文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

4　この表の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは１種免許状又は幼稚園，小学校若しくは中学校の教諭の２種免許状の授与を受けようとする者については，特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。

5　第３欄に定める科目の単位は，次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第２及び別表第２の２の場合においても同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第 16 条の３第４項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので，文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

6　前号の認定課程には，第３欄に定める科目の単位のうち，教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程を含むものとする。

7　専修免許状に係る第３欄に定める科目の単位数のうち，その単位数からそれぞれの１種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第２の２の場合においても同様とする。）。

8　１種免許状（高等学校教諭の１種免許状を除く。）に係る第３欄に定める科目の単位数は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数からそれぞれの２種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第２（第５条関係）

第　１　欄		第　２　欄	第　３　欄
免許状の種類＼所要資格		基　礎　資　格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	８０
	１種免許状	イ　学士の学位を有すること。	５６
		ロ　保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により保健師の免許を受け，文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	１２
		ハ　保健師助産師看護師法第７条第３項の規定により看護師の免許を受け，文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に１年以上在学すること。	２２
	２種免許状	イ　短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	４２
		ロ　保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ　保健師助産師看護師法第51条第１項の規定に該当すること又は同条第３項の規定により免許を受けていること。	

備考

１　第２欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には，学校教育法第104条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第６項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

２　専修免許状に係る第３欄に定める単位数のうち，その単位数から１種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については，大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

３　この表の１種免許状のロの項又はハの項の規定により１種免許状の授与を受けた者が，この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは，専修免許状に係る第３欄に定める単位数のうち１種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

４　１種免許状に係る第３欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は，短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において，その単位数から２種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については，短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（抄）

（昭和 29 年 10 月 27 日文部省令第 26 号）

最終改正　Ｈ３１．４．１

第１条　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第１から別表第８までにおける単位の修得方法等に関しては，この章の定めるところによる。

第１条の２　免許法別表第１から別表第８までにおける単位の計算方法は，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第２項及び第３項（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する場合を含む。），専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 14 条第２項及び第３項，大学通信教育設置基準（昭和 50 年文部省令第 33 号）第５条，短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第７条第２項及び第３項，専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）第 11 条第２項及び第３項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第３号）第５条に定める基準によるものとする。

第１条の３　免許法別表第１備考第２号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は，大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第２条　免許法別表第１に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第１欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	１種免許状	２種免許状
最低修得単位数	第２欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第５欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第６欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2

備考

１　領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康，人間関係，環境，言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

２　保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリ

キュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は，学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し，育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第９条の表備考第７号及び第８号において，「特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は１単位以上を修得するものとする（次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第９条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

4　道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては，教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第１項，第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。

5　カリキュラム・マネジメントは，次に掲げる事項を通じて，教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第９条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

イ　幼児，児童又は生徒，学校及び地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ　教育課程の実施状況を評価し，その改善を図っていくこと。

ハ　教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

6　教育実習は，幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第１項の表備考第５号において同じ。），小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第５号及び第４条第１項の表備考第７号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

7　教育実習の単位数には，教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校，専修学校，社会教育に関する施設，社会福祉施設，児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の１単位を含むものとする（次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第７条第１項，第９条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

8　教育実習の単位数には，２単位まで，学校体験活動（学校における授業，部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児，児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第７条第１項及び第９条の表の場合においても同様とする。この場合において，高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては，「２単位」とあるのは「１単位」と読み替えるものとする。）。この場合において，教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第１項，第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。）。

9　教育実習の単位は，幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第 22 項第４号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ。），小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第１号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において，教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として１年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数１年について１単位の割合で，領域及び保育内容の指導法

に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて，これに替えることができる（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

９の２　前号に規定する実務証明責任者は，幼稚園，小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部及び附則第 22 項第１号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第３の第３欄に規定する実務証明責任者と同様とし，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第 67 条の表第３欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

10　教職実践演習は，当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ，教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第９条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

11　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は，教育の基礎的理解に関する科目にあつては８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては６単位）まで，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目にあつては２単位まで，教育実習にあつては３単位まで，教職実践演習にあつては２単位まで，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第１項及び第４条第１項の表の場合においても同様とする。）。

12　教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第１項，第４条第１項，第５条第１項，第９条及び第 10 条の表（表の部分に限る。）を除き，以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第 10 項の表備考第２号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち，２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては１単位）までは，小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

13　保育内容の指導法に関する科目の単位のうち，半数までは，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第１項，第４条第１項及び第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き，以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第１項，第４条第１項，第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き，以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもつてあてることができる。

14　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ，それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第１項，第４条第１項及び第５条第１項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては，「１種免許状又は２種免許状」とあるのは「１種免許状」と読み替えるものとする。）。

イ　専修免許状　領域に関する専門的事項に関する科目，保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ　１種免許状又は２種免許状　領域に関する専門的事項に関する科目，保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

２　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

３　保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は，第１項に定める修得方法の例によ

るものとする。

4　大学は，第１項に規定する各科目の開設に当たつては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第３条　免許法別表第１に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第１欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	１種免許状	２種免許状
最低修得単位数	第２欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第５欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第６欄	大学が独自に設定する科目		26	2	2

備考

1　教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第１項及び第５条第１項の表（表の部分に限る。）を除き，以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は，国語（書写を含む。），社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育及び外国語（英語，ドイツ語，フランス語その他の各外国語に分ける。）（第３号及び第 11 条の２の表備考第２号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち１以上の科目について修得するものとする。

2　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。），教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。），道徳の理論及び指導法，総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は，学校教育法施行規則第 52 条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し，育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は，専修免許状又は１種免許状の授与を受ける場合にあつては，国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ１単位以上を，２種免許状の授与を受ける場合にあつては，６以上の教科の指導法に関する科目（音楽，図画工作又は体育の教

科の指導法に関する科目のうち２以上を含む。）についてそれぞれ１単位以上を修得するものとする。

４　道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は，専修免許状又は１種免許状の場合は２単位以上，２種免許状の場合は１単位以上修得するものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

５　教育実習は，小学校，幼稚園，中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程，特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第７号及び第５条第１項の表備考第３号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

６　各教科の指導法に関する科目の単位のうち，生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては２単位まで，特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては１単位まで，幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

２　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

３　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は，第１項に定める修得方法の例によるものとする。

４　大学は，第１項に規定する各科目の開設に当たつては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第４条　免許法別表第１に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第１欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	１種免許状	２種免許状
最低修得単位数	第２欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

	第５欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (2)	5 (2)	5 (2)
			教職実践演習	2	2	2
	第６欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

備考

1　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許教科の種類に応じ，それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ１単位以上修得するものとする。

イ　国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。），国文学（国文学史を含む。），漢文学，書道（書写を中心とする。）

ロ　社会 日本史・外国史，地理学（地誌を含む。），「法律学，政治学」，「社会学，経済学」，「哲学，倫理学，宗教学」

ハ　数学 代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」，コンピュータ

ニ　理科 物理学，物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学，化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学，生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学，地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホ　音楽 ソルフェージュ，声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。），器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。），指揮法，音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ　美術 絵画（映像メディア表現を含む。），彫刻，デザイン（映像メディア表現を含む。），工芸，美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト　保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。），生理学（運動生理学を含む。），衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）

チ　保健 生理学・栄養学，衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）

リ　技術 木材加工（製図及び実習を含む。），金属加工（製図及び実習を含む。），機械（実習を含む。），電気（実習を含む。），栽培（実習を含む。），情報とコンピュータ（実習を含む。）

ヌ　家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。），被服学（被服製作実習を含む。），食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。），住居学，保育学（実習を含む。）

ル　職業 産業概説，職業指導，「農業，工業，商業，水産」，「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」

ヲ　職業指導 職業指導，職業指導の技術，職業指導の運営管理

ワ　英語 英語学，英語文学，英語コミュニケーション，異文化理解

カ　宗教 宗教学，宗教史，「教理学，哲学」

2　前号に掲げる教科に関する専門的事項は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

3　英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。）。

4　第１号中「　」内に示された事項は当該事項の１以上にわたつて行うものとする（次条第１項，第９条，第15条第２項，第18条の２及び第64条第２項の表の場合においても同様とする。）。ただし，「農業，工業，商業，水産」の修得方法は，これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち２以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ２単位以上を修得するものとする。

5　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。），教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。），道徳の理論及び指導法，総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は，学校教育法施行規

則第 74 条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し，育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

6　各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は，受けようとする免許教科について，専修免許状又は１種免許状の授与を受ける場合にあつては８単位以上を，２種免許状の授与を受ける場合にあつては２単位以上を修得するものとする（次条第１項の表の場合においても同様とする。この場合において，「８単位以上を，２種免許状の授与を受ける場合にあつては２単位以上」とあるのは「４単位以上」と読み替えるものとする。）。

7　教育実習は，中学校，小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第１項の表備考第３号において同じ。）の教育を中心とするものとする。

8　教育実習の単位は，中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程，特別支援学校の中学部，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第 22 項第２号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第３号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において，教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として１年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数１年について１単位の割合で，表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて，これに替えることができる（次条第１項の表の場合においても同様とする。）

8の２　前号に規定する実務証明責任者は，中学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第 22 項第２号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第３号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第３の第３欄に規定する実務証明責任者と同様とし，海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第 67 条の表第３欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第１項の表の場合においても同様とする）。

9　音楽及び美術の各教科についての普通免許状については，当分の間，各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については，教育職員免許法別表第１備考第７号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は，当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において，各教科の指導法に関する科目にあつては１単位以上，その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は，第１項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は，第１項に規定する各科目の開設に当たつては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第５条　免許法別表第１に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第１欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状
最低修得単位数	第２欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10（4）	10（4）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8（5）	8（5）
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第５欄	教育実践に関する科目	教育実習	3（2）	3（2）
			教職実践演習	2	2
	第６欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

1　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，免許教科の種類に応じ，それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ１単位以上修得するものとする。

イ　国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。），国文学（国文学史を含む。），漢文学

ロ　地理歴史 日本史，外国史，人文地理学・自然地理学，地誌

ハ　公民 「法律学（国際法を含む。），政治学（国際政治を含む。）」，「社会学，経済学（国際経済を含む。）」，「哲学，倫理学，宗教学，心理学」

ニ　数学 代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」，コンピュータ

ホ　理科 物理学，化学，生物学，地学，「物理学実験（コンピュータ活用を含む。），化学実験（コンピュータ活用を含む。），生物学実験（コンピュータ活用を含む。），地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ　音楽 ソルフェージュ，声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。），器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。），指揮法，音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ト　美術 絵画（映像メディア表現を含む。），彫刻，デザイン（映像メディア表現を含む。），美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

チ　工芸 図法・製図，デザイン，工芸制作（プロダクト制作を含む。），工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

リ　書道 書道（書写を含む。），書道史，「書論，鑑賞」，「国文学，漢文学」
ヌ　保健体育 体育実技，「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。），生理学（運動生理学を含む。），衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
ル　保健 「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」，衛生学・公衆衛生学，学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
ヲ　看護 「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」，看護学（成人看護学，老年看護学及び母子看護学を含む。），看護実習
ワ　家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。），被服学（被服製作実習を含む。），食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。），住居学（製図を含む。），保育学（実習及び家庭看護を含む。），家庭電気・家庭機械・情報処理
カ　情報 情報社会・情報倫理，コンピュータ・情報処理（実習を含む。），情報システム（実習を含む。），情報通信ネットワーク（実習を含む。），マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。），情報と職業
ヨ　農業 農業の関係科目，職業指導
タ　工業 工業の関係科目，職業指導
レ　商業 商業の関係科目，職業指導
ソ　水産 水産の関係科目，職業指導
ツ　福祉 社会福祉学（職業指導を含む。），高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉，社会福祉援助技術，介護理論・介護技術，社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。），人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解，加齢に関する理解・障害に関する理解
ネ　商船 商船の関係科目，職業指導
ナ　職業指導 職業指導，職業指導の技術，職業指導の運営管理
ラ　英語 英語学，英語文学，英語コミュニケーション，異文化理解
ム　宗教 宗教学，宗教史，「教理学，哲学」

2　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。），教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。），教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。），総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は，学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し，育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3　教育実習は，高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

4　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は，教育の基礎的理解に関する科目にあつては８単位まで，道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目，教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ２単位まで，幼稚園，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

5　数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，農業，商業，水産及び商船の各教科についての普通免許状については，当分の間，各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については，教育職員免許法別表第１備考第７号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は，当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において，各教科の指導法に関する科目にあつては１単位以上，その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

6　工業の普通免許状の授与を受ける場合は，当分の間，各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については，免許法別表第１備考第７号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は，当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

2　学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては，大学は，各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3　各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程における単位の修得方法は，第１項に定める修得方法の例によるものとする。

4　大学は，第１項に規定する各科目の開設に当たつては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第６条　削除

第７条　免許法別表第１に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="3" rowspan="3">特別支援教育に関する科目</td><td colspan="3">免許状の種類</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別支援学校教諭</td></tr>
<tr><td>専修免許状</td><td>１種免許状</td><td>２種免許状</td></tr>
<tr><td rowspan="5">最低修得単位数</td><td>第１欄</td><td colspan="2">特別支援教育の基礎理論に関する科目</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２欄</td><td rowspan="2">特別支援教育領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">16</td><td rowspan="2">16</td><td rowspan="2">8</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３欄</td><td rowspan="2">免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</td><td>心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">3</td></tr>
<tr><td>心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</td></tr>
<tr><td>第４欄</td><td colspan="2">心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
</table>

備考

1　第１欄に掲げる科目は，特別支援学校の教育に係る，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育に係る社会的，制度的又は経営的事項を含むものとする。

2　第２欄に掲げる科目の単位の修得方法は，特別支援教育領域のうち，１又は２以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について，それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては，当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては４単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては１単位）以上を含む。）

ロ　知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては，当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては２単位）以上（当該心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る２単位（２種免許状の授与を受ける場合にあつては１単位）以上を含む。）

3　第３欄に掲げる科目は，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち，授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全

ての事項を含むものとする。
4　第４欄に定める単位は，特別支援学校において，教員として１年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては，経験年数１年について１単位の割合で，それぞれ第１欄から第３欄までに掲げる科目に関する単位をもつて，これに替えることができる。
5　前号に規定する実務証明責任者は，特別支援学校の教員についての免許法別表第３の第３欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第５項第３号においても同様とする。）

2　免許法別表第１に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は，前項に規定するもののほか，免許状教育領域の種類に応じ，大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3　特別支援教育に関する科目の修得により免許法第５条の２第３項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は，追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ，第１項の表備考第２号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4　前項の規定により修得するものとされる単位は，新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて，これに替えることができる。この場合において，第１項の表の第３欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは，同欄に掲げる科目について，その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5　免許法第５条の２第３項に規定する教育職員検定のうち，特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は，次に定めるところによつて行わなければならない。

一　学力の検定は，追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ，第１項の表第２欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては，当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて　４単位（２種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては２単位）以上（当該　心理等に関する科目に係る１単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る１単位以上を含む。）

ロ　知的障害者，肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては，当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ１単位又は当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目（以下この号において「心理及び教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ１単位（２種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあつては当該心理及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目１単位）以上

二　前号の単位は，文部科学大臣の認定する講習，大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

三　実務の検定は，特別支援学校の教員（専修免許状又は１種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては，当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員に限り，２種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあつては，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として１年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6　第４項の規定は，前項の場合について準用する。この場合において，「前項」とあるのは「第５項」と

読み替えるものとする。

7　免許法別表第１備考第６号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は，第１項から第４項までに定める修得方法の例によるものとする。

第９条　免許法別表第２に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第１欄		養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	１種免許状	２種免許状
最低修得単位数	第２欄	養護に関する科目		28	28	24
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳，総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第５欄	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	4
			教職実践演習	2	2	2
	第６欄	大学が独自に設定する科目		31	7	4

備考

1　養護に関する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ，それぞれ定める単位数を修得するものとする。

イ　専修免許状又は１種免許状　衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）４単位以上，学校保健２単位以上，養護概説２単位以上，健康相談活動の理論・健康相談活動の方法２単位以上，栄養学（食品学を含む。）２単位以上，解剖学・生理学２単位以上，「微生物学，免疫学，薬理概論」２単位以上，精神保健２単位以上，看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）10 単位以上

ロ　２種免許状　衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）２単位以上，学校保健１単位以上，養護概説１単位以上，健康相談活動の理論・健康相談活動の方法２単位以上，栄養学（食品学を含む。）２単位以上，解剖学・生理学２単位以上，「微生物学，免疫学，薬理概論」２単位以上，精神保健２単位以上，看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）10 単位以上

2　道徳，総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導，教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては，教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。

3～5　（略）

6　大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は，次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ，

それぞれ定める科目について修得するものとする。
イ　専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
ロ　１種免許状又は２種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭･栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
7　免許法別表第２の養護教諭の１種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は，養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。），学校保健，養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について，合わせて３単位以上を，教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。），教育の基礎的理解に関する科目（幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち１以上の科目並びに養護実習について，それぞれ２単位以上を修得するものとする。
8　免許法別表第２の養護教諭の１種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は，養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ２単位以上を，学校保健及び養護概説について合わせて２単位以上を，教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目，幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち１以上の科目並びに養護実習について，それぞれ２単位以上を修得するものとする。

第１０条の２　幼稚園，小学校，中学校若しくは特別支援学校の教諭，養護教諭若しくは栄養教諭の１種免許状若しくは２種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の１種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が，免許法別表第１，別表第２又は別表第２の２の規定により，それぞれの専修免許状又は１種免許状の授与を受けようとするときは，これらの別表の専修免許状又は１種免許状に係る第３欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている１種免許状又は２種免許状に係る第３欄に定める単位数は，既に修得したものとみなす。
2　前項の規定の適用を受ける場合（１種免許状を有している者又は１種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第 20 条第１項，第 22 条第３項及び第 66 条の８において同じ。），教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第 22 条第３項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。），特別支援教育に関する科目，養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は，第２条から第５条まで，第７条，第９条及び第 10 条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は１種免許状に係る各科目の単位数から２種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。
3　免許法別表第１，別表第２又は別表第２の２の規定により幼稚園，小学校，中学校若しくは特別支援学校の教諭，養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状若しくは１種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は，それぞれの１種免許状又は２種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては１種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は１種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第３欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし，第２条から前条までに規定する１種免許状又は２種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては１種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。
4　第７条第３項又は第５項の規定により１種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が，当

該領域を定めた２種免許状を所持している場合，当該領域を定めた２種免許状に係る所要資格を得ている場合又は特別支援学校教諭の２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合には，同条第３項又は第５項に定める単位数のうち２種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は，既に修得したものとみなす。

５　第７条第３項又は第５項の規定により１種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は，当該新教育領域を定めた２種免許状の授与を受けるため，又は２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を同条第３項又は第５項に定める１種免許状に係る単位数に含めることができる。ただし，同条第３項又は第５項に定める単位数のうち，２種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。

第１０条の３　認定課程を有する大学に入学した者は，当該大学の認めるところにより，当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち，大学設置基準第 30 条第１項（大学院設置基準第 15 条において準用をする場合を含む。），専門職大学設置基準第 26 条第１項，短期大学設置基準第 16 条第１項，専門職短期大学設置基準第 23 条第１項又は専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 22 条第１項若しくは第 28 条第１項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては，当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において，当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては，第２条から第５条まで，第７条，第９条及び第 10 条に規定する２種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては，中学校教諭の２種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

２　免許法別表第１，別表第２又は別表第２の２の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は，認定課程を有する大学の認めるところにより，認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち，大学設置基準第 28 条（大学院設置基準第 15 条において準用をする場合を含む。），専門職大学設置基準第 24 条第１項，短期大学設置基準第 14 条，専門職短期大学設置基準第 21 条第１項又は専門職大学院設置基準第 21 条若しくは第 27 条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては，当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第２５条　免許法別表第１備考第２号に規定する大学の専攻科に相当する課程は，大学院の課程とする。

第６６条の６　免許法別表第１備考第４号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は，日本国憲法２単位，体育２単位，外国語コミュニケーション２単位及び情報機器の操作２単位とする。

第７２条　普通免許状の様式は，別記第１号様式のとおりとする。

２　専修免許状には，大学院での専攻を記入するものとする。この場合において，次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を 12 単位以上修得した場合は，大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一　幼稚園教諭の専修免許状においては，教育哲学，教育史，教育制度・学校経営，教育社会学，教育内容・方法，教育心理学・発達心理学，教育臨床，幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

二　小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては，教育哲学，教育史，教育制度・学校経営，教育社会学，教育内容・方法，教育心理学・発達心理学，教育臨床，生徒指導・進路指導，国語教育，社会科

教育，数学教育，理科教育，音楽教育，美術教育，保健体育，技術教育，家政教育，英語教育，道徳教育，国際理解教育，環境教育，情報教育，日本語教育，生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

三　高等学校教諭の専修免許状においては，前項に掲げる分野，世界史，日本史，地理，倫理，政治・経済，物理，化学，生物，地学，体育若しくは保健又は授与権者が適当と認めた分野

四　特別支援学校の教諭の専修免許状においては，視覚障害教育，聴覚障害教育，知的障害教育，肢体不自由教育，病弱教育又は授与権者が適当と認めた分野

五　養護教諭の専修免許状においては，教育哲学，教育史，教育制度，教育社会学，教育心理学・発達心理学，教育臨床，生徒指導，衛生学・公衆衛生学，健康相談，栄養学，解剖学・生理学，微生物学・免疫学・薬学概論，精神保健，看護学又は授与権者が適当と認めた分野

六　（略）

３　（略）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

（平成９年６月18日
法律第９０号）

最終改正 H27.6.24

（趣旨）

第１条　この法律は，義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ，教員としての資質の向上を図り，義務教育の一層の充実を期する観点から，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に，障害者，高齢者等に対する介護，介助，これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため，小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第２条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第５条第１項の規定の適用については，当分の間，同項中「修得した者」とあるのは，「修得した者（18歳に達した後，７日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間，特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて，障害者，高齢者等に対する介護，介助，これらの者との交流等の体験を行つた者に限る。）」とする。

２　前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第５条第１項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は，文部科学省令で定める。

３　介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については，第１項の規定は，適用しない。

（関係者の責務）

第３条　国，地方公共団体及びその他の関係機関は，介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は，介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

３　大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は，その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

（教員の採用時における介護等の体験の勘案）

第４条　小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は，その選考に当たつては，この法律の趣旨にのつとり，教員になろうとする者が行つた介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附　則

２　この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で，これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第１に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては，第２条第１項の規定は，適用しない。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（抄）

（平成９年11月26日
文部省令第40号）

最終改正 H29.3.31

（介護等の体験の期間）

第１条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第２条第１項の文部科学省令で定める期間は，７日間とする。

（介護等の体験を行う施設）

第２条　特例法第２条第１項の文部科学大臣が定める施設は，次のとおりとする。

(1) 以下省略

（介護等の体験を免除する者）

第３条　特例法第２条第３項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第７条の規定により保健師の免許を受けている者

(2) 保健師助産師看護師法第７条の規定により助産師の免許を受けている者

(3) 保健師助産師看護師法第７条の規定により看護師の免許を受けている者

(4) 保健師助産師看護師法第８条の規定により准看護師の免許を受けている者

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第５条第１項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

(6) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第３条の規定により理学療法士の免許を受けている者

(7) 理学療法士及び作業療法士法第３条の規定により作業療法士の免許を受けている者

(8) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第４条の規定により社会福祉士の資格を有する者

(9) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者

(10) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第３条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

２　特例法第２条第３項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは，身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者のうち，同法第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に，障害の程度が１級から６級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第４条　小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は，教育職員免許法第５条の２第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たつて，同項に規定する書類のほか，介護等の体験を行つた学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

２　学校又は施設の長は，小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があつたときは，その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

３　証明書の様式は，別記様式のとおりとする。

第一共通棟

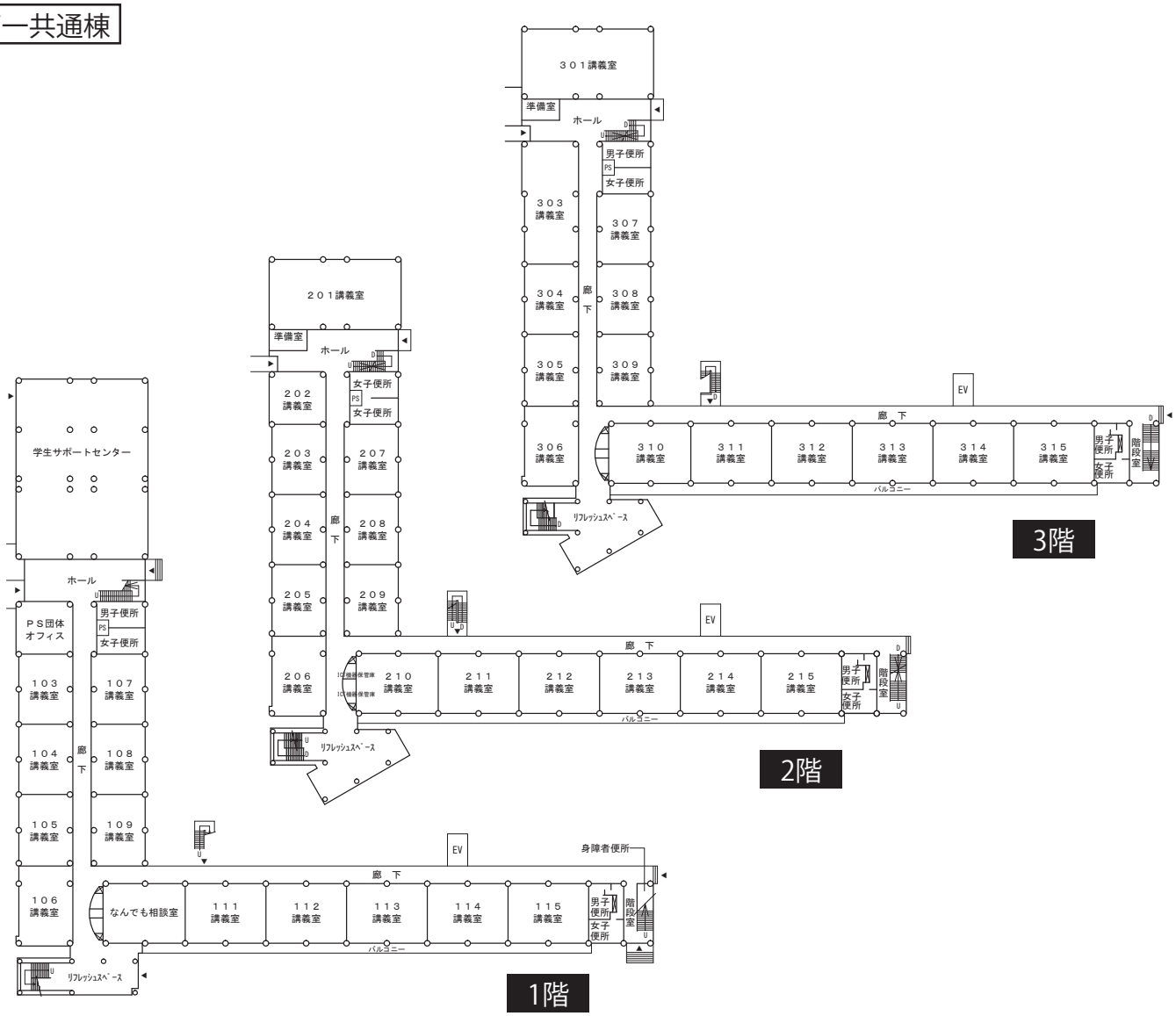
３０１講義室
準備室
ホール
男子便所
女子便所
３０３講義室
３０４講義室
３０５講義室
３０６講義室
３０７講義室
３０８講義室
３０９講義室
廊下
EV
３１０講義室
３１１講義室
３１２講義室
３１３講義室
３１４講義室
３１５講義室
男子便所
女子便所
階段室
バルコニー
リフレッシュスペース
3階
２０１講義室
２０２講義室
２０３講義室
２０４講義室
２０５講義室
２０６講義室
２０７講義室
２０８講義室
２０９講義室
２１０講義室
２１１講義室
２１２講義室
２１３講義室
２１４講義室
２１５講義室
2階
学生サポートセンター
ＰＳ団体オフィス
１０３講義室
１０４講義室
１０５講義室
１０６講義室
１０７講義室
１０８講義室
１０９講義室
なんでも相談室
１１１講義室
１１２講義室
１１３講義室
１１４講義室
１１５講義室
身障者便所
1階

第二共通棟

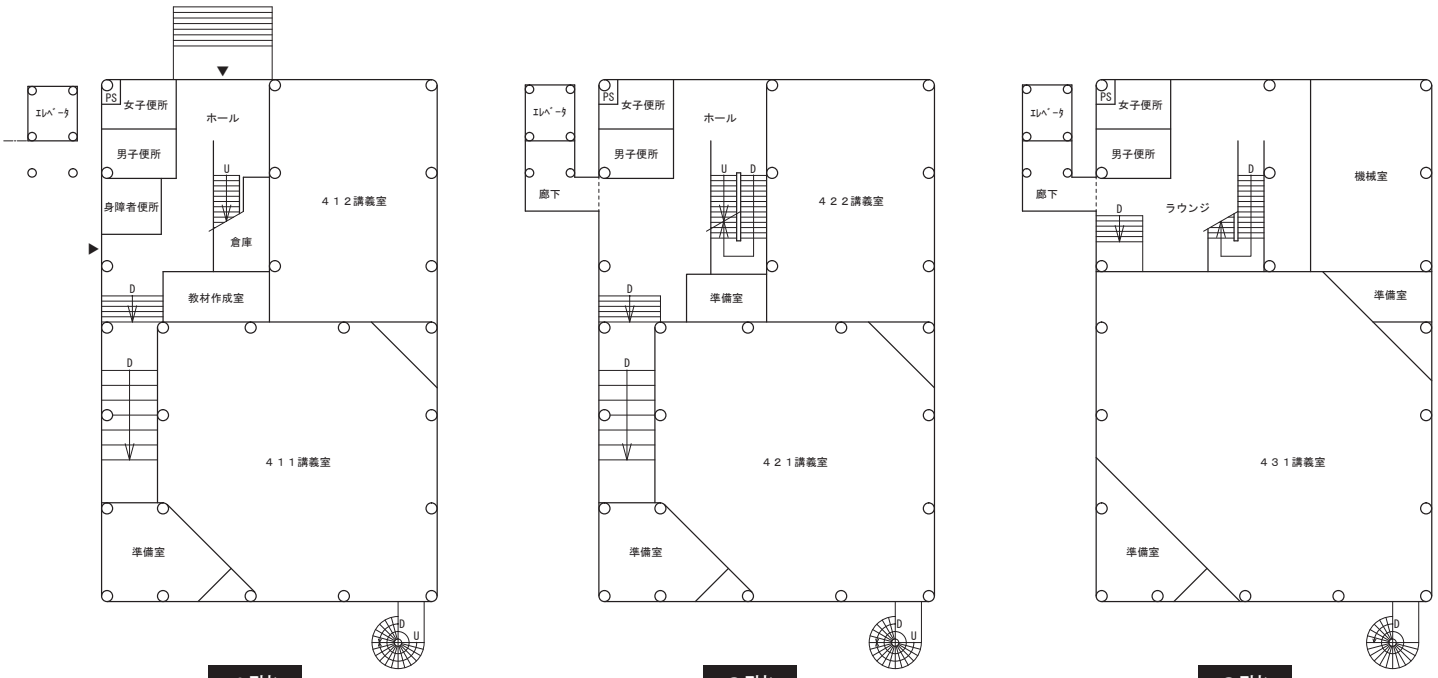
エレベータ
PS
女子便所
男子便所
ホール
身障者便所
倉庫
４１２講義室
教材作成室
４１１講義室
準備室
1階
廊下
４２２講義室
４２１講義室
2階
ラウンジ
機械室
４３１講義室
3階

学内施設配置図

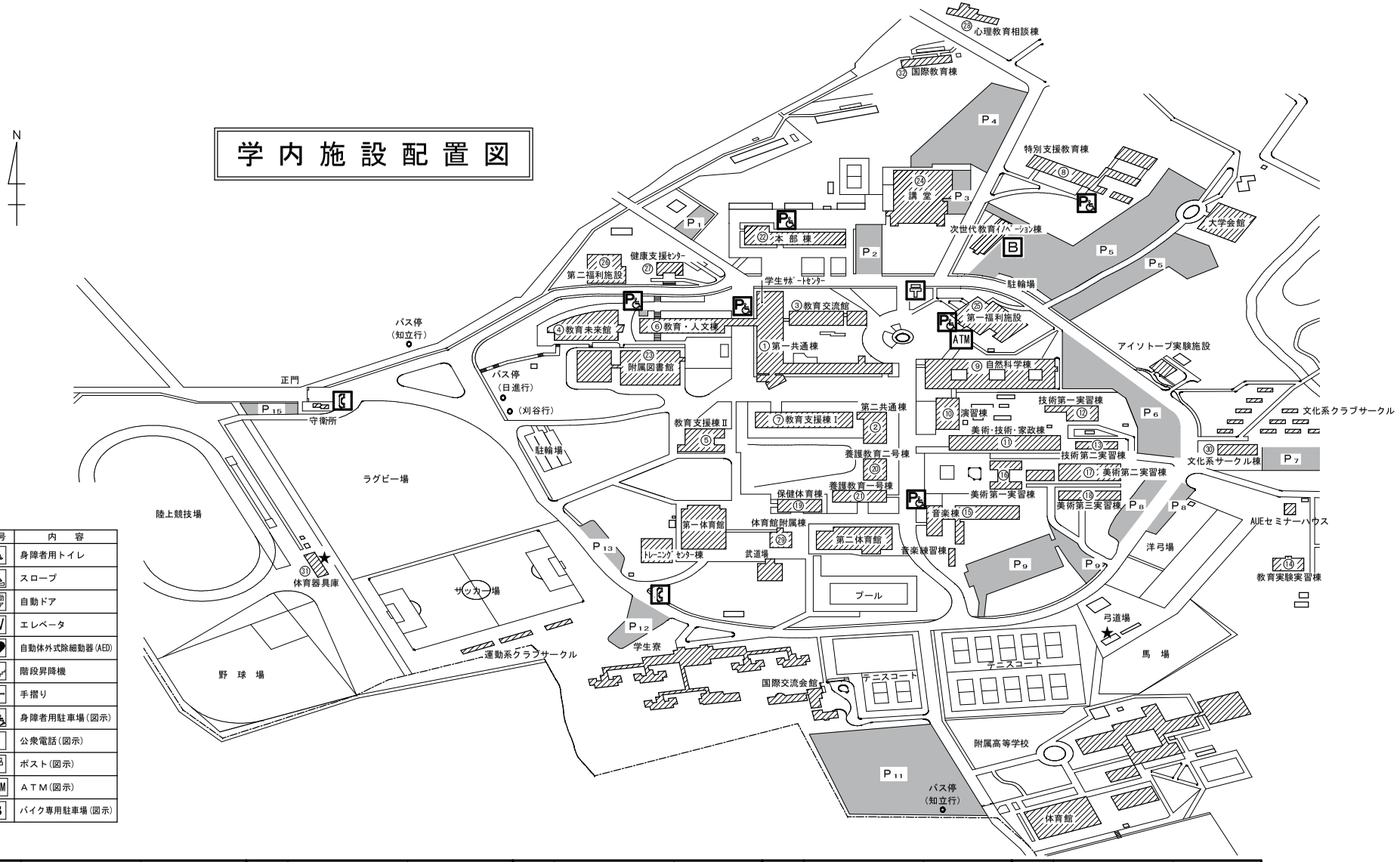

記号	内容
	身障者用トイレ
	スロープ
自動ドア	自動ドア
EV	エレベータ
	自動体外式除細動器(AED)
	階段昇降機
	手摺り
	身障者用駐車場(図示)
	公衆電話(図示)
	ポスト(図示)
ATM	ＡＴＭ(図示)
B	バイク専用駐車場(図示)

番号	施設名	諸設備
①	第一共通棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、自動体外式除細動器、手摺り
②	第二共通棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、階段昇降機
③	教育交流館	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
④	教育未来館	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、自動体外式除細動器
⑤	教育支援棟Ⅱ	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
⑥	教育・人文棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
⑦	教育支援棟Ⅰ	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
⑧	特別支援教育棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、自動体外式除細動器、手摺り
⑨	自然科学棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、自動体外式除細動器
⑩	演習棟	美術・技術・家政棟にて諸設備を使用できます
⑪	美術・技術・家政棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
⑫	技術第一実習棟	
⑬	技術第二実習棟	
⑭	教育実験実習棟	
⑮	音楽棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア
⑯	美術第一実習棟	
⑰	美術第二実習棟	
⑱	美術第三実習棟	
⑲	保健体育棟	スロープ、自動ドア、自動体外式除細動器
⑳	養護教育二号棟	スロープ、自動ドア
㉑	養護教育一号棟	スロープ、自動ドア
㉒	本部棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV、自動体外式除細動器
㉓	附属図書館	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、EV
㉔	講堂	身障者用トイレ、スロープ
㉕	第一福利施設	身障者用トイレ、スロープ、階段昇降機、自動体外式除細動器
㉖	第二福利施設	スロープ、自動ドア
㉗	健康支援センター	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア、自動体外式除細動器
㉘	心理教育相談棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア
㉙	体育館附属棟	自動体外式除細動器
㉚	文化系サークル棟	自動体外式除細動器
㉛	体育器具庫	自動体外式除細動器
㉜	国際教育棟	身障者用トイレ、スロープ、自動ドア
★	屋外トイレ（2ヶ所）	

２０２１（令和３年度）　履修の手引

発　行　　令和３年４月１日

編　集　　愛知教育大学 教務企画課
発　行　　〒448-8542　刈谷市井ヶ谷町広沢１